

ISSN 1345—7861

国際関係研究

第34巻第2号

平成26年2月

日本大学国際関係学部
国際関係研究所

国際関係研究

第34巻第2号 平成26年2月

日本大学国際関係学部
国際関係研究所

国際関係研究

第34巻第2号 平成26年2月

目次

論文

- 日中のICT産業の比較研究…………… 豊川和治 …… 1
- 先進国のデフインフレと中国の物価動向…………… 法専充男 …… 17
- ペティの『賢者一言』と戦時租税論…………… 吉田克己 …… 25
- 中国のサービス産業の発展に対する一考察…………… 陳文挙 …… 33
- 東アジアにおけるエネルギー協力体制の確立…………… 岡本博之 …… 45
- ラフカディオ・ハーンとジョージ・ワシントン・ケーブル：
「クレオール」の文学という視点から …………… 梅本順子 …… 57
- 100年が経過する南米日系社会の形成と変容 …………… 福井千鶴 …… 67
- 「エイδος」(Eidos) と「影」
—影の見方に関する小考—…………… 石渡利康 …… 77
- レイモンド・チャンドラーから村上春樹へ
—仮説のモラルの構築—…………… 岡田善明 …… 87
- Exploring student attitudes toward video-based lessons …………… Marcus GRANDON …… 97

研究ノート

- 明治期の強迫（民法96条）規定に関する学説・判例の展開 …………… 小野健太郎 …… 107

日中のICT産業の比較研究

豊川和治

Kazuharu TOYOKAWA. Comparison Study of ICT Industries in China and Japan. *Studies in International Relations* Vol. 34, No. 2. February 2014. pp. 1 – 15.

Through the recent growth of economy and industries in China, it is called that China is shifting its position to the world market from the world factory. In considering ICT (Information and Communication Technology) industries, China has a large potentiality of growth since the actual network population exceeds 500 million and the number of mobile phone subscribers does 1 billion.

We investigated the China's recent growth of ICT industries, and compared it with the Japanese. We introduced a growth model of ICT industries to analyze a structural change of ICT industries.

According to the analysis, we found out that Chinese ICT industries is growing more than 10% a year in recent 7 years in quantity, being on a way to a structural change to an advanced countries style. Also we observed a stagnated quantitative growth of the Japanese ICT industries but a steady structural change to an advanced countries.

Case studies in current situation and growth of leading Chinese ICT corporations are also shown.

1. はじめに

1990年代から2000年代にかけて、世界の企業は製造拠点を中国に移した。特に、電機・電子関連及び繊維産業は、安価で豊富な労働力の恩恵を受け、積極的に中国へ進出した結果、今や中国は「世界の工場」としての地位を確立することになった。

2008年9月の「リーマンショック」は、金融業界だけでなく世界の産業界に打撃を与えたが、中国政府の対応は素早く、中国人民銀行の貸出金利の引き下げという金融政策を実施するとともに、11月には4兆元に及ぶ公共投資による内需拡大という財政政策を打ちだし、2009年にはさらに景気対策として、補助金による家電、自動車などの購入支援策を実施した。このようにして、中国経済は2009年第1四半期を底にV字回復を果たした。

このような政策が世界に先駆けて一定の効果を生んだことにより、中国という市場が世界経済の中での存在感を強め、今や中国は「世界の市場」という期待が高まりを見せている。

情報通信サービス (ICT) 産業から見ても、中

国は人口13億人超、2012年までの10年間に年平均10.7%の経済成長を続けている国で、5億人以上の「網民」(ネットワーク市民)が存在し、携帯電話契約数11億件超という、他の国や地域の市場と比較して、極めて巨大な潜在的可能性を有する市場とすることができる。

この論文では、中国のICT産業の発展を調査し、その規模と構造の変化を明らかにすることをその目的とする。具体的には、第2章で、この10年間のICT産業各セクターの市場規模と割合の変化を調査し、日本のICT産業と比較する。日本と中国との協調あるいは競合関係、産業構造の比較にも目を止める。

第3章では、中国におけるICT産業各セクターの代表的企業のこれまでの発展と現状について事例研究をする。第4章では、中国及び日本のICT産業の現状を総括し、今後の展望について考察する。

2. 中国のICT産業の市場規模

2-1. ICT産業のセクター

情報通信サービス産業を狭義にとらえると、固定電話、携帯電話、電気通信に付帯するサービス、ソフトウェア、情報処理・提供サービス、コンテンツ配信やネット通信販売などのインターネット付随サービス等、第3次産業部門に限定した産業セクターを考慮することも可能である。

しかし、コンピューター・ネットワークを構成するシステムは、ネットワークに接続されたサーバーコンピュータ、PC、携帯電話など情報処理機器群と、通信機器、各種ケーブル、無線通信などで構成される情報ネットワーク・インフラから成る。情報処理機器は、ハードウェアシステム、コ

ンポーネント、ソフトウェア、コンテンツから成り、ネットワーク・インフラは、無線・有線ネットワーク、通信機器、通信サービスを提供するための通信プロトコル、ソフトウェア、設定データ群などから構成される。

従って、ICT産業の成長、構造変化を考慮するためには、ハードウェアシステム、コンポーネント、電子部品、通信機器等の関連する製造業の第2次産業セクターも含めて考慮する必要がある。

公開されている中国産業の市場規模を示す政府公表資料では、ICT関連産業セクターは、Table1に示すように区分されている⁽¹⁾。この区分に対して、それぞれA～Oのカテゴリーを示すラベルをここで付与する。

全部企业合计	Total of all enterprises	カテゴリー
其中：通信设备制造业	Including: communications equipment manufacturing	A
雷达制造业	Radar manufacturing industry	B
广播电视设备制造业	Radio and television equipment manufacturing	C
电子计算机制造业	Computer manufacturing	D
家用视听设备制造业	Household audio and video equipment manufacturing	E
电子器件制造业	Electronic device manufacturing	F
电子元件制造业	Electronic Components Manufacturing	G
电子测量仪器制造业	Electronic measuring instruments manufacturing	H
电子专用设备制造业	Electronic special equipment manufacturing industry	I
电子信息机电制造业	The electronic information electromechanical manufacturing industry	J
其它电子信息行业	Other electronic information industry	K
其中：外商港澳台投资企业	Which: foreign, Hong Kong, Macao and Taiwan invested enterprises	-
其中：国有控股企业	Of which: State-owned holding enterprises	-
数据处理和运营服务收入	Data Processing Operation	L
嵌入式系统软件收入	Embedded sys SW	M
软件产品收入	SW products	N
信息系统集成服务收入	Information Sys. Int. SVC	L
信息技术咨询和管理服务收入	IT consulting SVC	
软件技术服务收入	SW & Tech SVC	
IC设计收入	IC design	O

Table1. 中国のICT産業セクター区分

(出所：中华人民共和国工业和信息化部 电子信息/软件业 統計)

これに対し、日本のICT産業市場に関する政府資料⁽²⁾では、中国と同様情報機器製造業（第2次産業）と、情報サービス業（第3次産業）を統合して公表している点では共通しているが、個別の

産業セクターの区分・統合では若干の違いがある。この日本の公表資料におけるICT産業セクター区分と、対応する中国のカテゴリーを示すラベルを、Table2に示す。

日本、中国ともに政府公表資料における産業セクター区分は、概ね共通しているといえる。但し、無線通信機器、有線機器及び通信ケーブル製造セクターは、日中で区別が異なるが、無線・有線通信機器製造で統合した区分で考える。電子部品、デバイス、コンポーネント、電子計測機器、特殊電子機器製造セクター、ラジオ、テレビ、AV機器

製造セクターも同様に、統合したセクターで、日中を比較する。

研究セクターは、日本では独立したセクターとして公表されているが、中国では独立したセクターとして公表されていない。この研究セクターに関しては、日中で区別して取り扱うこととする。

産業セクター	カテゴリー
1. 通信業	
郵便/固定電気通信/移動電気通信/電気通信に付帯するサービス	
2. 放送業	
公共放送/民間放送/有線放送	
3. 情報サービス業	
ソフトウェア	N + M
情報処理・提供サービス	L + O
インターネット付随サービス	L
4. 映像・音声・文字情報制作業	
映像情報制作・配給/新聞/出版/ニュース供給	
5. 情報通信関連製造業	
通信ケーブル製造	A
有線通信機械器具製造	A
無線通信機械器具製造	A + B
ラジオ・テレビ受信機・ビデオ機器製造	C + E
電気音響機械器具製造	E
電子計算機・同付属装置製造	D
磁気テープ・磁気ディスク製造	J
事務用機械器具製造	J
情報記録物製造	K
6. 情報通信関連サービス業	
情報通信機器賃貸業	L
広告業/印刷・製版・製本業/映画・劇場等	
7. 情報通信関連建設業	
電気通信施設建設業	-
8. 研究	
研究	Unique
鉄鋼	
電気機械（除情報通信機器）	F + G + H + I (*)
輸送機械	
建設（除電気通信施設建設）	
卸売	
小売	
運輸	

(*) 工業統計表、情報通信白書の比較により分類決定

Table2. 日本のICT産業セクター区分

(出所：平成24年度情報通信白書及び工業統計表)

2-2. 日中のICT産業の市場規模

2005年～2012年まで最近8年間の、中国のICT産業の公表されている市場規模をFig.1に示す。

特徴的なことは、市場規模が急激に成長していることである。2005年～2012年の8カ年をとると、年平均16.2%成長している。また、各産業セクターでは、電子部品・デバイス・コンポーネント及び電気機械セクター（カテゴリー：F,G,H,I）が、2012年で全体の30.5%を占め、次いで電子計

算機製造セクター（カテゴリー：D）が20.7%と、ハードウェア製造セクター群が上位を占めていることである。

2008年9月に起きたリーマンショックは、全世界の経済に打撃を与え、各産業の市場規模を縮小させる影響を与えた。中国のICT産業においては、2009年度、伸び率は減少しているものの、市場規模は微増しており、2010年以降は回復傾向を示し、再び高い伸びを示している。

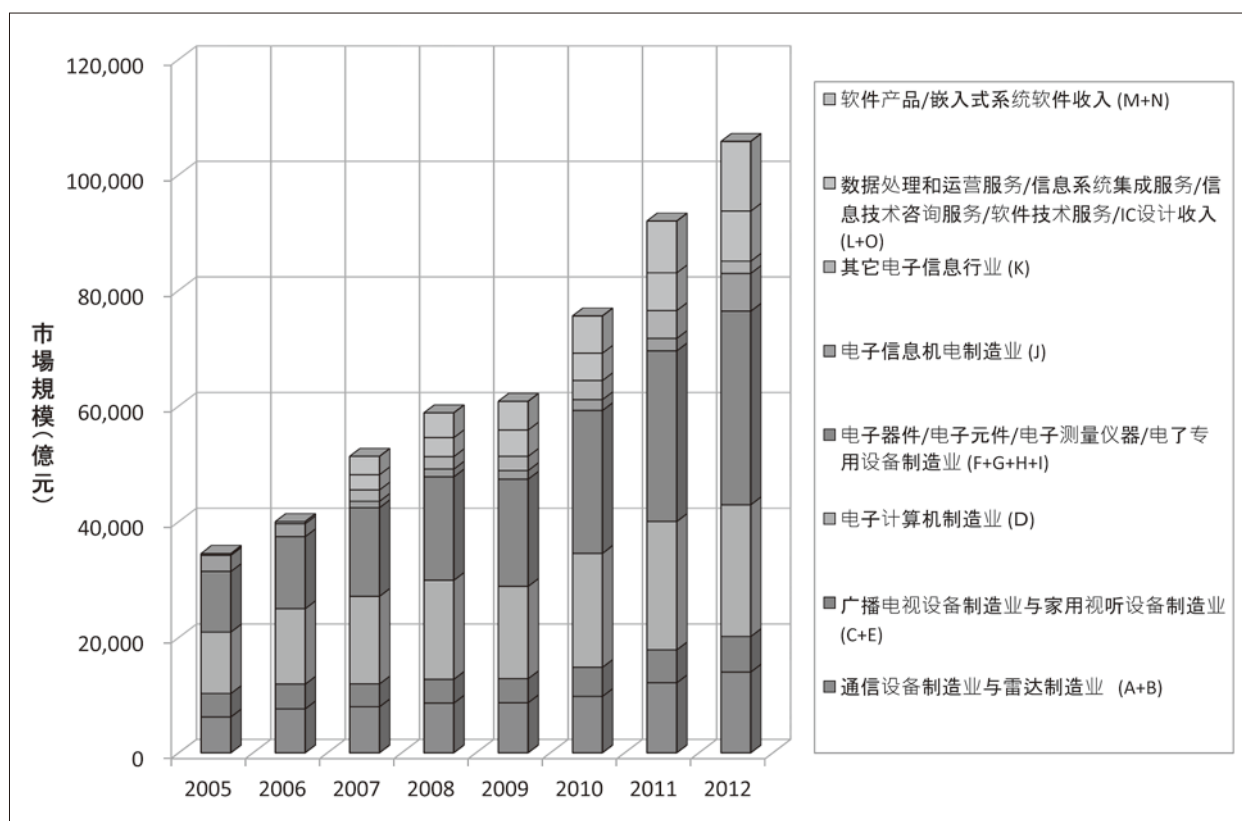


Fig.1 中国のICT産業の市場規模

(出所：中华人民共和国工业和信息化部 电子信息/软件业 統計)

次に、日本の1995年～2011年までのICT産業の市場規模をFig.2に示す。

特徴的なことは、市場規模総額はこの20年近く成長せず、日本の経済状況に冠せられたいわゆる「失われた20年」という状況がICT産業部門でも如実に認められる事である。その上、2009年のリーマンショックによる景気後退、2011年の東日本大震災の発生に伴う電子機器、部品などの製造拠点の被害、物流・通信の障害は、日本のICT市場規模の縮小傾向にさらに拍車をかけることになった。その結果として、2005年～2011年の7カ年で

ICT産業全体の市場規模は、年平均-1.9%と減少している。

各産業セクターで占める割合が多いのは、電気機械（除く情報通信機器）で、その内容は、電子部品、デバイス、コンポーネント及び電気機械セクター（カテゴリー：F,G,H,I）、情報処理・提供サービスセクター（カテゴリー：L,O）、及び研究セクターで、それぞれ全体の38.2%、19.6%、及び17.9%と、ハードウェア、ソフトウェア・サービス部門に属するセクター、及び研究セクターが、高い割合を占めていることである。

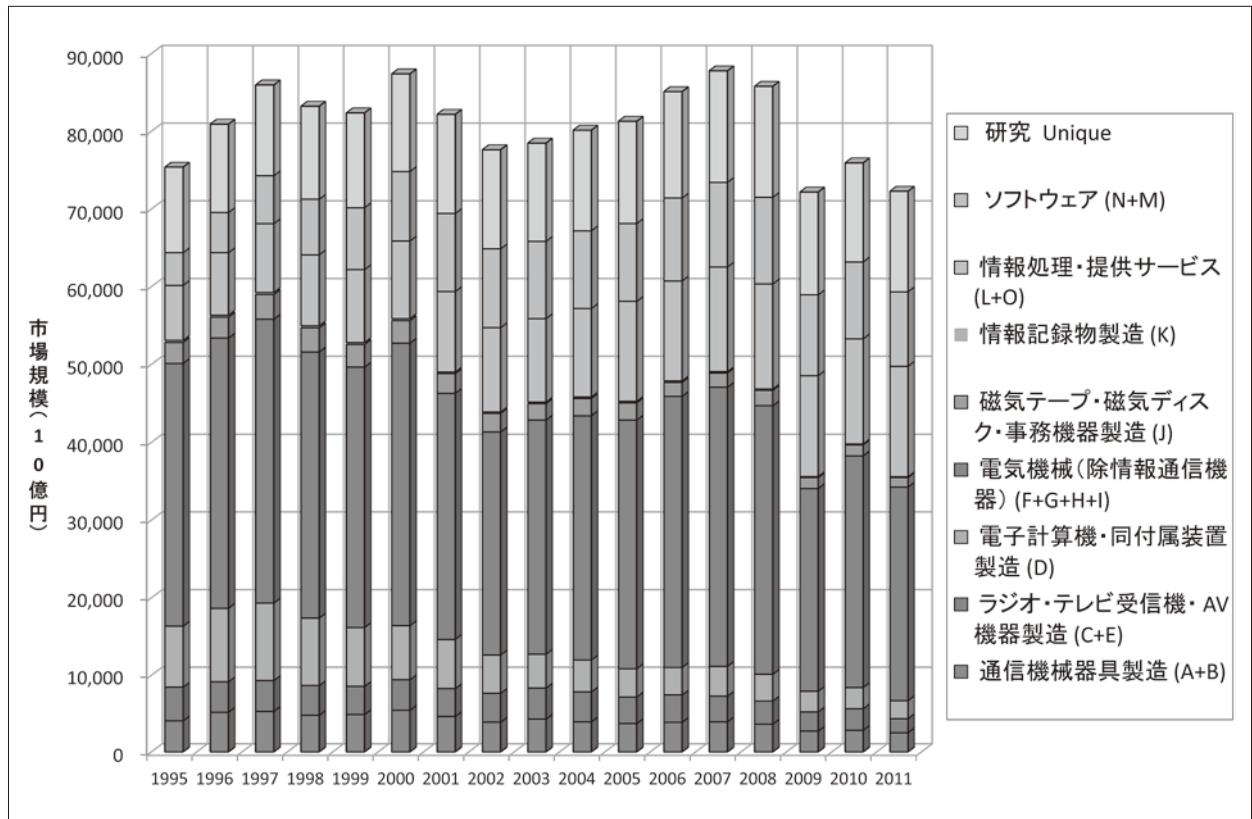


Fig.2 日本のICT産業の市場規模

(出所：日本国総務省 平成25年度情報通信白書)

2-3. ICT産業の成長モデル

ICTの基盤システムを構成するコンピュータやネットワーク機器などハードウェアの核となる機能は、シリコンを基盤とする半導体チップで実現されている。インテル社の会長であったGordon Mooreは、半導体チップを製造する半導体技術は休むことなく進歩を続け、この結果、半導体チップは、約18カ月で価格・性能比が2分の1になることを経験則として提唱した⁽³⁾。この考えは、1960年代以来、約半世紀にわたって、マイクロプロセッサや半導体メモリ等の半導体製品で、実際に成立することが裏付けられ、現在「ムーアの法則」として知られている。

TV、AV機器などを含むハードウェア機器は、この他、電源、液晶ディスプレイ、ハードディスクドライブなど、半導体チップ以外の部品・コンポーネントからも構成されているが、これらの部品・コンポーネント類も標準化、モジュール化が急速に進歩し、多数のメーカーが参入することで、市場でのコモディティ化が進展すると、こちらも半導体チップに引きずられるように、急速に価格・

性能比が低下していった。結果として、ICT関連のハードウェア価格は年毎に急速に低下する、いわゆる「チープ革命」が進行することになった⁽⁴⁾。

ICT関連産業の発展に影響力あるもう一つの基本則は、ネットワークに関連する事業の潜在的価値に関わるものである。その法則とは、イーサネットの提唱者の一人であり、米国スリーコム社の共同設立者でもあるRoberts M. Metcalfが、ネットワークの価値もしくはパワーは、そのネットワークに接続されたすべてのノード数のほぼ2乗に比例して増加するというを指摘した。この考えは、現在「メトカーフの法則」として知られている。

数が増加すれば増加するほど、ネットワークの相対的な価値がより急激に増加することになる。従って、自由化された市場でのネットワーク・ビジネスは、ビジネス参入当初は、採算を度外視しても、加入者数の増大に最大のビジネスの重点を置く傾向をこの法則は定性的によく説明している⁽⁵⁾。

ICT関連産業の成長に影響力のあるもう一つの

経験則は、台湾のPCマザーボード及びPCの委託生産メーカーの総帥スタン・シー（施振栄）が提唱した「スマイルカーブ」と呼ばれる電子情報機器などの製造産業における経験則である。シーによれば、PCやタブレット等の電子情報機器のようにオープン化、すなわち部品やコンポーネントの標準化、モジュール化、及びコモディティ化が進んだ市場の商品の製造・流過程では、Fig.3のよ

うに、最上流の研究開発部門、企画デザイン部門、最下流の顧客サービス部門の付加価値は高いが、中流の組み立て・製造部門の付加価値は低くなる、とした⁽⁶⁾。

これらの基本則に影響をうけて展開するICT産業は、発展の形には、以下に示す特徴的なパターンが認められる。

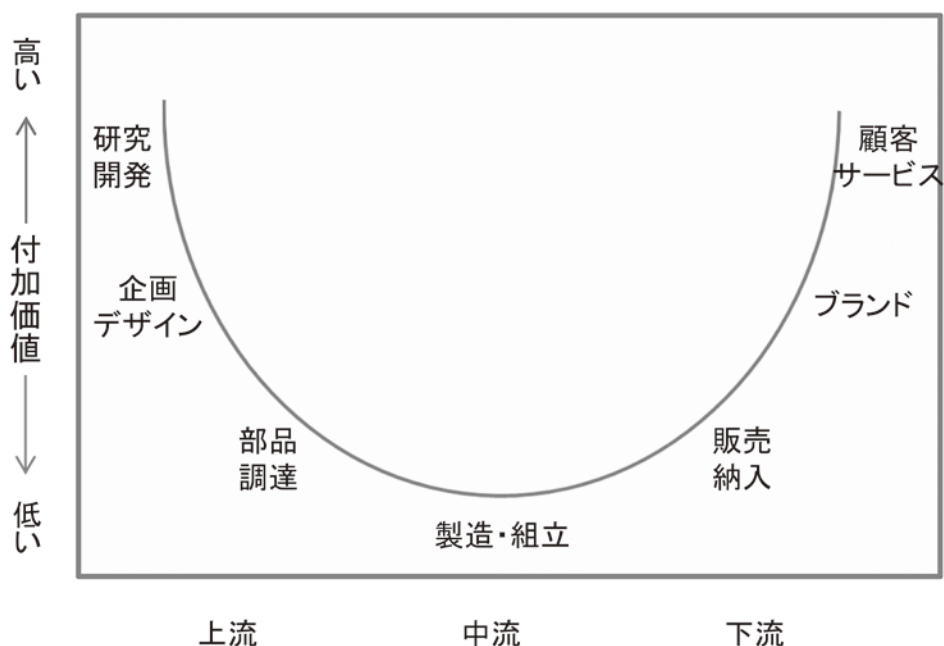


Fig.3 スマイルカーブ理論

- (1) 先進国（EUなどの先進経済圏も含む）のICT産業は、中流のハードウェアの製造・組立部門から、より付加価値の高い上流の研究開発部門、デザイン部門、さらに下流の顧客サービス部門、ブランド部門に重点が移る。
- (2) オープン化が進んだハードウェア製品の製造・組立部門においては、先進国から技術レベルが追い付き、人件費が相対的に安価な後発の国々や経済圏に移転され、そこで発展する。
- (3) 結果として、ICT産業の各セクターの市場規模は、ソフトウェア・サービス対ハードウェアの比率が、先進国で増大する。

ICT産業のこの発展モデルのひとつの領域における例証として、半世紀以上に渡ってICT産業のリーディング・カンパニーの一つであるIBM社の公表された部門別売上高の変化をFig.4に示す⁽⁷⁾。

売上高比率は、1996年ではハードウェア部門（Systems and Technology）、ソフトウェア部門とサービス部門（Software, Global Service）が全売上高に占める割合は、それぞれ46.5%、44.1%であり、ハードウェア部門がトップであった。15年後の2011年では、ハードウェア部門が大幅に減り16.7%となり、ソフトウェア部門とサービス部門は大幅に伸び、売上全体の80.0%を占めるようになっている。この結果は、企業がグローバル・サービスに力を入れた戦略が成功した結果とも言えるが、ICT産業が、この分野のセクターの市場が伸びることに、いち早く的確に対応した結果と

考えられる。

IBM社は、また、「テクノロジー・カンパニー」
として、研究開発に多額の投資を続ける企業とし

ても知られているが、この投資がグローバル・サー
ビスの質の向上、ブランド化に結びつき、成果を
上げていると言える⁽⁸⁾。

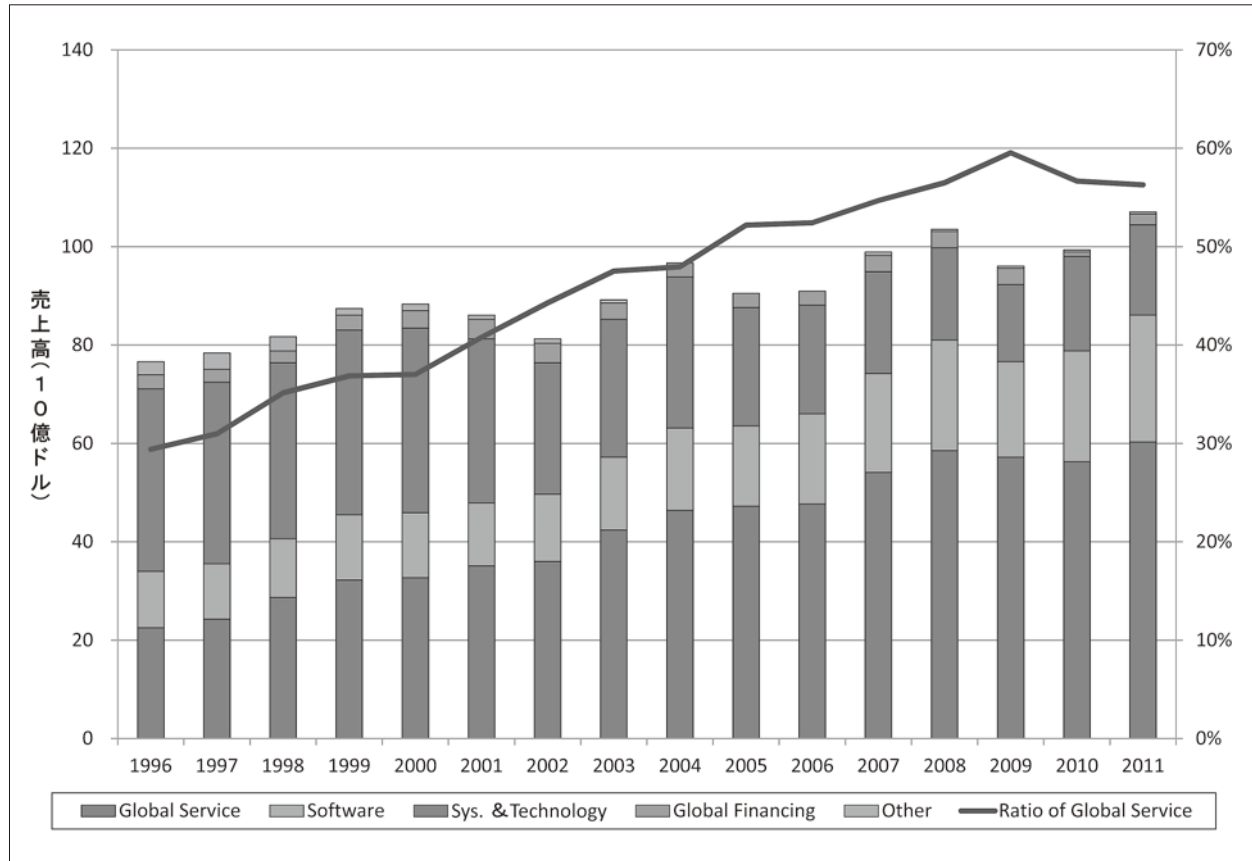


Fig.4 IBMの部門別売上高

(出所：日本国経済産業省2012ものづくり白書)

2-4. 成長モデルからみた中国と日本

中国と日本のICT産業の市場規模の推移を、先に述べたICT産業の成長モデルから、ソフトウェア部門とサービス部門の合計 (SW&SVC)、ハードウェア部門の合計 (HW)、さらに両者の割合の推移に着目する。

但し、研究セクターは日本政府の統計で公表されているが、中国政府の統計データに表れておらず、各セクターの市場規模の数値に含まれていると考えられる。従って、その中国の集計状況に合わせて、日本の研究セクターは、SW&SVCとHW各々の値の大きさに比例配分して評価することと

する。

中国と日本の各部門の市場規模の推移をそれぞれ、Fig.5, Fig.6に示す。これから分かることは以下の通りである。

- (1) 中国のSW&SVC比率は、2005年で10.2%であったが、その後徐々に伸び、2012年で22.7%となった。まだHWの比率が高い。
- (2) 日本は、1995年にはSW&SVC比率がICT市場全体の17.9%に過ぎなかったが、この割合は徐々に増加し2011年で40.2%と先進国型の傾向が顕著になった。

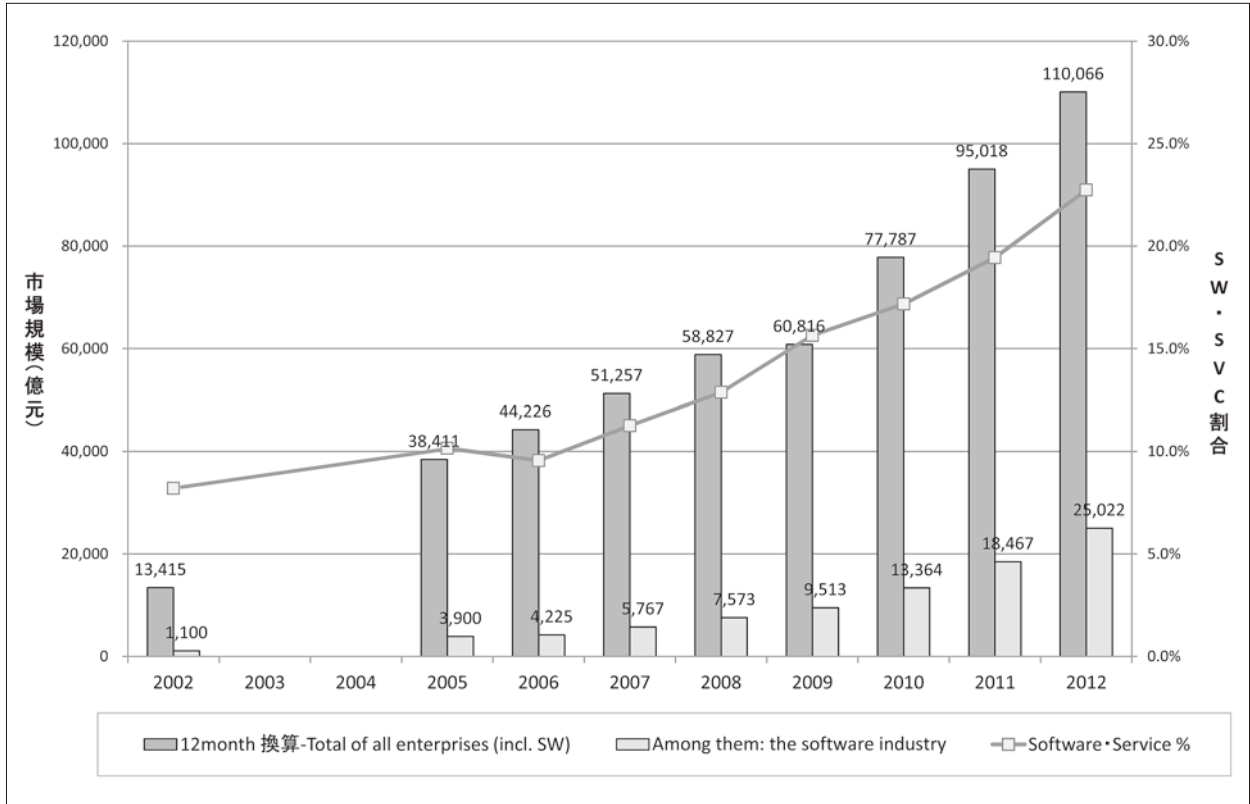


Fig.5 中国のICT産業のソフトウェア・サービス部門の規模と割合

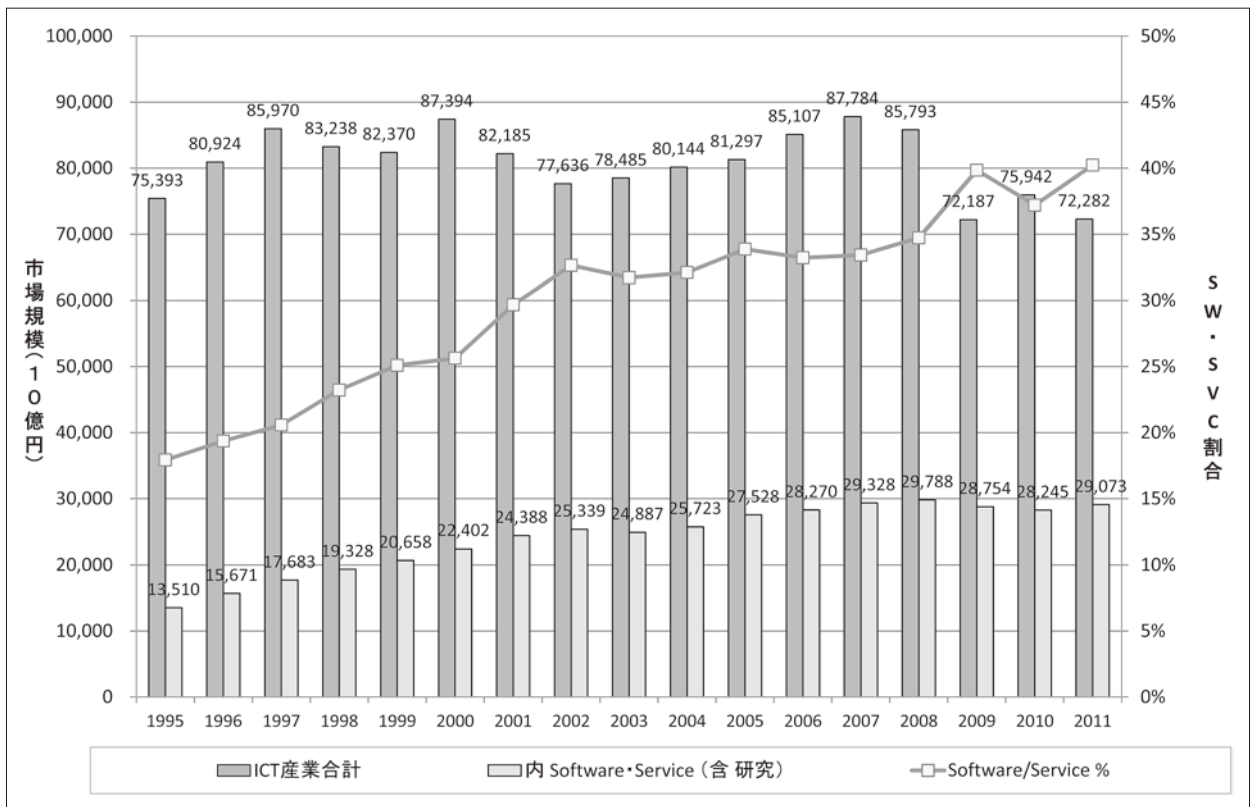


Fig.6 日本のICT産業のソフトウェア・サービス部門の規模と割合

- (3) 2005年から2011年の市場成長率は：
- 中国はICT全体，SW&SVCが16.3%，29.6%
 - 日本はICT全体，SW&SVCが-1.9%，0.9%
- (4) ICT産業の研究セクターに関しては，中国は研究開発の規模が不明だが，日本は1995年で全市場規模の15.0%，2011年で17.9%の研究開発が続けられている。

研究開発は，ICT産業においては，ビジネスにおいて成長するための必要条件と考えられるが，日本においては，この16年間，研究投資は量的な成長の面で目立った寄与は認められない。SW&SVC部門の割合増加という質的な変化に貢献している

と考えられる。中国においては，研究セクターの規模の情報が得られず，ICT産業の成長への程度の寄与があるか不明である。

研究開発の成長への寄与の面では，次の章の事例研究で考察する。

3. 中国のICT企業－事例研究

この章では，中国のICT産業の各セクターで，特徴的な発展をしている企業を取り上げ，経営，市場での位置，成長分野，企業戦略を研究する。

対象として取り上げた企業のリストを，Table3に示す。

ICT産業セクター	事例研究 企業名
通信機器製造 (A)	华为技术 (Huawei Technologies Co. Ltd.)
	中兴通讯 (ZTE Corporation)
コンピュータ製造 (D)	联想集团 (Lenovo Group Limited)
電器産業 (E)	海尔集团 (Haier Group)
	珠海格力股份有限公司 (GREE Electric Appliances Inc. of Zhuhai)
インターネット付随サービス (L)	腾讯控股有限公司 (Tencent Holdings Ltd.)
	阿里巴巴集团 (Alibaba Group)

Table3. 事例研究企業

3-1. 华为技术 (Huawei Technologies Co. Ltd.)

华为技术 (Huawei Technologies) は，1988年，広東省深圳市に，元人民解放軍の技術者の任正非によって設立された民営の通信機器会社である。創業後，まず大手企業の手薄な農村の電話交換機器を手掛けることから国内市場に進出した。次いで，携帯電話などの移動体通信の基地局設備市場では，需要が急拡大したアフリカ，東南アジアに進出して力を蓄え，現在では，ヨーロッパ，日本などの先進国の市場でもシェアを拡大している。

Fig.7に最近5カ年の業績を示す。2010年には，世界140カ国以上に事業を展開，売上高に占める海外比率65%で，売上高1851億7600万元，営業利益292億7100万元を上げた。通信会社向けの通信機器の市場では，スウェーデンのエリクソンに次ぐ，世界第2位の企業に成長している。中国で

最も成功している多国籍企業と言われている⁽⁹⁾。

Huaweiは，任CEOの方針で研究開発に力を注ぎ，売上高の10%を研究開発投資に充てている。実際2011年の投資は38億ドル，売上高の13%に達している。強みは，高速データ通信技術で，早くから高速携帯電話サービス (LTE) 技術に目を付け，2002年から研究に着手し，LTE関連の基本特許の15%以上を保有している。クラウド・コンピューティングに移行する企業システム，スマートフォンなどの携帯端末市場にも力を注いでいる⁽¹⁰⁾。

Huaweiの海外展開では，いくつか課題がある。2008年に米国の通信機器メーカーのスリーコム，2011年に同じく米国の3リーフ・システムズへの出資や資産取得を「安全保障上の懸念がある」と米国側から阻まれたことがある。欧州市場では，

2012年にドイツテレコムやスペインのテレフォニカ、英ボーダフォン等の主要通信会社からLTE用機器を相次いで受注しシェアを伸ばしたが、EU側は、Huaweiが不当な安値で輸出攻勢をかけたと判

断し、中国の政府系金融機関の信用供与が実質的な補助金にあたり、中国当局との協議に入っている⁽¹¹⁾。Huaweiは、これらの問題に適切な対応することが迫られている。

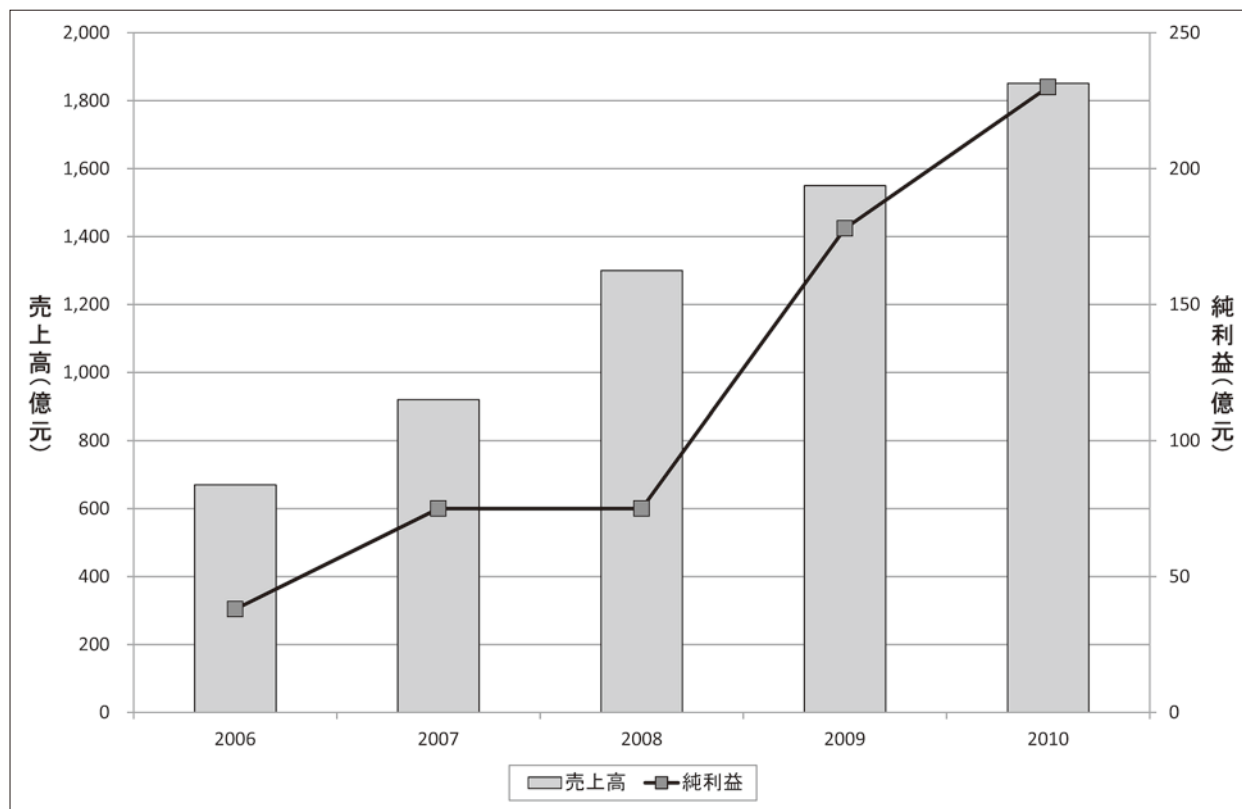


Fig.7 华为技术 (Huawei Tech.) の業績

3-2. 中兴通讯 (ZTE Corporation)

中兴通讯 (ZTE Corporation) は1985年広東省深圳市に設立された通信設備、通信端末の開発及び製造を事業とする企業である。2008年の売上は約443億元、利益が約16億6000万元に達している⁽¹²⁾。

携帯電話市場で国内市場から、北米を中心とした先進国に進出、現在は世界140カ国以上の国と地域で、500以上の事業者に通信端末機を提供している。2011年には前年比400%の驚異的な増加で、1,500万台のスマートフォンを出荷し、アップルを抜き、世界第4位の通信端末機器メーカーになった⁽¹³⁾。

世界の通信事業者へ、携帯電話基地局やネットワーク・ソリューションを開発し、提供している。例えば、日本ではソフトバンクの子供向け機能に特化「みまもりケータイ」モバイルWi-Fiルーター、

Wireless City Planning (WCP) 通信サービスを提供するインフラ開発を行った。基地局装置を変えずに、従来の携帯電話網3Gと、高速通信サービス4G (LTE) が両方使用できる通信基盤 (プラットフォーム) を開発した。

ZTEは研究開発に力を入れ、深圳、広東省、上海、南京、江蘇、及び北京に研究開発拠点を設けている。2011年の国際特許の出願件数で世界1位になった。

好調を続けて来たZTEであるが、2012年第1～第3四半期で、17.5億元の赤字となり、EUをはじめ収縮期にある海外市場の影響を強く受け、これまでシェア拡大に焦点をあて、低収益の注文でも積極的に受注した戦略が裏目に出たとのことである。このため、経営戦略の調整が必要とされるが、具体的な発表はない。会社の経営状態の情報開示 (IR) の改善にも課題を残している⁽¹⁴⁾。

3-3. 联想集团（Lenovo Group Limited）

1984年、中国科学院の出資で、中国のシリコンバレーと呼ばれる北京・中関村に設立されたPC製造を主な業務とする联想集团（Lenovo）は、その後目覚ましい成長を続け、2011年度の世界PC市場で、米国ヒュレット・パッカード（HP）社に次ぐ12.9%のシェアを持つ世界第2位のPCメーカーになった。2011年の売上高は29,574M\$, 純利益475M\$となっている⁽¹⁵⁾。

この間、Lenovoは2005年に米IBMのPC事業を買収し、世界3位に躍進し、脚光を浴びた。2006年3月期には、海外売上高比率が64%にも達した。しかし、その後、欧米などの市場で苦戦し、2009年には従業員の1割を削減するリストラを余儀なくされた。

経営再建の為、国内市場に焦点を当てた。中国政府との深い関係が生き、PCが農村での家電補助金制度の対象になり、農村での販売拡大で収益を回復させた。この結果、海外売上高比率は、2011年4～6月期には52%まで低下した。

この結果、Lenovoは、将来の事業拡大の為の資金を得ることができたと考えられる。2012年、日本のNECと51%出資の合弁会社を立ち上げ、同年、独の家電機器メーカー大手のメディアオン社の株を37%取得し、日本、欧州などへのグローバルビジネスの拡大を図っている。

Lenovoの課題は、新しく登場したタブレットやスマートフォンの市場への対応が遅れ、PCの売上も減少していることである。2011年第2四半期で、米アップルに中国国内市場の売上高で追い越された。

Lenovoは、タブレット製品の品ぞろえを強化すると共に、スマートフォン市場には、安価な「1000元スマートフォン」機種を発表・出荷し、遅れを挽回しようと努めている。

3-4. 海尔集团（Haier Group Co. Ltd.）

家電メーカーの海尔集团（Haier Group Co. Ltd.）は、1984年山東省青島市で倒産状態にあった国营企業を母体とし、国营でも、個人所有でもない「集団所有制」の企業として設立された。

創業時からのHaierの最高経営責任者（CEO）

の張瑞敏は、品質重視を掲げ、割安な人件費や巨大な国内市場という中国の利点を生かしてコスト競争力を高め、今や世界最大の白物家電メーカーに成長した。現在、世界165カ国に進出し、24か所の工場、10か所の研究所を展開している。

Haier本体は、未上場企業であるため、詳しい経営情報は公表されていないが、エアコン等を手掛ける上海上場子会社の青島海尔の2011年1～9月期の売上高は568億元、営業利益は33億元となっている。

Haierは、2011年パナソニック傘下の三洋電機の白物家電事業を買収し、「AQUA」ブランドの洗濯機を展開し、シェアの低い日本市場への働きかけを強めている⁽¹⁶⁾。

Haierの課題は、世界大手企業にしては企業情報（IR）の公開が不足し、投資家の評価があまり高くないことが挙げられる。公表されているのは、グループの上場企業の青島海尔と、洗濯機部門の海尔電器集団の2社だけとなっている。

3-5. 珠海格力股份有限公司（GREE Electric Appliances Inc. of Zhuhai）

エアコンの専門メーカー珠海格力股份有限公司（GREE Electric Appliances Inc. of Zhuhai）は、1991年広東省珠海市に設立された。エアコンの専門メーカーとして「GREE」のブランドの浸透に努め、Fig.8に示すように国内市場を中心に順調に売り上げを伸ばし、2010年12月期では、売上高608億724万元、純利益42億7572万元となっている⁽¹⁷⁾。

省エネ型インバーターエアコンに特化した開発・製造・販売を進め、国内市場では、中国政府の省エネ型エアコンの販売補助や農村の家電購入支援「家電下郷」などの政策の後押しもあり、販売を急速に伸ばした。

細かなモータ制御で省エネと室温安定を実現する技術を確立し、政府の補助金が縮小された2011年6月以降も、他社に比べて売上の高い伸び率を維持している。2011年8月期で、インバーターエアコンの国内販売台数シェアが44%を占め、業界2位の美的集団の18%に大差をつけている。

売上高の国内依存度は2010年度で83%と高い

が、海外市場でもOEMでなく自社ブランドでの輸出が30～40%と、中国企業としては比較的高い。米国・欧州市場にも販売実績がある。2011年6月には、米カリフォルニア州に販売会社を設立した。

GREEの今後の課題は、海外市場への売上向上

により、国内依存度を減らすことである。しかし、新興国企業が先進国の消費者に自社ブランドで販売する成功事例はまだ少ない。中国の人件費上昇は新興国での価格競争にも不利に働く。これを打開するため、思い切った国際化が必要と考えられる。

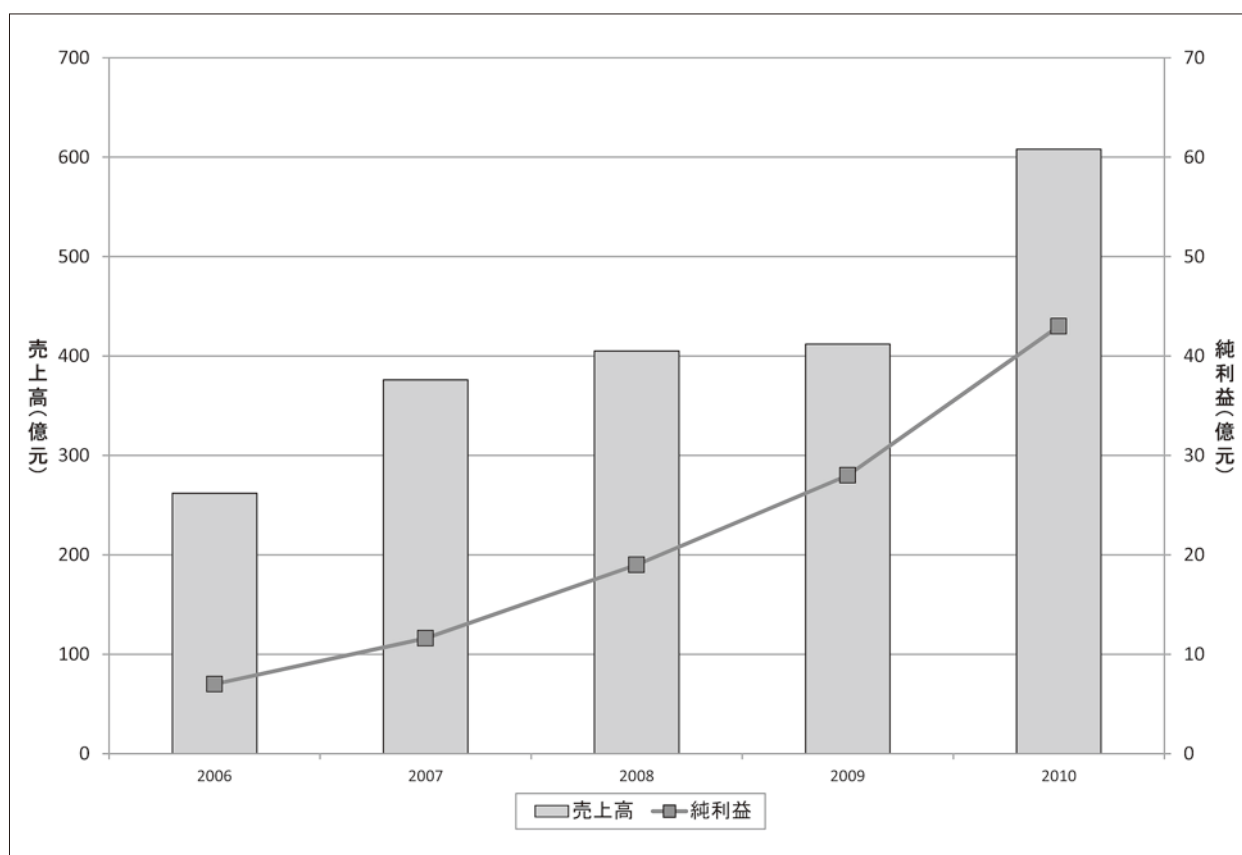


Fig.8 GREEの業績

3-6. 腾讯控股有限公司 (Tencent Holdings Ltd.)

腾讯 (Tencent) は、IT技術者の馬化騰が1998年に広東省深圳市を基点にして開業し、インスタントメッセージング (IM) サービスを提供するサイトを運営する企業である。IM利用者は、開業1年で500万人を超え、その後も数を増やし、2011年には、7億人の利用者を持つ最大手に成長した。

IM自体は無償でネットから配布されるので、Tencentの収入にはならないが、IM利用者がオンラインゲームなどPC向けサービスの利用、携帯電話からIMを利用する時の接続料の一部、コンテンツ配信、ゲーム配信がTencentの収入になる。IM利用者の急速な増加とともに、Fig.9に示すよ

うに次第に収益を上げ、2010年の売上高は196億4603万元で、その内訳は、79%がオンラインゲーム、14%が携帯電話向けのIM、コンテンツ、ゲーム配信となっている。営業利益は98億3821万元に達している⁽¹⁸⁾。

2011年には、このサイトに広東省限定だが、電子商取引の場所を提供するマーケットプレイス・サイト「QQ网购」が開店し、運動靴、宝飾品、化粧品などの製品が並び、7億人の利用者が訪れる可能性の「ネットワーク価値」を持つサイトとして、先行する阿里巴巴 (Alibaba) のライバルとして注目されている。

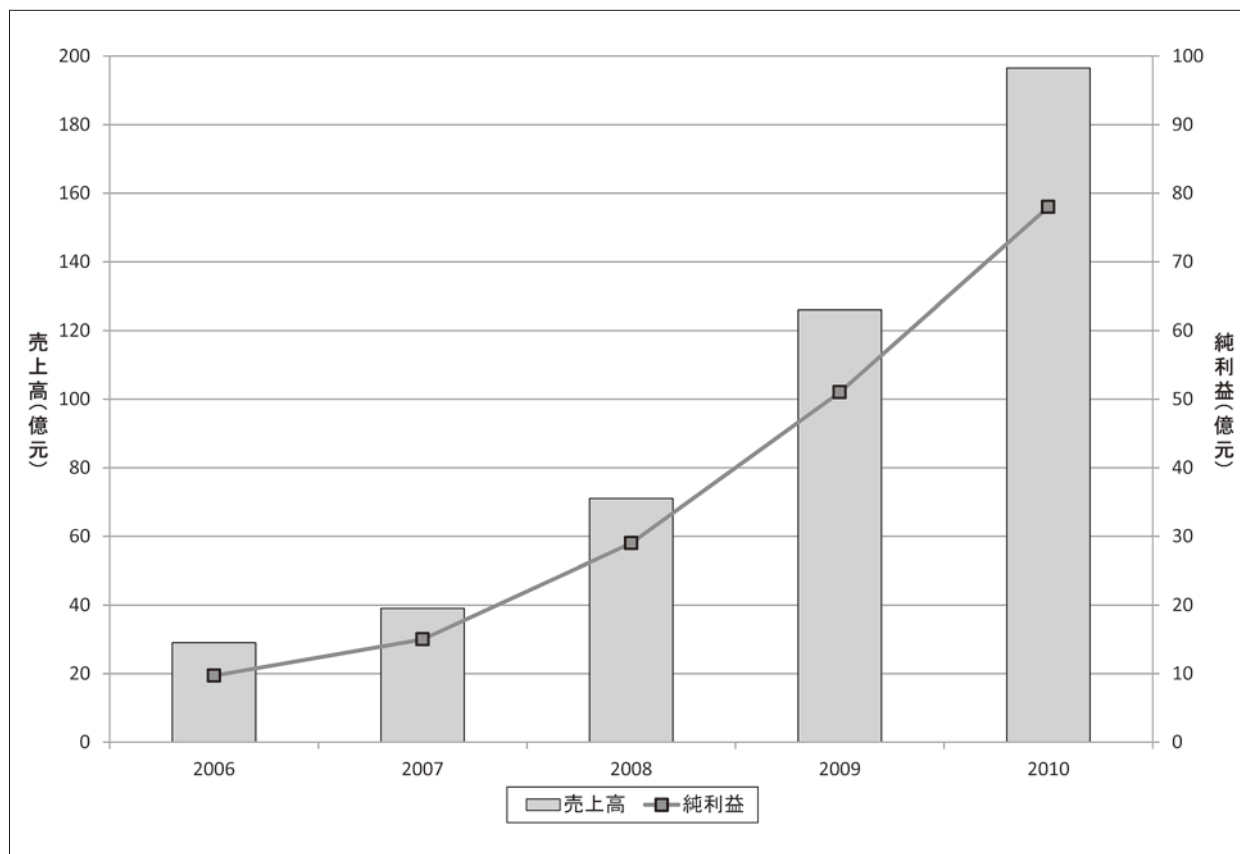


Fig.9 Tencentの業績

3-7. 阿里巴巴集团 (Alibaba Group)

阿里巴巴集团 (Alibaba Group) は、1999年に元教師の馬雲が浙江省杭州市のアパートに設立した企業間 (B2B) の電子商取引 (EC) サイトを運営する企業である。

10年余りの間にAlibabaは、240余りの国や地域に会員を有する国際ECサイト：alibaba.com，国内向けECサイト：china.alibaba.com，消費者向け (B2C) のECサイト：淘宝网 (Taobao.com)，検索サイト：Yahoo!中国雅虎，電子マネーサービス：支付宝 (Alipay)，及びソフトウェア開発会社：阿里軟件 (Alisoft) などの子会社を設立，あるいは傘下におさめ，従業員数23,000人の巨大な企業グループに成長した。

香港上場のAlibaba.comの2011年1～6月の売上高は31億5550万元，営業利益は9億4307万元となっている⁽¹⁹⁾。

Alibabaの試練は、2011年2月に明らかになったサイトに登録している有料会員による不正取引事件である。この事件は、中国の有料会員2,300店

が2009年～2010年に、海外の買い手企業をだましていたことで、同社の社員約100名も関与していたことが分かり、対面しないで取引するECサイトで基本となるサイトの信用を傷つけることとなった。この結果、同サイトの有料会員数は、2011年3月末比で2.1%減少した。

2011年5月には、Alibabaの子会社Alipayが、大株主の米Yahoo!や日本のソフトバンクに知らされないまま、売却されていたことが発覚した。この問題は、話し合いの結果、7月末にはAlibabaと株主との間で和解が成立したが、この事件でさらにAlibabaの企業統治，企業情報開示では、改善すべき課題があることが分かった。

4. 中国と日本のICT産業の現状と今後

これまで見てきたように、中国のICT産業は2000年代に入り、年率2桁以上の急成長を続け、特にハードウェア部門の電子計算機製造，エレクトロニクス全般の電子部品，デバイス，コンポーネン

ト、特殊機器、計測器、及び家電などの分野の重心が高い。

また、通信機器、PCの分野の世界市場でHuaweiやLenovoのように1、2位のシェアを持つ巨大企業が登場した。これらの企業は必ずしも国営企業だけでなく、民営、協同所有を含む多様な形態をとっているが、その発展過程には中国政府の政策的支援が後押ししている事例がいくつか認められる。

中国ICT産業は、2006年～2012年を見ると、ソフトウェア・サービス部門の方がハードウェア部門より成長率が高い。しかし、2012年現在では、まだハードウェア部門の方がより大きな割合を占めている。このことより、中国ICT産業はゆっくりとソフトウェア・サービス主体の先進国型に変容しつつあると考えられる。

今後のさらなる成長の為に、研究投資が必要とされると考えられるが、現在どれだけの額の投資がなされているか不明である。しかし、個別の企業の事例、その分野で世界有数の企業に成長している企業においては、売上高の10%程度の資金が研究開発に投じられている例もあることが分かった。

これに対し、日本のICT産業は、1990年代より市場規模は横ばいを続け、量的成長は認められない。しかし、ソフトウェア・サービス部門のハードウェア部門に対する比率は、1995年の17.9%から2011年には40.2%と増加し、先進国型のICT産業に変容していることが認められる。

売上高の15%～18%の研究への投資が、1990年代から行われているが、この投資が日本のICT産業の量的拡大には、目に見える貢献をしていないことが分かる。

今後、中国のICT産業は、5億人以上と言われている巨大な網民人口が後押しして、ソフトウェア・サービス主体の先進国型のICT産業への変容がますます進行してゆくと考えられる。

さらなる成長の為に、中国企業と日本を含めての諸外国企業との連携がさらに進む必要があり、そのためにはIR情報の透明性、企業統治の機能が強化され、健全に働くよう進歩することが必要である。

謝辞

本研究は、平成24年度 日本大学学術助成金〔総合研究〕により実施したことを記し、ここに深く感謝申し上げます。

参考文献

- (1) 中华人民共和国工业和信息化部 统计分析 电子信息：
<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n11294132/n12858462/index.html>, (2012).
- (2) 日本国総務省：「平成24年度 情報通信白書 資料編」, (2012)；日本国産業経済省：「工業統計調査」,
<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2.html>. (2012).
- (3) Gordon Moore: “Cramming more components onto integrated circuits”, Electronics Magazine 19, April (1965).
- (4) 梅田望夫：「ウェブ進化論—本当の大変化はこれから始まる」, 筑摩書房, (2006).
- (5) George Gilder: “TELECOSM: How Infinite Bandwidth will Revolutionize Our World”, Free Press, (2000).
- (6) 施振榮：「知識経済的經營之道」, 天下生活出版股份有限公司, (2000).
- (7) 日本国経済産業省：「2012年ものづくり白書」, (2012).
- (8) Louis V. Gerstner: “Who Says Elephants Can’t Dance?: Leading a Great Enterprise through Dramatic Change”, John Wiley & Sons Inc, (2000).
- (9) 「華為技術, 総合IT企業に飛躍」, 日本経済新聞2011年10月31日朝刊.
- (10) 「中国・華為技術, 4つの躍進の秘密」, 日本経済新聞2012年2月10日朝刊.
- (11) 「華為躍進, 広がる摩擦」, 日本経済新聞2013年2月6日朝刊.
- (12) ZTE 中兴：
<http://www.zte.com.cn/en/about/>.
- (13) 「スマートフォンで世界トップ3のメーカーを

目指す—ZTEの端末戦略」, .

<http://www.itmedia.co.jp/mobile/articles/1206/26/news089.html>

- (14) 「中国通信機器大手ZTE, 最終赤字250億円 7～9月」日本経済新聞2012年10月15日電子版.
- (15) 「レノボ・グループ, パソコン世界一射程 海外M&A加速 スマホでは遅れ」日本経済新聞2011年10月3日朝刊.
- (16) 「海爾集団 次世代白物, 創造めざす 三洋の基盤活用, 信頼性向上にも力」, 日本経済新聞2012年1月30日朝刊.
- (17) 「珠海格力電器 エアコン一筋, 技術磨く 自社ブランド展開, 政府にも頼らず」, 日本経済新聞2011年12月26日朝刊.
- (18) 「テンセント, 7億人動かす新事業「社交の場」活用, 電子商取引に参入」, 日本経済新聞2011年10月17日朝刊.
- (19) アリババ集団, 信用に傷, 自浄急ぐ 不正取引余波, 有料会員が減少」, 日本経済新聞2011年8月22日朝刊.

先進国のデフレーションと中国の物価動向

法 専 充 男

Mitsuo HOSEN. Disinflation in the Developed Countries and China's Price Development. *Studies in International Relations* Vol. 34, No. 2, February 2014. pp. 17 – 24.

An important factor behind disinflation in the developed countries since the 1980s is globalization. A surge of manufactured goods import from the developing world has had a disinflationary impact on price levels in the developed world. China has played a particularly important role in this regard as “the factory of the world.”

However, some signs of fundamental change are observed in China's price and wage development in recent years. Wages have risen very rapidly in the last decade. Furthermore, some economists argue that excess labour in rural China has been exhausted. If that were the case, and if the Chinese economy had passed the Lewis turning point, China would not be able to produce and export a large amount of inexpensive manufactured goods any more. This would, in turn, affect price development in the developed world to a substantial degree.

This paper is intended to examine whether or not a fundamental change has really taken place in China, by firstly looking at U.S. import price data from China in the last decade, and secondly comparing China's relative price level vis-à-vis other countries.

はじめにー背景及び目的

先進国のインフレ率は80年代以降大きく低下してきた。80年代初頭には多くのOECD諸国で10%を超えていた消費者物価上昇率は、その後趨勢的に低下し、90年代半ば以降はおおむね2%弱で推移している。この一つの大きな要因はグローバル化の進展である。すなわち、ますます多くの財・サービスの生産が国境を越えて行われるようになり、途上国との貿易関係が深まるにつれ、これらの国で生産された安価な財・サービスの輸入増が先進国のインフレ率を抑える役割を果たしてきたと考えられる。特に中国をはじめとする新興国が世界経済に組み込まれるようになったことの影響は大きい。

しかし、こうして先進国のデフレーション傾向を支えてきた中国経済も大きく変わりつつある。近年、賃金の上昇が顕著となってきており、低廉な労働力の背景にあった農村の余剰労働力も枯渇したとの見方も強まってきている。仮に農村の余剰労働力が枯渇し、中国経済がいわゆるルイス転換点を越えたのであれば、中国のこれまでの発展

方式、すなわち輸出・投資主導型の経済成長が持続不可能になるのみならず、先進国の物価動向にも大きな影響を及ぼすことになろう。これまで中国で生産された安価な製品の大量輸入は日本をはじめとする先進国の物価を引き下げる役割を果たしてきた。しかし、今後このような物価引下げ効果は期待できなくなる。そうなれば、日本をはじめとする先進国の物価動向に大きな変化が現れる可能性がある。

本論文では中国の物価動向に本当に大きな変化が現れているのか否かという点について、二つの観点からアプローチする。まず、第1章では、アメリカの輸入物価統計を用い、最近10年間程度の中国のアメリカ向け輸出物価の動きを分析する。次に、第2章では、国際的に比較可能な最新のデータを用い、中国の諸外国と比べた相対的物価水準が1990年代から2000年代にかけてどのように変化してきているのかを分析する。こうした分析により物価面から中国経済に大きな構造的変化が起こりつつあるのかどうか、すなわち、いわゆる“世界の工場”の基盤をなしてきた低廉な生産コストに大きな変化が起こりつつあるのかどうか検討する。

1. アメリカの中国からの輸入物価

本章では、アメリカの中国からの輸入物価統計を用い、中国の輸出物価に大きな変化が生じているかどうかを検討する。アメリカの中国からの輸入物価は統計を取り始めた2003年末から低下を続け、07年2月までの間に2.8%低下した後、上昇に転じ、2008年8月までの1年半で6.8%上昇した(図1)。この点に2007年の段階でいち早く注目したのがアメリカのグリーンズパン前FRB(連邦準備制度理事会)議長であった。

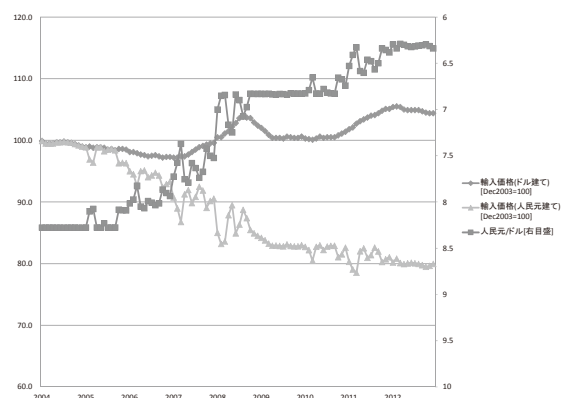
『過去10年、競争市場への労働力の流入が加速したことで、強力なデスインフレ圧力が生まれた。労働力の流入の加速によって、事実上、全世界で賃金の伸び率が抑制され、インフレ率が低下した。(中略)中国では、農村部から競争力の高い工場が集積する珠江デルタ地帯などの都市部への労働力の移動が、政府の管理のもとで段階的に行われている。(中略)競争的な労働市場への流入のペースはいずれ鈍化し、その結果、デスインフレ圧力が消えはじめるとみられる。中国の賃金上昇率が高まり、インフレ率も高まる。最初の兆候は、輸出価格の上昇になるとみられ、その点を示す代表的な指標が、アメリカが中国から輸入する財の価格である。(中略)2007年春に何年かぶりに中国からの輸入価格が大幅に上昇した点に留意すべきである。』
(グリーンズパン [2007]¹)

グリーンズパンはアメリカの中国からの輸入物価に変調の兆しがみられる旨指摘した。しかし、その後の中国からの輸入物価の動きをみると、10年10月から12年2月にかけて上昇する時期はあったものの、総じて安定した動きを示している。12年12月の中国からの輸入物価指数は03年12月と比べ4.4%高にとどまっている。

ちなみに、アメリカの輸入物価指数はラスパイラス方式で求められ、ウエイトは基準時点におけるバスケットによって固定されている。また、同

一品目の価格動向を継続的に調査するのが基本であり、品目の入れ替えなどによる変動は除かれる。製品の高付加価値化や輸入品目構成の高付加価値化によって指数が影響を受けることはないので分析上好都合である。

以上の輸入物価指数はドル建てでみたものであるが、これを人民元建てに換算してみると、図1からみてとれるように、趨勢として低下を続けており、2012年末までの9年間で20.0%下落している。この間人民元は対ドルで23.4%増値したことから、先にみたとおり、ドル建てでみるとこの間指数はわずかに上昇している。いずれにせよ、国内物価の上昇ないし自国通貨の増価を通じ、途上国の相対的物価水準は経済発展とともに高まっていくというのがバラッサ＝サムエルソン仮説の説くところであるが、アメリカの中国からの輸入物価統計をみるかぎり、中国は大きな転換点を迎えたようにはみられない。



(出所) U.S. Import Price Indexesを用い、筆者作成

図1 アメリカ：中国からの輸入物価

2. 中国の相対的物価水準

2.1. 基本的概念—相対的物価水準

本章では各国間の相対的物価水準という概念が最も重要な役割を演ずることから、ここでは初めにこの概念について説明する。まず、単一の財についてマクドナルドのビッグマック・ハンバーガーを例にみてみよう。今アメリカと日本において以下のような状況を想定する。

¹ 下巻296-297頁

	アメリカ		日本
市場為替レート	1ドル	=	100円
ビッグマック価格 (現地通貨建て)	3ドル		450円
ビッグマック価格 (ドル建て)	3ドル		4.5ドル
相対的物価水準 (アメリカ=1)	1		1.5

この例ではビッグマックの価格はアメリカでは3ドル、日本では450円である。これを市場価格レート（1ドル=100円）で評価すると、ドル建てでは、日本での価格は4.5ドルとなり、アメリカの1.5倍である。これは円建てでも同じ（アメリカ300円、日本450円）である。したがって、ビッグマックについては、日本のアメリカに対する相対的物価水準は1.5倍ということになる。

以上の例は単一の財に関するものであるが、これを多くの財・サービスからなるバスケットについて計算することは当然可能であり、同一のバスケットがアメリカで P_{US} ドルし、日本で P_J 円すると想定すれば、このバスケットに関する日本のアメリカに対する相対的物価水準は、市場為替レートを $E(\text{¥}/\$)$ とすると、 $P_J/(P_{US} \times E)$ によって示すことができる。

このバスケットに入る財・サービスとして何をとりのかによって、貿易財ベース、消費財ベース、GDPベースなどの様々な相対的物価水準を分析対象とすることができるが、本論文では全世界の各国・地域のデータが比較的容易に入手可能なGDPベースのそれを用いて分析を進めることとする。

ちなみに、先ほどのアメリカと日本の例で、バスケットのアメリカでの価格 P_{US} ドルと日本での価格 P_J 円とを等しくするような為替レートは購買力平価（為替レート） $E_{PPP}(\text{¥}/\$)$ と呼ばれる。すなわち、

$$E_{PPP}(\text{¥}/\$) = P_J/P_{US}$$

である。この関係を用いると、相対的物価水準は

$$P_J/(P_{US} \times E) = E_{PPP}(\text{¥}/\$) / E(\text{¥}/\$)$$

と書き換えることができる。すなわち、購買力平価（為替レート）を市場為替レートによって除することによって求めることができる。実際に本論文においても、各国の相対的物価水準は、アメリカに対する購買力平価（GDPベース）を対米ドル市場為替レートで除することによって計算している。

以下では年ベースのデータを用い、中国をはじめとする各国のアメリカに対する相対的物価水準についてみていくが、これが時系列的に上昇するということはGDPベースでみた対米ドル実質為替レートが増価するということを意味し、逆にこれの低下は対米ドル実質為替レートの減価を意味する。

2.2. 分析手法とデータの出所

関税等の貿易障壁も輸送コストも存在しない競争的市場においては、同じ財・サービスの価格は世界各国で同一となる。これがいわゆる一物一価の法則の説くところである。この一物一価の法則は個別の財・サービスについて適用される概念であるのに対し、これをより広く一般物価水準に対して適用したものが既にみた購買力平価（為替レート）という概念である。すなわち、購買力平価という概念は同一の標準的なバスケットに含まれるすべての財・サービスの価格の合計は各国間で一致するということを意味する。現実には一物一価の法則なり購買力平価がそのまま当てはまるわけでないことは言うまでもない。まず、世界各国において関税などの貿易障壁は依然として残っているし、また各国間の輸送コストもゼロではない。財・サービスの価格に対して輸送コストが極端に高い場合には、それらの商品・サービスはそもそも国境を越えて交易されることのない非貿易財（nontradables）となる。このように、一物一価の法則ないし購買力平価が純粋な形でそのまま現実の世界に当てはまるわけではない。しかし、近年世界的に物価水準の収れん傾向がみられるように

なっている。本論文の一つの狙いは、こうした取れん傾向を最新のデータを用いて実証的に確認した上で、中国の相対的物価水準は他の国々と比べてどのような位置にあるのか、そしてそれは時系列的にどのように変化してきているのかを分析することである。

具体的には、1990年、1995年、2000年から2010年の各年について、世界各国の相対的物価水準（アメリカ=1とする）を一人当たりGDP（購買力平価ベース）に単純回帰した上で、中国が回帰式（趨勢線）からどの程度上方ないし下方に乖離しているか、またそれが時系列的にどのように変化してきているのかなどについて分析する。

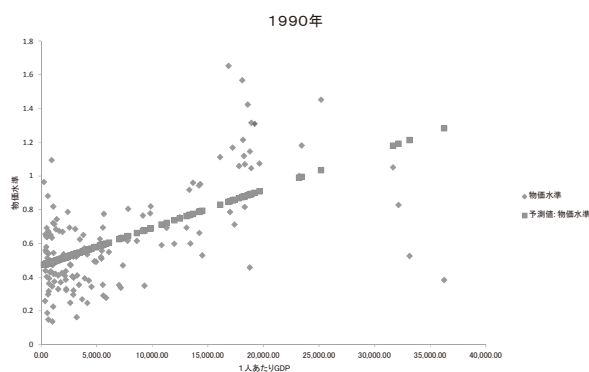
こうした分析アプローチをとるのは、豊かな（一人あたりGDPが高い）国と貧しい（一人あたりGDPが低い）国の物価水準を比較すると、概して前者の方が後者よりも高い傾向にあるからである。貿易財については、国際的な競争圧力が働くことから、一物一価の法則が（近似的にはあっても）比較的成立しやすい。これに対し、非貿易財は国際的な競争圧力が働かないために各国間で価格水準が大きく乖離し得る。この非貿易財の価格を豊かな（一人あたりGDPの高い）国と貧しい（一人あたりGDPの低い）国とで比較すると、一般的に豊かな国において価格がより高いという傾向が観察される。また、この結果、貿易財価格と非貿易財価格との加重平均である一般物価水準も豊かな国でより高いという傾向が観察される。こうした経済的事象を説明する理論としてはバラッサ＝サムエルソン仮説などがあるが、ここでは紙幅の関係から立ち入ることは差し控えたい。

本論文で用いる為替レート、購買力平価、一人当たりGDPのデータは基本的にIMFの“World Economic Outlook Database (October 2012)”によっている。このデータは全世界をカバーしており、例えば最新の2010年については184の国・地域を対象としている。ただし、のちに述べるような理由からIMFによる中国の購買力平価は過大評価（中国の物価水準 P_{CH} が過度に高く評価されている）の可能性が高いことから、中国については過大評価を修正した“Penn World Table (PWT) 7.1 version 2 (July 2012)”のデータを用いて分析を

行っている。

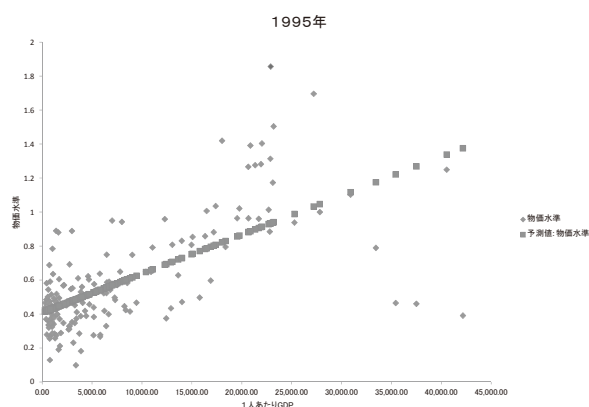
2.3. 推計結果全般とその含意

1990年、1995年、2000年、2005年、2010年の各年についての推計結果が図2～6にまとめられている。いずれの年についても、横軸に購買力平価によって換算したドル建ての一人当たりGDP、縦軸にアメリカに対する相対的物価水準をとり、各国のデータをプロットした上で、後者を前者に回帰した結果得られる回帰式を描いている。現実の各国のデータを示す点がこの回帰式からどちら側にどの程度乖離しているかをみることで、現実の相対的物価水準が理論値と比べてどちら側にどの程度乖離しているのかをみる事ができる。



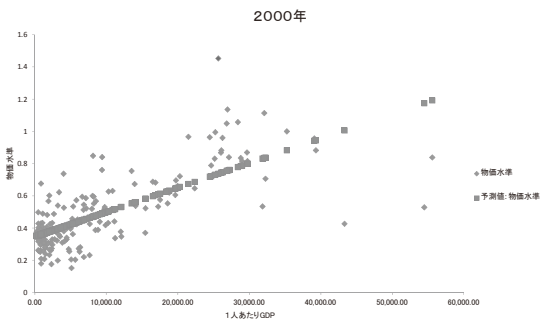
(出所) IMF “World Economic Outlook Database (October 2012)” を用い、筆者作成

図2 推計結果（1990年）



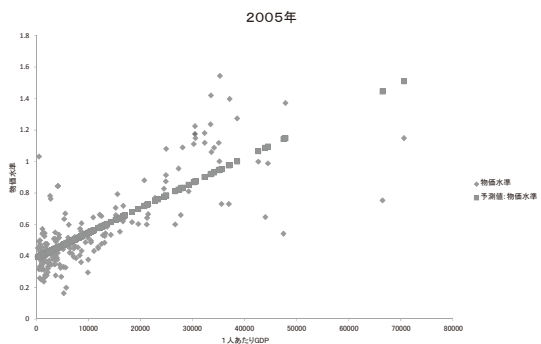
(出所) IMF “World Economic Outlook Database (October 2012)” を用い、筆者作成

図3 推計結果（1995年）



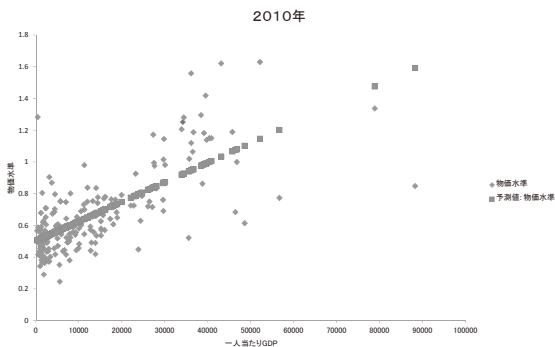
(出所) IMF “World Economic Outlook Database (October 2012)” を用い、筆者作成

図4 推計結果（2000年）



(出所) IMF “World Economic Outlook Database (October 2012)” を用い、筆者作成

図5 推計結果（2005年）



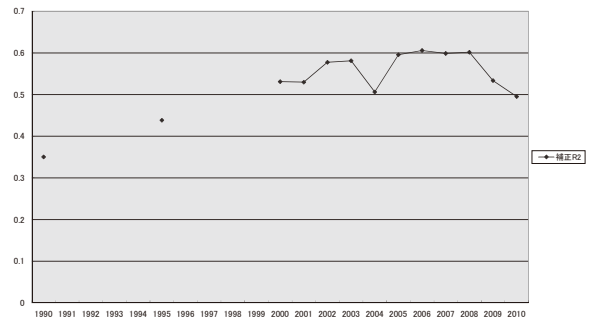
(出所) IMF “World Economic Outlook Database (October 2012)” を用い、筆者作成

図6 推計結果（2010年）

推計結果全般をみると、以下の点を指摘することができる。まず、すべての年において右上がりの関係が明瞭にみとれる。また、そのみならず回帰式の自由度調整済み決定係数は90年代から2000年代にかけて顕著に上昇しており（図7）、回帰式の周りの散らばりが小さくなってきていることがみとれる。すなわち、一人当たり所得水準

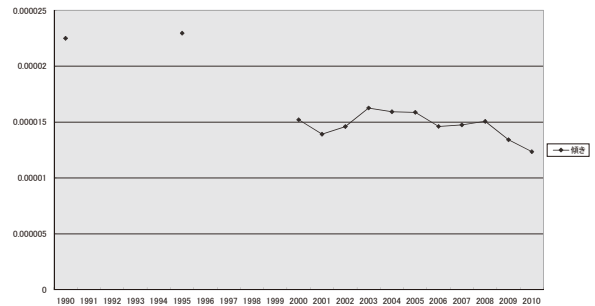
で調整した購買力平価仮説がより当てはまるようになってきている。

さらに、回帰式の傾きは90年代から2000年代にかけて大きく低下している（図8）。このことは一人当たりGDPの高い国と低い国の物価水準の差が小さくなってきていること、すなわち先進国と途上国の物価水準が収斂傾向を示していることを意味する。



(出所) IMF “World Economic Outlook Database (October 2012)” を用い、筆者作成

図7 回帰の補正R2

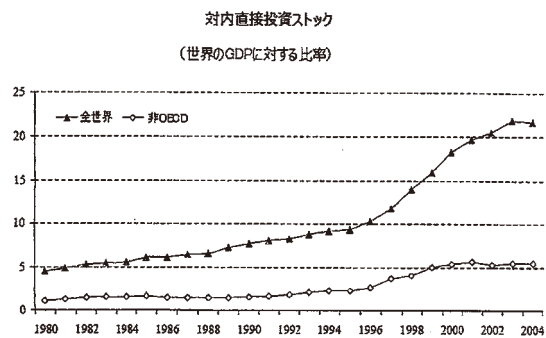


(出所) IMF “World Economic Outlook Database (October 2012)” を用い、筆者作成

図8 回帰式の傾き

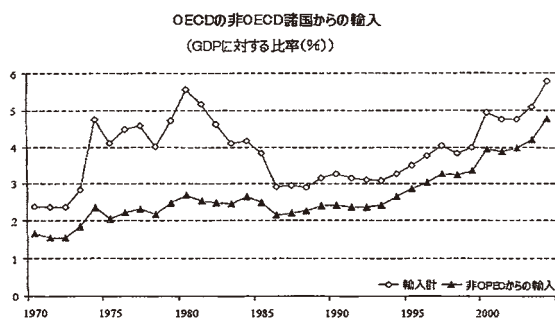
こうした動きの背景には、90年代以降、とりわけ90年代後半以降のグローバル化の進展がある。貿易、直接投資、金融取引などを媒介とした国際的な経済活動の緊密化はこの時期に急速に進んだ。図9をみると、非OECD諸国における対内直接投資ストック（世界のGDPに対する比率）は90年代、とりわけ90年代後半に急速に拡大したことがわかる。また、世界全体の対内直接投資ストック（同）も90年代後半に大きく伸びていることがみとれる。図10ではOECD諸国の非OECD諸国からの輸入（OECD諸国のGDPに対す

る比率)をみている。石油価格増減の影響を取り除いた非OPEC諸国(石油輸出国機構)からの輸入をみると、ここでも90年代後半以降急速な伸びを示していることがみてとれる。



(出所) UNCTAD World Investment Report database 及び IMF World Economic Outlook database

図9 対内直接投資ストック



(出所) OECD International Trade Statistics database 及び Economic Outlook database

図10 OECDの非OECD諸国からの輸入

以上から明らかなように、90年代後半以降先進国からの直接投資を媒介として途上国が国際的な生産・貿易ネットワークに組み込まれるようになった。それに伴って先進国の途上国からの安価な製品の輸入も急増した。このことが先進国の物価水準と途上国のそれとの平準化傾向の一因と考えられる。

こうした90年代後半以降の急速なグローバル化の一つの大きな要因は、旧社会主義諸国の世界経済(資本主義経済)への統合である。グリーンズパン前米国FRB(連邦準備制度理事会)議長が述べているように、ベルリンの壁が崩壊し、

『世界の30億の労働力人口のうち、なんらかの形の中央計画経済の壁で隔てられていた約半分

が、(中略)競争的な世界市場に参入した』(グリーンズパン[2007]²⁾)

ことで、グローバル化は新たな局面を迎えた。

2.4. 中国についての推計結果とその含意

以上の推計は、世界的に最もよく用いられているIMFの購買力平価を用いたものであり、いわば公式統計ベースのものである。しかし、この統計における中国物価推計には次のような問題がある³⁾。IMFベースのデータはICP(The International Comparison of Prices Program)2005に基づいているが、ICP2005による中国物価推計は以下の理由から過大とみられている。第一に、ICP2005においては、中国の価格調査は11の大都市(上海、北京、広州など)及びその近郊で行われたが、都市の物価は農村の物価よりも相当高いと考えられ、その点を明らかにした有力な研究もいくつかある。例えば、2000年代前半において中国の都市の物価は農村より30%程度高いとの研究結果もある。また第二に、これら11の都市が属する省の所得水準は全国平均よりもかなり高く、それ故物価も全国平均より高いと考えられる。

こうした点を総合的に勘案すると、保守的に見積もっても、2005年のICP推計による中国の消費財物価水準は真の全国平均よりも20%高いとの理由から、Penn World Table(PWT)7.1のversion2では中国の消費財物価水準を下方に修正している。この結果、IMFベースでは3.45人民元/\$であった2005年の購買力平価は、PWT7.1version2では3.00人民元/\$と推計されている。このPWTベースの中国物価推計の方がより真の値に近いと考えられることから、以下ではこのPWTベースの推計値を用い、中国の相対的物価水準について検討することとする。

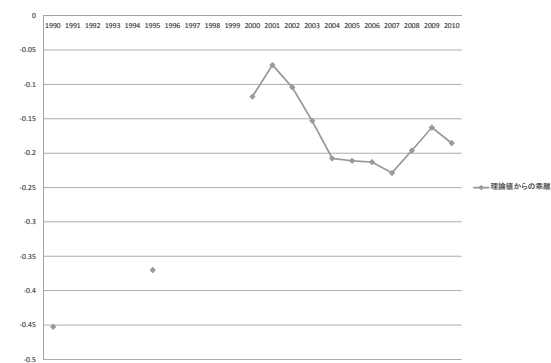
このPWTベースのデータを用いると、データの利用可能な2000年以降のすべての年において中国の相対的物価水準は理論値を下回っている。しか

²⁾ 下巻296頁

³⁾ 以下の指摘は主にThe Penn World Table Homepageの“Description of PWT 7.0 and 7.1 (July 2012)”による。

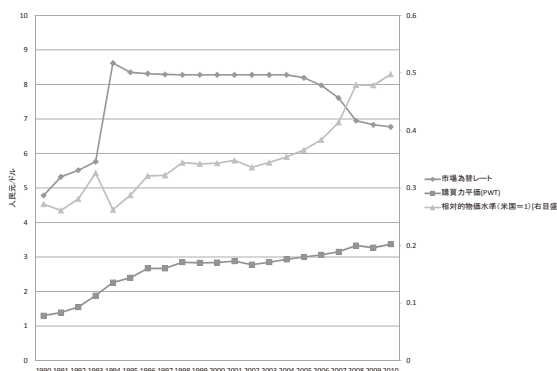
もその乖離幅は大きく、特に2004年以降は20%程度となっている（図11）。乖離幅は2007年にピークに達し、その後は緩やかな縮小傾向を示している。なお、ここでの回帰式を求める際には、推計の煩雑さを避けるために、中国のデータとしてはPWTベースではなくIMFベースのデータを用いて計算したものをそのまま使用している。

もちろんこのことは中国の相対的物価水準が上昇していることを否定するものではない。図12、図13からも明らかなように、中国の相対的物価水準は2000年代後半、とりわけ07年から08年にかけて為替の増価を反映して急上昇した（2005年0.35→2010年0.5）。しかし、同じような発展段階にある国と比べると相対的物価水準は依然として有意に低いということである。



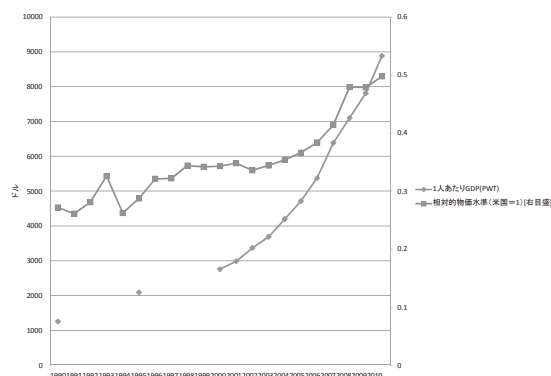
（出所） IMF “World Economic Outlook Database (October 2012)” 及びPenn World Table 7.1 version 2を用い、筆者作成

図11 中国の物価水準：理論値からの乖離（PWTベース）



（出所） IMF “World Economic Outlook Database (October 2012)” 及びPenn World Table 7.1 version 2を用い、筆者作成

図12 中国：為替レートと相対的物価水準（PWTベース）



（出所） IMF “World Economic Outlook Database (October 2012)” 及びPenn World Table 7.1 version 2を用い、筆者作成

図13 中国：一人当たりGDPと相対的物価水準（PWTベース）

2.5. 日本についての推計結果とその含意

次に、今回の分析から日本の物価動向についてはどのような点が観察できるのかみてみよう。言うまでもなく、本論文は中国に焦点を当てたものであるが、世界で唯一長期にわたりデフレから抜け出せないでいる日本についても有益な示唆を得ることができると考えるからである。

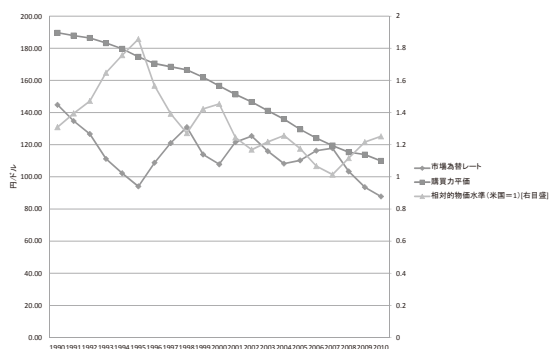
図14からみてとれるように、日本の相対的物価水準は全ての年において理論値（回帰式の値）を上回っており、しかもその乖離幅は概して大きい。乖離幅は95年、2000年には100%近くに達し、その後は縮小傾向にあるものの、2000年代前半は50%を超え、後半になってようやく数十%にまで低下してきている。



（出所） IMF “World Economic Outlook Database (October 2012)” を用い、筆者作成

図14 日本：理論値からの乖離

図15によって日本の相対的物価水準そのものをみると、95年をピークに趨勢として低下してきている。これは、市場為替レートではなく、95年以降の国内物価の下落傾向による購買力平価の趨勢的低下によってもたらされたものである。ここからは90年代後半以降の日本のデフレに関し次のような含意が導かれる。すなわち、出発時点における諸外国と比べて極端に高い物価水準が、グローバル化の下で同じ発展段階にある諸外国並みの水準へと収斂していく過程として、日本の90年代後半以降のデフレを理解することが可能である。



(出所) IMF “World Economic Outlook Database (October 2012)” を用い、筆者作成

図15 日本： 為替レートと相対的物価水準

近年の状況を見ると、07年には1ドル=120円程度の円安により相対的物価水準はアメリカ並みにまで一時低下したが、その後の円高の進行により再び相対的物価水準は上昇している。

おわりに

本論文の分析結果のポイントは以下のようにまとめることができる。

a アメリカの中国からの輸入物価統計を用いた分析でも、中国の輸出物価に高騰の兆しはみられない。また、GDPベースでの相対的物価水準という概念を用いた分析の結果、中国の諸外国と比べた相対的物価水準は2000年代後半に急速な高まりをみせたものの、同じような発展段階（一人当たりGDP水準）にある国と比べると依然として有意に低い。以上の分析結果のみから決定的な結論を導

くことは困難であるが、分析結果をみるかぎり、中国の物価動向に大きな潮目の変化が生じているようにはみられない。中国はいわばルイス転換期のただ中にあるとしても、未だその時期を終えたとの証拠は見当たらないのである。

いずれにせよ、ICP (The International Comparison of Prices Program) 2011の公表によって、近い将来中国についてもより信頼性の高い統計が利用可能になり、相対的物価水準に関する分析の精度も上がることが期待される。

b 90年代以降の急速なグローバリゼーションの影響で、世界各国の物価水準には収斂傾向がみられる。とりわけ、先進国と途上国の物価水準の収斂傾向が顕著である。

c 日本の相対的物価水準は他の先進国と比べても極端に高かったが、90年代後半以降のグローバリゼーションを背景とした世界的な物価水準の収斂傾向の中で、他の先進国並みの水準に押し下げられる力が働き、これがデフレの一因となった。

d 今後の課題としては、中国の賃金、労働生産性などの統計を含め、更に分析を深めていくことが挙げられる。

参考文献

- [1] 法専充男 [2009a] 『デフレとインフレの経済学』 日本評論社
- [2] 法専充男 [2009b] 「中国の労働需給と今後の展望」 『日本経済の主要な対外リスクに関する研究報告書』(慶應義塾大学) 91-103頁
- [3] アラン・グリーンズパン [2007] 『波乱の時代(上)(下)』 日本経済新聞出版社
- [4] The Penn World Table Homepage “Description of PWT 7.0 and 7.1 (July 2012)” (https://pwt.sas.upenn.edu/php_site/pwt_index.php October 10, 2012)

ペティの『賢者一言』と戦時租税論

吉田克己

Katsumi YOSHIDA. William Petty's *Verbum Sapienti* and Taxation Theory in Wartime. *Studies in International Relations* Vol. 34, No. 2, February 2014. pp. 25 – 32.

William Petty was of great importance as a writer and thinker during the 1600s in England. His main published works on taxation were *A Treatise of Taxes and Contributions* (1662) and *Verbum Sapienti* (1691).

The brief *Verbum Sapienti* was printed as an appendix to *The Political Anatomy of Ireland* (1691). *Verbum Sapienti* stressed the importance of taxing equitably to pay for The Second Anglo-Dutch War (1665-1667).

Our concerns here are Petty's opinions on taxation in *Verbum Sapienti*.

1 はじめに

ウィリアム・ペティ (William Petty) は、イギリスの17世紀重商主義期において、経済学、財政学、統計学に関する多くの著作を公刊した。それらのうち、財政的著作としては、『租税および貢納論』(*A Treatise of Taxes and Contributions*, 1662) と『賢者には一言をもって足る』(*Verbum Sapienti*, 1691) (以下、『賢者一言』と略称) が主要な体系をなしている。これら両著作は、その成立の社会的諸事情において相通ずるものを持ち、しかもその主題においても一致している。すなわち、両著作とも、当時のイギリスにおける最大かつ緊急の経済問題であった財政の基礎確立のための租税政策を提示する目的をもって執筆されたものである。『租税および貢納論』をペティの租税論と呼ぶならば、『賢者一言』はかれの戦時租税論と呼ばれるべき著作であるといつてよい。

イギリスは、1652年からの第一次対オランダ戦争につづき、第二次対オランダ戦争(1665-1667年)に当面した。この戦争は、イギリスにとっては苦戦となることが予想され、また同国の財政も危機に瀕していた。そこで、イギリスは、この戦争に勝利するためには豊富な戦費の確保が不可欠であるとして、巨額の戦費調達の方策を講じた。しかし、ペティの眼には、こうした政府によって採用された戦費調達方法は妥当性を欠くものとし

て映った。そこで、ペティは、かれが新たに考案した政治算術的方法(数量的分析方法)を駆使しつつ、新たな合理的戦費調達方法を示す目的をもって『賢者一言』を執筆したのである。

2 戦時における公共経費の調達方法

17世紀初頭より、オランダの台頭は目覚ましく、漁業・海運業・外国貿易に基づいて著しく繁栄し、その中頃にはどのような南国をも寄せつけないほどの強国に成長していた。第二次対オランダ戦争は、第一次対オランダ戦争と同様に、世界貿易の至上権を掌中に収めて覇権国となっていたオランダに対する、後発国イギリスの武力による挑戦であった。イギリスのオランダに対する宣戦布告は、1665年3月4日に発せられたが、戦費を調達するための準備はその前年からすでに始められていた。政府によって策定された戦費調達の方法は、①月割税(Monthly Assessment)を新たに追加徴収すること、②炉税(Hearth Tax)を担保としてロンドン・シティから借入をすること、③炉税の直接徴収制を放棄して徴税請負制を採用することにより、請負人(farmers, undertakers)からの前貸しを得ること、を柱とするものであった⁽¹⁾。まず、①については、開戦直前の1665年2月に、月額6万8,819ポンドが3年間課せられて総収入額247万7,500ポンドをもたらす、36か月の月割税(36

months' Assessment) の徴収が決定された。さらに、戦争が開始された同年の10月には、月額5万2,083ポンドが2年間課せられて125万ポンドの総収入額をもたらす、24か月の月割税(24 month' Assessment) の徴収が決定された⁽²⁾。②については、戦争開始前年1664年の7月と11月に、それぞれ6%の利子で10万ポンド、合計20万ポンドの借入が行なわれた⁽³⁾。③については、1666年3月に、政府によって請負制度が導入され、請負金額14万5,000ポンド、期間は7か年で、25万ポンドの前貸を得ることが予定された⁽⁴⁾。

ペティが『賢者一言』で批判している政府による戦費調達方法とは、とくに月割税である。この直接税は、内乱期の1645年に長期議会によって導入されて以来、重要な財源として位置づけられ、採用されてきた。この租税は、もともとすべての動産・不動産収入に課税することを意図して導入されたが、動産所有者が不正な手段によってその負担を巧妙に逃れ、実際には土地所有者のみが負担するものと化していた。また、この租税は、あらかじめ決定された総税収額を、各州・都市の間で経済力＝租税力に応じて負担額を割り当てる方式のものであった⁽⁵⁾。しかし、実際には、負担額の各地域への割当は経済力の大きさに比例することなく、不均衡に行なわれた。その結果、この租税の地域間での負担は、不公平で不公正なものとなっていた⁽⁶⁾。ペティが『賢者一言』で直接批判しているのは、一部の特定の者(地主・借地農)にのみ賦課され、また各地域間での負担の配賦が不公平な、月割税に基づく戦費の調達方法である。

ペティは、新たなオランダとの戦争の戦費を月割税で調達することに対して、「多くの人が、……毎月わずか700万ポンドの租税の調達に貢献するため、その全資産の10分の1を強制的に支払わされている」⁽⁷⁾と述べている。この引用文の意味するところは、月割税によって戦費を調達するため、地主と借地農だけが地代収入の10分の1を同税の支払いに当てるといった重荷を負わされている、ということである。また、ペティは、「もしオランダとの戦争が、昨年通りの価値を支出しながら、もう2年もつづくならば、陛下が債務を起したまわざる限り、これらの人たちは、1665年のクリスマス

以降、自己の全資産の3分の1を支払わねばならないという事態が生ずるにちがいない」⁽⁸⁾と述べている。さらには、「現在の方法にしたがえば、人によっては当然に支払うべきもの、または支払うことを要するものの4倍も多くを支払うことになり、この不釣り合いは、租税についての真実の、しかも至極もつともな苦情の種であり、たまたま租税が巨額で、けたはずれになると、どうしてもそう感じられるのである」⁽⁹⁾とも述べている。こうして、ペティは、月割税をオランダとの戦争の戦費調達手段として用いることに反対し、それに代わる別の合理的方法を具体的に示そうとする。それは、あらゆる国民がそれぞれの租税力に応じて戦費の負担に参加することを要請する内容のものであった。

ペティは、『賢者一言』の序論において、戦費を含む公共経費を特定の者からだけでなく、イギリスのすべての人々から幅広く調達することが妥当であることを示唆している。すなわち、「もし公共的経費が〔あらゆる人々の間に〕比例的に課せられるならば、たとえ租税が月額25万ポンドに増額される場合でさえも、自分の全財産の10分の1以上を支払う人は一人もいないはずである」⁽¹⁰⁾(〔 〕内は筆者)と。ペティは、こうした基本的な考えを前提として、まず、当時のイギリスの公共経費を経常経費と臨時経費(戦費)に分け、それぞれ次のように算定する。経常経費は総額100万ポンドで、その内訳は、海軍20万ポンド、軍需品・火薬6万ポンド、陸軍・守備隊29万ポンド、その他45万ポンドである。臨時的戦費は総額300万ポンドで、海軍が200万ポンド、陸軍が60万ポンド以下、その他が50万ポンド以下である⁽¹¹⁾。

次に、ペティは、総額400万ポンドの公共経費の調達方法の具体的な検討に移る。まず、ペティは、イギリスの人口を600万人、国民1人当たりの支出額を6ポンド13シリング4ペンスと推定し、したがって国民総支出額を4,000万ポンドと算定する⁽¹²⁾。つづいて、ペティは、イギリス全体の収入の算定を行う。まず、資産による収入について、不動産(土地、家屋、船舶、家畜など)と動産(貨幣、製品、商品、食器類、家具など)とを合わせた一切の資産から生ずる収入を、年に1,500万ポ

ンドと推定する⁽¹³⁾。このままでは、国民の総支出額が4,000万ポンドで、資産による収入は1,500万ポンドであるので、2,500万ポンドの収入の不足分が生ずる。この収入の不足分を埋め合わせる方法について、ペティは、次のようにいっている。「国民の資財または富からの年々の所収が、1,500万ポンドを生み出すのにすぎないのに、その支出が4,000万ポンドであるとすれば、その場合には、人民の労働が、残りの2,500万ポンドを提供しなければならないことになる」⁽¹⁴⁾と。ここで、ペティは、労働による収入を考えているのである。ペティは、イギリスの労働人口を300万人と推定し、その労働によって生み出される年間の収入総額は2,500万ポンドと算定する⁽¹⁵⁾。こうして、ペティは、資産による収入（地代、家賃、利子など）が1,500万ポンド、労働による収入（賃金）が2,500万ポンド、イギリス全体の収入が4,000万ポンドであると算定する。

しかしながら、上記のようなペティの査定プロセスには、問題が存している。というのは、国民総支出額4,000万ポンドから財産よりの収入1,500万ポンドを控除した残額2,500万ポンドは、労働による収入によって賄われるべき国民支出部分ではあるが、労働による収入の全額ではない。すなわち、2,500万ポンドが労働による収入の全額であるためには、4,000万ポンドは、国民総支出額ではなくして、国民総収入額でなければならない。しかし、この4,000万ポンドはもともと総支出額として算出されたものであったにもかかわらず、それがいつのまにか総収入であると考えられている。すなわち、ペティは、ここで、総支出と総収入とを同一視しているのである。しかし、国民総支出と総収入とは必ずしも一致せず、通常、総収入は総支出よりも大であろう。なぜならば、収入をすべて消費に向けてしまうことはそれほど一般的なことでなく、貯蓄される部分が多少とも存在すると考えられるからである。こうした点を考慮するとき、ペティの査定プロセスをそのまま全面的に受け入れることには無理があるといわなければならない⁽¹⁶⁾。しかし、ペティは、上記のような政治算術的方法に基づいて、総収入と総支出とを同一のものとして捉え、租税負担配分方法について

検討する。

すでに述べたように、ペティは、すべての国民が公共経費の負担に全面的に参加すべきであると考えていた。したがって、国民の収入は資産からの収入と労働からの収入とからなると考えたペティにあっては、当然に租税負担はこれら両者に配分されることになる。そして、その配分の割合については、総収入に占める資産による収入1,500万ポンドと労働による収入2,500万ポンドの割合に応じて、3対5とすべきであると考えた。ここで、ペティは、明らかに、労働と資産とを税源として質的に同等のものとして捉えようとしている⁽¹⁷⁾。換言すれば、ペティは、労働者を資産保有者と同様に、租税を支払うことができる潜在的能力をもった階層として理解しているのである⁽¹⁸⁾。こうした観点から、ペティは、労働に対して課税されていない現行税制を、「租税負担を過去の財産にかけようとし、現存の諸々の能力〔労働〕を無視している」(〔 〕内は、筆者)、また、「貧民に対する虚偽の慈悲心が、……かれらの怠惰をゆるしている」⁽¹⁹⁾と批判している。ペティにあっては、労働も資産と同様に、公共経費に対して貢献すべきものであったのである。しかも、ペティは、さほどの困難をとまなうことなくこのことが可能であるとして、「もし、イギリス臣民が、……20分の1だけ多く働き、20分の1だけ少なく消費するならば、かれらは自分たちの国王をしてその現有軍兵力に二倍するものを維持せしめるであろう」⁽²⁰⁾と述べている。そして、その具体的な方法について、ペティは、「労働者は、1日当たり10時間働き、1週当たり就業日には3回、日曜日には2回、20回の食事をとる。このことから、もしかれらが金曜日の晩に断食し、そして11時から1時まで、2時間もかかる食事時間を1時間半にすることができれば、それによって労働が20分の1増加し、消費が20分の1減るから、上述の10分の1は調達されようであろう」⁽²¹⁾と述べている。ようするに、ペティは、労働者が現在よりも労働時間を20分の1増加させ、消費量を20分の1削減させれば、さほどの困難もなく資産保有階層と同じ負担率で租税を支払うことができる、というのである⁽²²⁾。

ともあれ、ペティは、政治算術的方法によって

公共経費が資産保有者と労働者の二つの階層により3対5の割合で分担されるのが妥当であることを導き出した。つづいて、ペティは、この算定された数値を根拠にして、「もし国民の支出が4,000万ポンドであるとすれば、この全体のうちから400万ポンド、すなわち10分の1を政府の必要のために別にしておくことは、すでに現在多くの人たちに対してなされていると同様の苦難であるとしか思われぬ。しかしながら、その400万ポンドのうち、100万ポンドあれば経常的支出が賄われ、300万ポンドあれば臨時的戦争支出が賄われる」⁽²³⁾と説く。ペティによれば、まず、経常経費100万ポンドについては、資産保有階層と労働者階層とがそれぞれに稼得している年間収入の大きさに応じて、したがって資産から37万5,000ポンド、国民から62万5,000ポンドがそれぞれ調達されることになる。資産への課税による37万5,000ポンドの内訳は、地租(Land-tax)が21万6,000ポンド、家畜などに対する租税(Levy on the Cattel)が5万4,000ポンド、動産税(Assessments upon Personal Estates)が6万ポンド、そして家屋税(Levy on the Housing)が4万5,000ポンドである⁽²⁴⁾。また、600万人と推定されている国民への課税による62万5,000ポンドの内訳は、年間一人当たり19ペンスの内国消費税(Excise)が47万5,000ポンド、年間一人当たり6ペンスの人頭税(Poll-tax)が15万ポンドである⁽²⁵⁾。なお、ペティが、ここで労働への課税としないで国民への課税としているのは、内国消費税と人頭税が、形式的には300万人の労働者だけではなく、600万人の全国民を対象に課せられる租税であるからである。

臨時的戦費である年間300万ポンドについては、ペティは、先の経常経費の場合と異なり、その具体的な課税方法については論述していない。しかし、経常経費の調達方法に照らして、300万ポンドを、3対5の割合で、地租・動産税などによる資産への課税で112万5,000ポンドを、内国消費税・人頭税などによる国民への課税で187万5,000ポンドを賄うことを予定していたと考えてまちがいないであろう⁽²⁶⁾。

こうして、ペティは、第二次対オランダ戦争時の戦費を含めた公共経費400万ポンドの合理的調

達方法について検討し、課税の対象を労働にまで広げ、適切な課税方法を採用することによって、国民の支出総額の10分の1を徴収するならば、十分な租税収入が得られることを示した。しかも、ペティは、この方法は、労働を5%増大させ、消費を5%削減させることで達成されるものであるから、貧民にとってもそれほど大きな負担とはならないと考えていた。その場合に、租税の種類としては、地租・家畜などへの租税・動産税・家屋税・人頭税・内国消費税などが適当であると考えていた。そして、ペティは、これらの諸税によって課税における公平がもたらされるばかりではなく、次のような副次的利益があることを指摘している⁽²⁷⁾。

- ① 家屋税：煙突によって家屋を評価すれば、それらの改善および荒廃の状態を十分に明らかにすることができる。
- ② 地租：支払額を年々の賃料にではなく全価値に比例させるようにすれば、資産が家屋であっても、それが土地である場合より以上に租税を支払わなくてもよくなる。また、それが財貨である場合よりも、かなり少なく支払うこともなくなる。
- ③ 動産税：他国におけるのと同様に宣誓に基づいて課税されるならば、この租税の不明瞭であった部分を十分に明瞭化することができる。
- ④ 人頭税：単純・普遍的な人頭税は、イギリス王国の偉大なる富と力量、すなわち国民についての状況を明らかにすることができる。また、称号・位階に対する人頭税は、世人が分不相応にゆきすぎて高位につくのを阻止するであろうし、同時に真に価値のある人を奨励することに役立つ。

こうして、ペティは、第二次対オランダ戦争のための戦費調達方法について、資産に対する地租・家畜などへの租税・動産税・家屋税、国民に対する内国消費税・人頭税こそが最善であることを力説する。そして、この提案の内容は、第三次対オランダ戦争(1672-1674年)の直前から戦後にかけての1671年から1676年までの間に執筆されたといわれている『政治算術』(*Political Arithmetick*, 1690)においても、基本的にはほぼそのまま踏襲

されている。

3 『賢者一言』における租税論の特質と意義

ペティによる『賢者一言』は、『租税および貢納論』において展開された租税に関する基本的な考え方を踏まえて執筆された、戦時租税論をその内容とする論策である。この論策では、社会経済現象の数量的観察・表章が実際に行われている。すなわち、『租税および貢納論』でも、国富について、また国民の支出などについて、正確に算定することの必要と重要性とがしばしば繰り返されていた。しかし、この論策においては、それらが実際に算定され、おびたしい数字となって配列されている。ペティにとって、税源としてのイギリスの富を客観的に計量することは、租税負担の公平について論じる場合の不可欠な前提をなしている。この論策では、それを実際に行うことによって、『租税および貢納論』の趣旨を一層徹底させているのである⁽²⁸⁾。そして、ここでの国富算定の直接的なねらいは、公平な租税負担による税収増大の可能性を示すことであり、それまでの土地に対する課税の偏りを排して、労働に対する課税の可能性を示すことにあったのである⁽²⁹⁾。

『賢者一言』において展開されている租税論の内容は、『租税および貢納論』におけるそれとは、いささか異なった点をもっている。第1に、租税負担配分原理における見解に違いが見られる。国家はどのような根拠で課税を行なうことができるのか、あるいは租税負担の配分はどのような基準に依拠して行すべきであるのかという課題は、租税論における中心的論点である。ペティは、『租税および貢納論』において、租税の根拠については明確に述べていない。しかし、ペティが、種々の課税方法を論ずる際に、「国民が、統治され保護されるために、さらに自分たちの君主や国土の名誉のために、不可欠とされるものに対する正当な分け前を支払うことに満足し、それに不服がないものとしよう」⁽³⁰⁾と述べていることから推察して、基本的には、先師ホブズ（Thomas Hobbes）と同様に、租税利益説（benefit theory）をとっていると考えてよいであろう⁽³¹⁾。したがってまた、租税

負担配分原理については、「人は、公共の平和に浴する分け前と利益とに応じて、……公共的経費を貢納すればそれでよいということは、一般になにびとといえども承認するところである」⁽³²⁾、また「名人は自分自身のために取得し、現実に享受するところに応じて貢納すべきものなのである」⁽³³⁾と述べていることから、応益課税原則（benefit taxation principle）の立場をとっていると考えてよい。しかし、ペティは、『賢者一言』においては、労働者を資産保有者と同じく租税を負担する潜在的能力をもった階層として捉え、応分の負担をすべきであることを説いている。こうしたペティの見解は、租税負担の基準を納税者の負担能力に求める租税負担配分原理における応能課税原則（ability-to-pay taxation principle）が、素朴な形で示されたものであると見てよいであろう⁽³⁴⁾。しかも、ここでは、この立場が前面に強く押し出されている。一般に、租税の根拠としての租税義務説（obligatory theory）は租税負担配分原理の応能課税を志向し、租税利益説は応益課税に結びつく。しかし、租税利益説は、応益課税に結び付くだけでなく、応能課税をも導く場合もある⁽³⁵⁾。ここでのペティの見解は、まさにそのケースであり、課税の根拠は公共サービスからの受益の存在に求められているが、租税負担配分は負担能力に応じて行うのである。

第2に、『租税および貢納論』においては、消費、享受利益あるいは富という概念は登場していたが、「収入」という概念は見当たらない。しかし、ここでは、この「収入」という概念が新たに登場し、しかも、ペティの租税負担の配分方法において重要な役割を果たすに至っている⁽³⁶⁾。

第3に、『租税および貢納論』においては、内国消費税以外の租税を原則的に否定していたのであるが、ここでは、内国消費税以外の租税を理論的に容認するに至っている。この点は、『租税および貢納論』における租税論との最大の違いであるといつてよい。

ペティは、『租税および貢納論』においては、各種の租税の適否を検討し、内国消費税をもって自然的正義に適う最も合理的なる租税であるとして支持し、それ以外の租税についてはほとんどすべ

てを否定している⁽³⁷⁾。このかぎりにおいては、ペティは、理論的にはあたかも内国消費税単税論者であるかのごとくである。また、後年の『政治算術』においては、その現実的可能性を論証することに努めている。しかし、いまや、ペティは資産に対する租税として地租・家屋税・動産税などを、国民に対する租税として人頭税・内国消費税を提案しており、内国消費税以外の租税が認められることになっている。しかし、このことをもって、ペティが、内国消費税重視の考えを放棄してしまったと断定するのは早計であろう。ペティは、『賢者一言』においても、依然として内国消費税中心主義の考え方を変えていないのである⁽³⁸⁾。上述したように、ペティは、国民全体の資産よりの収入と労働よりの収入の割合を3対5と推定し、これに基づいて租税を3対5の割合で資産と労働に対して課税されなければならないと説いた。そこで、経常経費100万ポンドを賄うためには、37万5,000ポンドは資産に対して、62万5,000ポンドは労働に課税されなければならないこととなる。資産に対する租税としては、地租・家屋税・動産税などが、労働に対する租税としては、人頭税と内国消費税が考えられている。国民に対する租税62万5,000ポンドの内訳は、人頭税が15万ポンド、内国消費税が47万5,000ポンドであった。したがって、租税収入総額中に占める内国消費税収入の割合は、50%に達する。臨時的戦費300万ポンドについても、同様に考えてよいであろう⁽³⁹⁾。

こうして、ペティは、『賢者一言』においても引き続き内国消費税を租税体系の中核に置いているのである。そして、第二次対オランダ戦争の約10年後に執筆された『政治算術』においても、イギリスの経済力増大の立場から、内国消費税の重要性が強調されている。しかし、ペティが、ここで、内国消費税以外の諸税を明白に容認するに至ったことは、その租税論における一つの大きな修正であるといわなければならない⁽⁴⁰⁾。このような、ペティにおける内国消費税についての主張の修正の問題は、『租税および貢納論』と『賢者一言』とがともに租税問題を取り扱った時事の論策であるにもかかわらず、前著は租税に関する原理論的な性格をもっており、後著は対オランダ戦争時の戦

時租税論＝戦費調達論であったという、両論策の基本的性格の差異によるものと思われる。

なお、上述したようなペティの内国消費税中心主義の修正論の中に、いまだ粗雑ではあるが、現代的な補完的租税体系の構想の萌芽を見出すことができる。すなわち、ペティが『賢者一言』で提案している内国消費税以外の諸税の容認は、当時の租税制度の問題点であるとされていた、負担における不均衡に対する改善方法の一つでもあったと解される。ペティによれば、この不均衡こそが、国民の間の「租税に対する真の、かつ最大の不満の種」と映ったのである。そこで、ペティは、現行租税制度に付随している租税負担の不均衡の問題を、内国消費税を中核としつつこれに人頭税を加え、あるいはあらゆる種類の資産から得られる収入に対する租税をも追加することにより、いわばタックス・ミックスを通じて解決しようとしていたとも考えられる⁽⁴¹⁾。

4 むすびにかえて

『賢者一言』は、商権獲得をめぐる戦われた第二次対オランダ戦争にイギリスが勝利するために、焦眉の急を告げる戦費を合理的に調達する方法を示すことを目的として執筆された小論策である。ペティの提示した戦費調達案は、ときの政府によって採用されることはなかったが、その後の租税論あるいは租税政策に大きな影響を及ぼすものであった。

ペティは、戦費調達上の租税主義に立脚して、戦費は公債によることなく租税によって調達されるべきであるとの基本的立場をとっている。このことは、『政治算術』においても示唆されているが、本論策においてはより詳細かつ具体的に論述されている。後年のイギリスにおいては、ドイツにおける公債主義とは反対に、戦費といえどもできるかぎり租税をもって賄うべきであるとの立場が伝統的に形成された。こうした租税中心主義の戦費調達方法は、18世紀の中葉に登場する古典学派のアダム・スミス（Adam Smith）およびデイヴィッド・リカード（David Ricardo）などの所説を遵奉したものである⁽⁴²⁾。これに先だって、ペ

ティが戦時における租税中心主義を主張したことは、イギリス租税学説史上において評価されるべきであろう。

また、ペティは、戦費を主として内国消費税によって調達すべであることを提案しているが、これについても、当時あってはきわめて異例で大胆な内容のものであった。というのは、王政復古期においては、チャールズ二世の意思により、前期ステュアート朝の財政方式が踏襲され、経常経費は内国消費税・関税（Custom）・炉税などの間接税で、臨時的経費は月割税・補助金（Subsidy）・人頭税などの直接税で調達するというのが通例となっていた。ようするに、内国消費税のような間接税ではなく、月割税のような直接税で臨時的経費を賄うというのが、財政運営を支配していた当時の通念ともいえるべきものであった。したがって、ペティによる戦費を内国消費税で調達するという提案は、当時の伝統的・慣習的観念に対して大きな転換を迫るものであったのである⁽⁴³⁾。そして、ペティのこうした見解は、かれから政治算術的方法を継受したチャールズ・ダヴナント（Charles D'avenant）やグレゴリー・キング（Gregory King）などによって、月割税のイギリス経済に及ぼすマイナスの効果の観点から、一層強調されることになる⁽⁴⁴⁾。

注

- (1) 酒井重喜『近代イギリス財政史研究』ミネルヴァ書房、1989年、379頁。
- (2) 大倉正雄『イギリス財政思想史—重商主義期の戦争・国家・経済—』日本経済評論社、2000年、24頁。
- (3) Stephen Dowell, *A History of Taxation and Taxes in England*, Vol. II, London, 1884, rpt. New York, 1965, pp.26-27. 仙田左千夫『イギリス公債制度発達史論』法律文化社、1976年、96頁。
- (4) C. D. Chandaman, *The English Public Revenue 1660-1688*, Oxford, 1975, p.92. 酒井重喜、前掲書、396頁。なお、この請負は失敗に終わり、1667年7月に、わずか1万4,000ポンドが得られたにすぎなかった。その主因は、一般大衆の抵抗はもとより、議会側が、終始、徴税請負人に敵対的態度をとりつづけたことであった。仙田左千夫、前掲書、97頁。
- (5) 隅田哲司『イギリス財政史研究—近代租税制度の生成—』ミネルヴァ書房、1971年、173-174頁。

- (6) とりわけ、この租税の負担は、北・西部諸州に対しては相対的に軽く、ロンドン周辺の諸州には重く賦課された。Cf. C. H. Firth and R. S. Rait, eds., *Act and Ordinances of the Interregnum 1642-1660*, Vol. I, London, 1911, pp.631-633.
- (7) William Petty, *Verbum Sapienti*, London, 1691, in C. H. Hull, ed., *The Economic Writings of Sir William Petty*, Vol. I, Cambridge, 1899, p.103. 大内兵衛・松川七郎訳『賢者には一言をもって足る』（同訳『租税貢納論』岩波書店、1952年、所収）、168頁。
- (8) *Ibid.* 同上。
- (9) *Ibid.*, p.104. 邦訳、169頁。
- (10) *Ibid.*, p.103. 同上。
- (11) Cf. *Ibid.*, p.111. 邦訳、180頁。後に、オグが概算したところによると、第二次対オランダ戦争を遂行するために当時のイギリス政府が実際に費した経費の総額は、580余万ポンドであった。Cf. David Ogg, *England in the Reign of Charles II*, Vol. I, Oxford, 1934, p.319.
- (12) William Petty, *Verbum Sapienti*, *op. cit.*, p.105. 邦訳、109-110頁。このイギリスの人口についての推定に当たっては、ペティ自身もその執筆に関与したといわれるグラント（John Graunt）の『死亡表に関する自然的及び政治的諸観察』（*Natural and Political Observations …… upon the Bills of Mortality*, 1662）における研究に依拠しているものと思われる。
- (13) *Ibid.*, pp.106-108. 邦訳、171-174頁。
- (14) *Ibid.*, p.108. 邦訳、175頁。
- (15) Cf. *Ibid.* 同上。なお、後年の『政治算術』（*Political Arithmetick*, 1690）においては、イギリスの人口は1,000万人、国民一人当たりの年支出額は7ポンドと推定している。こうした数値についての矛盾は、他にもいくつか見られる。
- (16) 井手文雄『古典学派の財政論（増訂新版）』創造社、1960年、139-140頁。
- (17) 大倉正雄、前掲書、27-28頁。
- (18) 同上書、29頁。
- (19) William Petty, *Verbum Sapienti*, *op.cit.*, p.114. 邦訳、185-186頁。
- (20) *Ibid.*, p.113. 邦訳、184頁。
- (21) *Ibid.*, p.110. 邦訳、179頁。
- (22) ペティは、『政治算術』の第7章においても、数に違いが見られるが、同様の見解を表明している。その大要を示せば、以下のとおりである。国家非常の戦時の場合には、歩兵10万、騎兵4万、水兵4万を必要とし、そのための経費は1年間に500万ポンドである。他方、経常経費は年当たり60万ポンドである。しかしながら、イギリス国民1人の1年間の支出額は7万ポンド、人口は1,000万人であるから、総支出額は7,000万ポンドである。そこで、総支出額の10分の1で十分に戦時における費用を支弁しうることとなる。しかも、総支出の10分の1をとり去られることは、けっして国民にとって苦痛なことではない。というのは、国民が20分の1だ

- けより少なく支出し、20分の1だけより多く働けば、けっして無理なことではない。Cf. William Petty, *Political Arithmetick*, London, 1690, in C. H. Hull, ed., *op. cit.*, Vol. I, pp.305-306. 大内兵衛・松川七郎訳『政治算術』岩波書店, 1952年, 134-135頁。
- (23) William Petty, *Verbum Sapienti*, *op. cit.*, p.110. 邦訳, 179頁。
- (24) Cf. *Ibid.*, pp.111-112. 邦訳, 181-182頁。
- (25) Cf. *Ibid.*, p.112. 邦訳, 182頁。
- (26) 大倉正雄, 前掲書, 32-33頁。
- (27) William Petty, *Verbum Sapienti*, *op. cit.*, p.115. 邦訳, 187頁。
- (28) 松川七郎『「賢者には一言をもって足る」について』(大内兵衛・松川七郎訳『租税貢納論』, 所収), 227-228頁。
- (29) 浦田昌計『初期社会統計思想研究』御茶の水書房, 1997年, 183頁。
- (30) William Petty, *A Treatise of Taxes and Contributions*, London, 1662, in C. H. Hull, ed., *op. cit.*, Vol. I, p.38. 大内兵衛・松川七郎訳『租税貢納論』岩波書店, 1952年, 68頁。
- (31) くわしくは, 吉田克己『イギリス重商主義とウィリアム・ペティー—近代的租税論の先駆—』八千代出版, 2012年, 第8章第1節を参照せよ。
- (32) William Petty, *Treatise of Taxes*, *op. cit.*, p.91. 邦訳, 157頁。
- (33) *Ibid.* 同上。
- (34) 大倉正雄, 前掲書, 30頁。Cf. C. D. Chandman, *op. cit.*, p.139.
- (35) 山本栄一『租税政策の理論』有斐閣, 1975年, 28, 31頁。Cf. R. A. Musgrave, *The Theory of Public Finance: A Study in Public Economy*, New York and London, 1959, Chap.4・5. 木下和夫監修・大阪大学財政研究会訳『財政理論』(I), 有斐閣, 1961年, 第4・5章。
- (36) 井手文雄, 前掲書, 138頁。
- (37) Cf. William Petty, *Treatise of Taxes*, *op. cit.*, Chap.4・5・6・7・9・12・13. 邦訳, 第4・5・6・7・9・12・13章。
- (38) 井手文雄, 前掲書, 139頁。
- (39) 同上書, 142頁。
- (40) ケネディは, ペティが『租税および貢納論』における内国消費税中心主義の主張を捨てて、『賢者一言』においては別の租税体系をとっていることを指摘している。Cf. William Kennedy, *English Taxation 1640-1799; An Essay on Policy and Opinion*, London, 1913, new imp. 1964, p.4.
- (41) *Ibid.*
- (42) スミスは, 戦時に重税を課せば, 早く戦争を止めることとなり, また軽々しく戦争を起こさないであろうから, 戦争の期間が短く平和の期間が長く, したがって新規の資本蓄積が阻害される期間が短いと論じている。Cf. *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, London, 1776. ed. by Edwin Cannan, Vol. I, London, 1904, 2nd ed., 1920, p.411. 大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』(II), 岩波書店, 1965年, 1337-1338頁。リカードもまた, 租税の負担感が心理的に戦争防止の役割を果たし, 節約に対する努力が公債の場合よりも大きく, 一国の産業に及ぼす攪乱が長期にわたらないなどの理由を挙げて, 戦費は全額租税によって賄うべきであると説いている。Cf. David Ricardo, *Essay on the Funding System*, Edinburgh, 1820, in Piero Sraffa and Maurice H. Dobb, eds., *The Works and Correspondence of David Ricardo*, Vol. IV, Cambridge, 1951, rpt. 1966, pp.185-190. 井手文雄訳『リカードウ公債論』北隆館, 1948年, 99-100頁。
- (43) 大倉正雄, 前掲書, 36頁。当初, 官廷側(政府)には, 戦費を内国消費税をもって調達する考えがあったが, 議会(庶民院)の反対を受けた。その意味では, ペティによる戦費を内国消費税をもって調達するという提案は, 官廷の意に沿うものであったといつてよい。
- (44) 竹本洋「王政復古期の租税と経済—『政治算術』による臨時税の経済的効果の測定—」, 『経済学雑誌』(大阪市立大学)第85巻第2・3号, 1984年9月, 51-72頁を参照せよ。

中国のサービス産業の発展に対する一考察¹

陳 文 挙

Wenju CHEN. A Study on Service Industrial Development in China. *Studies in International Relations* Vol. 34, No. 2. February 2014. pp. 33 – 44.

In 2010, China's GDP surpassed Japan and took the second place behind America. In 2012, China overtook America and topped the list in the total amount of international trade. However, with the rapid development of China's economy, many issues such as the environment, resource and energy, industrial structure as well as the expansion of regional income disparity are getting more and more serious. These problems are complexly intertwined and interacted with each other, also will threaten the sustainable growth of China's economy and the social stability.

To overcome the increasing problems, it is necessary to adjust industrial structure centered on the manufacturing industry and explore a new development pattern. This paper examines the development and the structure adjustment of service industry which will play a key role in adjusting the industry structure. Finally, it comes to a conclusion that the development of service industry will not only lead to sophistication of industrial structure, it will also create employments, activate regional economy and contribute to improvement of environment pollution and sophistication of industrial structure associated with energy-saving.

1. はじめに

2010年に中国の経済規模(GDP)は日本に追い付き、追い越し、アメリカに次ぐ世界第2位になった。また、2012年に中国の国際貿易総額はアメリカを抜いて世界最大となった。しかし、経済の急速な発展に伴い、さまざまな問題が表面化している。その中で、特に環境の悪化や資源エネルギーの不足、産業構造の歪み、地域間経済格差の拡大等の問題は深刻化している。また、これらの問題は相互に絡み合い、相互に作用し、中国経済の持続的成長と政治、社会の安定を脅かしつつある。

2013年に入り、中国の北方地域を中心に空気中にスモッグという大気汚染が多発した。一時、その有害濃霧の総面積が日本の国土面積の3倍に及ぶ130万平方キロメートルにも達した。大気汚染によりPM2.5(微小粒子状物質)が日本にも飛散し、日本の環境省および九州地方の自治体は連携しながら観測強化や緊急対策に追われた。有害濃霧の発生原因の1つは自動車の排ガスの増加だが、冬季の発電や暖房に大量の石炭を燃やしているこ

とも指摘されている²。しかし、これらの原因に比べて工業を中心とする中国の産業構造こそが環境悪化や資源エネルギー不足の問題を引き起こした最大の原因だと考えられる。

中国の経済発展のパターンは1950、1960年代の日本、1970年代のNIEs(新興国地域)、そしてASEAN(東南アジア諸国連合)の一部の国々の経済発展のパターンと実に似ている。それは世界経済のグローバル化の流れを受け、外国資本や先進技術を積極的に導入し、自国の安価な労働力を活かし、欧米先進国市場に向けて輸出を拡大して経済の発展を図ることであった。しかし、2008年に発生した世界金融危機により欧米市場の需要が急速に落ち込み、また、資源エネルギー価格の高騰および労働賃金の上昇も加わって輸出振興型の中国の経済発展パターンは崩れ始めた。そういう意味で、深刻化した環境汚染や資源エネルギー不足などの問題の克服を含め、これまでの工業中心の産業構造を調整し、新しい経済発展パターンを模索することは中国経済の持続的成長のカギを握っており、喫緊な研究課題の1つであると考えられる。

本稿は以上のような問題意識の下に、中国の産業経済の中で発展が遅れ、今後中国の産業構造調整の中で重要な役割を果せると考えられるサービス産業を取り上げ、改革開放以来のサービス産業の発展およびその構造変化について検討する。本稿は以下のように構成されている。続く第2節では改革開放後、中国のサービス産業の発展について論じる。第3節では、中国のサービス産業の構造変化について論じる。第4節では日本の経験を参照に中国のサービス産業の発展について検討する。最後の第5節では本稿の結論を述べる。

2. 中国のサービス産業の発展

サービス産業の定義について現在でも厳密な定義がなく、第一次産業（農業）と第二次産業（工業、建築業）以外のすべての経済部門を含め、「第三次産業」あるいは「残余」部門とも呼ばれている（Fuchs, 1968）。本稿では中国国家统计局が2002年10月1日に公表した分類法に従い、第一次、第二次産業以外のすべての産業（第三次産業）をサービス産業と呼ぶ。

サービスという製品の特徴は農産物や工業製品に比べてその無形性や同時性（不可分性）、消滅性などが挙げられる。無形性とは物的製品に比べて人の目に見えるような具体的な形状をもっていないことである。また、同時性や消滅性とはサービスを消費する時にそのサービスを提供しなければならず、そして提供すると同時にそのサービスも消滅していくことである³。現代社会はサービスが存在しなければ成り立たない。人々の日常生活のほとんどはサービス産業によって支えられていると言っても過言ではない。しかし、国民経済勘定においてすべてのサービスそのものを把握するのが難しいため、産業化されず集計されないサービス活動は実際に多く存在する。例えば、行政サービスや義務教育はそれに当たる。また、家庭内のサービスも産業化されていない。

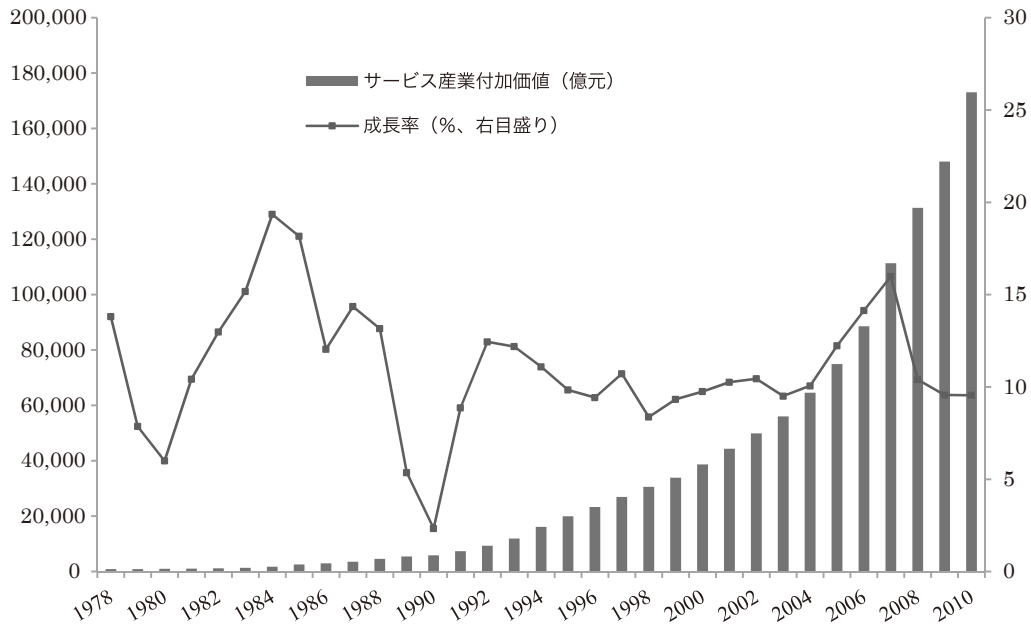
サービス産業の中で主に生産部門にサービスを提供する部門は生産性サービス部門と呼ぶ。例えば、金融、物流、IT情報、商務等の部門はそれに

当たる。一方、消費者に直接にサービスを提供する部門は生活性サービス部門と呼ばれる。例えば、商業、観光、電気、ガス、水道、介護などはその代表である。また、生産性サービス部門は資本、知識の集約的特徴があるに対して、生活性サービス部門は労働集約的特徴をもつ。サービス産業はこのような資本、知識集約的な生産性部門もあれば、労働集約的な生活部門もあるため、労働生産性の向上という課題はなかなか解決できない。特に、サービス産業は無形性、同時性（不可分性）、消滅性等という特徴をもつため、労働を減らし、資本の導入による労働生産性の拡大がなかなか難しい。一般的に「人の数でサービスの規模が決まる」というサービス産業の性格から労働の大量使用が欠かせないことは、サービスの発展により労働雇用の拡大につながるメリットもあると考えられる。

改革開放後、中国のサービス産業は中国経済全体の発展と共に大きく成長してきた。また、サービス産業のGDPに占める割合も大きく上昇した。1978年から2010年までのサービス産業の付加価値の実質年平均成長率は11.1%に達し、GDPの年実質平均成長率の10.4%より高かった。また、GDPに占めるサービス産業の割合が1978年の23.9%から2010年の45.9%まで上昇した。一方、同じ時期において全雇用者数に占めるサービス産業の割合が12.2%から34.6%に増加した⁴。

図1は中国のサービス産業の付加価値およびその年成長率の推移を表している。図1からもわかるように、1978年から1990年代初めまでに中国のサービス産業の成長率は激しい変動をみせており、前半の急上昇と後半の急低下とは対照的であった。しかし、1992年の鄧小平氏の『南巡講和』以降、中国のサービス産業の成長は安定かつ高成長を維持した。1990年から2010年の間に、中国のサービス産業の生産規模（付加価値ベース）は実に200倍も拡大した。一方、サービス産業の雇用者数はこの間に4,890万人から26,332万人まで5.4倍拡大したに止まっており、サービス産業の労働生産性が著しく上昇したことを窺わせる。

図1 改革開放後中国サービス業の発展状況



出所：『中国統計年鑑』（2011年版）より作成。

しかし、国際的に比較してみると、中国のサービス産業の発展や中国経済の産業構造は遅れている状況にあることがわかる。表1はGDPの三大産業構造の国際比較を示している。表1から分かるように、2000年から2010年の間に中国のGDPに占めるサービス産業の割合が39.0%から45.9%まで約6.9ポイント上昇したものの、その値が世界

平均の70.1%より大きく下まわっている。2010年に日本の値が70.5%でほぼ世界平均と同じであったが、アメリカの値は77.4%で中国より31.5ポイントも高かった。インドに比べても中国のサービス産業の割合が低く、「世界の工場」に発展した中国の産業構造においてサービス産業の発展が大きく遅れており、また、構造的な歪みも生じてきた。

表1 各国GDPに占める三大産業の割合の比較 (%)

	第一次産業		第二次産業		サービス産業	
	2000年	2010年	2000年	2010年	2000年	2010年
世界	3.6	2.9	28.9	27.0	67.5	70.1
米国	1.2	1.2	23.4	21.4	75.4	77.4
日本	1.8	1.5	32.4	28.0	65.8	70.5
インド	23.4	16.2	26.2	28.4	50.5	55.4
中国	15.1	9.5	45.9	44.6	39.0	45.9

出所：世界銀行WDI Databaseにより作成。ただし、世界、日本と米国は2008年データ。

表2は2000年および2009年における中国、インド、日本とアメリカ4カ国の三大産業の労働雇用状況の比較を示している。統計の制約により直近のデータは2009年しか入手できなかった。表2か

ら分かるように、2009年に日本のサービス産業は全労働雇用の67.3%を占めており、アメリカはさらに78.6%を占め、日米においてはサービス産業の労働雇用が圧倒的に多かったことが窺える。対

照的に、中国のサービス産業は全労働雇用の33.2%しか占めておらず、日米よりその割合が大きく下まわっている。インドではサービス産業の労働雇用比率が25.2%であり、中国よりもっと低く、インドのサービス産業の発展が中国よりさらに遅れていることを示した。また、この10年の間に中国の農業労働力の農外への移出が早く、全労働雇用には占める割合が約10.4ポイント減少した（インドは同4ポイント減少）。その一方、中国のサービス産業の労働雇用の増加は全労働雇用には占める割合

が5.7ポイントも上昇した（インドは同1.1ポイント増）。

表3は2000年と2010年における中国、インド、日本とアメリカ4カ国のGDPの成長に対して三次産業のそれぞれの寄与率を表している。中国ではGDPの成長に対して最も貢献したのは工業部門を中心とする第二次産業あり、その寄与率が60%前後であった。サービス産業の寄与率は2000年の34.8%から2010年の38.9%に約4.1ポイント上昇したものの、4割に達していなかった。

表2 各国三大産業労働雇用の構成状況の比較（%）

	第一次産業		第二次産業		サービス産業	
	2000年	2009年	2000年	2009年	2000年	2009年
米 国	2.6	1.5	23.2	19.9	74.3	78.6
日 本	5.1	4.2	31.2	27.3	63.1	67.3
インド	59.8	55.8	16.1	19.0	24.1	25.2
中 国	50.0	39.6	22.5	27.2	27.5	33.2

出所：表1と同じ。

表3 各国三大産業のGDP成長への寄与率の比較（%）

	第一次産業		第二次産業		サービス産業	
	2000年	2010年	2000年	2010年	2000年	2010年
米 国	3.1	-2.1	14.5	53.3	82.4	48.7
日 本	1.3	-9.1	29.4	78.8	69.3	30.3
インド	-1.3	8.6	38.6	29.7	62.7	61.7
中 国	4.4	3.9	60.8	57.2	34.8	38.9

出所：表1と同じ。

2000年にはインド、日本、アメリカのサービス産業の寄与率が6割から8割と高い値を示しており、各国のサービス産業はGDP成長に大いに貢献したことがわかる。2010年にインドのサービス産業のGDP寄与率が61.7%で依然高かったものの、日本とアメリカはそれぞれ30.3%と48.7%であった。これはおそらく工業、特に製造業の景気回復がサービス産業以上にGDPの成長に寄与したからだと考えられる。

アジア開発銀行の報告によれば、中等所得国家のGDPや労働雇用には占めるサービス産業の割合が平均的に55%前後であったことを考えると、中国のサービス産業の発展規模は依然として小さく、中等所得国家の規模には達していないと言える⁵。中国のサービス産業全体として、成長率が世界平均よりはるかに上まわり、労働雇用の吸収力も強まっているようにみられる一方、GDPに占める割合が低く、中等所得国家のような発展段階にはま

だ達していない。ただし、サービス産業の経済成長への寄与率も工業に比べ大きく下まわっているため、サービス産業の潜在的な発展余地も大きく残されていると考えられる。

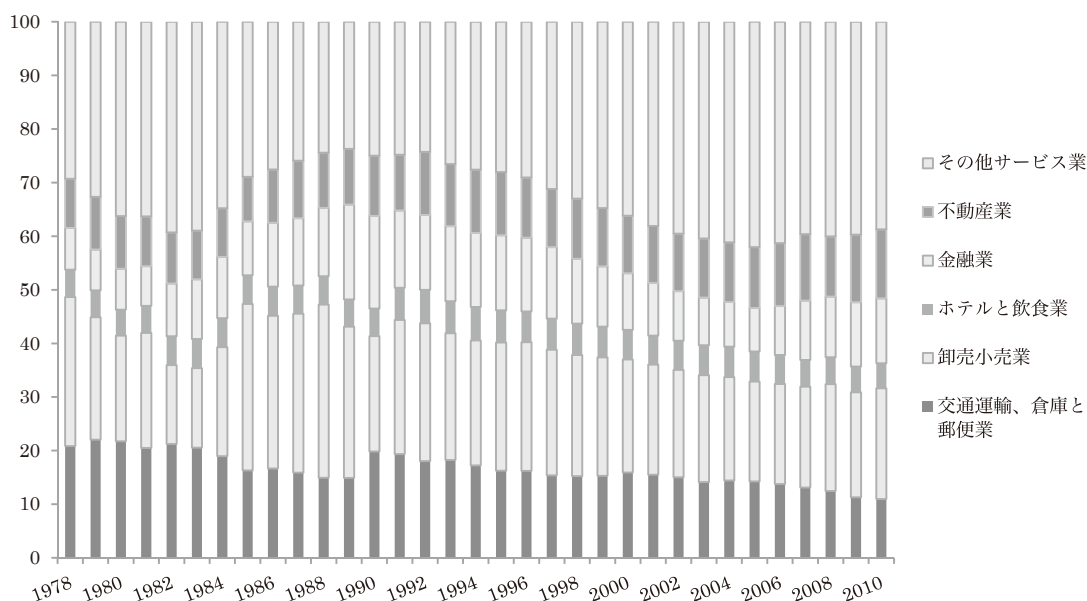
3. 中国のサービス産業の構造変化

中国国家統計局は2002年に『国民経済行業分類』（国民経済産業分類，GB/T4757-2002）を公表し，2004年以降の『中国統計年鑑』はこの新しい分類法を採用したため，サービス産業内部の細かい分類の時系列データの連続性が失われた。本稿では『中国統計年鑑』の「第三次産業増加値」のデータを使用し，中国のサービス産業を「交通運輸，倉庫と郵便業」，「卸売小売業」，「ホテルと飲食業」，「金融」，「不動産業」と「その他サービス業」

の6つの部門に分けて検討する。「その他サービス業」は前5つの部門以外のサービス業を指し，医療衛生，教育，公共組織，社会福祉厚生，IT情報，科学技術研究，公共施設管理，住民サービスなどを含める。

図2は1978年から2010年まで中国のサービス産業の内部構造の変化を示している。国民経済における流通の役割を担う交通運輸・倉庫，郵便事業および卸売小売業は1978年に全サービス産業に占める割合が48.6%であったが，その後その割合は変動しながら低下してきた。2010年にその割合が31.6%までに下がり，約17ポイント減少した。ホテルと飲食業の全サービス産業に占める割合は1978年の5.1%からピーク時の1992年の6.2%に上昇したものの，2010年に4.7%に逆に下落した。

図2 中国サービス産業の内部構造の変化（1978～2010年，%）



出所：『中国統計年鑑』（2011年版）より作成。

一方，1978年に金融業および不動産業は全サービス産業に占める割合がそれぞれ7.8%と9.2%であったが，1980年後半から上昇し始め，1990年代および2000年代に変動があったものの，2010年にそれぞれ12.1%と12.9%になった。その他サービス業は1978年に全サービス産業の29.3%を占め，その後激しく変動をみせ，2007年にピークの41.3%に達したものの，2010年に38.7%に再び下がった。

2010年に6つの部門の割合の順位はその他サービス業（38.7%），卸売小売業（20.7%），不動産業（12.9%），金融業（12.1%），交通運輸・倉庫と郵便業（11.0%），ホテルと飲食業（4.7%）であった。

表4は中国，インド，日本とアメリカ4カ国のGDPに占めるサービス産業各部門の割合の比較を示している。データの制約で中国のデータの年次

は他の3カ国とは少し異なる。前述のように、GDPにおける中国のサービス産業の割合が他の3カ国より低く、サービス産業各部門の数値がほぼすべて低く示されている。ただし、社会インフラを示す電力・ガス・水道部門の割合は他の3カ国よりむしろ高く、公共投資の拡大により社会インフラの整備は早く進んだという実際の観察と一致している。インド、日本、アメリカにおいては卸売小売、ホテル・飲食という商業サービスがとても盛んになっており、2007年にはGDPの14%前後を占め、中国より4ポイント高かった。

日本、アメリカに比べて中国の不動産業や教育・医療衛生サービス業のGDP比率は非常に低かつ

た。中国の不動産開発ブームが長く続き、住宅価格の高騰を招いた一方、不動産市場の自由化が進んでおらず、1人当たり居住面積や13億人の人口規模を考えると中国の不動産市場はなお発展途上にあると言える。また、教育・医療衛生サービス部門は都市部において一定の発展を成し遂げたものの、広大な農村地域では教育、医療衛生サービスの発展が著しく遅れている。中国の金融業は2001年のWTO加盟後、一定の規制緩和が進められ、国有銀行中心に大きく発展を遂げたものの、外資金融機関や投資家に対し完全な市場開放に至らず、完全な金融自由化は未だに実現されていない。

表4 各国サービス産業内部部門別におけるGDP比率の比較(%)

	中 国		インド		日 本		アメリカ	
	2004	2008	2000	2007	2000	2007	2000	2007
卸売小売他	7.8	8.3	12.2	14.0	14.1	13.3	12.6	12.1
ホテル・飲食	2.3	2.1	1.2	1.6			2.6	2.7
運輸・通信	8.4	7.7	7.1	7.4	6.9	6.5	6.4	5.9
金 融 業	3.4	4.7	5.0	5.1	6.0	6.6	7.5	7.8
不 動 産	6.1	6.5	7.3	9.3	11.5	11.9	23.6	24.6
公的サービス	3.7	4.4	6.3	4.9	5.5	5.7	7.0	7.4
教育、医療衛生他	5.4	5.9	7.6	7.0	26.8	27.5	14.4	15.4
電力・ガス・水道	3.2	3.2	2.3	1.8	2.7	2.0	1.9	2.0

出所：『世界統計年鑑』（中国国家统计局，2012年版）とその他資料より作成⁶。

中国の国際貿易総額は最近10年で約4.5倍拡大し、2012年にアメリカを抜いて世界最大となった⁷。中国の国際貿易の急速な拡大は政府の外資の呼び込みと輸出促進政策に密接に関係し、国際貿易の中身はほとんど商品（モノ）の輸出入であった。それに対して、中国のサービスの国際貿易は大きく遅れ、長年に渡って大きな貿易赤字を記録していた。表5は中国のサービスの国際貿易の収支状況を表している。表5から分かるように、中国のサービスの国際貿易赤字幅は2000年の56.0億ドルから2011年の552.3億ドルに約10倍も増大した。中国のサービス貿易において大きく輸入超過

を示す部門は輸送、観光旅行、保険と特許使用料の4つの部門である。特に輸送サービス部門は2011年の貿易赤字額が448.7億ドルに達し、全赤字部門の赤字総額の約45%を占めた。観光旅行業は2005年まで毎年黒字を計上したものの、生活が豊かになった中国人の海外観光がブームとなり、海外観光旅行者が年々増加し、また、それに伴い中国人観光客の海外消費も急激に拡大し、2010年、2011年は赤字となっている。これはまた1980年代日本人の海外観光旅行ブームと同じようにしばらく続くと考えられる。

表5 中国のサービス国際貿易の収支状況（億ドル）

項目	2000	2005	2010	2011
サービス貿易黒字額	-56.0	-93.9	-221.2	-552.3
1. 輸送	-67.3	-130.2	-290.5	-448.7
2. 観光旅行	31.2	75.4	-90.7	-241.2
3. 通信	11.0	-1.2	0.8	5.4
4. 建築	-3.9	9.7	94.2	110.0
5. 保険	-23.6	-66.5	-140.3	-167.2
6. 金融	-0.2	-0.1	-0.6	1.0
7. IT情報	0.9	2.2	62.9	83.4
8. 特許使用料	-12.0	-51.6	-122.1	-139.6
9. コンサルティング	-2.8	-8.6	76.8	98.1
10. 広告	0.2	3.6	8.4	12.4
11. 映画・AV	-0.3	-0.2	-2.5	-2.8
12. その他商業	9.7	75.0	184.1	140.1
13. その他未算入政府サービス	1.1	-1.3	-1.9	-3.1

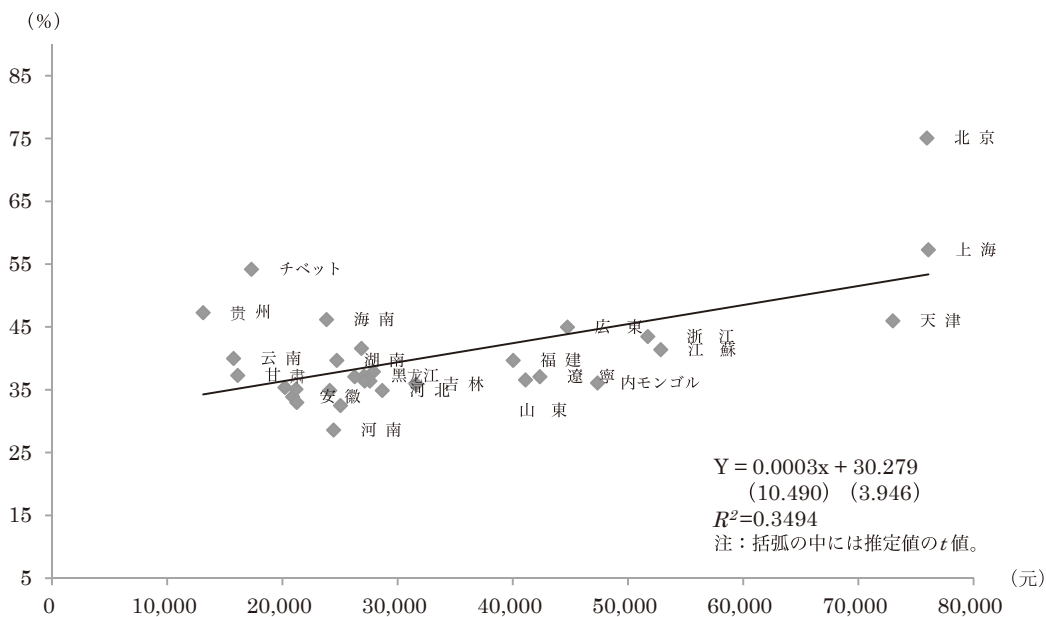
出所：『中国統計年鑑』（各年版）より作成。

一方、中国の建築サービスの貿易収支額は2011年に110億ドルの黒字を計上し、労務輸出に伴う海外建築関連のサービス貿易が年々拡大していることが示された。また、IT情報やコンサルティング、広告等サービス貿易も大きな黒字を計上しており、情報知識集約的サービス産業において中国は一定の比較優位性を持つとは言え、世界規模のIT情報産業のアウトソーシングの拡大も中国のIT情報産業の貿易黒字に寄与したと考えられる。「その他商業サービス」貿易額は2000年9.7億ドルの黒字であったのに対し、2011年に140.1億ドルの黒字を記録した。前述のように、その他商業サー

ビスの中身は新生サービス産業を含め、さまざまな部門によって構成されているため、詳細に検討することは今後の課題とする。

図3は2010年に中国の省レベル地域におけるサービス産業の発展状況の分布を表している。横軸は1人当たりの名目GDPであり、省レベル地域の経済発展の水準を示している。縦軸はGDPに占めるサービス産業の比率を表す。図から分かるように、北京、上海、天津の3つの直轄市においては1人当たりのGDPや、サービス産業の比率が高く、中国の大都市部ではサービス産業の発展が比較的早いことを表している。

図3 1人当たり名目GDPとサービス産業比率の地域分布（2010年）



出所：『中国統計年鑑』（2011年版）より作成。

しかし、チベット自治区、貴州省、海南省等地域ではサービス産業の比率が比較的高いものの、1人当たりGDPが低かった。これは、これらの地域での工業の発展がとても遅く、観光旅行関連の交通運輸業やホテル、飲食業等のサービス産業の割合が比較的高いことによる結果だと考えられる。中国の国家および行政の中心である北京市や観光資源の豊富なチベット自治区、貴州省、海南省を除けば、GDPに占めるサービス産業の比率と1人当たりGDPの間には正の相関があると観察される。すなわち、経済の発展の早い地域ではサービス産業の発展も早いという相関関係が存在すると言える。

4. 日本の経験と中国のサービス産業の発展

産業構造の「高度化」とは、資本集約度や技術集約度が相対的に高い産業が急速な成長を遂げ、経済全体の中での比重を上昇させてゆくことを指す（今井 2008）。その資本や技術集約度の高い産業がやがて経済のリーディング産業までに成長し、後方関連効果および前方関連効果を通じて関連産業の高度化を誘発する。表6は戦後、日本経済のリーディング産業、企業の時価総額トップ10の順位変化状況を示している。1955年の高度経済成長期に日本を代表する企業はやはり生活、社会インフラ関連の東洋紡や東京電力、東京ガス、八幡製鉄等第二次産業であった。トップ10の中にサービス産業としては東京海上と三越の2社しかランクインされなかった。

表6 戦後日本リーディング産業・企業時価総額トップ10の順位変化

順位	1955年	1980年	1990年	2000年	2013年
1	東洋紡	トヨタ	興銀	NTTドコモ	トヨタ
2	東京電力	松下電器	富士銀	トヨタ	三菱UFJ
3	東京海上	日産自	太神三井銀	NTT	ホンダ
4	東京ガス	東京電力	住友銀	みずほ	NTTドコモ
5	三越	新日鉄	第一勧銀	ソニー	JT
6	八幡鉄	日本石油	三菱銀	武田	NTT
7	日立	日立	トヨタ	松下電器	三井住友FG
8	関西電力	三菱商事	三和銀	セブンイレブン	キャノン
9	三菱重工	第一勧銀	NTT	東京三菱銀	みずほFG
10	東洋レ	富士銀	東京電力	本田技研	日産自

注：イタリック体はサービス産業であることを示す。

出所：志筑（2008）p.162の表4-5および『日本経済新聞』社資料を参照。

日本経済の黄金の時代とも言われる1980年にはやはりトヨタ、松下電器、日産自動車等製造業は1から7位まで占めており、三菱商事や第一勧銀、富士銀行は下位であった。しかし、日本経済がバブル期に入る1990年には銀行を中心にサービス産業は時価総額の上位を占め、逆に第二次産業はトヨタと東京電力の2社しかランクインしなかった。バブル崩壊後の日本経済は長い不況に見舞われてきたものの、2000年や2013年の最新時価総額トップ10ランキングをみてもサービス産業と製造業はそれぞれ半分ずつ占めている状況であった。日本の1980年代以降産業構造の高度化の特徴についてそれが単なるサービス産業の比率の上昇のみならず、情報技術化、サービス産業化および高付加価

値化にも伴い、特に1990年代以降は金融保険、運輸通信等サービス産業の規制緩和が日本のサービス産業の成長をもたらした（白 2011）。

表7は2012年の世界トップ500にランクインされた日中企業のトップ20企業の順位を表している。サービス産業に属する日本企業は日本郵政をはじめ、NTT、日本生命保険等10社ある。同じサービス産業に属する中国企業は中国工商銀行、中国建設銀行、中国移动通信集团公司等7社ある。興味深いことは民間や株式会社を中心とする日本企業に対し、中国のトップ20社すべては国有大手企業である。すなわち、サービス産業か否かに関係なく、これらの企業は厳しい参入規制や優遇措置に守られている。

表7 2012年日中企業トップ20の売上総額の順位比較

順位	企業名	業種	企業名	業種
1	トヨタ自動車	自動車	中国石油化工集团公司	石油
2	日本郵政	郵便・金融	中国石油天然気集团公司	石油
3	NTT	通信	国家电网公司	電力
4	日立製作所	電機	中国工商银行	金融
5	JXホールディングス	石油	中国建设银行	金融
6	日産自動車	自動車	中国移动通信集团公司	通信
7	本田技研工業	自動車	中国农业銀行	金融
8	パナソニック	電機	中国銀行	金融
9	日本生命保険	保険	中国建筑工程总公司	建設
10	ソニー	電機	中国海洋石油总公司	石油
11	明治安田生命保険	保険	中国鉄道建築总公司	建設
12	東芝	電機	中国中铁股份有限公司	建設
13	三菱商事	卸売	中国中化集团公司	石油
14	東京電力	電力	中国人寿保險(集团)公司	保険
15	三井物産	卸売	上海汽車集团股份有限公司	自動車
16	イオングループ	小売	東風汽車集团	自動車
17	東京三菱UFJ	銀行	中国南方電網有限責任公司	電力
18	第一生命保険	保険	中国第一汽車集团公司	自動車
19	セブン&アイ	小売	中国五礦集团公司	鉱業
20	富士通	電機	中国中信集团有限公司	通信

注：イタリック体はサービス産業であることを示す。

出所：『FORTUNE GLOBAL 500』（CNNMoney：<http://money.cnn.com/magazines/fortune/global500/2012/>）より作成。

日本も1970年代に「脱工業化」という社会発展目標を掲げて、工業部門の就業者を奪ってサービス部門が拡大した現象がみられた⁸。飯盛（2004）は「脱工業化とサービス経済化」について2つのタイプがあると説いた。1つは1970年代日本型の「ポジティブな形態」であり、もう1つは欧米型の「ネガティブな形態」である。日本の場合は、GDPに占める工業の割合が維持され、工業の高生産性とサービス産業の低生産性の結果としてサービス産業就業者比率の上昇がみられた。一方、1960年代から1990年代までの欧米においてはGDP中の工業生産比率が相対的に低下し、サービス産業の就業者の拡大は工業の衰退から始まったと観察さ

れた。

中国の1人当たりGDPは2011年に5,414米ドルに達し、2012年に6,000米ドルを超えると推測されている⁹。これは1970年代中期日本の経済発展と国民所得の水準に相当する。特に、中国の東部沿海地域の経済発展の水準が高く、北京、上海等大都市の1人当たりGDPがすでに1万ドルを超えており、東部沿海地域の産業構造ははやくも工業化の後期、すなわち経済のサービス化が拡大する段階に入った¹⁰。経済の発展段階の相似性からは、1970年代ポジティブな日本型の産業構造転換、すなわち経済のサービス化の経験を参考しながら、中国の産業構造の高度化およびサービス産業の発

展を図るべきと考えられる。

最近、中国の農村余剰労働が枯渇し、経済の発展は「ルイスの転換点」に差し掛かりつつあるという議論も盛んに行われた（馬 2012）。前述のように、中国経済は改革開放から約30年間の高度成長を経て産業の成熟化が進み、農村部の労働供給が次第に枯渇し、特に沿海地域における工業部門の構造転換や産業移転により労働吸収力が弱まり、労働のサービス産業へ流れが加速しつつあるとみられる。この時期には、産業政策の重要性も高くなっていく。

2001年に国家計画委員会は中国のサービス産業発展の遅れの対策とし、『“十・五”期間加快発展服務業若干政策措置的意見』（第10次五カ年計画期間においてサービス産業の発展を早める政策意見）を発表した。その中でサービス産業の市場化や企業改革、規制緩和、対外開放、就業規模の拡大などの決議がなされた。しかし、経済成長を最大の政策目標とする地方政府は短期的に工業の発展を優先するインセンティブが強く、目に見えにくいサービス産業の発展に力を入れなかった。状況を打開するため、2007年に国家国務院は『關於加快発展服務業的若干意見』を発表し、GDPに占めるサービス産業の割合を4ポイント引き上げ、2020年に50%を超えるという産業発展の数値目標を設定した。そして、2010年に中央政府は第12次五カ年計画の政府要綱策定においてサービス産業を国民経済発展方式転換の1つの柱と位置付け、都市化（中国語は「城鎮化」と言う）と共にサービス産業の大発展を実現しようとした。その中で、2015年までに都市化率を51.5%、サービス産業付加価値比率を47%まで向上させるという具体的な政策目標は盛り込まれている。

一方、中国のサービス産業の発展にとって政策的環境の整備および規制の緩和は欠かせない。サービス産業の多くの部門は公益部門や政府の福利厚生事業として運営され、自然独占や政策独占が多く存在している。金融、保険、電信郵政、水道、ガスなどはもちろん、高速道路や鉄道、航空運輸、港なども厳しい規制がかけられ、外資や民間の参入はほとんど行われていない。これらのサービス部門では競争の弱さや市場機能の欠乏により、経

営意識、生産効率およびサービス水準の向上やコストの削減などを怠っているため、サービス産業の発展にとって大きな障害となっている。そういう意味で、改革開放後30年余りの工業部門の発展の経験や日本のサービス産業発展の経験を鑑み、有効な産業政策の実施、規制緩和等の制度改革および市場の開放は今後中国サービス産業の発展にとって最重要な課題になっている。

5. まとめ

本稿は、最新の統計資料に基づいて中国のサービス産業の発展状況について考察してみた。主に中国のサービス産業の内部構造、貿易構造および地域間の不均衡状況についても分析した。また、国際比較において日本やアメリカ、インドのサービス産業の発展との比較分析も行った。

改革開放以来、30年余りの高度経済成長を経て中国の経済規模が世界第2位に上りつめた。しかし、自然環境の悪化、エネルギーの不足、産業構造の歪み、地域間経済格差の拡大等さまざまな問題が表面化した。この一連の問題が発生した背景には工業の発展を中心とする中国経済の発展のパターンがある。世界工場として中国の優位性が次第に失われていく中、産業構造の調整、すなわちサービス産業の発展が最重要課題になっている。一方、サービス産業の発展は中国経済が直面するさまざまな難問を解決するために、非常に重要な役割を果たせると認識されている。中国政府も早い段階でサービス産業の発展の必要性を認識しており、2007年の『關於加快発展服務業的若干意見』に代表されるような一連の産業政策を打ち出し、サービス産業の発展を促した。

2000年以降、日本のサービス産業は対中進出を加速化しており、投資分野は主に生産性サービス部門、地域として主に東部沿海地域に集中している（劉 2008）。また、中国経済の規模、市場の開放状況および中国のサービス産業の発展速度は日本のサービス産業の対中進出に大きな影響を与える（陳 2007）。今後、中国のサービス産業は規制緩和、対外開放および投資の拡大が予測され、新たな発展段階を迎える。中国のサービス産業の発

展は中国経済および産業構造調整を左右するのみならず、日中経済・ビジネス関係の深化にもその重要性を増すと考えられる。

【参考文献】

- Fuchs, V. R. (1968) *The Service Economy*, National Bureau of Economic Research, (江見康一訳『サービスの経済学』, 日本経済新聞社, 1974)。
- Gershuny, J. I. and I. D. Miles (1983) *The New Service Economy*, Japan UNI Agency, Inc. (阿部真也監訳『現代のサービス経済』, ミネルヴァ書店, 1987)。
- 飯盛信男 (2004)『サービス産業』, 新日本出版社。
- 今井健一 (2008)「産業高度化の潮流」, 『中国産業高度化の潮流』(今井健一・丁克編, IDE-JETRO) 序章。
- 志筑学 (2008)『日本の産業発展』, 創成社。
- 内藤耕・赤松幹之 (2009)『サービス産業進化論』, 生産性出版。
- 馬欣欣 (2012)「労働市場の多重構造と“ルイスの転換点”」, 『変貌する中国経済と日系企業の役割』(大橋英夫編, 21世紀政策研究所叢書), 第2章。
- 松本源太郎 (2001)『経済のサービス化と産業政策』, 北海道大学図書刊行会。
- 国家発展と改革委員会産業経済と技術経済研究所編 (2012)『中国産業発展報告2011～2012』, 経済管理出版社。
- 徐偉 主編 (2011)『加快服務業發展問題研究』, 社会科学文献出版社。
- 陳憲・殷鳳・程大中 主編 (2011)『中国服務經濟報告2010』, 上海大学出版社。
- 陳景華 (2007)「日本服務業對華直接投資的決定因素分析」, 『國際貿易問題』, 第11期, pp.66-71。
- 白雪潔 (2011)「日本産業結構調整的特徴, 趨勢与啓示」, 『産業結構調整—中国工業經濟年会2010年年会論文集』, 経済管理出版社, pp.244-251。
- 柳坤・申玉銘・張旺 (2012)「我国服務業發展的國際比較」, 『世界地理研究』, 第21卷第1期,

pp.111-120。

劉家磊 (2008)「日本服務業跨公司對中国直接投資結構分析」, 『學術交流』, 總第176期, pp.162-165。

- 1 本研究は、平成24年度 日本大学学術助成金〔総合研究〕により実施し、また、本稿の作成に当たっては本誌匿名のレフェリーより貴重なコメントを頂いており、記して感謝の意を申し上げます。ただし、本稿におけるすべての誤りは著者の責任である。
- 2 「日本の面積の3倍覆う」, 『日本経済新聞』(2013/1/30夕刊)。「PM2.5観測強化」, 『日本経済新聞』(2013/2/8朝刊)。
- 3 内藤・赤松 (2009) 第1章を参照。
- 4 数値はいずれも『中国統計年鑑』(2011年版)より算出。
- 5 アジア開発銀行レポート *Asian Development Outlook 2012 Update: Services and Asia's Future Growth* (<http://www.adb.org/sites/default/files/adou2012-prc-zh.pdf>)。
- 6 その他資料は柳・申・張 (2012) の表2および表3を参考にされたい。
- 7 『読売新聞』(2013/2/11朝刊)。
- 8 松本 (2001) p.58。
- 9 世界経済のネタ帳 (<http://ecodb.net/ranking/old/sna/>) 「1人当たり名目GDP (USドル) ランキング」を参照 (2012/2/15閲覧)。
- 10 国家発展と改革委員会産業経済と技術経済研究所編 (2012), pp.181～183を参照。

東アジアにおけるエネルギー協力体制の確立

岡 本 博 之

Hiroyuki OKAMOTO. Establishment of Energy Cooperation System in the East Asia. *Studies in International Relations* Vol. 34, No. 2, February 2014. pp. 45 – 55.

The Northern Asian countries i.e. Japan, China and Korea, are facing their energy security problems and must avoid any energy crisis in the future. In this paper, I have explained the background of energy problems in this region and discussed the ways by which these countries must cooperate for their energy security. The reliance on foreign energy turns into a fragile situation in the globalization of the trade and industry. Any country that does not possess proper resources will lose their competitive edge.

When Japan, China and South Korea are considered, not only are the three countries rivals but they have similar interests and motivations on branching out of supply so that the dependence on the Middle East could be reduced. The most important motive of expanding energy resources is to reduce the heavy dependence on oil in energy consumption and the heavy reliance of oil imports from the Middle East.

In order to pursue the common interests, these countries should establish their energy cooperation system, such as joint stock piling system, alliance of oil and natural gas development, study and implementation of sustainable energy including solar and wind power, and information exchange of effective use of energy and electricity. Furthermore, relationship with Russia should be advanced, especially trade of natural gas using pipelines in addition to LNG vessels.

はじめに

世界のエネルギーをとりまく情勢は20世紀末から大きく変化している。新興国における顕著な経済成長に伴い、世界的にエネルギー需要が急増するとともに需給バランスが多極化し、新たな「アラブの春」以降の中東問題もエネルギー情勢に影響を与えている。さらに、原子力カルネッサンスの終焉、シェールガス革命という現象も生じている。特に中国・インドなどの新興国のエネルギー消費量は大幅に上昇し、2010年以降OECDのエネルギー消費量よりも非OECD諸国の方が上回るようになった。近年のエネルギー資源をめぐる国際情勢変化は、地球温暖化問題や環境汚染に伴うCO₂や環境汚染原因物質の排出の少ないエネルギーの導入を加速している。しかし、一方では、エネルギー価格高騰によりエネルギー安全保障が重視され、国営石油会社(National Oil Companies)の台頭で、資源の国家管理が強化されつつあり、エ

ネルギー価格体系の是正が困難となっている。

表1 日中韓のGDP

単位：10億USドル

	2012年GDP (名目)	2012年GDP (PPP)
日本	5,960	4,576
韓国	1,130	1,598
中国	8,221	12,261
3国合計	15,311	18,435
米国	16,245	16,245

出所：IMF World Economic Outlook Data Base (2013年10月版)

東北アジア諸国、特に中国、日本、および韓国はエネルギーに関し、共通の困難な問題に直面している。この3カ国の経済力合計は表1で示されているように合計では米国とほぼ等しく、購買力平価(PPP)でGDPを換算すると米国よりも上回っている。この3カ国は、それぞれの国の製造業部門でエネルギーの輸入に対応するため外資獲

得の増大を持続して努力している。これらの東北アジア諸国がまた、知識産業を中心とした第3次産業を発展させたいという政策にもかかわらず、多くのエネルギーを必要とする製造業を中心としている。特に中国ではその経済成長を製造業に依存しているため、エネルギーの消費の増大の対GDP弾性値は1.0を超えている。すなわちエネルギーの消費量増加率はGDPの成長率を上回っているのである。そのため、中国は新しいエネルギー源を求めて、エネルギー安全保障を高めることを国の重要課題としている。

国際エネルギー機関であるIEAは2011年、2020年頃に米国はサウジアラビアを抜いて世界最大の産油国となり、2030年以降、北米は純原油輸出国へと転じる見通しを発表した。これは北米における「シェールガス革命」の影響するところが大きい。これらのエネルギー市場の変化は当然アジアにおけるエネルギー安全保障にも波及するであろう。

また同機関（IEA）の世界エネルギー見通しは、2035年までに世界のエネルギー需要は33%増大し、中国、インド、その他のアジア諸国は経済高度成長鈍化の兆しがあるとはいえ、需要の伸びの3分の2を作り出すことになると予測している。

興味深いのは、1970年代、中東石油の70%はアメリカとヨーロッパに向かっていたが、いまやその70%がアジアへと流入している。この傾向は今後ますます増大すると思われる。1970年代、世界の石油を支配していたのはセブンスターズとイタリアの国有エネルギー会社のENI（Ente Nazionale Idrocarbur、炭化水素公社）であったが、現在では、産油国の国有企業（National Oil Companies）が原油の90%を支配しているとみなされている。

日中韓FTA（自由貿易協定）の交渉が動き出している。三国間FTAが実現すれば15億人の巨大市場が生れる。さらにRCEP（東アジア地域包括的経済連携）に発展する可能性がある。日本・中国・韓国の三か国はエネルギー協力、環境協力を推進すべきであろう。

1. 東アジアにおけるエネルギーの現況

中国の高度経済成長に伴い、石油、天然ガス、

石炭などの化石燃料および1次エネルギーの需要は急速に拡大している。ただし、石炭を除いて国内で生産された石油、天然ガス等によるエネルギー供給だけで国内需要を十分に満たすのは難しく、同国のエネルギーの海外依存度が上昇している。これまで中国は中東のみに依存することを避け、近隣のロシア・中央アジアやアフリカ・南米等の新興国、豪州などエネルギー供給国を多様化してきた。その増大ぶりに「暴食」といわれるほど、石油の輸入量は急成長であった。

中国経済は2008年9月のリーマンショックの際に一時的に落ち込んだものの、実質GDP成長率は、2000年代に入って以降平均10.2%の高い経済成長を実現してきている。その結果、2010年に中国は名目GDPで日本を抜いて米国に次ぐ世界第2位の経済大国となった。経済発展に伴い、エネルギー消費も急速に伸びている。ここ10年（2000～2010年）の1次エネルギー消費を見ると、年率8.5%の高い伸びとなっている。また石炭が68.5%（2012年）と非常に高いシェアを占めているのが特徴である。中国のGDPは世界の8.6%に過ぎないが、エネルギー消費量は世界の19.3%を占める。単位GDPあたりのエネルギー消費量は世界平均の2倍以上である。

日中韓のエネルギー需要量は、世界のおよそ4分の1を占め、さらにインドと台湾を加えれば世界の3分の1となり大きなエネルギー消費グループを形成している。その詳細は表2で示されている通りであり、日本、中国、韓国は、世界の5大石油輸入国に入っている。この3カ国は、海外、特に中東の石油・ガスに対する依存度が高い。しかしながら大量の石油・ガス購買者にもかかわらず、売り手市場であったという歴史的背景からアジア・プレミアムという言葉がよく使われているように、西欧やアメリカに比べ、アジアでは高い価格で買わざるを得ない状況である。現在問題となっているのが、天然ガスの高価格輸入である。これは日本だけの問題ではなく、中国あるいは韓国も、世界的に見るとかなり高い価格で買っているといわれている。その3カ国が石油については中東に依存し、天然ガスについては限られた地域に依存しているということが、安全保障面で重要な課題と

表2 各国別エネルギー消費量 2012年

単位：MTOE

	石油	天然ガス	石炭	原子力	水力	再生可能 エネルギー	合計	世界シェア (%)
日本	218.2	105.1	124.4	4.1	18.3	8.2	478.2	3.8
中国	487.3	129.5	1,873.3	22.0	194.8	31.9	2,735.2	21.9
インド	171.6	49.1	298.3	7.5	26.2	10.9	563.5	4.5
韓国	108.8	45.0	81.8	34.0	0.7	0.8	271.1	2.2
台湾	42.2	14.7	41.1	9.1	1.2	1.1	109.4	0.9
5カ国合計	1,028.1	343.4	2,418.9	76.7	241.4	52.9	4,157.4	33.3
アメリカ	819.9	654.0	437.8	183.2	63.2	50.7	2,208.8	17.7
世界合計	4,130.5	2,987.1	3,730.1	560.4	831.1	237.4	12,476.6	100.0

出所：BP Statistical Review of World Energy, June 2013

なっている。このため、日中韓がFTAで経済的連携を結ぶと同時に、この3カ国が協力すれば、アジアプレミアムという高い原油・天然ガス価格に対して交渉力がある程度持てることが可能である。また安全保障面でも、例えば共同備蓄などで、今後さまざまな協力が可能であろう。

アジア地域のエネルギー需給構造はより脆弱になりつつある。日本と韓国は従来から化石燃料のほとんどを輸入しており、中国の石油の輸入依存度も近年急速に高まっている。表3で示されているように日本、中国、韓国は世界2、3、4位の石油輸入国であり、日本と韓国は、世界1、2位の石炭輸入国である。日本と韓国が化石エネルギー輸入量で世界上位を占めているのに対して、中国は最大の消費国でありながら、生産国でもあり、石炭に関しては世界1位の生産国でもある。

表3 主要アジア国の石油需給バランス 2012年

単位：1,000b/d

	生産	消費	バランス
日本	—	4,714	-4,714
中国	4,155	10,221	-6,066
インド	894	3,652	-2,758
インドネシア	918	1,565	-647
マレーシア	657	897	-568
タイ	440	1,212	-772
ベトナム	348	361	-13
韓国	—	2,458	-2,458
台湾	—	1,212	-1,212

出所：BP Statistical Review of World Energy, June 2013

中国の1人当たりのエネルギー消費量は、日本や韓国の3分の1の水準に満たない。また1人当たりの電力消費量も日本と韓国に比べるとまだ低い水準にある。しかし、燃料用および発電電力用として石炭への依存が非常に高く、中国は世界の石炭の3分の1以上を消費している。そのため、中国は地球温暖化の原因とされるCO₂排出国世界一となっている。さらに中国では、経済発展および今後のモータリゼーションの進行により、CO₂の排出量は拡大を続けると思われる。

天然ガスの燃焼は、石炭に比べて二酸化炭素排出量は40%少なく、石油と比べても25%少ないため排出量削減となる。また、天然ガスは不純物を含まないため化石燃料の中でもっとも「クリーンな」資源と言える。今後のCO₂削減のためには天然ガスへのシフトが必須である。

2013年1月、中国国務院が公式HPに「エネルギー発展第12次五カ年計画」を公表した。本計画の最終年である2015年までに中国全体のエネルギー消費総量を抑制し、非化石エネルギーおよび天然ガスの比率を高め、再生可能エネルギー（風力、太陽光、バイオマス）の振興を図ることを主要目的とした。主要な政策目標は次の3点である。

第1に、エネルギーの消費総量を抑制し、2015年の全国のエネルギーの総消費量を標準炭換算で40億トン（年平均4.3%増）、電力消費量を6兆1500億kWh（年平均8%増）に抑え、GDP単位あたりのエネルギー消費量を2010年比で16%低下させる。

第2に、非化石エネルギー消費の割合を11.4%まで高め、非化石エネルギー発電設備の割合を30%まで拡大する。また、天然ガス比率を、1次エネルギー消費量の7.5%まで高め、石炭消費量の割合を65%に低減し、石油の対外依存度を61%以内(2010年57%)に抑制する。

第3に、再生可能エネルギー(風力、太陽光、バイオマス)については、2015年に風力発電の設備容量を1億kWh(年平均26.4%増)、太陽光発電の設備容量を2100万kWh(年平均89.5%増)、バイオマス発電の設備容量を1300万kWhにすることを目標とする。これらが実現すれば、CO₂の発生増加を抑制することにより地球温暖化対策に大きく貢献することになる。

2. 東アジアにおけるエネルギー安全保障

東アジア諸国のエネルギー政策の主要目的は、エネルギー安全保障すなわちエネルギーの安定供給を確立することにある。また消費者の立場からすれば、エネルギーは常識的な価格で長期かつ安定的に入手できなければならない。1973年の第1次石油危機から40年が経過したが、今後第3次石油危機が起こらないという保証はない。

安全保障面で東アジアの最大の問題点は、エネルギーを海外に大幅に依存していることである。その対応策としては、供給源の多様化がある。特に中国の石油の輸入量が非常に増えていることの解決策の一つが、ロシアとの連携強化である。ロシアは天然ガスと石油の両者を合わせると、世界の生産量を有している。すでにサハリンでは日本向けの開発が進んでいるが、今後、ロシアが極東のシベリア地区で、石油・天然ガスを増産したときに、日中韓が今後ロシアからの輸入量を増大し、かつ共同で購入することで、ロシアと友好関係を保ち、エネルギー面でもお互いに協力できると考えられる。

石油問題については、石油はまもなく枯渇してしまう、というピークオイル説が存在した。しかし北海やアラスカ、アフリカなど中東以外の地域で石油開発が進み、近年では石油の生産量は増加している。石油業界では石油可採年数(R/P比)

として算出され、年間の消費量を分母、確認埋蔵量を分子として計算する。確認可採埋蔵量とは、現在の技術と価格を前提として、90%以上の確率で回収できる埋蔵量を意味している。その結果、表4で示されているように2012年末で52.9年という可採年数が算出されている。それは現在の生産量が続き、今後は新しい埋蔵量が一切発見されず、また消費量が不変であれば53年で枯渇することを意味している。新規の石油の埋蔵量が増えているのと、消費量がそれほど伸びていないために、また近年ではシェールガス・石油の採掘経済性の向上も伴って、可採年数は伸びる傾向がある。ただし、石油は地域的に非常に偏在している。特に、中東の埋蔵量は約70年分であるが、アジア地域は14年以下である。そのような地域的な問題が東アジアにおけるエネルギー安全保障問題に影響を与えている。

表4 石油可採年数 2012年末

単位：年

北米	38.7
欧州	22.4
中東	78.1
アフリカ	37.7
アジア	13.6
世界	52.9

出所：BP Statistical Review of World Energy, June 2013

また石油危機には至らないものの原油価格がさらに高騰する可能性は存在する。第1次石油危機では、それ以前のバレルあたり3ドルであったのが、10ドル以上に高騰した。現在は1バレル当たりブレント原油で100ドルを超えており、乱高下している。ただし、市場価格とインフレファクターで調整し、実質価格で歴史的推移を見ると、過去にも100ドルを超える高いときもあったのである。オイルショック時、あるいは石油がまだ生まれたばかりの1900年以前と比べると、現在は異常な価格ではないといえる。今後どうなるかは不透明であるが、後で述べるシェールガス革命によって、天然ガス価格の低下傾向があるため、石油はそれほど高騰しないという説が有力である。しかし東アジア諸国にとっては石油価格の価格上昇はマク

ロ経済的に大きな影響がある。しかし、問題は表5で示されているように、欧米諸国とは反対に、中国をはじめアジア諸国の中東依存度が現在以上に大きくなると予測されていることである。

表5 中東からの石油輸出（仕向け地域別）

単位：日量百万バレル

	2000	2011	2035（予測）
中国	2.0	2.9	6.6
インド	1.1	1.7	4.9
日韓	5.1	5.8	4.3
欧州	3.8	3.0	2.2
米国	2.3	1.9	1.9

出所：IEA, *World Energy Outlook, 2013*

中国におけるエネルギーの懸念材料の1つは、自動車の保有台数の増加である。自動車の保有増大の問題点は、ガソリン・軽油が主な燃料源であることによって、地球温暖化の元とされる二酸化炭素排出量の増大と公害問題の深刻化である。中国の自動車保有台数は、2010年で7800万台、20年後に先進国と同じように4人に一人が所有するようになると、3倍の3.2億台になると予想される。したがって、この問題は、ハイブリッド車の普及や、電気自動車（EV）が普及しさらに燃料電池の開発によって解決しなければならない。さらに自動車の所有制限も課題に登場するであろう。

今後、中国の自動車の保有台数がますます増えると、他のエネルギーに代替できないため、中国の石油輸入量が爆発的に伸びると予想される。一方、日本と韓国は、自動車用の石油消費量は燃費の改善等で減少傾向にある。アメリカにおいてはシェールガス革命によって運輸用の燃料に石油からガスへの転換が見られる。

さらに中国の電力の多大な消費が深刻である。2013年12月の中国電力企業連合会の報告によれば、中国の発電量は2012年に4兆9800億キロワット時に達している。日本は約1兆kWhであるから、中国はGDPでは日本を数割上回るのに対し、人口が多いとはいえ日本の約5倍の電力消費量がある。工業の発展および生活水準の向上に伴う民生用電灯需要の拡大によって中国の電力消費量はさらに増大するであろう。中国での発電量および発電設

備容量は、いずれも石炭の部分が非常に多い。石炭は二酸化炭素の排出量が天然ガスや石油に比べて多く、さらに脱硫設備の不備などによる公害問題を引き起こしている。今後地球温暖化対策としては、原子力発電があるが、原子力には福島第一原発の事故などさまざまな問題がある。そのため、中国が現在太陽光発電、風力等の再生エネルギーに重点を置いている。この自然エネルギーの分野においては日本の技術および経験を生かして共同開発の余地がある。

日本は1970年代の2回にわたる石油危機さらには京都議定書の発効によって、省エネ・節エネに努力をしてきた。中国はエネルギー消費の増大によって、二酸化炭素の排出量が今後とも増大すると思われる。その結果、2035年には中国の二酸化炭素排出量が全世界の4分の1を超えるという予想がなされている。エネルギーの効率的使用に関し共同で研究開発する余地が十分に残っている。

電力効率を高めるには、東アジア諸国は電力を中心としてサプライチェーンを整備して安定性を高め、生産コストを低下させるようなインフラ・ストラクチャを構築する必要がある。これを、多国間でのエネルギー政策と組み合わせれば、地域的な経済協力とエネルギー安全保障が強化されるであろう。この方法の先例として、EUの2007年に実施した集团的エネルギー安全保障の強化がある。この改革によって、EU加盟国の電力市場の自由化が促され、電力供給システムの運用が改善された。その一環である「トランス・ヨーロッパ・ネットワーク」は、大陸間の電力供給と天然ガス輸送を改善することで、エネルギー安全保障を強化することを目的としている¹⁾。

3. 東アジアにおけるエネルギー協力

今後おこりえるエネルギー危機に対処するために東アジア諸国間のエネルギー協力関係が必須である。日本と韓国の両国では石油と同じく国内に大規模な天然ガスと石炭を有していない。また今後エネルギー需要が急増する中国も石油については純輸入国である。したがって、東アジア諸国は中東原油への依存を少なくするために新しい供給

源を開拓する必要がある。さらに、テロ活動、および政治的な混乱のようにさまざまなリスクを考慮に入れなければならない。これらの諸問題に対処するために特定の石油供給国に大きく依存するのはリスクが大きい。そのリスクを回避するために、エネルギーおよびその供給源の多様化が求められている。しかし一方では供給者の多様化は、より遠隔地からの供給により高い輸送費用を引き起こすことも考慮しなければならない。

東アジアは北米とはエネルギー安全保証に関し基本的に異なる状況にある。カナダ、米国、メキシコは北米自由貿易協定（NAFTA）によって結ばれているが、3カ国は莫大なエネルギー資源を国内に持っている。また相互投資の枠組みがあり、エネルギー供給で協力してきた歴史も有している。

中国、日本、および韓国の3カ国は石油の供給源についてライバル関係にある一方、中東への依存の減少という供給面で共通の関心と動機がある。その結果、原子力を含むエネルギーの供給を保証するための石油、天然ガス、石炭、および再生可能エネルギーについて東アジア諸国は、共同備蓄、非常時の場合における供給協定、石油の共同開発、および天然ガス田開発など、協力しなければならない分野がある。

日本および韓国ではエネルギーの大部分が海運によって輸送されている。そのため、両国は輸入の航路を確保している相互友好関係を近隣諸国と改善しなければならない。特にマラッカ海峡およびホルムズ海峡については、東アジアの諸国にとって重要な航路である。2007年2月の第2回東アジアサミットでは、「省エネルギーとバイオマスエネルギーの開発促進、無公害石炭の使用、およびエネルギー窮迫の回避」のように共同プロジェクトを行うために決定がなされた。

近年における東アジアでのエネルギー需要の増加はほとんど中国を中心とする工業化の結果である。グローバリズムと自由貿易による市場の自由化が進展している。例えば、かつてはアメリカ合衆国とヨーロッパは鉄鋼の主な生産国であったが、現在では、日本、韓国、中国、タイ、およびその他アジア諸国にその多くの部分は移転した。

現代の東アジアの国のエネルギー需要を考える

場合、国内での石油供給不足は、不安定なペルシャ湾から石油輸入に依存せざるをえなかった。そのため天然ガスへの転換はこれらの国のエネルギー供給における多様化に寄与する。天然ガスは他の化石燃料より比較的クリーンであり、また、比較的広範囲で存在しているので、発電セクターと輸送セクターの両方で主要なエネルギー源になる多くの可能性がある。今後、輸送セクターの天然ガスの開発は中央アジアとシベリアからアジア市場へ長距離のガスパイプラインを建設することで促進されるであろう。中国では「西気東輸」（西の天然ガスを東に輸送するプロジェクト）のパイプラインを中心とするネットワークを構築している。

また、石炭が大量に産出され、また安価であることは、まさしく天然ガスと同じようにエネルギーに関する代替手段となりえる。石炭は経済的に魅力的なエネルギー源であり、今後も石炭は経済的な理由により中国の主なエネルギー源である可能性が強い。しかしながら、国全体が、石炭を主要エネルギーとした場合、環境に悪影響を及ぼさない石炭利用技術の開発は、きわめて重要である。これは石炭の消費が汚染、酸性雨など環境へ悪影響を与えるからである。石炭の液化、ガス化は今後の技術革新が期待できる分野である。

エネルギー安全保障は、アジアの国に関する必須の条件である。北東アジアは国境を越えた天然ガスのパイプラインを主軸として、相互援助によって安全保障を達成して、お互いに安定供給をめざす努力をしなければならない。配電網のリンク、協力的な戦略石油備蓄、海のシーレーンのセキュリティを確立することなど課題は多い。日本では、原油の備蓄は180日分あるがLNGは20日分のみである。今後、共同備蓄として東アジアで原油およびLNGで相互に協力関係を強化すべきである。LNGについては、比較的安価で建造できる海上備蓄の技術が発展しつつあり、今後の進展が期待できる。

2012年9月ブノンペンでのASEAN+3の共同声明では、福島第一原発事故で学んだ知識や教訓を国際社会と共有することや、原発、石油備蓄、コアテクノロジーなどエネルギー選択枝の研究にむけた各国関係者の協力が重要であるとの認識を示

した。石油備蓄のロードマップ策定の検討、石油市場の透明性確保をねらいに取り組んでいる共同機関データイニシアチブへの支援も確認された。またASEAN域内で、2015年までに全設備容量に対する再生可能エネルギーの割合を15%にする目標達成が順調に進んでいることも確認された。

（1）ロシアとのエネルギー協力関係

ロシアから中国への原油および天然ガスの輸出量を大幅に増大させることができれば、日本経済にも間接的に好影響を及ぼし、国際市場における原油・天然ガス価格の安定化にも寄与し得る。

原油・天然ガスに関し、中国の需要急増に対してロシアの開発の進展は望まれるところである。しかし問題は、中ロ間の地政学対立および東シベリアの油田・ガス田の開発（確認埋蔵量確保のための探査から、商業生産までを含む）の推進に伴う巨額な投資額および投資リスクである。

これらの問題を克服するには、中ロおよび日本と韓国を含む多国間による国際コンソーシアムを構築することが考えられる。まず油田やガス田開発における投資リスクが分散され、日本のみならず、ロシアの上流開発への参入機会を窺っている韓国等も加入が望まれる。

原油について今後の課題は、東シベリアから太平洋に至るパイプラインが既に完了しているので、それを活用する原油生産量の増大である。ロシアが自国の資源開発に最も多額の投資額を行っているが、消費国側の投資も積極的に活用し共同開発が望まれるところである。天然ガスについては、ロシア東部地域からの輸出がサハリン2からのLNG出荷のみに限られているが、ロシアからのガスパイプライン構想に関し、特に中国の需要急増が国際的にもたらす影響を考慮して、地域間で安定的な供給網の構築を目指して、消費国間および産消国間で協議を開始する必要がある²⁾。

アジア諸国では、その歴史的経緯によって、欧米と比して一次エネルギーに占める天然ガスのシェアが低い。特にパイプラインによる輸送網が未発達である。アジアでの天然ガス利用の拡大はエネルギー源の多様化・分散化と点でエネルギー安全保障確保に貢献する。今後の日本のLNG需要が大

幅に増大していくことが、短期的にも中長期的にもアジアの天然ガス市場にどのような影響を及ぼすであろうか。エネルギー安全保障確保という共通利益追求のため中国との対話・協力を今まで以上に促進していく必要がある³⁾。

日韓両国は世界有数のエネルギー消費・輸入大国として、利害を共有する面がある。中でも、LNG輸入は、日本が世界1位、韓国が2位で、両国で2011年の世界貿易での輸入シェアが47%とほぼ世界の半分を占める。LNG市場における量・価格面での安定調達確保は、共通の重要なポイントとなる。石油価格連動型で長期契約であるため、欧米市場に比してアジアのLNG価格が割高である「LNG価格のアジアプレミアム問題」に関しては、まさに両国の問題意識は一致しているといつてよい⁴⁾。

日露のエネルギー協力では、極東ウラジオストクでの液化天然ガス（LNG）基地の共同建設、東シベリアや極東での石油ガス開発、将来的には電力の対日輸出など交渉を進めるべき案件がある。日本には資源の中東依存を下げるうえで、資源大国ロシアとの協力が重要性を増す一方、石油ガスの輸入価格や開発事業の採算性も十分に考慮する必要がある⁵⁾。

ロシア大陸棚の共同開発を関連して、新聞報道ではロシア国営石油ロスネフチが丸紅や国際石油開発帝石（INPEX）など日本企業5社と協議を進めていることが明らかになった。その協議対象の鉱区を明らかではないが、オホーツク海の北部、マガダン沖の大陸棚を想定しているとみられる。原油埋蔵量は2.5億トン程度との推定もあるが、自然環境など開発条件は厳しい状況である。セチン社長は訪日前に中国と韓国を訪れ、同じく大陸棚の資源や液化天然ガス（LNG）の開発での協力を協議した⁶⁾。

ロシアの主要な天然ガス企業であるガスプロムと日本の極東ロシアガス事業調査会社は、すでにウラジオストクにある70億ドル規模のLNG施設とガス・ケミカル複合施設の建設に着手しており、2016年には一連の施設が完成する予定である。ウラジオストクと日本の新潟市を結ぶ800kmのパイプライン敷設も、将来的にいずれ検討されることになるであろう。パイプラインが完成すれば、日

本は天然ガスをより安価に調達できるようになるだけでなく、ガスピロムも含めてロシアからの対日輸出も強化され、ロシアと日本の経済協力の進展も期待できる⁷⁾。

ロシアから北朝鮮を経由し韓国へと延びるパイプライン計画も、政治的・軍事的に多くの困難な問題を抱えるが、地域的な紛争を緩和する効果を期待できる。一方、ロシアと中国間の石油パイプラインはすでに完成しており、両国にとって、天然ガスパイプラインを新たに敷設するのも大きな利益になるであろう。

(2) 中国とのエネルギー協力関係

2011年に孫正義が提案した「アジア・スーパーグリッド構想」は、再生可能エネルギーと伝統的なエネルギーの双方を多彩に組み合わせることのできるエネルギー・プラットフォームを想定している。この壮大な提案が実現すれば、電力生産能力と風力やソーラーASEAN（東南アジア諸国連合）とインド、中国、台湾、モンゴル、韓国、日本、ロシアを結ぶアジアのスーパーグリッドを確立する見込みも出てくるだろう。太陽光・風力などの再生可能エネルギーを、国境を越えて組み合わせ、取り引きすることで、各国はエネルギーの調達効率を最大限に高めることができる⁸⁾。

すでに中国政府は、従来の経済成長至上主義から持続可能な発展を目指す方向へと変更している。そのため、温暖化防止と省エネの推進、安定かつ高効率でクリーンなエネルギー供給構造の構築を基本方針としている。すでに日中間では、2006年から官民合同で「日中省エネ・環境フォーラム」が開かれており、2012年10月の第5回会合では44の協力案件で合意された。従来からの鉄鋼や石炭火力などでの省エネや環境保全の技術提携・協力に加えて、資源循環・低炭素モデル都市事業やスマート・グリッドの技術協力などの新たな案件が増えてきている。

これらの低炭素技術は、今後の成長産業として世界各国がしのぎを削っている分野である。特許出願件数ですでに日本を上回った中国は、低炭素技術の開発を国家戦略として推進している。日本は、欧米諸国とも連携して、中国に知的財産権の

保護に関する国際ルールへの順守を求めながら、競争しつつ協調を図るといった新たな課題に取り組む必要がある⁹⁾。

また、第15回日中韓3カ国の環境大臣会合が日本で2013年5月に開催され、微小粒子状物質（PM2.5）を含めた環境対策に関して話し合われた。PM2.5は、大気中に浮遊する粒子状物質の中でも特に粒径の小さい $2.5\mu\text{m}$ （マイクロメートル）以下の微小粒子状物質であるため、呼吸器の奥深くまで入り込みやすく、人体の健康への影響が最も懸念されており、北京児童病院等では呼吸科で診察と治療を受けた患者が急速に増加していると報道されていた¹⁰⁾。

中国で急浮上したPM2.5の原因の多くは石炭燃焼にあると考えられる。解決のためには、京都議定書の柔軟化処置の一つであるクリーン開発メカニズム（CDM）を利用することによって、排煙施設など日本の技術を中国で活用することが考えられる。その結果、両国は二酸化炭素の排出の削減にも貢献することになる。

4. シェールガス革命

シェールガスとは、頁岩（シェール）層に存在している非在来型の天然ガスである。その存在は以前から知られていたが、コストの面で採掘が困難であった。2000年代に入って、米国のベンチャー企業主導で水平掘削や水圧破砕などを組み合わせることで効率的な採掘技術が確立し、高天然ガス価格のもとで、商業ベースの開発に成功した。これら一連のイノベーションにより安価で大量のガスの採掘が可能になったことの影響が大きいことから「シェールガス革命」と呼ぶようになった。さらに、シェールガスの採掘技術を利用して、頁岩（シェール）層から生産する石油をシェールオイルと称して、シェールガスとシェールオイル両者の商業的生産をもって「シェール革命」と命名する識者もいる。

「シェール革命」による変化は、ピークオイル説のような化石燃料の資源枯渇論を後退させたことにある。アジア諸国および欧州は、米国シェールガスの増産で、米国以外の天然ガスが余剰となっ

たり、石炭などの他のエネルギーが割安となったりするなどの恩恵を受けている。このことが東アジアにおけるエネルギー協力を寄与することはないであろうか。

米国は現在「シェール革命」によってエネルギー・インディペンデンス（エネルギー自給体制）達成の兆しが見え始めたことを背景に、新たな世界戦略を構築しつつある。日本にとっては、2017年以降の米国本土からの対日LNG（液化天然ガス）輸出の拡大規模であろう。2012年、日本のLNG輸入量は8731万トン強（前年比約11%増）となり、輸入額が6兆円を超え、輸入金額の増大の大きな原因となった。2011年3月の福島第一原子力発電所の事故後にLNG需要が急増しただけでなく、日本が世界的に見ても割高な原油価格リンクした天然ガス価格のため貿易収支の赤字の原因となっている。

今後の東アジアの課題は、いかにしてLNG貿易における「アジアプレミアム」の解消するかにある。石油には、米国産標準油種（WTI）など世界標準たる価格指標が存在し、世界の市場価格は連動しており、地域間価格差は大きくない。しかし、天然ガス市場は分断されており、世界標準となる価格指標が存在しないのである。現在でも、LNG契約ではTake or pay条項が適用される例が多く割高な天然ガス価格の原因となっている。

「シェールガス革命」の恩恵を受けて、米国のパイプラインガスの市況であるヘンリー・ハブの価格は、MBTU当たり3ドル前後、欧州では10—12ドル、アジアでは16—18ドルと、アジアの価格は液化・輸送コスト（6ドル前後）を考慮しても米国の3—4倍程度高いという状況である。こうしたアジアプレミアムの解消のためには、日中韓で国を超えた天然ガスの共同調達や共同開発、中期的にはアジア・ハブの形成による取引透明化や、北東アジアのパイプライン網の形成などが不可欠である。

北米、欧州、アジアと地域市場が概して別々に異なった市場を形成しているため、石油市場がそれぞれの市場価格を持つように、天然ガス価格は地域市場ごとに大きく違っており、それぞれが大幅な価格変動を経験してきた。しかし、今後二つ

の要因によって、天然ガス価格の地域的な不均衡は是正されると思われる。第1に、在来型天然ガス資源の大規模な保有国であるナイジェリア、カタール、ロシア、トリニダード・トバコなどが、天然ガスの輸出を拡大する方向である。LNG貿易の拡大によって、天然ガスも原油のような世界市場が次第に整備されるであろう。天然ガスがパイプラインやタンカーによってグローバルに取引されるようになれば、市場機能が作用し、三つの市場で大きく異なる価格で取引するのは難しくなる。

第2の要因は、シェールガスを代表とする安価な非在来型ガス資源の開発とそのサプライチェーンの施設が急速に進んでいることである。この状況で、天然ガス価格を石油価格に連動させた契約が維持されていくとは考えにくい。エネルギーベース（BTU＝英熱量単位）で考えると、天然ガスは石油よりも安く、次第に、天然ガスが石油に取って代わっていくであろう。この変化は、最初に電力生産部門で、次に、産業部門そして交通部門で起きると思われる¹¹⁾。

国際エネルギー機関（IEA）によると、アジアと中東の石油精製能力は17年までに11年比で580万バレル増える。日本の現在の精製能力の1.3倍が新たに生まれることになる。

円安で日本の石油会社の輸出採算は最近では好転している。ただし今後、アジアの需給が緩めば販売先を再び失いかねない。輸出の伸び悩みが国内価格を押し下げる要因になりうる¹²⁾。日本の石油企業は石油製品の輸出を増大すると共に、合弁会社の設立など東アジアに進出で活路を見いださなければならない。

シェール革命によって米国はサウジアラビアから日量200万バレルの石油輸入が必要なくなる。また、最近の「アラブの春」以降の米国の中東政策に対するサウジアラビアの反感は、1945年以来続いていた両国の友好関係が冷え込むこととなった。その結果、アジア諸国の中東依存度はますます高まり、将来は石油の中東から輸出の9割はアジアに向かうことになる。米国のプレゼンスの減少するホルムズ海峡で問題が起これば深刻な問題となりうる。東アジア諸国は共同でこの地域での安全保障を確保しなければならない。

おわりに

アジアでのエネルギー需要は今後20年間で2倍となると想定される。アジアのエネルギー消費量は表2で示されているように主要5カ国で現在世界エネルギー需要の三分の一を占めているが、今後そのシェアはさらに増大すると思われる。中国ではすでに述べたように、エネルギー資源の輸入を増加させ、中東、アフリカ、中央アジアのような多地域から石油を輸入してきた。

日本は1970年代の2度の石油危機(1973と1979)以降、エネルギー需要の増大と高い輸入依存のためエネルギー安全保障を基本的な優先課題にしてきた。その結果、省エネ・節エネ及び技術革新によってエネルギー効率を改善された。この技術とノウハウは東アジア諸国間でまだ十分に共有されてはいない。

一方、韓国においては、朴槿恵(パク・クネ)大統領は2013年10月、「ユーラシア・イニシアチブ」という新しいエネルギーに関連する戦略構想を提示した。第1に、朴大統領は「釜山を出発し、北朝鮮、ロシア、中国、中央アジア、欧州を貫通する『シルクロード・エクスプレス(SRX)』を提唱した。ユーラシア東北部を鉄道と道路でつなぐ複合物流ネットワークを構築し、最終的にこれを欧州までつなげるという構想である。第2に「ユーラシア・エネルギー・ネットワーク」の構築である。朴大統領は「領域内の電力網、ガス管、送油管をはじめとするエネルギーインフラを連携し、中国のシェールガス、東シベリアの石油・ガスなどを共同開発するWin-winのユーラシアエネルギー協力を推進という考えである。ユーラシア・イニシアチブは短期的には北朝鮮の核問題解決のために米国・中国・日本とロシアを一つの船に乗せ、長期的にはロシアと中央アジアを相手に自由貿易の土台を用意する戦略と分析される¹³⁾。この構想は実現にあたっては大きな障害が考えられるが、推進するに値する構想であろう。

世界一の原油生産国であるロシアは、今後もエネルギー外交を活発に進めるであろう。東シベリア・極東・サハリン地域全体の産油量は今後増加が期待でき、天然ガス生産の同地域における産出

量も増加している。中ロ間では、既に鉄道輸送を通して、原油貿易が実施されており、2012年実績を見ると中国の旧ソ連からの原油からの輸入量は日量1,215千バレル、中国にとってロシアは、中東からの日量2,900千バレルにつぐ原油輸入相手国となっている。それに対して日本では、旧ソ連からわずか日量187千バレルで、中東からは日量3,543千バレルには遠く及ばない。今後、日本はロシアからの原油輸入拡大の余地が十分あるといえる。

ロシアでは2012年12月、アジア諸国に原油を輸出する「東シベリア・太平洋パイプライン」(ESPO)が開通した。また2018年にもウラジオストクで液化天然ガス(LNG)プラントを稼働させる計画で、日本企業の参画について交渉が行われている。さらにロシア政府が日本への電力輸出を検討しているといわれている。サハリンに発電所を建設し、北海道まで大容量の海底ケーブルを敷いて輸送する計画である。日本では東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、電力需給が逼迫しているので、ロシア側の新たな日ロ経済協力の目玉として「エネルギー(電力)の懸け橋」は今後の進展が期待できる。

日中韓の石油輸入量は世界の石油貿易量の26%に及び、液化天然ガス(LNG)では52%と世界の大半である。日中韓の3国はエネルギー分野では共通の問題に直面していることから中東やロシア、さらにはアフリカ諸国等の産油国との共同交渉も含めて、様々なエネルギーの分野での協力体制が求められている。特に、省エネルギーやスマート・グリッドなどの先端分野での技術交流や社会インフラの情報提供、さらに石油や天然ガスの共同備蓄および融通など東アジアにおけるエネルギー安全保障に大きく貢献できると思われる。

他方、米国を中心としたシェールガス革命、中東・アフリカ等の政治的不安定、新興国との競争激化など、エネルギー外交をめぐる情勢は変化しつつある。こうした変化に合わせて、日中韓の3国は相互に友好関係の樹立およびロシアとの連携によって東アジアにおけるエネルギー協力体制を発展させることが今後も望まれるであろう。

謝辞

本研究は、平成24年度 日本大学学術助成金〔総合研究〕により実施したことを記し、ここに深く感謝申し上げます。

注

- 1) 田中伸男「日本の電力危機とアジア・スーパーグリッド構想」『フォーリン・アフェアーズ リポート』2012年9月号
- 2) 伊藤正一「北東アジア石油・天然ガス市場の着眼点—中国のエネルギー需給急増とロシアの資源ポテンシャル—」『IEEJ』2012年5月, 日本エネルギー経済研究所
- 3) 小山堅「アジアのエネルギー安全保障問題と中国」『IEEJ』2011年5月, 日本エネルギー経済研究所
- 4) 小山堅「第48回日韓・韓日協力委員会合同総会に参加して」『IEEJ』2012年10月
- 5) 『日本経済新聞』2013年2月22日
- 6) 『日本経済新聞』2013年2月21日夕刊
- 7) 田中伸男「日本の電力危機とアジア・スーパーグリッド構想」『フォーリン・アフェアーズ リポート』2012年9月号
- 8) 田中伸男 同上
- 9) 十市勉「日中エネルギー協力を考える」『電気新聞』2011年2月2日
- 10) 沈中元「IEEJ地球温暖化ニュース Vol.27」『IEEJ』2013年6月
- 11) Deutch, John, The Good News about Gas – The Natural Gas Revolution and Its Consequence, *Foreign Affairs* ジョン・ダッチ「天然ガス革命の到来—天然ガス・グローバル市場の誕生は近い」フォーリン・アフェアーズ 日本語版 2011年2月
- 12) 『日本経済新聞』2013年2月22日
- 13) 『中央日報』2013年10月19日

Opportunity for Regional Sustainable Energy Development. *Global Citizen*. <http://www.globalcitizen.net/data/topic/knowledge/uploads/20100927114341533.pdf> (2013年9月7日接続)

Energy Security: Advancements in Cooperation in the East Asian Region. (October 2011). *Japan Foundation*. http://www.jpf.go.jp/j/jenesys/intel/exchange/dl/report11_k.pdf (2013年10月9日接続)

Jian, Z. China's Energy Security: Prospects, Challenges, and Opportunities. *Brookings*. http://www.brookings.edu/~media/research/files/papers/2011/7/china%20energy%20zhang/07_china_energy_zhang_paper.pdf (2013年10月9日接続)

経済産業省編著『エネルギー白書 2013年版』2013年9月

Len, C. (2007). Energy Security Cooperation in Asia: An ASEAN-SCO Energy Partnership?. *Energy Perspectives on Singapore and the Region, 1*. http://www.silkroadstudies.org/new/docs/publications/2007/ENERGY1_015.pdf (2013年10月13日接続)

本村真澄『日本はロシアのエネルギーをどう使うか』(ユーラシア・ブックレット) 東洋書店 2013年

篠田邦彦「習近平政権下の中国のエネルギー政策・外交の行方—経済改革とエネルギー安全保障の実現に向けて—」『石油・天然ガスレビュー』2013年9月 vol.47 NO.5

十市勉『シェール革命と日本のエネルギー』日本電気協会新聞部, 2013

李志東「中国『エネルギー発展第12次5カ年計画』の概要と実現可能性」『IEEJ』2013年2月号

参考文献

Atchatawivan, P. ASEAN Energy Cooperation: An

ラフカディオ・ハーンとジョージ・ワシントン・ケイブル： 「クレオール」の文学という視点から

梅本 順子

Junko UMEMOTO. A New Orleans Friendship: Lafcadio Hearn, George Washington Cable and Creole Literature. *Studies in International Relations* Vol. 34, No. 2. February 2014. pp. 57 – 66.

In this article I trace the friendship of Lafcadio Hearn and George Washington Cable and the interest they shared in Creole literature. Initially attracted by Cable's novels, Hearn struck up a friendship with Cable in New Orleans, where together they enjoyed collecting Creole songs and poetry. The friendship brought benefits to both. Hearn helped Cable by writing favorable reviews of his books that protected him against white Creole hostility. And Cable introduced Hearn to some important publishers that ultimately led to an assignment in the West Indies. Hearn subsequently traveled from there to Japan. The friendship was also important in the writing of Hearn's novel *Chita*. Their friendship gradually deteriorated, however, although there is no record of this on Cable's side. It is said that Hearn was envious of the good relations between Cable and Henry Krehbiel, an old friend of Hearn's, and that relations suffered in the wake of criticism directed at Cable by the New Orleans press after his views on race and the Black Code became increasingly radicalized in the 1880s.

はじめに

ラフカディオ・ハーン (Lafcadio Hearn, 1850-1904) は、ジャーナリストや作家たちとの交際に、異常と思われるほど入れ込むものの、その時期を過ぎると一方的に返信すら断ってしまうことを繰り返してきた。相手によって交際期間の長短はあるものの、文人たちとの交流によって、ハーンは文学の道に生きるための糧を得てきたといっても過言ではないだろう。また、交流相手にしても、ハーンのひとりよがりともいえる態度に腹を立てるものの、ハーンの伝記や書簡集の編集の際には積極的にかかわろうとした人も少なくなかった⁽¹⁾。

今回取り扱うジョージ・ワシントン・ケイブル (George Washington Cable, 1844-1925) との交流も、そう長くはつづかなかったものの、その交流がハーンの文学活動に与えた影響は決して少なかつた。ケイブルを通して、クレオールの方言と文化への関心が高まり、それが西インド諸島訪問へとつながったからである。また、ケイブルから得た情報をもとに、ハリケーンに遭遇して孤児

となり、漁師に育てられた白人クレオールの少女を描いた小説『チタ』(*Chita*, 1887) が生まれたといわれる⁽²⁾。

さらに、ハーン本人がケイブルに触発されて関心をもっただけでなく、物理的にケイブルの紹介があったからこそ、『ハーバー』や『センチュリー』の各誌に寄稿することが可能になったのである⁽³⁾。その結果、ハーバー社との関係は西インド諸島の取材にとどまらず、最終的には日本へとつながってゆくのであった。

ハーンとケイブルの交流は、ニューオーリンズでの数年を経て途絶えてしまったが、ケイブル研究者のアーリン・ターナー (Arlin Turner) によれば、ケイブル側からのハーンを批判する記述は見つかっていないとのことである⁽⁴⁾。ハーンにとってのニューオーリンズは、まさに異文化体験の場であり、クレオールを描いたケイブルとの出会いは、ハーンの商品の中に生きることになった。

ところで、ハーンはどのようにケイブルを知りえたのか。それには、ニューオーリンズに来る前のハーン的生活がある。オハイオ州、シンシナティ

でのハーンは、社会部の記者として変わった事件や社会の諸相を取扱い、ときには突撃レポーターさながらの体当たりで、その感想を記事にしていた。「ドリー：波止場の牧歌」(“Dolly – An Idyl of the Levee”) などのような文学的な作品もあるが、シンシナティ時代のハーンはやはり社会部の記者であった。

そんなハーンに変化が起きたのは、黒人の血が混じる女性との結婚である。北部とはいえ異人種間の結婚に対する壁は高く、彼の活動は制約を受け、最初に勤めた新聞社を辞めざるをえなかった。振り回された挙句、その当事者である彼女が出奔してしまい、ハーンの懊悩は増していた。ハーンにとって起死回生を図るには、活動の場を変えるしかなかったのであろう。

ところで、ケイブルの小品「ジャン・ポ克蘭」(“Jean-ah Poquelin”, 1873) をニューオーリンズへとハーンをいざなった理由の一つとして挙げる研究者もいる。また、ハーンと交際のあったシンシナティ時代の記者仲間の語る魅力的な南部のイメージを挙げるものもある⁽⁵⁾。公私ともに行き詰りを感じていたハーンは、結局シンシナティを脱出することに賭けたのだった。

フランス語が得意なハーンにとって、ニューオーリンズは言葉を活かせる場であることも幸いした。つまり、旧大陸フランスの面影を色濃く残すニューオーリンズの、ほかのアメリカの都市にはない特徴がハーンを引き付けたのである。たとえば、「ジャン・ポ克蘭」は、クレオールを歴史を知って初めて理解される作品なのである。すなわち、アングロ・サクソン系の流入の中で、地域から孤立したクレオールの老人の秘密が中心になる。いろいろ噂されるばかりか、周囲から執拗な迫害を受けながらも、ハンセン病の弟を数十年の長きにわたって匿っていたことが、老人の死で明かされるという物語である。

1803年のアメリカへの譲渡まで、フランス領として存続していたルイジアナの中心都市ニューオーリンズは、フランス系白人を中心に作り出した文化と、譲渡後に北部から入る移民が織りなすアメリカ系の二つの文化を擁していた。ハーンが移住したころも、クレオールと呼ばれるフランス系の

人々が母語のフランス語を用い、フランス語の書籍や新聞を発行し、フランス風の文化の維持に努めていた。ルイジアナのクレオールとは、フランス系と若干のスペイン系白人のみならず、混血や黒人を含む場合もある。ただし、その文化の中心はあくまで白人であり、混血や黒人に対する差別は19世紀前半よりも、奴隷の解放が行われた南北戦争後の方が悪化していた。黒人奴隷は解放されたものの、再建時代を経て、人種差別が再燃した。結局白人は、解放された黒人の行動を規制するために「ブラック・コード」を施行し、差別を正当化した。こうして、公民権法の成立まで、有色人種は厳しい差別のもとにおかれることになったのである。

ケイブルやハーンが活動したのは、このような過渡期の不穏な時代であった。ニューオーリンズの白人は北軍に蹂躪された南部としての被害者意識に加え、戦後流入した北部人(ヤンキー)の増加を苦々しく思っていた。彼らが多年にわたりニューオーリンズに築いてきた文化の存続が危ぶまれると受け止めたからである。ジャン・ポ克蘭の近隣のように、船での行き来に利用されていた運河(bayou)が埋め立てられてしまうと、外見が変わるだけでなく、そこで維持されてきた文化も失われかねない。そのような気配が様々な局面で漂っていたのである。それだけに、フランス系住民の、ケイブルが描くクレオールを見る目は冷やかだだった。ノスタルジアを誘うようなところがあればあるほど、かつての栄光を意識させられることになったからかもしれない。

ハーンとケイブルの交流はクレオールの町を背景に、その特殊な言語への関心とそれを使用した創作を通して行われたといえるだろう。本稿ではまずケイブルの生い立ちに触れたのち、彼を取り巻く周辺の人々の生きざまに言及する。次にハーンとケイブルの文学的な交流について「クレオールの文学」をキーワードに試みてゆくことにする。

ケイブルとその周辺

ここで少しケイブルの略歴に触れておきたい。

ケイブル自身はニューオーリンズで誕生したものの、父母ともに北部人であった。育った周囲のクレオールはカトリックが大半であるのに対し、ケイブルは母親が敬虔なプロテスタント（長老派）であったことから、彼自身も厳格な信者になっていた。体軀は小柄で貧弱だったが、二十歳のころには南軍の兵士として南北戦争を経験している。

父を早くに失ったケイブルは、最初から作家を目指したのではなく、会社勤めや統計局での仕事の傍ら、『スクリブナーズ・マンズリー』（*Scribner's Monthly*）の“Drop shot”というコラムにさまざまなクレオールの人々が登場する作品を発表してきたのである。まだこのときはクレオール社会を刺激するほど過激な内容のものはなかったものの、人種差別反対の姿勢はそのころすでに培われていた。その背景には、南部の再建期に施行された「ブラック・コード」による締め付けがあった。ケイブルは小説家に留まることなく、有色人種の人権へと関心の比重を移していったのである。

ちなみに、1875年、ケイブルは市内の女学校の共学阻止を図る白人優越主義者の団体に抗議し、『ニューオーリンズ・ブレティン』（*New Orleans Bulletin*）に反論を書き、政治活動への萌芽がみられる。さきの『スクリブナー』に発表してきた短編をまとめて、『古きクレオールの時代』（*Old Creole Days*, 1879）として発表したものの、まだこの段階では、白人クレオールの側からの抵抗は見られなかったのである。

その翌年に発表した、長編の『グランディシム一族』（*The Grandissimes*, 1880）になると、白人クレオール社会の強い反感を招くことになった。この作品は、『古きクレオールの時代』同様、舞台を執筆した時より50年ほど前の時代に設定しているにもかかわらず、鋭い批判の声が上がった。それには、この作品の底流には、間接的とはいえ人種差別反対のケイブルの存在が見え隠れするからである。

これ以降、クレオール社会の脅しや圧力にもめげずに、ケイブルは数年にわたってそのまま執筆を続けたものの、最終的には1884年に発表した「解放された黒人にとっての正義について」（“The Freedman's Case in Equity”）を最後に、ニュー

オーリンズを去ることになったのである。ケイブルの人種差別反対を唱えたこの主張が、一夜にしてそれまでの名声を失わせたとする意見もあるほどである⁽⁶⁾。

『グランディシム一族』の作中人物の黒人に対する同情的な発言や行動は、白人のクレオールをひどく刺激することになった。たとえば、プランテーションの黒人を解放することにした当主のオノレをはじめ、いったん逃がしておいた黒人の女を何のためらいもなく後ろから撃ち殺す白人の男たちなどの人物造形が、白人のクレオール社会には許しがたいものとして受け止められた。

批判に回ったクレオールの一人がハーンと文学を通して親しく交流した、アドリアン・エマニュエル・ルーケット（Adrien Emmanuel Rouquette, 1813-87）神父である⁽⁷⁾。ルーケットのケイブル批判がもとで、当時ケイブルに心酔していたハーンはルーケットとの交際を絶つことになったといわれる。これがどのような意味を持つか。ここで、ルーケット神父とハーンの関係について少し触れておく。

キリスト教嫌いを表明することを憚らないハーンであるが、ルーケット神父との交流は例外であった。ルーケットは、ニューオーリンズ郊外のチョクトー族の部落に分け入って、なりふり構わず布教を続けた神父として、部族からは“Chahta-Ima”（私たちの一人）という称号を受け、部族の一員として活動できるほど信頼を勝ち得ていた。また、南北戦争中は北軍の支持者で、北軍がニューオーリンズに入場してくるとすぐに忠誠を誓ったという、いわば変わり種の人物であった。ハーンもそのような型破りのルーケットに惹かれていたといえるだろう。

ハーンとの交流が始まったのは、ハーンの文才を認めたルーケットの好意による。ルーケットが書いた『新アタラ』（*La Nouvelle Atala*, 1879）は、シャトーブリアン作の『アタラ』をベースにした作品である。混血の少女の自然とのふれあいが描かれたこの作品に感動したハーンは、好意的な書評を書いた。これに心を打たれたルーケットが、ハーンの「ルイジアナの牧歌」（“Louisiana Idyl”）と題する書評を、自著の末尾につけて出版してく

れたことで二人の交流が始まる。ハーンとしては、新聞記事以外で、自分の書いたものが出版された初めての経験であった⁽⁸⁾。

ハーンは異文化の中に生きる神父の生き様に加え、その作品にも感じるところがあって交際が始まったものの、ケイブルを攻撃する冊子 (*Critical Dialogue between Aboo and Caboo on a New Book: or Grandissimes Ascension*, 1880 新本に関するアブーとカブーの討論；もしくはグランディシム昇天) をルーケットが出したとわかった時、二人の関係は途絶えることになった。匿名だったものの、著者がルーケットであると断定できるような冊子まで出して、ケイブル作品に異を唱えた神父のやり口は、ハーンには許しがたいものと映ったらしい。これにより、ハーンはルーケットとの関係を絶った⁽⁹⁾。

この冊子は、『グランディシム一族』が19世紀前半を舞台としていることから、その時代のクレオール社会の霊と、1880年代のその子孫の霊が対話をするという形式で、祖先のクレオールの描き方や、黒人や混血の人々に関してどう接することが正しいのかが批判的に述べられている。冒頭でもふれたターナーは、ルーケットにとってのケイブルの立場を“more than a casual acquaintance”と呼び、ハーンを“a close friend”と著している。匿名にしたのはそのせいであり、ルーケットのこの冊子はクレオール社会全体の反応を代弁したにすぎないという。また、二人の相違として、ケイブルは作品に見るようにリアリストであったのに対し、ルーケットはロマンティストだったと述べている⁽¹⁰⁾。

一方、ケイブル研究者のジョン・クレマン (John Cleman) は、ケイブルがハーンの友人と知っていてこの類の冊子を出したことに、ルーケットの悪意を感じるという。ルーケット自身、北軍に賛成し奴隷反対を唱えていたのに、ケイブルの行動に対しては貧弱な体軀をあざけり、さらにはヴェドゥの女王といわれるマリー・ラザーとの関係をほめかすといった悪質な内容のものであったと述べている⁽¹¹⁾。

おおかたの白人クレオールは、ケイブル作品が北部人に媚びて、北部人が共感するような筋立て

になっていると主張して、批判する理由にしていた。ハーンのアイテム紙 (*The Item*) に出した『グランディシム一族』 (*The Grandissimes*) の書評は、「この本は洗練されているという利点があるものの、クレオールの町の住人に気に入られるかどうかは疑わしい。ケイブルの姿勢は、仲間内ではひどく批判されていた。この町に住むものにとって彼の描写は必ずしも気持ちのいいものではなかったのである。」と、クレオールからの批判を見越したうえで、最後に一読を勧めている⁽¹²⁾。ハーンの視点の先には、ルーケットをはじめとした白人クレオール社会の反感があったことは明らかである。この書評は短いながら、こまごました人物評には触れることなく、ケイブルの描写の力を強調し、まず一読するよう訴えるものとなっている。

さらに1882年以降ハーンが記者として勤めた『タイムズ・デモクラット』紙 (*The Times Democrat*) の文芸部長 (マリオン・ベイカー, Marion Baker) はケイブルと親しかったが、そのマリオンでさえもやがてケイブルに異を唱えるようになる。というのも、同じ『タイムズ・デモクラット』紙の編集長をしていた、マリオンの兄にあたるページ・ベイカー (Page Baker) のケイブルに対する厳しい姿勢があった。その結果、ケイブルが記事を發表できなくなったともいわれる。また、ハーンのケイブル作品に対する論調が変わったのは、そのようなページの影響があったという説もある⁽¹³⁾。

ケイブルが人種差別に関して政治的発言を強めるにつれ、ニューオーリンズのクレオール系の作家や歴史家の、ケイブルに対する反応は厳しいものになっていった。先にも触れたようにニューオーリンズは独自の文化を開花させており、白人クレオールによって牽引される文化に誇りを持っていた。それがニューオーリンズに生まれたとはいえ、クレオールにすれば北部を代表するようなよそ者であるケイブルの視点から描かれることに、反感や憤りを覚えたのであろう。たとえば、ニューオーリンズのクレオール系の歴史家であり作家であった、チャールズ・ゲヤール (Charles Gayarré, 1805-95) などもやがてケイブル批判に回るようになったのである⁽¹⁴⁾。

しかしこのような批判で、ケイブルが筆を折る

ようなことはなかった。その主張は次第にもっと過激なものになっていった。クレオール社会から北部寄り一蹴されても、北部人の知らない南部を発信することに余念がなかった。ニューオーリンズ近隣の住民に対して、その社会が持つ潜在的な問題を意識させるための啓発活動にとどまらず、ケイブルの視点はもっと先の世界を見つめていた。ただ、ケイブルの人種発言は、ケイブル個人への弾圧にとどまらず、ケイブルが発表しようとする雑誌社や新聞社への圧力を招いた。こうして活動が制約されることになったのである。

これまで述べてきたように、白人クレオールからの様々な圧力にもめげずに、持論を曲げなかったケイブルは、南部という枠を超えて時代の変化に耐えうる作品を残し、現在も記憶される作家となった。しかし、そのクレオール性にこだわり閉ざされた空間に留まるこの地の人々は、芸術家と称しても外で勝負するようにはなりえなかった。マルティニークへの渡航直前のハーンと短期間ながら文学的交流を持ったクレオールの文学少女、レオナ・ケイロウセ・バレル（Leona Queyrouze Barrel, 1861-1938）の場合がその一例である。

彼女はニューオーリンズ在住のルイス・プラシッド・カノンジュ（Louis Placide Canonge, 1822-93）などのクレオールの文学者の影響を受けたとされる。彼女は、自分の作品がニューオーリンズ以外の世界で通用するかを試そうとして、一度はニューヨークに出かけたものの、その限界を知り再びニューオーリンズにもどらざるをえなかった。クレオールの文学少女の夢は、自分が受け取ったハーンからの書簡を、晩年に日本の北星堂より、『牧歌：ラフカディオ・ハーンの思い出』（*Idyl: My Personal Reminiscences of Lafcadio Hearn*, 1933）と題して出版したことでやっと結実した次第である⁽¹⁵⁾。

描かれたクレオール

ハーンがケイブルに接近したのは、もちろんケイブルの文学作品の魅力にひかれてであった。ケイブル文学の魅力とは、南部という地域が持つ特徴ある文化をその作品に封じ込めたことにある。

すなわち、のちのフォークナーにつながってゆくような南部という地方色豊かな作品をつくりあげたことだった。そしてその中心となったのが「クレオールの文化」であり、その作品はクレオールのとでも呼ぶべき要素で満ちている。

クレオールの要素という、まず言語の問題があげられる。そして、クレオールの人々の置かれている社会的背景である。本稿では、まず言語の問題からみてゆきたい。

フランス語でも英語でもない、方言の使用がケイブルの特徴となる。初期の作品、『古きクレオールの時代』の各作品、並びに『グランディシム一族』などは方言で書かれているといっても過言ではない。また随所にクレオールの歌や詩がちりばめられている。特に『グランディシム一族』にはその例が多くみられる。ハーンはシンシナティ以来の友人で音楽研究家のヘンリー・クレイビール（Henry Edward Krehbiel, 1854-1923）宛の書簡で、ケイブルが最初にハーンに約束したよりも、出来あがった作品に挿入されたクレオールの歌の数が減っていることを残念がった。また、別の書簡では、黒人女性にブドゥの歌を歌ってもらい、自分は音感がないので、それをケイブルに書き留めてもらったことなどを述べている⁽¹⁶⁾。

ハーンもケイブルも町で耳にする歌の収集に努め、それを持ち寄って情報交換をしていることが読み取れる。とくに音楽家のクレイビールとケイブルは1878年には交流が始まっており、ハーンを含めた三人が歌の収集という同じ目標をもって、それぞれ活動していた。なお、ハーンは先のクレイビール宛の書簡で、色が黒い歌い手ほど、イントネーションに奇妙な特徴があると、自分なりの発見を述べている⁽¹⁷⁾。

また、ケイブルは白人、混血、黒人とクレオールであっても人種ごとに言葉を使い分けており、言語に関するケイブルの姿勢が、作品にクレオールらしさを与えていることをハーンはしっかり把握していた。引き続き、ハーンが述べたケイブル評の中から言語への関心を示したものを見てゆくことにする。

ハーンが発表した文学論にケイブルの名前はたびたび登場する。とくに、クレオールの言葉（方

言patois)を多く用いたケイブルの作品は、ハーンのおきにいられたといえよう。クレオール方言に強い関心を持ち、方言による詩、もしくは歌詞を採集していたハーンは、しばしばケイブル本人やその作品について語っている。「成功している文学」(“Successful Literature”)のタイトルで書かれたエッセイの中には、「ニューオーリンズについていうならば、最も成功しているペンの魔術師は、目下スクリブナー誌を卒業したケイブル氏である」⁽¹⁸⁾の一文が光る。

ハーンが書いた文学に関する記事は、のちに『アメリカ文学評論』(Essays on American Literature, 1929)と題して出版されたが、先の「成功している文学」だけでなく、数編にケイブルの名前は登場する。ちなみに「小説家と小説」(“Novelists and Novels”)と題するものにいたっては、「もっとたくさんケイブルが出て、東部の作り物とは異なる、生き生きとした影響を文壇に与えてくれることを望む」⁽¹⁹⁾といったハーンがケイブルに対する最高の賛辞が見られる。生き生きとした影響とはケイブルが使用するリアリステックな描写からくるものである。とくにケイブルならではの方言の取り扱いをハーンは高く評価した。

ところで、ハーンが書簡の相手となったクレイビールはハーンが音楽への関心を目覚めさせた人物でもある。また、先に触れたように、方言(patois)が汎用されるケイブル作品に関心を持っていたハーンは、クレオール方言による歌や詩を積極的に集めていた。シンシナティ時代から「語り」への関心はすこぶる高かったが、ニューオーリンズに来てからその傾向は一層強くなった。この傾向はやがて日本での活動に引き継がれた。たとえば、「耳なし芳一」で使用した「かいもん閉門」という言葉(敢えて文中に日本語を使い、注で意味を説明)のように、ハーン文学の特徴は、その語の持つ響きを重視したことにみられる。

一方、ケイブルは自ら収集したものを歌って聞かせている。のちに数か月にわたりマーク・トゥエインとともに、朗読や歌で舞台に立ちながら各地を回っており、ケイブルには歌を聞かせる才能があったといえるだろう。この点で、音楽家のクレイビールとは共感できるものを持っていた。の

ちにハーンは自分が集めた歌詞をクレイビールに知らせ、ケイブルには見せるなど断りを入れたにも関わらず、クレイビールとケイブルが親しくなったことに立腹したのであった⁽²⁰⁾。

ハーンが言葉への関心は、すでに触れたケイロウセとの交流にも表れていた。彼女の方からの働きかけで、家に入出入りするようになったハーンは、西インド諸島に渡る前に、彼の地の出身である、ケイロウセのメイドから方言を学ぶことになった。ハーンは、この成果をのちに『ゴンボ・ゼーヴ』(Gombo Zhebes, 1885)と題する現地語の諺集として出版した。

また、ハーンが言葉を中心としたクレオールへの関心の高さは、没後『クレオール・スケッチ』(Creole Sketch, 1924)、ならびに『アメリカ雑録2巻本』(The American Miscellanies, 1924)にまとめられたクレオールに関する記事の多さからも明らかとなる。前者は、1922年の『ハーン全集』(The Writings of Lafcadio Hearn, 1922)に入っていないもの13篇も含めて44編からなっている。その中から、歌や詩を多く含むものをぬきだすと、“Charcoal,” “Songs of the Sea,” “A Creole Song”などがあげられる。ほかにも内容に歌を含むものが数多くあり、ハーンは記事の中で、珍しい歌の提供を読者に呼びかけている。また、後者で紹介した作品にも言語に関わるものが再録されている。“The Creole Patois,” “Some Notes on Creole Literature,” “A Sketch of Creole Patois”などである。

ケイブル同様、ハーンもフランス語のみならず、多くのクレオール訛りを導入して作品を仕上げていた。ただしハーンが描いたものは短編小説ではなく、ほとんどが地元で題材を求めたエッセイだった。ケイブルの描くような小説とは異なり、混血や黒人たちの暮らしの中に歌や音楽を求め、時には、それらにユーモアを交えて紹介している。ちょっとしみりしたり、ときには笑ったりで、手軽に読めるような作品となっている。

次に、クレオールの特徴を浮き彫りにする、社会的背景に焦点を当ててみてゆく。まずケイブルは、クレ奥ールの小品を『スクリブナーズ・マンスリー』に発表している。それらをまとめたのが、代表作の一つ『古きクレ奥ールの時代』である。

先に紹介した「ジャナ・ポ克蘭」をはじめ「美しい令嬢のプランテーション」(“Belles Demoiselles Plantation”), 「ジョルジョ氏」(“Sieur George”) など7編からなる。この作品集の再版のおり(1883)には独立して出版されていた「デルフィーヌ夫人」(“Madame Delphine”)も加わった。いずれも、クレオールが主人公の作品で、時代は19世紀前半、南北戦争の前ということになっている。

ケイブルの物語は、すでに述べたように、リアリスト的な取り扱いである。いずれの社会背景も史実に基づいたものであるだけに、のちにハーンが書いた「ケイブルのロマンスの舞台」(“The Scenes of Cable’s Romances”)⁽²¹⁾という書評は、作品に登場した邸宅やカフェなど、現存する建築物をたどるものとなっている。1884年から85年にかけてニューオーリンズで開催された博覧会(綿花輸出百年記念であり、世界の教育者会議も同時に開催)を見学に訪れた観光客にとっては、ハーンの書評はニューオーリンズ紹介の恰好なガイドとなったのであった。もちろんケイブルの著作が関心を集めたことは言うまでもない。

ケイブルは、1870年代から80年代にかけてという実際に執筆した時代ではなく、それより遡ること半世紀の昔をいずれの作品においても舞台に設定した。それは南北戦争前の1830年代や40年代であった。この時代、白人クレオールは、旧大陸の遺産を一層大切に守って生きていた。白人のプランテーションのオーナーと黒人奴隷、また、混血がそれぞれ与えられた場所で従来の価値を守って生きていた時代である。ある意味では、古き良き時代を舞台にしたおとぎ話とでもいえる設定なのである。

同じクレイビル宛の書簡の中で、ハーンは、「小さいプーレット」(“tite Poulette”)よりは「ジャナ・ポ克蘭」や「美しい令嬢のプランテーション」を読むことを勧めている⁽²²⁾。「ジャナ・ポ克蘭」の筋については、すでに述べたので省略するが、超自然的なものに関心が芽生えていたハーンにとってゴシック調の取り扱いが、特に気に入ったのではなかろうか。もう一つの「美しい令嬢のプランテーション」は、その名の通り、プランテーションに立つ荘厳な構えの館が象徴的である。娘

たちに請われて、便利な町中に家を持つとする父。交渉相手はこの父親と父系の祖先を同じくする「オールド・チャーリー」(ケイブルの造語で Injin Charlie または old Charlie) と呼ばれている男である。このチャーリーの祖先にはチョクトー族の血が混じっている。結局、交渉がまとまらないうちに、洪水のために、美しいプランテーションは、そこに暮らす大事な娘たちもろとも失われてしまう。目の前で娘を奪われた老人の喪失感を描く一方、皮肉にもそんなみじめな老人の最期を見届けるのは、チョクトー族出身の祖先をもつという理由で差別されてきたチャーリーだった。どちらの作品も、アメリカ化の進展の中で、次第にその存在感を失いつつあるクレオール社会の行く末を象徴しているかのような余韻を残す作品である。

「小さいプーレット」は、混血の娘の結婚問題であるものの、その完成度においては、同じテーマをとり扱う「デルフィーヌ夫人」に軍配が上がるというのがハーンの見方であろう。その「デルフィーヌ夫人」という作品は、混血の表題の夫人が、白人との間にできた娘をあるいきさつから手元に引き取るものの、自分の本当の娘ではないと偽って、白人男性と結婚させるための過程が描かれる。

これには彼女の偽りの証明に加担して、白人として嫁がせることを成功させた白人神父の役割が大きい。クレオール社会で混血として生きることがどんなに大変か。また、白人でないと正式な結婚をして幸せになれないということが背景にある。彼女の娘が結婚しようとしている白人はかつて海賊と関係があり、密輸にもかかわっているという疑いがあるのだが、裕福である。どのような人物であっても白人なら相手としてふさわしいのか。また、聖職者が一人の女性の将来を考え、そのために虚偽の証明に加担するところにケイブルの意図が覗かれる。

もう一点、風刺がきいた「ジョルジョ氏」(“Sieur George”)に触れたい。名前からして、ジョージ・ワシントンのジョージであるものの、その行動からはとうてい「氏」をつけるような人物ではない。この男はクレオールが住む古いアパートの一室を

借りていたが、ひとしきりいなくなると、かわりに二人の女が住んでいる。最後にまた男は戻ってくるのだが、この男が数十年前に住みだしたときから大事にしていた毛皮のトランクが好きな家主の目を引く。最後にトランクの中身は「ハバナくじ」という宝くじのはずれ券でいっぱいであったことがわかる。

この男は知人の妻子を世話していたこと。並びに留守にしたのは米墨戦争に出かけていたことがやがてわかる。また、母親に死なれた娘が、引き続き自分をここにおいてほしいとこの男に頼むと、自分と結婚するなら可能だといって娘を追い出すあたりは、モリエールの「女房学校」を連想させるという⁽²³⁾。

家主と店子のユーモアがあふれるやり取りは、ハーンも『クレオール・スケッチ』の中で数多く描いたが、混血や黒人のクレオールの居住地区にはついてまわる問題だったのかもしれない。さらに「ハバナくじ」については、ハーンもくじに当たったら、本屋を開業したいと述べており、くじが人々の関心事になっていたことがうかがえるだろう。

この後、長編の『グランディシム一族』が出る。19世紀初期を舞台にしたこの長編では、ニューオーリンズに住むクレオールの名門一族（架空）の二家の抗争の結末が描かれる。

この物語の冒頭で、すでに一方の家は決闘に破れて当主が亡くなったことから、落ちぶれてしまっている。もう一方の勢力をふるっている一族としてのグランディシム一族の行く末を、当主とその家族の恋愛を交えて描いた壮大な物語である。当主は白人だが、その母親違いの兄（混血）と一族の人々、ならびに夫が決闘に敗れて土地すべてをグランディシム一族にとられてしまった未亡人とその娘、また北部から移民してきたものの家族を疫病で失い、薬局を開いたドイツ系の青年がこの恋愛模様にかかわってゆく。結局、白人クレオールの当主、並びにドイツ系の青年の二人は恋を成就させるが、当主の混血の兄は命を落とすことになる。

物語は白人クレオールの掟や行動様式が語られるのみならず、周辺には混血や黒人奴隷も登場す

る。ケイブルはとくに大きな紙面を割いて「ブラークペ」（腕を切られたもの）の話をしている。アフリカから連れてこられた誇り高き黒人奴隷の、その拷問死までの物語が挿入されている。ケイブルのこの「ブラークペ」は劇的に改変されているため、そのモデルとなった「ブラークペ」とは、いったいどのような人物だったのかという疑問がわく。

ハーンは「ブラークペの原型」（“The Original Bras-Coupé”⁽²⁴⁾）のタイトルで、実在したこの名称の人物について語っている。その話とは、プランテーションから逃げ出した黒人奴隷が、ニューオーリンズ郊外で山賊の一味に加わり、強盗を働いて住民を震撼させる。このミステリアスな山賊については、住民の間でさまざまな憶測を呼ぶが、仲間の裏切りで捕えられてみれば、しばらく前に近所でいなくなった黒人奴隷にすぎなかったというもの。

ハーンの「ブラークペ」に関する作品が出たことにより、『グランディシム一族』の中にある話が、どんなに脚色されているかがよくわかる。おそらくハーンは、ケイブル作品の真偽にピリピリしているクレオールの人々に、ケイブルの物語はあくまで創作なのだから、創作として読んでほしいと訴えているように思えてならない。『古きクレオールの時代』の書評『ケイブルのロマンスの舞台』では、登場人物とかかわる実際に残る地名や建物を検証して、その魅力をたっぷり紹介しているハーンであるが、この「ブラークペの原型」に関しては、むしろ実際とは大きく異なり、脚色されていることを読者に理解させるために筆をふるったのであろう。このあたりにも、ハーンとケイブルの関係が見えてくるように思われる⁽²⁵⁾。

ケイブルの作品は、短編にしる、この壮大な『グランディシム一族』にしる、描かれているのは、繁栄がすでに過去のものとなったクレオールの人々の暮らしぶりである。ニューオーリンズで、白人クレオールをはじめ、その混血や黒人など、すべてを見聞きして成長したケイブルだから、当事者のクレオールとは異なり、もっと冷静にその実情をとらえることができたのかもしれない。ただ、あくまでフィクションであり、作り話であるにも

かかわらず、当事者のクレオールは、そこに何らかの事実が潜むことを見逃さなかった⁽²⁶⁾。

1960年代、トルーマン・カポーティは『冷血』を“nonfiction novel”として発表したが、ケイブル作品の場合も、随所においてこれに近いものがあったのではなかろうか。あるいは『ルーツ』のアレックス・ヘイリーのいう“faction”（fact plus fiction）の片鱗が、ケイブルの作品に覗かれるのではなかろうか。そのあたりが、クレオールを刺激することになったのかもしれない。

ハーンとの関係については、すでに冒頭で述べたように、途中から次第に疎遠になっていった。しかしハーンに関していうならば、それは毎度のことでもある。ケイブルとの交流が途絶えてしまったのは、ケイブルがニューオーリンズを去って北部に行ってしまっただけでなく、彼が立ち去る前に、すでに二人の関係は悪化していたといえるかもしれない。ただ、それにしても、親しく交際した友人知人との関係の断絶にあたっては、ハーンが思い込みで気分を害し、一方的に手紙を出すのを止めるというような、独り相撲といった印象がぬぐいきれないのである。

人種の問題への関心から政治へと傾倒してゆくケイブルが、一足早く（1884年）にニューオーリンズを去っているだけに、二人の関係の顛末は想像の域を出ることはない。ただ、ハーンの人生を顧みた時、ケイブルとの数年にわたる交流がなければ、次の段階に進むことはできなかったようにも思われる。ケイブルは、ハーンを雑誌社に紹介した。さらに、『チタ』のような作品の成立を可能にしている。そればかりか、ハーンのクレオールへの関心の高まりは、ケイブルとの交流の産物であった。ケイブルの作品は、ニューオーリンズという町のガイド的な役割も果たしてくれたのである。一方、ハーンの見解もケイブル作品の流布に一役買っていることは否定できない。

地方色豊かな文学への入り口を教えてくれたのがケイブルであった。すなわち、ハーンにとってのニューオーリンズ時代を、文学修業の始まりとして位置付けるならば、その師匠の一人がケイブルだったといっても差し支えないだろう。

注

- (1) *The Writings of Lafcadio Hearn* Vol.13 (N.Y. and Boston: Houghton & Mifflin, 1922) 50-53. テューニソンやチェンバレンの発言がある。Oscar Lewis, *Lafcadio Hearn and His Biographers* (Westgate Press, 1930) ハーンとの断絶した関係と公式な伝記執筆資格を巡る争いに触れたもの。
- (2) Edward L. Tinker, *Lafcadio Hearn's American Days* (N.Y.: Dodd & Mead, 1924) 126-28. *The Writings of Lafcadio Hearn* Vol.14, 51-52. George Gould宛の書簡（1888年6月付）にハーンの小説のもとになった話がある。ハリケーンの被害にあい、助けられて、漁民に育てられるまでは同じだが、のちに裕福な身内が見つかる。親類の者は、レディにするために修道院にて教育を受けさせようとしたが、娘は逃げ出し、漁民と結婚して南の地域で子供にも恵まれ暮らしているというもの。Lafcadio Hearn, *Chita: A Memory of Last Island with an Introduction by Arlin Turner* (Chapel Hill: Univ. of North Carolina Press, 1956) なお、このハーンの『チタ』に付記されている、アーリン・ターナーの序文には、ハーンとケイブルの関係についても詳細な説明がある。
- (3) Arlin Turnerの前掲の序文。11-12.
- (4) Arlin Turner, *George Washington Cable*, (Baton Rouge: Louisiana State Univ., 1966) 235の注。ティンカーやベラ・マクウィリアムズは、ハーンがケイブルの承諾を得ないで『チタ』を書いてケイブルを怒らせたというが、ターナー自身はケイブルがハーンについて否定的な意見を記したものを見ていないと述べている。
- (5) 『ジャナ・ボ克蘭』に関しては、Edward L. Tinker, 122. 南部の理想的なイメージについての話は、梅本順子、『未完のハーン伝』（大空社、2002）133.
- (6) ed. and with an Introduction by Lawrence N. Powell, “Introduction: A Novelist Turns Historian,” *The New Orleans of George Washington Cable: The 1887 Census Office Report*, (Louisiana State

- Univ. Press, 2008) 18. この論全体が、ケイブルの歴史家への転身について述べている。歴史家としてのケイブルは、白人クレオールの人種主義などと敵対した。1884年に発表したその主張で、それまで、ケイブルをかばってきた友人たちとも袂を分かつことになったという。
- (7) *The Writings* Vol.13. 177. 180-81.
- (8) 梅本順子「ラフカディオ・ハーンと『新アタラ』: 宣教師ルーケットとの交流を中心に」『国際関係研究』Vol.23, No.3 日本大学国際関係学部国際関係研究所, 2002.
- (9) Arlin Turner, 102.
- (10) Arlin Turner, 102.
- (11) John Cleman, *George Washington Cable Revisited* (N.Y.: Twayne Publishers, 1996) 79. ならびに前掲のLawrence N. Powellによる序文“Introduction: A Novelist Turns Historian”
- (12) L. Hearn, “*The Grandissimes*,” *The Item*, September 27, 1880.
- (13) Arlin Turner, 199, 204.
- (14) Arlin Turner, 199-201. 前掲のLawrence N. Powellによる序文10-21.
- (15) Leona Queyrouze Barrel, *The Idyl: My Personal Reminiscences of Lafcadio Hearn* (Hokuseido, 1933).
- (16) *The Writings* Vol.13. 220. 332.
- (17) *The Writings* Vol.13. 332.
- (18) Lafcadio Hearn, ed. by Sanki Ichikawa, *Essays on American Literature* (Hokuseido, 1929) 74. 初出は *The Item*, May 26, 1881.
- (19) *Essays on American Literature* 104. 初出は *The Times-Democrat*, December 31, 1882.
- (20) Arlin Turner, 234. *The Writings* Vol.13, 290.
- (21) L. Hearn, “The Scenes of Cable’s Romances” *Century Magazine*, November, 1883.
- (22) *The Writings* Vol.13. 283.
- (23) Alice Hall Petry, *A Genius in His Way: the Art of Cable’s Old Creole Days* (London & Toronto: Associated Univ. Press, 1988) 126.
- (24) *Essays on American Literature* 58-61. 初出は *The Item*, October 27, 1880.
- (25) Barbara Ladd, *Nationalism and the Color Line in George Washington Cable, Mark Twain and William Faulkner* (Baton Rouge: Louisiana State Univ. Press, 1996) 56. ラッドは「ブラークベ」については、ハーンの記事とも異なるとして、次のように述べている。「南北戦争の前に書かれた逃亡奴隷について説明するとなると（歴史家であるケイブルにとってはなじみのあるものだが、ハーンにとってはそうでないものの）、話は全く異なっている。1837年7月19日のニューオーリンズの『ピカユーン』紙は紙面を割いて、スクイアー（ブラークベのモデル）の死を報道した。この南北戦争前になされた説明によると、ハーンのものとは異なり、逃亡者たちと暴動を起こした奴隷とを結びつけた。『ピカユーン』の記者は、スクイアーを「沼地の山賊」あるいは黒人の無法者を束ねて支配し、黒人奴隷に主人のもとを離れこの群れに加わるようそそのかす「悪名高い黒人のならずもの」だとした。その記事は、スクイアーの死で、町の周辺に広がる沼地に住む悪党が一掃されることを期待するとしている。」
- (26) ed. by Arnold R. Hirsch and Joseph Logsdon, *Creole New Orleans* (Baton Rouge: Louisiana State Univ. Press, 1992) 176-77.

100年が経過する南米日系社会の形成と変容

福井千鶴

Chizu FUKUI. One Hundred Years Later: Formation and Transformation of the *Nikkeijin* Society in Latin America. *Studies in International Relations* Vol. 34, No. 2. February 2014. pp. 67 – 76.

Many Japanese emigrated to Latin American before the Second World War. It began in 1899 when the first immigrants arrived in Peru. Another batch of immigrants arrived in Brazil aboard the *Kasato-Maru* in 1908. More than 100 years have passed then since these first immigrants arrived in Latin America. Their descendants, *Nikkeijin* are now fourth or fifth generation, In the light of this history of Japanese emigration, I first examine the historical definition and framework of the *Nikkeijin*, and then discuss the future of this framework and the transformation of the *Nikkeijin Society* today.

はじめに

日本から南米への移住は、1899年にペルーの移住を皮切りとして1世紀以上が経過した。戦前戦後を通じて多くの日本人が南米諸国に移住した。特に、ブラジルへは1908年、第1回の移民船笠戸丸による移住を契機に日本人が多数移住し大きな日系社会が築かれた。ペルー移住、ブラジル移住が始まって戦前移住において100年余が経過する日系社会では、時代の経過とともに1世から2世3世の時代へと移り、今日は、4世～5世の時代へと移りつつある。同時に人種混交も進み、ブラジルでは新しく生まれている日系人の子孫たちの70%以上が現地人との混血の子供たちと言われている。当初の1世達の考えた日本の血の入った人たちを中心とする日系社会は、3世～5世の現地化した日系人が混入する日系人社会へと変容し、日系人の枠組みや日系人の定義を見直す時期に来ている。現地社会では、ここ20年ほど前から日系人社会の枠組みが議論され始め、日系人に関するシンポジウムも開かれるようになった。

本稿は、移住後1世紀以上が経過し、現地との混交や同化が進展する南米の日系社会の枠組みに関する諸問題の究明、日系社会の礎となった移住地の形成と形成形態、日系社会の変容について、多くの日系人の居住と都市への集住が進んでいる

ブラジルを中心に検討し、将来の日系社会の在り方と行方について考察するものである。

1. 南米日系社会における日系人の枠組みと日系人

1.1 日系人社会の枠組み

今日の南米日系社会では、第二次世界大戦前（以降戦前と呼ぶ）から100年余、第二次世界大戦後（戦後と呼ぶ）から50年余が過ぎ、現地化と現地人との混交が進み、日系人の枠組みが問題になっている。ブラジルでは、1908年、最初の日本人移民がブラジルに入植し100年余が経過している。当初の日本人1世夫婦の家庭から、2～4世の時代に移り、更には5～6世の時代へ移りつつある。特に、ブラジルでは後世代になるほど急速に現地との混交と同化が進み、日系人という意識と日本人というアイデンティティーから遠ざかり、1世時代に考えられた日系人の枠組みで処することができない時代になってきた。サンパウロ在住の学識者の間では日系人の枠組みを今後どのように考えて行くかに関する議論が起き、これに関するシンポジウムも開催されているが、どう処したら良いかの方策は見つかっていないのが現状である¹⁾。

この現象は、特に、日系人が多数居住するブラジルのサンパウロ都市地域で進行している。これ

ら日系人が集住する移住地では、人種混交や同化が進んでいるものの、文化協会や日本人会や日本語学校など日系人のよりどころとなる組織体があり、求心力も有り、日系人の枠組みに関する議論は、それほど話題に上っていない。

表-1 ブラジルにおける日系人人口動態

カテゴリー	人数(千人)	割合(%)
1世	154	12.8
2世以下	1,046	87.2
合計	1,200	
2世の内訳(二世人口)	474	39.5
両親が日本人	337	28.1
1世 X 1世でない日系 ^{*1}	23	1.9
1世 X 非日系 ^{*2}	114	9.0
3世	461	38.4
4世	65	5.4
5世以降	1	0.1
不明	82	6.8

*1 2, 3世の間に生まれた2世

*2 混血2世

出所：小林正典編著『日系移民・海外移住・異文化交流の今昔』(朝倉書店, 2004, 56頁)

この日系人の枠組みに関しては、ペルーのリマ首都圏、パラグアイのアスンシオン、ボリビアのサンタクルス、アルゼンチンのブエノスアイレスなどの都市地域で見られる現象であり、同化が進む都市部地域と日系人の集住する移住地地域とは異なる様相を呈している。

また、サンパウロ人文科学研究所の学識者やサンパウロ在住の日系人の方々への聴き取り調査によると、サンパウロの日系社会では、1世代、ブラジル生まれの2世代、日本生まれで幼少のころ移住してきた2世(準二世と呼ぶ)、戦前移住者と戦後移住者間に確執があり統合するような雰囲気がないこと、及び、日系人を統合させる求心力を持つ組織がない状況がみられる²⁾。

1.2 ブラジルにおける日系人人口と現地化の状況

日系社会の枠組みを考察する上で日系人の居住状況や人口動態を把握することは重要である。南米全体で日系人の人口動態を正確に把握した資料

は存在せず、幸いにしてブラジルでは入植80周年(1988年)を記念してサンパウロ人文科学研究所により行われた日系人の人口調査の資料があり、そのデータを基に類推することができる。世代別の混血状況は1988年のデータによれば、2世の混交率は6.03%、3世では42.00%、4世になると61.62%と世代が後になるほど混交が急速に進んでいる³⁾。この傾向から、その後の日系社会では日系社会の枠組みを検討する上で、聴き取り調査によると現在では70~80%と更に混交が進んでいることを考慮する必要がある⁴⁾。

1958年に日系コロニア(日系人社会をコロニアと称する)実態調査が行われ1960年の日系人口は430,151人⁵⁾であった。1988年の人口調査データによればブラジルの日系人の人口は約120万人⁶⁾で、60年から77万人が増加し、60年当時の約3倍になっている。1988年の数字には第5世までで日本人の血が少しでも混じっている者が含まれている。このうちの人口の内訳を表-1に示す。この表から分かるように1世の人口比率が12.8%、2世以下の人口比率87.2%と2世以下の人口が圧倒的に多くなっている。移住後100年以上が経過していることから1世の高齢化が進んでいる。61歳~98歳が8万3千人(6.9%)、46歳~60歳約5万人で61歳~98歳が一番多い⁷⁾。現在では、この分布状況は1世の数が減り、2世以降の増加により2世以下の人口比率が増大していると推測される。

2. 日系社会の形成と歴史的経過

南米における日系社会の形成の形態は、以下の5つに分類することができる。1) ペルーやブラジルに見られる、最初は契約労働者として入植し、後から自立して土地を購入し、自然発生的に集住し日系社会を築く形態(植民地と呼んでいる)、2) あらかじめ移住地として開拓された土地に集団で入植し日系社会を築く形態(移住地と呼んでいる)、3) 地方に点在する日系社会から都市部への転住者、及び、単独で移住し都市部に定住する日本人が形成する都市型日系社会、4) 一旦は移住地等に集住する日系社会に属していたが何かの事情により分散し個人的に農地を所有し農業を営んでい

表－2 コロノから自主農への移行推移状況
(単位%)

年次	自作農	借地農	コロノ
1912	5.1	1.9	87.9
1917	16.1	8.7	66.0
1922	28.7	25.2	32.3
1927	26.7	19.7	41.0
1932	27.7	19.9	37.1
1937	35.5	33.1	19.5
1942	41.9	35.8	9.7
1947	51.2	33.9	6.6
1952	58	29.6	4.1
1958	64	28.4	2.9

出所：『ブラジル日本移民八十年史』

るか、最初から個人で農地を買い独立した土地で農業を営んでいる個人型の定住者で、日本人会や日系人会に所属し日系社会を築いている個人型の形態、5) 個人的に移住し現地社会に溶け込んでいる日本人が集まり小規模ではあるが日系人社会を形成している形態がある。

いずれの日系社会形成の形態においても、日本人会や自治会、文化協会、農業組合などの相互扶助を目的とした団体組織が創設され、今日の日系社会を築く礎となった⁸⁾。

次に、南米への日本人移住当初からの日系社会の形成形態について考察する。

2.1 自然発生型日系社会の形成

この形態はペルーやブラジルのように、最初、契約労働者として入植し、その後、自立し、自分の農地を手に入れ、自主農業へ転換した人々が自然に集合して集団農業地を形成し発展したものである。ブラジルでは1908年、笠戸丸でやってきた最初の移住者が契約労働者（コロノと呼ぶ）として、①ドゥモント、②フロレスタ、③サン・マルティーニョ、④カナン、⑤グアタパラ、⑥ソブラードの6つのコーヒー耕地に入植した。その後、2回目の配属地はグアタパラとサン・マルティーニョに、3回目グアタパラである。グアタパラには通訳として就任した。人望のある平野運平によって運営された。

コロノに対する農園主の扱いは大変ひどく、過

酷な生活を強いられ、逃走する者が続出した。ブラジルでは奴隷制度が廃止されていたために、日本から移住した契約農民たちは奴隷の代わりに使われた。この過酷な状況が影響して、そこから脱出する機運が高まり、1910年頃より自主独立する者が出てきた。表－2が示すように、20年代からコロノから自主農への移行が盛んになった。コロノから自作農や借地農へ転換する者が増大し、この時期、多くの植民地（コロノによって形成された集団営農地を植民地と呼んだ）が誕生した。サンパウロ近郷のスザノ、モジ、コチア、ジュケリーの植民地がこれに当たる。1950年代には移住者でコロノになっている移住者はほとんどなくなり自作農や借地農合わせて約90%に上っている。1908年笠戸丸の最初の移住者で、通訳としてグタパラに入植した平野運平は、1915年に平野植民地を起こしている⁹⁾。

このような自主独立による農業生産地が集合し植民地へ発展する形成形態はブラジル特有のもので、他の南米諸国では見られない現象である¹⁰⁾。また、これらの植民地では日本人会などの団体組織が形成され、相互扶助や学校などの建設が行われた。後になって、これらの組織が日系コロニアと呼ばれるようになった¹¹⁾。

2.2 開拓された入植地で日系社会を形成

この日系社会の形成形態には、戦前に出来た移住地（植民地）と戦後に出来た移住地の二つの形成時期に分けることができる。

戦前のブラジルでは、海外移住組合連合会が現地代行機関有限会社ブラジル拓殖組合（通称ブラ拓）を設立し、ブラジル南部サンパウロ州を中心に集団自営開拓移住地を開拓し分譲した。それらは、バストス移住地（1929年）、チエテ移住地（1929年）、オリエンテ移住地（1934年）、ノーバ・アリアンサ移住地（1934年）フォルモーザ移住地（1934年）、トレス・バラス移住地（現パラナ州アサイ市、1932年）などである。

また、長野県（信濃海外協会）は第1アリアンサ移住地（1924年）で、信濃海外協会と鳥取県（鳥取海外協会）は共同で第2アリアンサ移住地（1926年）を、信濃海外協会と富山県（富山海外

表-3 日本海外移住振興株式会社の分譲地

移住地名	所在州	分譲開始年	日系人入植(人数)
バルゼア・アレグレ	MS	1959	53戸(244人)
フンシャル	RJ	1961	31戸(143人)
ジャカレー	SP	1961	33戸(210人)
グアタパラ	SP	1961	106戸(635人)
第2トメアス	PA	1963	83戸(382人)
ビニヤール	SP	1963	53戸(311人)
サン・ローレンソ	RJ	1976	2戸(7人)
アウリ・ベルデ	SP	1977	18戸(79人)

出所：ブラジル・ニッポン移住者協会『ブラジル日本移民戦後の移住50年』2004

注)

1. 入植戸数、人数は1986年4月1日現在

2. 所在州記号(州名)

MS：マッドグロッセ・スル

RJ：リオデジャネイロ

SP：サンパウロ

PA：パラ

協会)は共同で第3アリアンサ移住地を開設している。1929年、ブラジル北部のアマゾン地域にあるパラ州アカラ(現トメアス)移住地には日本人最初の移住者が入植した。

このように1908年、ブラジルに最初の日本人コロノが入植してから、独立し自営農に転向する動きが生じ、さらに、1920年頃自立機運が活発化し、民主導の植民地が多数生まれた。その結果、官による移住地開拓を押し進めることになり、その後、さらに多くの移住地が南米に創設されるようになった。また、パラグアイでは1933年にラ・コルメナに、民主道による最初の入植者が入植している。

戦後のブラジルでは日本海外移住振興株式会社(略称：移住振興)が(表-3参照)8つの移住地を造成し分譲した。ブラジル政府直営の植民地は、入植開始の1954年から1964年までに、北部地域で9、東北部地域で7、南部でラーモス移住地(1964年)を合わせて17である。戦後のブラジル移民は、1953年戦後初の呼び寄せで51人の独身青年がサントス港に到着した。また、828人の大勢の移民、及びコチア青年移民第1陣109人が1955年サントス港に到着している。

北部では1953年戦後初のアマゾン移民25家族54人がジュート栽培のためアマゾニア産業研究所の農園に、同年8月トメアス地域に25家族129人

が戦後初の移住者として入植した¹²⁾。

ボリビアへの移住は戦後から入植がはじまった。最初に1954年、オキナワ移住地、1955年、西川移民団、1957年、政府計画の第一陣がサンファン移住地に入植した。ボリビアではいずれの移住地も無償で50ヘクタールの土地が与えられた。パラグアイにはラパスとチャベスへ1955年、戦後最初の入植がなされ、アルゼンチンには1959年、ガルアペに最初の入植が行われた(表-4参照)。この同じ頃ブラジルでは32の移住地が存在していた¹³⁾。

表-4 南米諸国戦後移住地(1981年頃の状況)

国名	移住地名	入植開始年
ボリビア	コロニア・オキナワ	1954
	サンファン	1955 ^{注1}
	サンファン〈政府計画〉	1957
パラグアイ	ラ・コルメナ	1936
	フラム(ラパス)	1955
	チャベス	1955
	アルトパラナ〈ピラボ〉	1960
	イグアス	1963
	アマンバイ	1956
アルゼンチン	ローマベルデ	1969
	エスペランサ	1967
	アルマ・フェルテ	1968
	ガルアペ	1959

出所：国際協力事業団『南米精図』帝国書院、1981年より筆者編集

入植年は、各移住地の移住年史より編集

注1：西川移民団が最初にサンファン移住地に入植。57年から日本政府計画による移住者が入植

2.3 都市型の日系社会形成

この都市型日系社会は、移住地や植民地から都市部に移動し日系社会を形成する形態と移住地や植民地から移動した人による発展形態ではなく、個人的に移住した者が都市部に住み、日系社会を形成する2形態が見られる。これらの日系社会の形成は、1) その国の首都に形成される、2) 移住地や植民地に比較的近い都市に形成される、3) 個人的に入国した者が、入国した地域の都市に居住し日系社会を形成する3つ形態がある¹⁴⁾。

首都に形成される形態では、ボリビアのラパス、パラグアイのアスンシオン、ペルーのリマ、アルゼンチンのブエノスアイレスなどの日系社会を上げることができる。移住地や植民地に比較的近い都市に形成される形態は、ボリビアのサンタクルス、パラグアイのエステやエンカルナシオン、コロンビアのカリ、ブラジルのパラ州の首都ベレン、サンパウロの地方都市などで形成されている日系社会を挙げることができる¹⁵⁾。ブラジルでは日系人が多く集まる大都市サンパウロがある。個人的に入国した者が地方都市で日系社会を形成する形態では、ボリビアのペルーやブラジルの国境に近いベニ県トリニダ市、ルレナバケ町、リベラルタ町、グアヤラメルン市、コビハ市、コロンビアのバランキージャ、ペルーのボリビアやブラジルの国境に近い地方都市に形成される日系社会がある¹⁶⁾。

移住地や植民地ではブラジルのサンパウロを除き、日本人会や自治会、文化協会、農業協同組合などが創設され、日系社会やコロニーを運営している。現在でも残っている移住地や日系社会では創設当初の役割を時代に合わせた形に修正し、継続運営されている。

3. 自治組織の形成と変容

これまで日本人の南米移住と植民地、移住地と日系社会の形成について見てきた。形成された日系社会では相互扶助や生活の安全を確保するため、同じ地域に集まった人々により日本人会や自治会などの集団組織（日本人会と総称する）がつくられた。これが日系社会における集合組織形成の始まりである。現在でも残る日本人会、文化協会は、今日の時代に沿うよう運営形態や事業活動を修正しながら発展してきた組織体といえる。それらの組織の運営は地域ごとに異なる性格を持つが、概ね共通の志向性をもつことから、本稿では、総称して「日系団体」と呼ぶこととする。本稿の課題である日系社会の枠組みを考慮する上で重要な要素となる。

3.1 日本人会の組織と役割

植民地や移住地等の日系社会は初期には地方において形成されたが、その後、都市部でも日系社会が形成されていった。ここでは移住初期の日系団体を中心に考察し、次いで都市部の日系社会を論ずる。

日本人が集合し、自治組織としての日本人会が創設されると、植民地や移住地の管理、学校の建設と管理、行政的な役割、衛生と医療、道路管理や補修などの土木、教育、総務と事務、会員の支援、書記、冠婚葬祭などを公務とする事業が会の組織として行われた。これらの公事は、移住者の日本の経験を基に、つまり「日本の村」的性格をもった行動基準により運営された。このほか青年会、婦人会、日本人学校後援会、産業組合などの多くの団体が組織されていった。ブラジル最初の日本人会は1915年の桂植民地の「桂人会」といわれている¹⁷⁾。ボリビア、パラグアイ、アルゼンチンでは入植と同時に移住地に日系団体が設立されている。

3.2 ブラジルにおける日系団体形成の歴史

1) 日本人会の設立の動き

ブラジルへの入植者は、ボリビアやパラグアイ、アルゼンチンへの入植者と異なり、最初から集団移住地に入植し日系社会を築いたのではなく、契約労働者（コロノ）としてコーヒー園に入植した。その後自主独立して農地を手に入れ、集住することにより日系社会（植民地）を形成していった。自主農になった時期や場所が異なり、農地の購入ができる地域に点在するような形で形成された。このような背景からサンパウロ郊外の鉄道の沿線の開発と共に、その沿線に移動し入植していった。ノロエステ線やパウリスタ線などの沿線に集中していた。1920年頃のノロエステ線には1,048家族、32年カフェランジャ駅周辺には17植民地、28コーヒー農園耕地あり1,048家族が入植した。リンス駅周辺には39植民地、29コーヒー農園耕地が開拓された。1938年ノロエステ線とパウリスタ線の沿線には、214日本人会が設立されていた。1940年には、さらに480と日本人会の数は増大した¹⁸⁾。

2) 日本人会結集の動き（連合会の創設）

前記の、それらの沿線地域では植民地の入植や開発が活発であった。当然ながら近隣の植民地の日本人会と連携する動きが始まり、1921年「ノロエステ連合日本人会」「プロミツソ連合日本人会」「パウロ管内連合日本人会（パウリスタ植民地も含む）」の連合日本人会が生まれた。1938年サンパウロ市にブラジル中央日本人会が設立されたが2年後に解散している。その後、サンパウロ市には日系人組織の設立の動きはあるが、現在も実現できていない。サンパウロ市では日系人の間に求心力のある団体がなく、日系人のまとまりのなさを示している。

しかしながら日本の県人会レベルでは「ブラジル日本都道府県人会連合会」がサンパウロにある。48の県人会（文化協会、福祉教会、北伯福島県人会などを含む）で構成されており、日系社会の諸行事を行っている。また、それぞれの県人会は、北伯福島県人会を除きサンパウロ市内に設立されている。

3.3 ボリビアの日本人会と連合会

ボリビアには戦後形成された、オキナワ移住地とサンファン移住地の2つがあり、それぞれ日本人会の組織としてオキナワ日本ボリビア協会（通称オキナワ日ボ協会）、サンファン日本ボリビア協会（通称サンファン日ボ協会）が設立されていて、行政に関わる事業を行っている。いずれの協会も移住地開拓の当初より農業協同組合の性格を持った組織が創られ、その後、行政機能を協会に移し法人化している。

サンファン移住地には、1957年サンファン農牧総合協同組合が設立され、1965年農牧組合から行政事務を分離し日本人会に当たるサンファン日本ボリビア協会が設立された。一方、オキナワ移住地では、1955年コロニア沖縄農牧協同組合が設立され、1965年農業協同組合の行政事務を分離しオキナワ日本ボリビア協会が設立された。農業協同組合はコロニア沖縄総合農牧協同組合と称されている¹⁹⁾。

ボリビアの連合会は、最初ラパスに1981年「全ボリビア日系人連盟」として設立されたが、

経済環境の悪化でその活動を停止した。1996年サンタクルス市にボリビア日系協会連合会が設立された。この連合会にはオキナワ日ボ協会、サンファン日ボ協会、サンタクルス中央日本人会、ラパス日本人会の4団体が正会員として登録されている。準会員としてトリニダ日系人会、リベラルタ日本ボリビア文化協会、ギャラメリン日系人会、ルエナバケ日本ボリビア協会、バンド日系人会、それにサンファン農牧総合協同組合、コロニア沖縄農牧協同組合の2団体が会員になっている²⁰⁾。

ボリビアでは、このように日系社会の組織は、連合会、及び、地域の大きな団体組織が連携した状態で日系社会がまとまっており、ブラジルの様な日系人の枠組みの大きな変容は見られない。しかしながら、戦前、ペルーやブラジルの国境近くに、ペルーやブラジルから離脱した日本人移住者が入植し、その子孫たちにより日系社会が築かれているが、サンタクルス地域の日系社会と異なり同化が進んでおり、ほとんどが現地化していると見て良い。オキナワ日ボ協会とサンファン日ボ協会、及び、農協団体は移住地内に団体組織が形成された団体組織で、日本人村的な雰囲気のある移住地内にあるのが特色である。残りのサンタクルス市内、ラパス市内の団体組織は都市型の日系社会にある団体組織といえる。

表-5 パラグアイの日系社会団体組織

名称	設立年	形態
パラグアイ日本人会連合会	1970	連合会
チャベス日本人会	1955	移住地
ラ・コルメナ日本文化協会	1957	移住地
エンカルナシオン日本人会	1957	都市型
アスンシオン日本人会	1960	都市型
ピラポ日本人会	1966	移住地（JICA）
イグアス日本人会	1967	移住地（JICA）
アマンバイ日本人会	1970	コロノ→移住地
ラパス日本人会	1971	移住地（JICA）
エステ日本人会	1979	都市型
セントロ日系	1987	都市型

参照元：http://rengoukai.org.py/ja/institucional/la-federacion/quienes-somos より筆者編集

3.4 パラグアイの日本人会と連合会

パラグアイの移住地に形成された日系社会の団体組織であるパラグアイ日本人会連合会には、9つの日本人会・文化協会と1つの日系団体が加盟している（表-5参照）。団体組織には移住地型と都市型があり、アマンバイのようにコロノとして入植し、自主営農の農地を購入した人たちが集まり移住地へと変化したパラグアイ唯一のコロノによる日本人会がある²¹⁾。

4. 日系社会の枠組みについての考察

これまでに構成された日系社会は、すでに見てきたようにブラジルで多く見られるコロノから自主独立した人々によって形成された植民地に発展した日系社会と、あらかじめ用意された移住地に入植して発展した日系社会の二つがある。さらにそれらの日系社会から都市部に移動した日系人により作られた都市型の日系社会に分けることができる。植民地型にしても移住地型にしても、日系社会の形成の形態や創立の時期が異なっても、日本から移住してきた日本人が営農を目的として作った集団移住地にあることには間違いない。日系社会の枠組みを考える上でこの要素が重要な視点になる。

4.1 集団移住地における日系社会の枠組みの考察

集団移住地に住む初期の住民は、日本からブラジルに移住してきた日本人夫婦の1世がほとんどであった。彼らは現地語（ポルトガル語）がほとんどできなかった。その上に、彼らの移住地（居住地）は、南米に形成されたとはいえ「日本の村社会」がそっくり移されたような性格を持ち、そこに出来た日本人会は、日本の村社会の規範を強く反映し、運営されていた。このような日本人会によって支えられた戦前からの集団移住地は80年から100年以上が経過したし、戦後の集団移住地も50年以上が経過し、今日に至っている。

この集団移住地は1世の支配が強く、その支配も長かったため、日本人会はその影響を強く受けてきた。その枠組みも日本人の血を持つ1世や日本人の血を濃く受け継いだ2世で構成され、運営

されてきた。そのため、この集団移住地では日本語や日本の風習や文化が残っていて、日本村の様相を呈している。しかしながらこの社会においても、近年、現地人との混交が進み、日本語や日本文化の継承が問題になってきている。2世の中でも現地で生まれたことから現地人の意識を強く持つ日系人も存在するようになった。日頃のお互いの会話では現地語のスペイン語やポルトガル語での会話が用いられている。1世同士や1世と2世では日本語を使った会話が多いが、2世や3世間での会話では現地語の会話になっている。

ブラジルは欧州諸国からの移民、アフリカからの移民、原住民（インディヘナ）及び他民族との混血、日本をはじめとする黄色人種の移民などによる多種の民族が混在する国である。しかし、移民などの多国籍移住者に対して受け入れが寛容で異民族の人々が生活し易い国でもある。このようなことが背景にあるので、日本人との混交も拒絶されることなく、むしろ、日本人はブラジル社会において優秀な民族、信頼のおける民族、真面目な民族と高く評価され、日本人との結婚を希望する者が多い。また、日本人も他民族との混交に拒絶感はなく、ブラジル人の寛容さと重なって3世以降の世代で急速に混交が進み、現地化が進行したと考えられる。このようなことから現地化が進んだ日本人の子孫（日系人）を日系人の枠組みとしてどのように見るかが日系人社会で大きな問題になっている²²⁾。

日本人的性格の強い日本人会とはいえ、時代が進み2世、3世や3世以降の世代が多くなり、これまでの1世の考えや日本の村社会の規範を基にして運営されてきた日本人会は日系人という枠組みを再考する必要に迫られる時代になった。また、これまで温存してきた日本の文化や日本語をどのように継承してゆくかも大きな課題になってきた。

4.2 都市型日系社会の枠組みの考察

都市型の日系社会は、集団移住地からの家族、個人的な転住組、高等教育を受けるために転住しそのまま移住地に帰らず居住する者、集団移住地には入植せず直接都市部に居住し都市部の日系社会に入る者などで構成される。

この日系社会では、日本人や日系人が一緒に集団で生活することはほとんどなく、都市社会に個々に分散して生活する。集団移住地社会に比べ、現地社会に入り生活する機会が多く、現地化の進展と混交が急速に進んだ社会となっている。時代が進むにつれ2世や3世や3世以降の世代が多くなり、これまでの1世の考えや日本の村社会の規範を基にして運営されてきた日本人会と日系人という枠組みでは物事を処することができない社会となってきている。

日系社会を研究しているサンパウロ人文科学研究所による聴き取り調査（2013年8月と9月実施）によれば、特に、サンパウロ市の日系社会ではその傾向が強く、2世や2世以降の世代の多くが日本人会の組織に関心が薄く参加しないために、日本人会の組織化が出来ず、求心力を持つ柱のない日系社会になっていることが分かった。

現地で生まれた2世や3世からみれば、日本は遠い国で両親の生まれた国であり、ともすれば、彼らには、日本は直接関係ないことと考える向きもあり、日本を背景に考える日系社会に関心を持たず、日系社会に参加しない風潮が出てきているのも事実なのであるが、現地から見る日本は、日本政府の政策が東南アジア諸国やアフリカを重視し南米諸国に目を向ける度合いが少ないととられている。また、日本の社会が南米日系社会や南米日系人を軽視する風潮があると感じられ、そのため日本が大きな魅力のある国に見えず、日本への興味が薄れているのが現状である。これらのことから、今日の現地の日系社会に対応するには、現地生まれの日系人による「日系人コミュニティ」の志向を考える必要があり、かつ、日本をもっと魅力のある国に見えるような施策が必要と考えられる。

多くの日系人が居住するサンパウロ市には、現在、日系人に対して強い求心力を持つ団体組織がなく、日系人を東

ねる組織もないのが現状で、日系社会の行く末が案じられる状態である。

ここに述べたように都市部では集団移住地の日系社会とは異なり、同化と混交が急速に進んでおり、3世とそれ以降の日系人は日本人としての血が薄くなっている。特に、サンパウロ市ではその現象が強く、これまでの日本村的規範の性格を持つ日系人の枠組みに入れてよいか議論的になっている。現代の日系社会がどうあるべきかを考え、日系社会の1世の時代を中心にして策定された規範を現代の日系社会に合った規範に修正し運営することを考えた日系社会に変化させることが現代の課題である。

4.3 サンパウロ市への日系人の集住について

日系社会の枠組みを考える上で、大きな日系社会を形成しているサンパウロ市へ何故日系人が集中し、どのように日系社会が築かれたか、その要因を考察する必要がある。1958年と1988年の日系社会の人口分布を示す、表-6からも分かるように、サンパウロ市とサンパウロ大都市圏における人口は、1958年12万人（27.9%）であったが、1988年には約50万人（40.3%）と約4倍に増加したように、サンパウロ圏への人口集中が著しい。入植当初よりサンパウロ州内のコーヒー耕地に入植したコロノが、独立し州内で植民地を形成した

表-6 地域別日系人人口分布

地域別日系人口（1988年）

地 域		1958年		1988年	
北 部		5,227	1.2%	33,000	2.7%
東 北 部		1,765	0.4%	28,000	2.3%
東 南 部	サンパウロ市	70,000	16.3%	326,000	26.5%
	サンパウロ大都市圏	50,000	11.6%	170,000	13.8%
	リオ・デ・ジャネイロ州				
	エスピリット・サント州	8,847	2.1%	87,000	7.1%
	ミナス・ジェライス州				
その他サンパウロ州		205,520	47.8%	391,000	31.8%
東南部合計		334,367	77.7%	974,000	79.3%
南 部		78,097	18.2%	143,000	11.6%
中 西 部		10,679	2.5%	49,000	4.0%
合 計		430,135	100.0%	1,228,000	100.0%

出所：サンパウロ人文研究所『ブラジルにおける日系人口調査報告書』表2-3

り、「ブラ拓」の移住地が造成され分譲されたなどの経緯があったため、サンパウロ州を主体とする東南部地域では日系人が、1958年には33万4千人（77.7%）、1988年には97万4千人（79.3%）と飛躍的に増大した。

人口の増大の要因は、子供の教育のために田舎の移住地から転住した者、職を求めて転住した若者たちが、大都市圏の経済の活発なことに期待を寄せてサンパウロ市やその近郷に農地を求め転住し農業を営む（近郊型農業）者などを挙げることができる。近郊型農業を営む者は都市部の市場などで農産物の販売することにより直接現金を手にすることができた。特に、野菜栽培や果実栽培は栽培面積が小さくても、現金収入が確実で、子供の教育の面倒を見ながら、生活を維持することができた。表-7の近郊型農業の増加（全農業生産に占める割合）が示すように、近郊型農業へ作付転換する農家が増大した。

表-7 日本人農家の主要農産の変遷
(1912~1947)

(単位%)

年次	コーヒー作農業	綿作農業	米作農業	近郊型作物農業
1912	92.6	1.2	25.0	0.6
1917	76.8	4.5	9.5	4.2
1922	52.0	12.1	17.6	10.2
1927	62.2	11.1	10.5	11.1
1932	59.0	14.0	8.3	13.0
1937	32.1	39.0	6.0	14.5
1942	24.3	39.3	4.5	19.9
1947	23.6	31.2	3.8	27.5
1952	27.5	20.5		34.1
1958	28.3	8.5		42.3

出所：『ブラジル日本移民八十年史』107頁

5. おわりに

南米の日系社会は、日本からの移民が現地に入植してから戦前移住から100年余が経過し、戦後移住でも50年余が経過している。この長い移民の歴史の中で、入植当初の1世夫婦や1世の単身者の生活から始まった日本人移民による日系社会が、

年月を経るとともに、現地人との混交が進展し現地生まれの2世やそれ以降の世代が生まれた。彼らが日系社会に組み入れられることによって日系社会の現地化が一層進んだ。

1世達が築いてきた日本人村的な規範によって運営されてきた日系社会は50年~100年余が経過した。戦後の1世も高齢化が進み減少し、2世、3世、及びそれ以降の世代が急激に増大し変容しつつある。今後の日系社会を継続し運営するには、2世や3世、及び、それ以降の世代が関心を示すように、これまでの伝統的な規範による日系社会の運営から、現地生まれの日系人の発想を取り入れた日系社会の規範によって運営される日系社会に変化させていく必要がある。

この新しい日系社会の構築には、現地生まれの日系人が祖先の故郷である日本の社会をどのように捉え、その遺産をどのように取り入れるかが組織の性格を位置づける上で大きな鍵になる。1世から見て残念なことに、現地生まれが故に日本への興味が希薄になっていたり、全くその意識がないなどの現象が起きている。このような環境を生んでいるのも日本の社会が南米移民とその子孫に対する関心が薄いことが一つの要因になっているといえる。

今後の日本の社会は、食糧自給率の低下や高齢化が進む中で、南米日系人の起用や登用、生産される農産物などの輸入を積極的に進めるべきであろう。また、日本を魅力的に見せることも必要である。優秀な南米日系人は、残念なことに日本社会の南米人に対する冷遇や蔑視などから日本を嫌い、同格で扱われ、実力があれば優遇されるアメリカ、カナダやオーストラリアに働きに出ている現状がある。

今後の日系人社会は同化の進展により、特に、ブラジルでは、遠からず日系社会は消滅し、現地社会に吸収されるであろうと、考えられる。この時に日系の軌跡とイメージ、及び、彼らのアイデンティティーをどのようにして残すかが課題になる。その一つは日本の文化の継承であり、現地人に対し日本文化の認知度を高めることと日本文化に慣れ親しむ習慣を付けさせることであろう。これを実現するための方策を考案することと実施す

ることで、そのための資金を日本社会が提供することができるかにある。結論として、日系人の足跡を残すために日本文化の継承と普及を日本社会と現地日系社会が連携して、積極的に現地社会で実施し推進する具体的なプログラムが待たれる。

参考文献；

1. 日本移民80年史編集委員会『ブラジル移民八十年史』移民80年祭典委員会，ブラジル日本文化協会，1991
2. 小林正典編著『日系移民・海外移住・異文化交流の今昔』(株)今井書店，2004
3. ブラジル・ニッポン移住者協会『ブラジル日本移民 戦後移住の50年』ブラジル・ニッポン移住者協会，2004
4. 福井千鶴『南米日系人と多文化共生』沖縄観光速報社，2010
5. サンパウロ人文科学研究所『ブラジルに於ける日系人口調査書』1987・1988
6. サンパウロ人文科学研究所『日系社会実態調査報告書』2002
7. 宮尾 進『ボーダーレスになる日系人』サンパウロ人文科学研究所，2002
8. ボリビア日本人移住100周年移住史編纂委員会『ボリビアに生きる』ボリビア日系協会連合会，2000
9. パラグアイ日本人連合会・パラグアイ日本人移住70年誌編纂委員会『パラグアイ日本人移住年誌・新たな日系社会の創造』パラグアイ日本人連合会・パラグアイ日本人移住70年誌編纂委員会，2007
10. 国際協力事業団『移住地概要』国際協力事業団，1998
11. 国際協力事業団『移住地概要 II』国際協力事業団，1999

注

- 1) 2013年8月サンパウロ人文科学研究所宮尾顧問の聞き取り調査より。
- 2) 2013年8月サンパウロ人文科学研究所宮尾顧問，及び

研究所の職員の聞き取り調査より。

- 3) サンパウロ人文科学研究所『ブラジルに於ける日系人口調査書報告書1987・1988』表2-20
- 4) 2013年8月及び9月サンパウロ人文科学研究所宮尾顧問，及び研究所の職員の聞き取り調査より。
- 5) 出所：小林正典編著『日系移民・海外移住・異文化交流の今昔』(株)今井書店，2004，48頁
- 6) サンパウロ人文科学研究所『ブラジルに於ける日系人口調査書報告書』1987・1988によれば1,228千人と1987年7月調査時現在推計されているデータもある。
- 7) 出所：小林正典編著『日系移民・海外移住・異文化交流の今昔』(株)今井書店，2004，56頁
- 8) 出所：日本移民80年史編集委員会『ブラジル日本移民八十年史』移民80年史編集委員会，ブラジル文化協会
- 9) 同上書，36，51頁
- 10) 筆者の南米各地の日本人移住地を訪問聞き取り調査から得られた成果による。
- 11) 宮尾 進『ボーダーレスになる日系人』サンパウロ人文科学研究所，2002，89～198頁
- 12) 出所：小林正典編著『日系移民・海外移住・異文化交流の今昔』(株)今井書店，2004，48頁
- 13) 出所：国際協力事業団『南米精図』帝国書院，1981年印刷版
- 14) 筆者の南米各地の日本人移住地を訪問し，現地の踏査，及び聞き取り調査から得られた成果による。
- 15) 筆者の南米各地の日本人移住地を訪問し，現地の踏査，及び聞き取り調査，並びに移住地関連の記録誌から得られた成果による。
- 16) 筆者の南米各地の日本人移住地を訪問し，現地の踏査，及び聞き取り調査，並びに移住地関連の記録誌から得られた成果による。
- 17) 出所：日本移民80年史編集委員会『ブラジル日本移民八十年史』移民80年史編集委員会，ブラジル文化協会，114頁
- 18) 出所：日本移民80年史編集委員会『ブラジル日本移民八十年史』移民80年史編集委員会，ブラジル文化協会，116頁
- 19) ボリビア日本人移住100周年移住史編纂委員会『ボリビアに生きる』ボリビア日系協会連合会，2000
- 20) ボリビア日系協会連合会ホームページより，www.fenaboja.com
- 21) パラグアイ日本人連合会・パラグアイ日本人移住70年誌編纂委員会『パラグアイ日本人移住年誌・新たな日系社会の創造』パラグアイ日本人連合会・パラグアイ日本人移住70年誌編纂委員会，2007
- 22) 筆者の南米各地の日本人移住地及びサンパウロの人文科学研究所，新聞社を訪問し，現地の踏査，及び聞き取り調査から得られた成果による。

「エイドス」(Eidos) と「影」

—影の見方に関する小考—

石 渡 利 康

Toshiyasu ISHIWATARI. “Eidos (Absolute reality)” and “Shadow”: The desirable way of looking at our own shadows. *Studies in International Relations* Vol. 34, No. 2, February 2014. pp. 77 – 85.

There are many sorts of shadows around us such as shadows made by light, shadows as our double, legendary man-eating shadows, shadows which become independent of their possessors, shadows regarded as the absolute reality which Platon showed in his “Allegory of Cave”, and psychological shadows presented by Carl Gustav Jung. This essay aims at seeking for the desirable way of looking at our shadows. The study is done on the basis on cross-disciplinary method.

1. 問題の所在

まぼろしの
影を慕いて 雨に日に
月にやるせぬ 我が想い
つつめば燃ゆる 胸の火に
身は焦がれつつ しのび泣く

わびしさよ
せめて傷心の なぐさめに
ギターをとりて 爪びけば
どこまで時雨 ゆく秋ぞ
トレモロ淋し 身は悲し

君故に
永き人生を 霜枯れて
永遠に春見ぬ 我がさだめ
永ろうべきか 空蟬の
儂き影か 我が恋よ

これは、古賀政男作詞・作曲『影を慕いて』（昭和7年）の全歌詞である⁽¹⁾。藤山一郎のもち歌であるが、古賀政男自身も歌っていて心にしみる。一世を風靡した名歌で、現在でも年配者に愛唱されている。

私は、ここで使われている「影」は恋人の「面

影」であると思っていた。しかし、調べてみると、本当は「失恋に形を借りた絶望感の表現、生活苦の歌である」と古賀政男自身が述べているという。この歌には恋人の表現はなく、「まぼろしの影」、第3番の「空蟬の儂き影」しか登場しないのは、そのためであるらしい⁽²⁾。

泉鏡花の『湯島の白梅』を歌った「知るや白梅玉垣に のこる二人の 影法師」の中の影法師のイメージには、情緒がある。

こうした歌詞を見ても分かるように、「影」という言葉と概念は、様々な関連で用いられる。光による投射の影もあれば、「影の薄い女性」といった抽象性を含んだものもあるし、精神分析分野でのシャドー（shadow）の意味でも使われる。

この小論は、こうした多義性をもつ「影」の諸問題に若干の考察を試みようとするものである。考察の目的は、「影」を理解することによって、自分自身の人間理解の幅を少しでも広げることである。考察方法は、クロスディシプリナリーである。

2. 「影」の諸種

影には、様々な様相がある。次に、完全に網羅的ではなく、部分的に重複するかもしれないが、思いつくままに「影」がもつ幾つかの諸相を挙げてみよう。列挙する順序は、論理的連結とは一応

無関係である。

第1は、光源体である太陽や光によって作られる通常の影で、それ自体は特に意味をもたないものである。しかし、民俗学的あるいは伝説的ないしは心理学的観点からある意味が付されると、特別な様相を示すようになる。これは、「光と影」の対比の問題である。

第2は、非存在の影である。リヒャルト・シュトラウス (Richard Strauss, 1864-1949) のオペラ『影のない女』(Die Frau ohne Schatten) が、その一例である。非存在の影とは、論理的に不合理な感じがするが、このオペラを見れば不思議でも何でもないことが分かる。

第3は、人間から分離・独立する影である。ハンス・クリスチアン・アナセン (Hans Christian Andersen) の『影法師』(原題 *Skyggen* 『影』), アデルベルト・フォン・シャミッソ (Adelbert von Chamisso) の『影をなくした男』(原題 *Peter Schlemihles wundersame Geschichte* 『ペーテル・シュレミールの不思議な物語』) が、それを描いている。

第4は、生命の存在と深く関係している影である。池の水面に影を映すと水に吸い込まれる、という「影取りの池」の伝説、影を踏まれると死が真近であるという言い伝えなどに見られる影などその数は結構多い。

第5は、実体だと思われている影である。プラトン著『国家』(Πολιτεία) の「洞窟のアレゴリー」に出てくる影である。プラトンによれば、私たちが現実に見ているのはエイドス (εἶδος) の影にすぎないのである。

第6は、現身 (うつせみ) の「分身」(ダブル) としての影である⁽³⁾。

第7は、カール・グスタヴ・ユング (Carl Gustav Jung) がいう「無意識の全体」としての影であり、精神分析の分野に深く関わってくる⁽⁴⁾。

このように、ざっと雑学的に拾い挙げただけでも、「影」は芸術、建築、習俗などの外的象徴と、分身などの内的象徴に分けることもできる様々な現象に関係する問題であり、マルチディシプリン、クロスディシプリンな研究対象となり得ることが明白である。

3. プラトンの「洞窟のアレゴリー (αλληγορία)」

影とは何かという問題に関して、真っ先に頭に浮かぶのは、プラトン (Πλάτων) の『国家』(Πολιτεία) 第7巻に書かれている「洞窟のアレゴリー」である⁽⁵⁾。「洞窟の比喩」とか「プラトンの洞窟」ともいわれている。あまりにも有名なアレゴリーで、次のような内容である。

生れてこのかた洞窟の中に閉じ込められていて、洞窟の奥だけを見て育った人間は、背後の洞窟の入り口からの光によって照らされてできた影を見て、それを「実体」と思い込んでしまう。プラトンは、この比喩で何を言おうとしたのだろうか。

私たちは、現実目にしているものを「実体」だと考えているが、実はそれは真の実体としての「エイドス」(εἶδος, 形相) すなわち「イデア」(ἰδέα) の影にすぎない、とプラトンはいったのである⁽⁶⁾。

この原稿を書いている現在、『偽りの人生』(原題 *Todos tenemos un plan* 『全ては計画をもつ』) という映画が上映されている。アナ・ピターバーグ監督、ヴィッゴ・モーテンセン主演の話題作である。

主人公は、ブエノス・アイレスに住む、双子の弟の医者である。経済的には豊かだが、心は常に空虚である。突然やってきた末期ガンで苦しむ兄を依頼によって殺す。主人公の医師は、兄になり代わって生れ故郷に帰り、そこで偽りの人生を生きることになる。しかし、彼はそこで愛のある生活をおくるうちに、それまでの人生こそ偽りだったことに気付くようになるのである。どういう訳か、「洞窟のアレゴリー」と重なり合うところがあるような気がする。

プラトンは、「洞窟のアレゴリー」を通して、いつの時代においても実体の何であるかを考えさせ、思考の深まりを私たちに求め続けている。その意味で、古代ギリシャの思索は、2千数百年後の現代とも密接に繋がっているのである。

4. 生命を奪う影と美的感覚を生む影

影は、なぜか不気味である。影は光とコンバインされ「光と影」となり、両者のコントラストは対立概念をもたらす。光源体によってできる影は、光源体の位置や強弱によって変化する。この変化を利用して、建築などの分野では、影は美的感覚を醸し出す重要な要素となる。

影の不気味さは、影取りの池の伝説は各地に見受けられる⁽⁷⁾。神奈川県藤沢市にある「影取りの池」には、「おはん」という名前の大蛇が住んでいて水面に映った人の影を食べたという。影を食べられた人は、やがて死を迎える。

東京都町田市の影取りの池は、武将の小山田高家の死を悲しんだ妻や侍女が入水した池であった。通りかかった女性が影を映すと、水中に引き込まれ水中で死に至るといふ伝説の池である。

影に危害が加えられると命を落とすといふ話は、世界各地に存在する。フレイザー (James George Fraser) は、1890年から1936年に書いた『金枝編』(*The Golden Bough*) の中でそうした事例を数多く挙げている。例えば、ハイエナに影を踏まれると言語力を失い、女性の影が身にかかると痩せて死に至るなど、ほんの一例である。影が大きい、すなわち長いほど威力があるという信仰は、影の最も短いハイヌーン (high noon) への恐れに連なっていく⁽⁸⁾。

日本の「影踏み遊戯」は「影踏み鬼」とも呼ばれる。月夜で影のできる晩に、子供たちが集まり、皆が歌いながら囃す中を鬼役の子が他の子の影を踏むと鬼役が交替するという単純な遊びである。鬼ごっこの月夜版といったところである⁽⁹⁾。命を奪うことはないが、この遊びは古代の宗教的儀式から派生したといふ説がある⁽¹⁰⁾。

建築家の中には、影の重要性を強く認識している人がいる。より正確には「光と影」の対比がもたらす美的感覚に関心をもっているのである。この場合、建築物は、単に部屋の配置や居住者の動線を考慮した居住空間であるばかりではなくて、美術的創造空間と化する。これに関しては、建築家奥村理絵の素晴らしい博士論文がある⁽¹¹⁾。

5. 影の分身感の存在に関する実験

事故などで身体の一部を失った人が、存在しないその部分にその後も痛みを感じるという話を聞く。マンプル・ファントーム、すなわち幻影肢 (membre fantôme) で、これは脳の認識作用によるものであると説明される⁽¹²⁾。

若干似たような現象で、人間は影に対して分身感をもつという実験が2003年になされている。実験は、イタリア北部のトレント大学 (Universita degli Studi di Trento) とロンドンのロイヤル・ホロウェイ・カレッジ (Royal Holloway College in London) の研究者の合同研究によるものである⁽¹³⁾。

実験の概要は、こうである。被験者が机の上に突き出した手に閃光を当てると、被験者の脳は一定の反応を示す。今度は、突き出した手によって出来た影だけに閃光を当てる。すると、脳はあたかも手自体に閃光を受けたときと同様の反応を示したのである。

この実験によって判明したことは、脳は影を自分の分身として知覚・理解しているということである、とウンベルト・カスティエロ (Unberto Castiello) 博士は話している。彼によれば、影は人間にとって自分自身なのである⁽¹⁴⁾。

動物は影をどのように考えているのだろうか。

「月に吠える犬は、自分の影に怪しみ恐れて吠えるのである。疾患する犬の心に、月は青白い幽霊のような不吉の謎である。犬は遠吠えをする。私は私自身の陰鬱な影を、月夜の地上に釘づけにしてしまひたい。影が、永久に私のあとを追ってこないやうに。」

これは、詩人萩原朔太郎の詩集の自序末尾中の文章である⁽¹⁵⁾。しかし、犬は、実際に自らの不気味な影に恐れて月に吠えるのであろうか。

さて、本筋に戻ろう。人間にとって、影は本当に現身 (うつせみ) のダブル (分身) なのか。これについて、幾つかの思考上ないしは想像上の事例を見ていくことにしよう。

6. 影と魂の等価性=シャミツ著『ペーテル・シュレミールの不思議な物語』

仮に影が分身だとしても、影自体は3次元ではなくあくまで2次元の存在である。したがって、もし影が分身だとすれば、それは魂あるいは靈魂ということになる。

事実、「影」はギリシャ語ではσκιαで、これは「魂」という意味も合わせ持っているのである。同様に、ラテン語のumbraも影と亡霊を示していた⁽¹⁶⁾。

地中海世界から北に移っても事情は、大体同様である。北欧神話に出てくる女神にスカージ(Skaði)がいる。彼女は狩りの女神であるが、ゴート語の「影」および「闇」を意味するskadusに由来するところから、「闇」、「死の女神」でもあった。古英語ではscaeduで、「影、暗黒」を意味した⁽¹⁷⁾。

影は、異常な行動をする。俗に「影を売った男」で知られるのは、シャミツの1816年の作『ペーテル・シュレミールの不思議な物語』である。この奇妙な話を書いた背景には、貴族の身でありながら、フランス革命によってドイツへの亡命を余儀なくされたシャミツ自身の複雑な心理状態があるのかも知れない。

この物語は、余りにも有名で多くの人が知っている。内容は、こうである⁽¹⁸⁾。いつも金に困っている青年のペーテル・シュレミールは、あるパーティーで奇妙な男に会った。この男は、金を生み出す財布を所有していた。男は、もし影を売ってくれたら財布を渡そうと提案した。ペーテルは、取引に応じた。

影を失ったペーテルは、皆から非難を受け、恋仲になった女性からも影がないことを理由に結婚を拒絶された。1年が過ぎ、再会を約束していた奇妙な男が現われた。彼は、ペーテルに影を返してやってもいいが、死後に魂を譲り渡すことを求めた。

奇妙な男は、実は悪魔だった。そのことが分かったペーテルは、悪魔の申し出を断固拒否し、物欲を捨てて放浪の旅へと去っていった。ある時手に入れた古靴は、1歩で7里も進める特殊な靴であった。ペーテルは、その靴を履いて世界中を旅し、

動植物の研究者として生きていった。

この小説の主眼は、影を手放すことがアイデンティティーの破壊と喪失に連なるという点に置かれているということである⁽¹⁹⁾。しかし、それだけではない。悪魔が影を返すから死後の魂をよこせと迫っていることから分かるように、影は魂と同価値である、との指摘も認められているのである。

7. 影の分離・独立化=アナセン著『影法師』

影が人間から分離し、人間を死に追いやる様相を描いたものに、デンマークのアナセン(H. C. Andersen, 1805-1875)の『影法師』(Skyggen, 1847)がある⁽²⁰⁾。Andersenは、デンマーク語ではアンデルセンではなくアナセンと発音する。

物語の主人公は、真・善・美(det Sande og de Gode og det Skjønne)を研究している北国から来た若い学者で、太陽が肌を黒く焦がす南の国に滞在している。夜になると、涼風が吹き町は生気を取り戻す。

学者は、借りている部屋に面する道の反対に位置するバルコニーのある部屋が気になってしかたがない。花が咲き、音楽が奏でられ、若い女性の姿も目にした。学者は、自ら訪ねていく勇気がないので、自分の影に訪問するよう頼み、必ず戻るよう念を押して送り出した。

翌日、コーヒーを飲み外に出た学者は、自分に影がないことに気付いた。影は、帰ってこなかったのである。しかし、残っていたに違いない影の根元が徐々に大きくなり、3週間後に帰国の途についたときには、通常の影の大きさになっていた。

帰国して数年後、飾り立てた立派な服装で学者の前に現われた影法師は、暑い町で向かいの家に居たのは「世の中で最も素晴らしいもの、詩だった」(det var den deiligaste af Alle, det var Poesien!)と告げる。そして、これからは自分を「きみ」ではなく、「あなた」と呼ぶよう求めた。学者は、それを快く受け入れた。

今や人間となった影法師は、「誰もが知っているが、全ての人が知りたがっていること、〈隣人の悪〉」(hvad ingen Mennesker maatte vide, men

hvad de Allesammen saa gjerne vilde vide, Ondt hos Naboen)を見たといつて去って行った。

何年か経ち、再び影法師が姿を現した。真・善・美の本が売れず、病気になっていた学者に、影法師は療養温泉地に行くことを提案した。しかし、条件があった。旅費は影法師が負担し主人となることであった。ここで学者と影法師との地位は、逆転した。

温泉地で、影法師は、物事が見えすぎるといふ病を治癒するために来ていた美しい王女と知り合った。王女は、影法師の病が影を持たないことであると見抜いた。影法師は、自由に動き特別に有能で多くの知識を身につけた影をもっているといい、学者を指差した。そして、それを証明するために、王女に難問を出してもらった。学者は、全ての難問に答えた。王女は、賢い影をもっている影法師と結婚することに決め、一緒に帰国した。

影法師は、学者に自分の影として振舞い、皆の前で床に横たわるなら王宮に住み高給を与えると提案した。学者は、それは王女と人々を欺くことになるとして断固反対し、監獄に幽閉された。

王女と影法師との結婚式が執り行われ、祝砲で人々は喜びに浸っていた。だが、学者はそれを知る由もなかった。彼は、すでに殺されていたからである。

アナセンの『影法師』は、影の分離・独立であると同時に、私市保彦が言うように、影の反逆を描いたものである⁽²¹⁾。

8. 『影のない女』(Die Frau ohne Schatten)

2世紀頃に生きたギリシャの地理学者パウサニアス(Παυσανίας)は、古代の聖地について書いた『ギリシャ記』(Ελλάδος Περιηγησις)の中で、ゼウスの神殿の中では影は存在しなかったと書いている⁽²²⁾。現代の、初めから影のない人間は、オペラの中に存在する。

オペラ『影のない女』は、ホフマンスタール(Hugo von Hofmannsthal, 1874-1929)の台本にリヒャルト・シュトラウス(1864-1949)が作曲したものである。ホフマンスタールには、『ナクソス

島のアドリアネ』(Adriane auf Naxos),『薔薇の騎士』(Rosenkavalier)などの作品もある⁽²³⁾。

オペラ自体は、全3幕構成3時間を越える大作で、大筋は次の通りである⁽²⁴⁾。東洋のある皇帝が、赤い鷹に追われていた羚羊を捕まえると美女に変身した。実は、この美女は霊界の大王が人間との間で産ませたもので、変身能力をもっていたのである。皇帝は、美女を妃とした。

不思議なことに、妃には影がなかった。そして、妃は3日の間に影を得なければ不妊の身となり霊界に戻らなければならず、皇帝は石と化する運命にあった。

行動を起こした妃は、貧しい染物屋の妻を魔法でたぶらかし、影を手に入れようと策を弄する。しかし、思い止まった。他人を影なしの不幸な身に置いてまで自分の幸せを求めることは正しくないと感じたからである。

妃は霊界の大王の元に赴き、他人の不幸の上に自らの幸福を築くことはできない、と訴えた。大王の再度の説得をも、妃は拒んだ。すると、石にされた皇帝が現われた。妃は、それを見て自分も命を断とうとした。その時、奇跡が起こった。妃が自分だけの幸せを追求せず、他人を思いやる心が奇跡を起こしたのである。妃には影が生じ、皇帝は石から元の人間へと変身した。どこからともなく子供たちの歌声が聞こえてくる。オペラは、ここで終わりを迎える。

上演時間が長いことも加わって、『影のない女』は、かなり難解なオペラであるが、種類としては、「寓話オペラ」に分類することができる。寓話性の度合いは物語の展開と舞台が多様なので、その分だけ強くなっている。主要登場人物とその生きる世界も、霊界に存在する大王、人間界の皇帝、人間界にいるが元来は霊界の身である妃、といった具合に異なっており、これに重要な脇役が絡んでいるので非常に見応えがある。見終わると一息吐くといった感じを持つのは私だけではないであろう。

ストーリーの中に折り込まれている寓話的エレメントは、影がないと不妊であるという点と他人への愛と心遣い、すなわち利他心が影を与えたということである。このオペラには、ストイキツァ

(Victori Stoichita) がいうように、「人間の影のなかに魂の存在を認め、人間の魂のなかに影のそれを認める」潜在意識的伝統⁽²⁵⁾が存在しているのかも知れない。

9. 「元型」(archetype) の共通性問題

分析心理学者のユングは、人間の心を意識層と無意識層に分けている。影は、無意識層に属する問題である。ここでいう影は、光源によってできる通常の影ではなく心理学上の概念である。彼によれば、「影」、すなわち「シャドウ」(shadow)とは人間の自律した世界、自己内在性である⁽²⁶⁾。

ユング派に属する教育分析学者ホリス (James Hollis) によれば、影とは、自分自身を困惑させる傾向を持つ自分自身のあらゆる側面を示す概念である⁽²⁷⁾。人はその存在に気付いている場合もあれば、そうでない場合もある。

無意識は、さらに個人的無意識と集合的無意識に分けられる。個人的無意識とは、個人の中で忘却してしまった記憶の他、性欲、欲望のように意識によって抑制、抑圧されたものである。これに対して、集合的無意識 (普遍的無意識) は人類に共通しているものであり、伝承・伝説や神話などの中に共通しているものとされる。

ユングは、個人の妄想や幻覚が神話等の内容と類似しているとし、集合的無意識の存在を仮定し、その内容として「元型」(archetype) の概念を提示した⁽²⁸⁾。アーキタイプの arche は、根源を意味するギリシャ語の *αρχη* に由来するものである。この元型の中の重要な1つが、「影」である。

自己内在である影は、どのように作用するのだろうか。ホリスは、影の動き、現われ方を4つに分類している⁽²⁹⁾。第1は、影が無意識に留まる状態である。第2は、影が投影され、否認される場合である。第3は、影に憑依される場合である。第4は、影を意識に統合する場合である。これらの詳細な内容は専門性が高いので、分析心理学に関する知識と理解とが要求される。

ところで、日本では、ユング心理学はまるで金科玉条のような扱いをされている感がする。しかし、ユングの説にはどうしても納得できないとこ

ろがある。ユングはスイス人で、父親はキリスト教の牧師である。したがって、彼の思考の根底をキリスト教文化が支配しているのは当然である。もっとも、これ自体は、批判の対象にすべき事項ではない。

問題は、「集合的無意識」の概念である。ユングは、集合的無意識が人類共通だという。しかし、これは、あくまで仮説である。例えば、日本文化は非キリスト教文化の国である。事物の象徴性が民族によって変わるのとは当然である。「神」の概念だって、同じではない。

日本は、あらゆる事物、自然現象に神性あるいは靈性を認めるアニミズムの文化圏に属する。一神教のキリスト教とは全く違う。

ユングの言う伝承や神話も、太陽信仰もあればかつてのケルト民族の月信仰もある。世界各地、各文化圏の「集合的無意識」がキリスト教のヨーロッパにおけると全く同じでないのは、当然である。言うまでもなく、一神教が「汎心論」(panpsychism) や「多神教」(pantheism) より優れているという理由は全くない。

このように考えると、ユング流の精神分析には大きな限界があると言わざるを得ないのである⁽³⁰⁾。ただ、それがどのような形であれ、ユングが指摘したように人間の心の中に「影」があるのは、否定し得ない事実である。

10. 終わりに—影との「シンパシー」—

Ombra mai fu という歌がある。ヘンデルのオペラ『セルセ』(Serse) 中のアリアである。キャスリーン・バトラー (Kathleen Buttler) が惚れ惚れする美声で唄っている。その出だしは、次のようである。

Ombra mai fu di vegetabile cara ed amabile soarve piu. (かつてこのように親しく愛すべき美しい木陰があったらどうか)⁽³¹⁾。

心休まる木陰は、樹木の影である。樹木にも、心があるのだろうか。ドロシー・マクレーン (Dorothy MacMaclean) は、次のように書いている。

「自然の中に存在する「高次の知的エネルギー」、

または天使、ディーバ（サンスクリット語で「輝くもの」という意味の言葉）は、様々な形の元型（型紙のようなもの）を持ち、元素として知られているエネルギー（土、空気、火、水の4大元素）は物理的な形を作り出すプロセスを扱っているということに、私は気づきました⁽³²⁾。

ジャック・ブロス (Jacques Brosse) は、*Mythologie des arbres*中の第6章「聖なる森と樹木の魂」で、「古代においては、傑出し超自然的なしるしによって注目された樹木のみが、崇拝の対象となっていた。とはいうものの、樹木はすべてそれなりにその本質に対応した魂を所有していたのだ⁽³³⁾」としている。なぜかこの文章は、「魂を所有していた」と過去形になっている。その理由は不明である。しかし、樹木は、生命体として過去においても、また現在においても魂をもっていると考えたい。

樹木の魂は、木霊（こだま）すなわち木魂である。木魂の存在は樹木崇拝と関係しており、世界の各地域に見ることができる⁽³⁴⁾。私たちが森や樹木に親しみと癒しを感じるのは、木魂とのシンパシー（心の共鳴）があるからに違いない⁽³⁵⁾。そして、木陰は、樹木の *pars pro toto*、すなわち「全体に代わるその一部分」である。

私たち人間のもつ影も、多様な種類と様相、様々な発現形態をもっているにしろ、人間の *pars pro toto* に他ならないのではないかという気がする。自分自身の影とのシンパシーを伴った対処の仕方の追求は、生きている限り永遠に続く課題である。

註

- (1) 佐野数定（監修）：『平凡の歌本 日本のヒット歌謡1000曲集』（非売品）、平凡出版、1975年、p.62.
- (2) 由井龍三：『懐メロ 心の風景』、春秋社、2005年、pp.55-56. これに対して、二木紘三は、手痛い失恋を味わった古賀が自殺を思い止まった後に、創ったものであるとしている (duarbo.air-nifty.com/songs/2007/071/post-469a.ht 最終確認 2013.7.10)
- (3) 丸山圭三郎：『生の円環運動』、紀国屋書店、1992年、p.164. 丸山は、「私たちは、存在し

ないものまでも想像し、まぶたの裏に人のおもかげを描く動物である。古来日本の文化が〈影〉の文化であったばかりか、実は人間の文化そのものが光と影を分けることのできない〈影〉なのではないだろうか」と問題提起をしている。

- (4) 河合隼雄：『影の現象学』、講談社、2008年、p.36.
- (5) 「洞窟のアレゴリー」に関しては、Kernan, Alvin: *In Plato's Cave*. Yale Univ. Press, 1999.
- (6) 言葉は、それをを用いる人によって内包が異なってくる。思考の基礎が観念実在論であったプラトンは、エイドス (Eidos) とイデア (Idea) をほとんど同じ意味で使っていた。現実の事象の世界は仮想の世界であり、本当の世界はエイドス、イデアであると考えた。これに対して、弟子のアリストテレスは、エイドスとイデアを分離して考察するようになっていった。語源的には、エイドスとイデアは、イデイン (Idein) に由来し、5感によって感知される物事の外見や様式などを意味するものであった。
- (7) 影取りの池伝説については、萩坂昇：『かながわの伝説散歩』、暁印書館、1998年。
- (8) フレイザーの訳本は、『金枝編』（永橋卓介訳）、岩波書店、2002年。
- (9) 笹間良彦：『日本こどものあそび大図鑑』、遊子館、2005年、p.50.
- (10) 河合隼雄：前掲、2008年、p.18.
- (11) 非常に参考になるものに、奥村里絵：『影を詠む = Shadow oriented architecture（東京芸術大学博士論文（博美69号、平成11年）がある。
- (12) 幻影肢に関する最初の報告は、16世紀の医師アンブロワーズ・パレ (Ambroise Pare) によってなされている。これについては、Kolb, Laurence: "Disturbances of the body-image". *American Handbook of Psychiatry*, Vol.4, 1975, pp.810-830. さらに、広瀬浩司：「身体の幻影と道具の生成 - メルロ = ポンティの幻影肢論の射程 -」 (<http://www.asahi-net.or.jp/dq3k-hrs/documents/phantom.pdf>), p.33 (最終確

- 認 15-7-2013)
- (13) BBC NEWS (電子版), 15-12-2003. (<http://news.bbc.co.uk/2/hi/health/3313959.stm> 最終確認 14-7-2013)
- (14) Op. cit., BBC NEWS.
- (15) 萩原朔太郎:『月に吠える』, 角川書店, 1991年。
- (16) ちなみに, 古代エジプト人も人影は霊の一種であると信じていたと言われる。(<http://web.kyoto-inet.or.jp/people/tiakio/antiGM/shadow.html>. 最終確認 10-8-2013)。
- (17) Turvill-Petre, E. O. G.: *Myth and Religion of the North*. Greenwood, 1964, p.164. なお, 水野智明:『生と死の北欧神話』, 松柏社, 2005年, pp.213, 282. も参考。
- (18) 邦訳は, 池内紀訳:『影をなくした男』, 岩波書店, 1985年による。
- (19) 私市保彦:『幻想物語の文法』, 筑摩書房, 1997年, pp.67-68.
- (20) デンマーク語原文は, Det Kongelige Bibliotek: *H. C. Andersen: Eventyr 37: Skyggen*. (1847) による。文字は, 当時の綴りである。
- (21) 私市保彦:前掲, 1997年, p.74.
- (22) これについては, 飯尾都人:『ギリシャ記』, 龍溪書舎, 1991年がある。
- (23) ピーター・コンラッド:『オペラを読むーロマン派オペラと文学形式』(富士川善之訳), 白水社, 2003年。
- (24) *Die Frau ohne Schatten* (DVD), コロンビア・ミュージック・エンターテインメント, 2010年による。
- (25) ストイキツァ, ヴィクトル・I.:『影の歴史』(岡田温司, 西田兼共訳), 平凡社, 2008年, p.204.
- (26) 河合隼雄:前掲, 2008年, pp.40-41.
- (27) ホリス, ジェイムズ:『「影」心理学』(神谷正光, 青木聡共訳), コスモス・ライブラリー, 2009年, pp.x, 11.
- (28) ユングの説は, 日本では学問的に確立されたものだと理解されることが多いようである。しかし, 仮説を多く含むものだとしたほうがいいようである。もっとも, ユングに限らず,
- 学説の多くにはさらなる立証可能性を残していることが多いのも事実ではある。ちなみに, 欧米の書店では, ユングの著書はオカルト分野に分類されていることが結構ある。
- (29) ホリス, ジェイムズ:前掲, 2009年, pp.12-28.
- (30) ユング批判については, ノル・リチャード:『ユング批判の新たな地平をひらく』(原題 *Jung Cult*. 月森左知, 高田有原共訳), 創土社, 2011年。今村一成:「ベンヤミン『パサージュ論』におけるユング批判について」, *Memoirs of Osaka Institute of Tecknology*, series B, Vol.51, No.2 (2006), pp.33-45. などがある。
- (31) *Classic Kathreen Battle* (CD) レーベル:キングレコード, 1987.
- (32) マクレーン・ドロシー:『樹木たちはこう語る』(原題: *Call of the Trees*, 山川紘矢, 山川亜希子共訳), 日本教文社, 2009年, pp.26-27.
- (33) ブロス・ジャック:『世界樹木神話』(原題: *Mythologie des arbres*, (藤川史郎, 藤田尊潮, 善本孝共訳), 八坂書房, 2008年, p.262.
- (34) 樹木崇拝については, Altman, Nathaniel: *Sacred Trees*. Sierra Club Book, 1994.
- (35) 樹木と人間とのシンパシーについて, 素晴らしい幻想的無韻詩に, Palance, Jack: *The Forest of Love. A Love Story in Blank Verse*. Summerhouse Press, 1996がある。著者のジャック・パランスは俳優で, 古典的西部劇『シェーン』で凄味のあるガンスリンガーを演じ, 『シティー・スリッカーズ』で, アカデミー・助演男優賞を受賞した。この無韻詩については, 石渡利康:「Jack Palance: *The Forest of Love. A Love Story in Blank Verse*に見る「人樹共生」思想」, 国際関係研究, 第30巻2号, 平成22年, pp.117-124.
- * ギリシャ文字の表記に関しては, 周知のようにアクセント記号が存在するが, 本稿では印刷所の都合上これを全て省いた。単語によってアクセント記号を付けることが可能なものもあるが, そうすると不統一が生じるのでそうしたのである。本当は不完全でよくないこ

とである。しかし、例えば、定評のある独習書Teach yourselfシリーズのGreeceのように、はじめからアクセント記号を省いているものもある。これは、学習を容易にするためだという。

(2013.9.5)

レイモンド・チャンドラーから村上春樹へ

— 仮説のモラルの構築 —

岡 田 善 明

Yoshiaki OKADA. Haruki Murakami's Reception of Raymond Chandler – fictional morals in Murakami's works. *Studies in International Relations* Vol. 34, No. 2. February 2014. pp. 87 – 96.

Haruki Murakami's works have been read all over the world and they are said to be influenced by European and American literature. Especially Scot Fitzgerald's and Raymond Chandler's works have influenced him a great deal. In this thesis I will clarify Murakami's way of writing works with his creating philosophy of 'fictional morals' which, he said, were borrowed from Chandler's ways of creating novels, although it is not Chandler's theory. I will discuss how he used it for his own creation of his works to search for the essential qualities of his literature.

世界的に読まれている村上春樹の作品は欧米の文学の影響を受けているが、米国の作家からは特徴的な影響が窺える。特にスコット・フィッツジェラルド、レイモンド・チャンドラーの影響を大きく受けている。本論考では村上がチャンドラーの作品から影響されたと自らが言うところの「仮説のモラル」を考察し、彼が作品において、いかに仮説のモラルを構築し自らの作品の創作を行ってきたかを論述し村上文学の本質を究明する。

1. チャンドラー作品における「モラルの仮説化」

レイモンド・チャンドラー作品の主人公である探偵マーロウについて、村上春樹は川本三郎『都市の風景学』のなかで川本三郎との対談で次のように述べている。

村上 マーロウっていうのは個人営業だから、自分で体系を作っていかなければならなかったということがあると思うんです。そこでマーロウはモラルという仮説を持ち込んだわけだけど。

川本 自分なりの美学を持っている人ですよ。

村上 ええ、ただ、それが仮説であるってことは自分で認識しているわけですよ。だから、

やさしさっていうものがあるとすればそこだと思っんです。ホントではないことで自分が行動しているという認識があるわけだから。「大義」ではないですよ。(p.57) (下線は執筆者、以下同様)

このように村上はマーロウのモラルが仮説で大義ではないと述べている。また村上は『ロング・グッドバイ』訳者あとがきで次のようにも述べている。

チャンドラーは「仮説」という新たな概念を持ち込んだのだ。それがまさに小説家としてのチャンドラーの創造的な部分である。チャンドラーは自我なるものを、一種のブラックボックスとして設定したのだ。蓋を開けることができない堅固な、そしてあくまでも記号的な箱として設定したのだ。自我はそこにあり、十分機能している。しかしあるにはあるけど、中身は「よくわからないもの」なのだ。そしてその箱は、蓋を開けることを特に求めてはいない。中身を確認められることを求めてはいけない。中身を確認められることを求めているわけでもない。(pp.541-542)

チャンドラーが「仮説」を持ち出し、自我なるも

のを一種のブラックボックスとして設定し、記号的な箱として、自我はそこにあるが中身は良くわからないものであるとしている。実際にチャンドラーは作品にこのように村上が言う仮説のモラルをもとにして、記号的なブラックボックス的な自我を持つ探偵マーロウを描いているのであろうか。Frank MacShaneは*The Life of Raymond Chandler*でチャンドラーの創作について以下のように述べている。

Chandler put it succinctly by saying that the private detective of fiction “does not and could not exist. He is the personification of an attitude, the exaggeration of a possibility.” (p.70)

このように、マーロウについて、実在していない実在できない一つの行動の人格化であるが、一つの可能性の誇張であり、更にすべては探偵が完全な存在である、とチャンドラーは考えていたと、マクシェインは述べている。井上健はマーロウのモラルは、「ハードボイルド・ヒーロー、ことにチャンドラーの主人公が、宗教的モラルの揺らいだ社会で棲息していく際に、自らに課した行動原理のような意味」があると述べているが、まさにチャンドラーの意図していたマーロウのモラルを表現していて、村上のいう「記号的」な「大義のない仮説のモラル」ではなく、もっと実質的なモラルと思われる¹⁾。

マクシェインは同書で、マーロウは伝統的なアメリカ文学におけるヒーローのように自分自身の道徳基準によって生きていと述べている。

His very existence is an implied criticism of their incompetence, corruption, or both. The “private eye” as portrayed by Chandler is a fictional hero in the central tradition of American literature. Like so many rebellious and individualistic characters in the novels of Hawthorne, Melville, Cooper, and Mark Twain, he lives by his own code of morality. (p.52)

チャンドラーの描く私立探偵は、自分自身の道徳

的規準によって生き、世間一般のしきたりに従わない、と言っているように、中身の良くわからないブラックボックスの中にある自我でないことがわかる。そしてマクシェインは更にこのようなヒーローの描き方は作家の経験と潜在意識とが関係すると次のように述べている。

A literacy character, especially if he is the hero or central character of a book, will almost certainly have something to do with the author’s own experience and with his unconscious. To some degree he may well be modeled on the author, or even the author’s inflated idea of himself, but once he starts to talk and act, once he enters the world of fiction in which he lives, he develops his own characteristics. (p.199)

このように述べて小説のヒーローが作家をモデルにして生まれ、ある程度まで、作家自身か、あるいは、作家が自分を膨らませた姿をモデルにして生まれていると述べて、マーロウが記号的なブラックボックス的な自我を持っているように描かれているわけではないことがわかる。この解釈から判断すると、村上が言う「モラルの仮説化」という表現は適切でなく、マーロウのモラルは作家のモラルを基準にしていると判断でき、作家のモラルを離れた完全なモラルの仮説化は不可能で、作家のモラルが基準となる。村上『群像』1983年4月号のエッセイ「記号としてのアメリカ」で次のように述べている。

ぼくは実態としてのアメリカには殆ど興味が無い。言い換えれば僕は共同空間としてのアメリカ合衆国を同時的に認識したいとは思わない。僕に興味があるのは、僕が僕自身の時間制の中で認識するアメリカであり、あるいは想像するアメリカである。それはつまり、小さなガラスからのぞきこむアメリカである。そのガラスはロックンロールであり小説であり、ある場合は純粹な情報 — 情報であるというだけの理由で成立する情報 — である。(p.219)

このように、村上にとってアメリカは、自分の時間制の中で認識した小さなガラスからのぞきこむアメリカで、真実のアメリカでなく、従って真のアメリカばかりでなく、チャンドラー作品のマーロウの理解も自らの色眼鏡でのぞきこみ、村上は自らの判断でマーロウの描写を仮説と解釈したと思われる。村上は『海』1982年5月号の「同時代のアメリカ5、都市小説の成立と展開」でマーロウについて以下のように述べている。

チャンドラーは都市の幻想性を確実に見抜いていて、だからこそチャンドラーはロス・アンジェルスという極めて架空性の強い都市をより一層架空化し、そこに架空化したモラルの具現者を「私」「I」という観念として（実にprivate eyeである）放り込むことによって、都市におけるリアリティの原型を作り上げたのである（p.203-204）。

このように村上は、チャンドラーが彼の作品の中心都市を架空化して作品に描き、そこで探偵としてマーロウが、仮説のモラルにより活動し、都市のリアリティを構築したことを述べているが、これは、村上によるチャンドラーの創作意図の拡大解釈か誤解のためと判断できる。

村上はマーロウが仮説のモラルを持っているかのように実際の作品 *Farewell, My Lovely* でも原語を拡大解釈して、次の例のように訳している。

“You seem to have some sort of theory. Blackmail I do not pay. It buys nothing – and I have many friends.”（pp.158-159）

（村上訳）

「君はどうやら仮説みたいなものを持っている。私は恐喝は相手にしない。金を払ったところで何も解決しないし、私は多くの友達を持っている。」（p.244）

ここは霊能力者のアムサーがマーロウに話をしていいる場面であるが、some sort of theoryを「仮説みたいなもの」と訳していて、村上はアムサーにマーロウが仮説みたいなものを持っていると言わせて

いる。ここではtheoryが使われていて、それを「仮説」と訳するのは将に村上の先入観念からの訳で、もし「仮説」の意味で書かれているのであれば、チャンドラーはhypothesisを使ったであろう。ちなみに清水俊二はsome sort of theoryを「何か考え」と訳していて、より適切と判断される。

また村上は「仮説のモラル」を *Farewell, My Lovely* の次の場面の解釈にあてはめて、以下のように訳している。

That a man occasionally smoked a stick of tea, a man who looked as if any touch of the exotic would appeal to him. On the other hand lots of tough guys smoked marijuana, also lots of band musicians and high school kids, and nice girls who had given up trying. American hashish. A weed that would grow anywhere. Unlawful to cultivate now. That meant a lot in a country. As big as the U.S.A.（p.103）

（村上訳）

一人の男がときどき大麻煙草を吸っていたということ。一人の男が何やら異国風のものに弱かったらしいということ。その程度だ。タフな男たちだって、ずいぶんマリファナを吸っている。たくさんのミージシャンや、ハイスクールの生徒や良い子であることを放棄した良家の娘たちも吸っている。大麻草。その葉はいたるところですくすく育つ。今ではその栽培は法で禁じられている。しかしアメリカみたいな広々とした国では、そんな規則はほとんど有名無実だ。（p.157）

まず、仮定法で書かれていることを村上は無視して断定的に訳していて、特に最後の「有名無実だ」の訳はチャンドラーの原文を曲解して、自らの仮説のモラルの考え方で、まさに村上が理解するアメリカの仮説のモラルを描いていると言えるのではないだろうか。清水俊二訳は「アメリカのような国で、麻薬やタバコを取り締まることはむずかしい」と適切に訳している。

2. 村上春樹の「モラルの仮説化」による創作

村上は『ロング・グッドバイ』訳者あとがきで、チャンドラーの創作法について次のように述べている。

チャンドラーは行為と行為の間の相関性をとぎすませることによって、読者の観念の中に「仮説としての」自我を着実に作り上げていく。それは仮説であるから、はっきりした定型を持たないし、理論的にはどんなものであってもかまわない。自我と現実の関わり合いについて、作者は具体的な説明をなんらする必要がない。ある行為とある行為とのあいだに相関性Aが生まれる。別の行為と別の行為の間に相関性Bが生まれる。そして相関性Aと相関性Bとのあいだに、複合相関性Cが生まれる。そして・・・という具合に相関性は物語の中で自動的に、等比階級的に膨らんでいく。そのふくらみが仮説としての自己のリアリティをよりリアルに高めていくわけだ。そしてそのふくらみが仮説の無意識的な雄弁な— そう、それはどこまでも無意識的でなくてはならない— 設定作業をとおして作者と読者はふくらみのあるカラフルな共感を、説明を抜きにして、あくまでも自発的に積み上げていくことになる。(中略)

少なくとも僕はすいぶん影響を受けた。彼に差し出された皿を前にして、「そうか、なるほど、こういう風な書き方もありなのだ」と思わず膝を打たされた。つまりそういう書き方をすれば「純文学」においても、ある種の回路をやりすごすことができるはずではないか、と思ったのだった。(pp.543-544)

このように、相関性Aと相関性Bとのあいだに、複合相関性Cが生まれ、相関性は物語の中で自動的に等比階級的に膨らんで、自己のリアリティをよりリアルに高めていく、と述べているが、これは確かにチャンドラーの創作方法だと言える。例えば *The Long-Good-by* ではテリー・レノックスの

行為とシルビア・レノックスの行為の相関性Aが、ロジャー・ウエイドの行為とアイリーン・ウエイドの行為の相関性Bとの間に複合関係性Cが生まれてストーリーが発展していく。しかし「仮説」や「はっきりした定型を持たないし、理論的にはどんなものであってもよい」という表現はチャンドラーの創作哲学としては適切な言葉ではなく、むしろ村上春樹自身の創作哲学を的確に示している。その他の部分もチャンドラーの創作から村上流に学び取った内容で、まさに村上春樹自身の創作哲学そのものとみることができる。『ロング・グッドバイ』村上訳は2007年に出版されているので、これまでの村上の創作哲学をふりかえり、確認した内容と判断できる。「仮説」や「はっきりした定型を持たないし、理論的にはどんなものであってもよい」という創作態度は村上の多くの作品の創作哲学であり、「相関性Aと相関性Bとのあいだに、複合相関性Cが生まれる。」は、更に村上による「仮説」による創作手段として発展させられて、二つの物語を交互の章に配列して作品を構成していくことや、現実界と異界に分けて表現するパラレル・ワールドによる「仮説」の世界を原点とした創作手段となっている。

村上春樹は60年代の全共闘学生紛争の大きな失望から、新たな価値観を求めて創作活動に入ったが、『風の歌を聞け』(1979年)で30歳の時に第23回群像新人文芸賞を受賞し、翌年『1973年のピンボール』(1980年)を出版、更に『羊をめぐる冒険』(1982年)で野間文芸新人賞を受賞し、文壇にデビューした。村上が執筆を開始した1970年代に日本はポストモダンの時代に入る。村上は次のように述べている。

七〇年代というのは価値を模索する時代だったような気がするんですよ。僕らの世代にとっては、一度、全部、それまでの価値観というのが、六〇年代の終わりで叩きつぶされた。だからあの三部作(初期三部作)というのは、非常に模索し続けた話だと僕は思うんです。でも八〇年代はそんな価値観がまったく通用しない時代。八〇年代も、もちろん模索はし

ているんだけど、でも社会システムのルールが完全に変わってしまうんですよ。その中でどう生き延びていくか、新しい価値観というものどう確立して行くかということになる」（小山，p.48）

村上は高校時代からチャンドラーを読み影響を受け（『都市の風景学』p.7）、新しい価値観を模索しながら『風の歌を聴け』を手始めに執筆活動を開始するのに、チャンドラーの創作法を参考にして初期の作品の創作にあたったと述べている（pp.10-11）。ハートフィールドという「架空」の作家を取り上げ「文章を書くという作業は、とりもなおさず自分と自分を取りまく事物との距離を確認することである。必要なものは感性でなく、物差しだ。」（p.10）という言葉を挙げている。この自分と自分を取りまく事物との距離は「卵と壁」となり²⁾、その後の村上の主人公たちの仮説のモラルにより架空の社会で行動する物語を創作していく。『村上春樹，河合隼雄に会いに行く』で村上は次のように述べている。

英語で読んでもそれから中国語や韓国語で読んでも。それで、おもしろいのですが、彼らが求めているのはディタッチメントですよ。つまり自分が社会と別の生き方をすること、そういうものをぼくの小説の中から読み取って、そこにある程度思い入れをするということがあるみたいですね。（pp.51-52）

このように村上の作品は他の外国語に訳され、その読者はディタッチメント（社会と別の生き方をすること）を求めている、村上は「卵」としての自己が社会の壁にいきづまった世界で、架空の世界へのディタッチメントを描いている。村上は、まずディタッチメントの先を地下の穴に求め、『風の歌を聴け』では架空の作家デレク・ハートフィールドという作家の次のような言葉を紹介する。

ある日、宇宙を彷徨う一人の青年が井戸に潜った。彼は宇宙の広大さに倦み人知れぬ死を望んでいたのだ。下に降りるにつれて、井

戸は少しずつ心地よく感じられるようになり、奇妙な力が優しく彼の体を包み始めた。1キロメートルばかり下降してから彼は適当な横穴をみつけてそこに潜りこみ、その曲りくねった道をあてもなくひたすらに歩き続けた。（p.121）

そしてある日彼は光を感じ、井戸をよじ登り別世界に出ていく。この井戸へのディタッチメントの内容は『世界の終わりとハードボイルド・ワンダーランド』（1984年）で異世界が描かれている。娘が「私」に祖父の研究を説明し、二人は、梯子を下りて、邪悪な生き物で人間を捕まえ何日も水につけ腐り始めると、順番に食べてしまう「やみくろ」がうろついているのを恐れながら、地下の暗黒の世界を進み、地底の川を上流に向けて上っていくが、「やみくろ」は横穴か枝道の奥の光の届かない闇の中に潜んでいて、後ろからもついて来るのを恐れながら、滝をくぐり破壊された研究室に入っていく。村上はこの「やみくろ」の様な架空の存在をチャンドラーから受け継いだと思われる。チャンドラーの *The Long Good-Bye* に出てくるウエイドという作家の書いた文章に以下のような場面がある。

Give me time the worms in my solar plexus crawl and crawl and crawl. I would be better off in bed but there would be a dark animal underneath the bed and the dark animal would crawl around rustling and hump himself and bump the underside of the bed, then I would let out a yell that wouldn't make any sound except to me. A dream yell, a yell in a nightmare. (p.172)

アルコール中毒になっている作家ウエイドの自らの様子と dark animal という存在を描いているが、これは架空の存在というよりは夢の中の存在として描かれていて、村上の描く「やみくろ」の様に実体のある存在の様には描かれていない。村上の創作理論では上で述べているように「自我と現実の関わり合いについて、作者は具体的な説明をな

んらする必要がない」のでチャンドラーの創作とは違った非現実的な世界を創作している。『1Q84』(2011年)ではこのような存在は「リトル・ピープル」として人間と切り離された悪の影響を与える存在として描かれている³⁾。更に「井戸」へのディタッチメントは、『ねじまき鳥クロニクル』(1995年)では再出発の自己確認の意味をもち、コミットメント(かかわりあい)への入り口の意味をもっている。

村上の作品ではセックスへとコミットメントしている傾向が強い性描写が特徴的である。これもチャンドラーと違って、村上独自の「仮説」による創作理論から来ていると思える。彼は性描写について次のように述べている。

セックスは鍵です。夢と性はあなた自身のうちへと入り、未知の部分を経るための重要な役割を果たします。僕はセックスの場面を描きすぎる、と言われることもあります。そのことによって批判されもしたわけですが、しかしそうした瞬間を含めるのは必然的なことだと思っています。そうした場面は、先ほどお話しした隠れ扉を、読者が自分で開くことを可能にしてくれるからです。ぼくは読者の精神を揺さぶり、ふるわせることで、読者自身の秘密の部分にかかった覆いをとりのぞきたい。それでこそ、読者と僕のあいだに、何かが起きるのです。(村上, 2012, p.166)

このように、セックスが、自身の内に入り、隠れ扉を開き、読者自身の精神を揺さぶり、読者の秘密の部分の覆いを取り、読者と作者の間に何かが起こる、すなわち読者の共感呼び起こすとしている。

マクシェインは *The Life of Raymond Chandler* で、チャンドラーがセックスについて次のように述べていることを紹介している。

Once when criticizing Erle Stanley Gardner's use of sexual imagery to titillate the reader, he wrote: "Sex cannot be dealt with in this three-cushion style. You have to face it squarely or

leave it alone. Anything else is a little nauseating." (p.203)

村上の作品は現実にはためらうような性行為をも作品に描いているのであるが、チャンドラーはそのような性描写は鼻持ちならないと述べ、扱うのであったら正面から、すなわち、その責任やそれの及ぼす影響を含めて扱うべきであると考えていたと判断できる。実際にチャンドラーの作品はマーロウがある女性と性的関係に入そうな場面では、マーロウが意図的に回避したり、また他の邪魔が入り性的関係に入らない内容など、性にたいしてモラルある行動をとっているように描かれている。例えば *The Long Good-Bye* でマーロウがセックスについて質問したとき

'It's excitement of a high order, but it's an impure emotion – impure in the aesthetic sense. I'm not sneering at sex. It's necessary and it doesn't have to be ugly. But it always has to be managed. Making it glamorous is a billion-dollar industry and it costs every cent of it.' (p.21)

このように、セックスは純粹でない感情ではあるが、必要なものであり、醜く描かれてはならないが、いつも管理されていなくてはならないと、相手のテリー・レノックスは答えている。この作品でテリーはマーロウに次ぐ主役的な意味をもつ人物であるので、チャンドラーの考えとみることができる。

村上は上で「ある行為とある行為とのあいだに相関性Aが生まれる。別の行為と別の行為の間に相関性Bが生まれる。そして相関性Aと相関性Bとのあいだに、複合相関性Cが生まれる。そして・・・という具合に相関性は物語の中で自動的に、等比階級的に膨らんでいく。」と述べているが、その相関性はチャンドラーのリアリティのある相関関係を大きく逸脱して仮想現実的な異界であるパラレル・ワールドによって描かれている。『羊たちの冒険』の「僕」は『ダンス、ダンス、ダンス』(1988年)で、34歳の「僕」として再登場し、札幌の「いるかホテル」に失踪した恋人キキ

を探しに再訪するが、ホテルには闇の異空間があり、その空間へ入ると以前自分がいた時の「いるかホテル」に入り時間が戻った世界に来てしまい、「羊男」に出会い、彼は「僕」が失ったものとまだ失われていないものをつなげる仕事をする。また『海辺のカフカ』（2002年）では少年カフカが、パラレル・ワールドの世界で、間接的に父を殺し、佐伯という母と仮定した人と性関係を持ち、更に自分の姉と仮定した人にも強制的にセックス（レイプ）すると言った内容が描かれている。また『1Q84』では1984年に生きている主人公の青豆が高速道路の非常階段を下りていくと、「仮説」のもう一つの世界である1Q84の世界に入っていく、秘密結社の依頼でアイスピックを使って性的暴行を行う男性を殺していく。このように村上は、ディタッチメントとして地下の世界やパラレル・ワールドの世界に主人公が入り込み、現実には出来ない体験をコミットメントとして行う物語を創作してきた。『ねじまき鳥クロニクル』（1995年）では主人公のオカダトオルが自分の妻のクミコをクミコの兄の綿谷昇により引き離され、そしてクミコを犯されてしまったので、井戸から夢のようなパラレル・ワールドへ移り間接的に綿谷昇を殺害するといったコミットメントを描いている。これらのディタッチメントやコミットメントはいずれも、非現実的な「仮説」の仮想現実であるパラレル・ワールドで行われている。

3. 現実のモラルと「仮説のモラル」

チャンドラーは *Raymond Chandler Speaking of Casual Notes on The Mystery Novel* (3) で以下のように自ら述べている。

(3) It must be realistic as to character, setting, and atmosphere. It must be about real people in a real world. There is of course an element of fantasy in the mystery story. It outrages probability by telescoping time and space. Hence the more exaggerated the basic premise the more literal and exact must be the proceedings that flow from it. (p.63)

推理小説は空想によって書かれる要素はあるが、物語は事実に即したものでないといけないことを述べている。欧米や日本の小説の歴史を見てもルネッサンス以降はこの世の真実を描くために、物語自体も事実に即したものが中心であったが、村上の「仮説のモラル」による創作の意図と違っている。

村上春樹『雑文集』で小説家のなすべきことを以下のように述べている。

良き物語を作るために小説家がなすべきことは、ごく簡単に言ってしまうと、結論を用意することなく、仮説をただ丹念に積み重ねていくことだ。(中略)

読者はその仮説の集積を — もちろんその物語を気に入ればということだが — 自分の中にとりあえずインテイクし、自分のオーダーに従ってもう一度個人的にわかりやすいかたちに並べ替える。その作業はほとんどの場合、自動的に、ほぼ無意識のうちに行われる。僕が言う「判断」とは、つまりその個人的な並べ替えのことだ。それは別の言い方をすれば、精神の組成パターンの含まれる動性＝ダイナミズムを、我がことのようにリアルに「体験」することになる。どうしてわざわざそのようなことをしなくてはならないのか？「精神の組成パターン」を実際に積み替えることなんて、人生の中で何度もできることではないからだ。だから我々はフィクションを通して、まず試験的に仮想的に、そのようなサンプリングを行うのである。(pp.19-20)

このように述べて小説家が「仮説」を積み重ねフィクションを通して、読者は自らの「判断」によりそれを並べ替え、リアルに「体験」するとしている。村上は更にフィクションを通して作る仮説の意味を「多くの局面において、おそらく虚構の中でしか、仮説を有効にコンパクトに積み上げることができないと知っているからだ。(p.20)」としている。

村上を読者から「どうしてあなたに、私の考えていることがそんなにありありと正確に理解でき

るのですか」のような手紙をもらうが、「それはあなたが僕の物語を、自分の中に有効に取り入れることができたからです」と答えるとしている（前掲書、p.20）。要するに、読者はパラレル・ワールド等の現実には体験できない虚構の世界を通して提供されたものを「精神の組成パターン」を組み替えることにより、読者がまるで自分が体験したいことを村上作品が提供してくれていると感ずるのである。

そして「仮説のモラル」により創作される虚構の作品は、しばしばモダンまでのモラルを逸脱した内容になるが、上でも述べたが、村上が「八〇年代はそんな価値観がまったく通用しない時代。八〇年代も、もちろん模索はしているんだけど、でも社会システムのルールが完全に変わってしまうんですよ。その中でどう生き延びていくか、新しい価値観というものをどう確立して行くかということになる」と述べているように、「架説のモラル」により創作を行ったと判断できる。つまり上でも引用したが、「仮説」により「そういう書き方をすれば純文学においても、ある種の回路をやり過ごすことができるはずではないか」として、あくまで虚構をとおして、それまでの純文学におけるモラルを逸脱する創作をしていると判断できる。この点も読者の現実社会ではできない「仮説のモラル」を通じた創作により、読者が共感を与えられている面があると言える。

しかし、ここで気になるのは、その「仮説」による体験が、実人生に必要なモラルに反する「仮説のモラル」での体験の場合どのようなことが起こるかである。チャンドラーの作品において、「宗教的モラルの揺らいだ社会で棲息していく際に、自らに課した行動原理」で行動するマーロウが解決する事件を読む読者が、マーロウの行動により悪が裁かれ感化される場所に意味がある。もし村上の言う「仮説のモラル」により、マーロウが実社会で認められない行動をとったら、探偵の意味がなくなってしまう。例えば『1Q84』の青豆が秘密結社に頼まれて性的暴行を行った男性を内密に殺害したり、『ねじまき鳥クロニクル』でのオカダトオルがパラレル・ワールドで妻を犯した綿谷昇を間接的に暴行したりするようなことを、も

しマーロウが行ったとしたら、探偵としては不適であり、チャンドラーの作品は評価されなかったであろう。同様に一般の人間としてのモラルとしても、上で村上が言うように、読者が、青豆とオカダのように、仮説のモラルにより、村上が言う「判断」で、精神の組成パターンの含まれる動性を、我がことのようにリアルに「体験」することになった場合、もし現実の世界で行われる内容だとしたら、青豆やオカダトオルの行動が、法律的にも一般社会のモラルからも許されない行為として判断され、青豆やオカダが抱いていた悩みと同じような悩みを読者が抱いていた場合は、どのようになるであろうか。

村上は更に次のように述べている。

そこにたまたま強力な外部者が現れる、その外部者は、いくつかの仮説をわかりやすくセットメニューにして手渡ししてくれる。そこには必要なすべてのものが、こぎれいなパッケージになって揃っている。これまで混乱した〈現実A〉は、様々な制約や付帯条件や矛盾を取り払った、より純粹で「クリーン」な別の〈現実B〉に取り替えられる。そこでは選択肢の数は限られており、すべての質問には理路整然とした解答が用意されている。相対性は避けられ、絶対性がそれにとって代わる。新しい現実において彼/彼女の果たす役割はきわめて明確に示され、なすべきことは細かい日程表として用意される。（『雑文集』 p.24）

このような相対性でない絶対性のあるより純粹で「クリーン」な別の〈現実B〉とは「仮説のモラル」の村上文学が提供しない真のモラルの現実であると判断されるが、結局、村上文学の読者はこのような他の強力な外部者が現れるまで待たなければならぬのである。

終わりに

大江健三郎は『戦後の小説』（1988年）の中で、戦争体験のある戦後文学者が外国文学の影響等を受け止めながら、能動的に、個として人間をとら

え、社会・政治状況からコスモロジーの反映までを統合して自らの作品の中で一つのモデルを提供してきたのに対して、戦後生まれの村上春樹の文学について以下のように述べている。

村上春樹の文学の特徴は、社会に対して、あるいは個人生活のもっとも身近な環境に対してすらも、一切能動的な姿勢をとらぬという覚悟からなりたっています。その上で、風俗的な環境からの影響は抵抗せずに受け身で受け入れ、それもバック・グラウンド・ミュージックを聴きとるようにしながら、自分の内的な夢想の世界を破綻なく紡ぎだす。それが彼の方法です。戦後文学者たちの能動的な姿勢に立つそれぞれの仕事からほぼ三十年をへだてて、それとはまったく対照的に受動的な姿勢に立つ作家が、今日の文学状況を端的に表現しているのです。(p.229) (中略)

いかなる能動的な姿勢も持たぬ人間が、富める消費生活の都市環境で、どのように愉快地にスマートに生きてゆくか？そのモデルを、いくばくかの澄んだ悲哀の感情とともに――それは同時代の世界、社会からさす淡い影を、しかしくっきり反映している感情です――提示しているのが村上春樹の文学です。

しかしそれが若い世代の風俗的影響を超えて、我が国の広い意味での知識層に向けて、今日から明日にかけての日本、日本人のモデルを提示するものであるかといえば、やはりそうではないのでしょうか？(p.230)

大江がこれを述べた1988年以降、大江に触発されたのか、村上にはディタッチメントからコミットメントの文学を創作していくが、これまで述べてきたように、「仮説のモラル」による創作をしてきた。しかしその文学は、読者の内的な夢想の世界を破綻なく紡ぎ出し、仮想現実のなかで行動し、それが一時的な癒しや慰めとなっているだけのように思える。だが日本ばかりでなく世界的に読者がいるということは、同時代の世界、社会からさす淡い影を、一時的な癒しや慰めをも含めて、村上文学が与えていることは確かなようである。しかし、

翻訳家でもある村上春樹が翻訳文学からくる理解を正しく受け止めないで、「義」のない自らの「仮のモラル」に脱構築しながら創作を続けている。大江は「義」のなくなった日本の状態を次のように嘆いている。

日本の現代の文化状況における「義 righteousness」の場所の空洞化ということは繰り返し明らかようです。いまやそれは社会的な日常生活のレヴェルにおいても、明らかな現実として、今日の日本人に、とくに若い世代に受け止められているのではないのでしょうか。(p.284)

チャンドラーが描く物語の中で、宗教的モラルの揺らいだ社会で棲息していく際に、犯罪を暴くマーロウの自らに課した探偵としての「義」のある行動原理を、「仮説のモラル」として解釈した村上春樹の創作は、「義」の場所の空洞化した創作となっていると言える。

(付記)

本論文は、平成25年8月、拓殖大学において開かれた「東京英米文学研究会」において、口頭発表したものに加筆訂正したものである。

注

1) 井上健は『文豪の翻訳力』(p.94)で「都市に生息する単独者としてのモラル、社会に向かう姿勢を『架空化』すること。『架空』のモラルを確固たる姿勢で生き抜くヒーローを仮構して、そこにリアリティを獲得していくこと。都市の経験にも消費文化にもリアリティの根拠を設定するわけでもない。」と村上の「仮想のモラル」を批評している。

2) 村上ハエルサレム賞受賞演説で「卵と壁」について以下のように述べている。

I have never gone so far as to write it on a piece of paper and paste it to the wall: rather, it is carved into the wall of my mind, and it

goes something like this: Between a high, solid wall and an egg that breaks against it, I will always stand on the side of the egg. Yes, no matter how right the wall may be and how wrong the egg, I will stand with the egg.

- 3) 『1Q84』では、リトル・ピープルがカルトの悪ばかりでなく一般の人々の特に性的な面での悪を作る根源として描かれている。カルト宗教「さきがけ」のリーダー塚田保の少女や自分の娘である深田絵里子に対する性的暴行はリトル・ピープルの導きであることが描かれている。

引用文献

- Chandler, Raymond. 1997. *Raymond Chandler Speaking*. Edited by Dorothy Gardner & Katherine Sorley Walker. Berkely: University of California Press.
- Chandler, Raymond. 1940. *Rarewell, My Lovely*. Penguin Books.
- Chandler, Raymond. 1953. *The Long Good-Bye*. Penguin Books.
- MacShane, Frank. 1976. *The Life of Raymond Chandler*. Penguin Books.
- 井上健. 2011. 『文豪の翻訳力』東京：ランダムハウスジャパン
- 大江健三郎. 1988. 『最後の小説』東京：講談社
- 小山哲郎. 2010. 『村上春樹を読みつくす』講談社現代新書. 東京：講談社
- 川本三郎. 1985. 『都市の風景学』東京：駸々堂出版.
- 村上春樹. 河合隼雄. 1996. 『村上春樹, 河合隼雄に会いに行く』東京：岩波書店
- 村上春樹. 1982. 『風の歌を聴け』講談社文庫. 東京：講談社
- 村上春樹. 2012. 『夢を見るために毎朝僕は目覚めるのです』文春文庫. 東京：文芸春秋
- 村上春樹. 2111. 『雑文集』東京：新潮社
- 村上春樹. 1995. 『ねじまき鳥クロニクル』1～3部. 東京：新潮社
- 村上春樹. 「都市小説の成立と展開」『海』1982年

5月号

- チャンドラー, レイモンド. 1976. 『さらば愛しき女よ』清水俊二訳. 東京：早川書房
- チャンドラー, レイモンド. 2011. 『さよなら, 愛しい人』村上春樹訳. 東京：早川書房
- チャンドラー, レイモンド. 2007. 『ロング・グッドバイ』村上春樹訳. 東京：早川書房

Exploring student attitudes toward video-based lessons

Marcus GRANDON

マーカス・グランドン. ビデオ教材を使用した授業における学生の態度の研究. *Studies in International Relations* Vol. 34, No. 2, February 2014. pp. 97 – 105.

本論文は、英語を外国語として学ぶ (EFL) 会話クラスにおいて、ビデオ教材を使った際の大学生の反応に関する研究である。日本の三つのキャンパスで行った調査をまとめ (被験者は合計88名)、さらに学生の反応度を測るため、SPSSソフトウェアを用いた因子分析を行った。その結果、ビデオ教材を用いた会話クラスでの大学生の反応について、六つの因子が明らかになった。本論文では、そのそれぞれにつき、考察を行う。

1. Context and research question

The research in this paper investigates views of EFL learners on the relationship of video-based lessons to the skill of speaking. During one 15-week semester, post-secondary learners in classrooms of three teachers at separate universities in Japan received instruction containing the same video-based materials. The objective of these courses was to enable students to develop their speaking skills through a focus on fluency. Primary data for the present study consist of responses to a questionnaire administered to the students at the end of the semester ($n = 88$), with secondary data consisting of field notes from classroom observations. These data were analyzed to learn about student attitudes on the potential relationships between the video content and speaking skills. This present study was part of a larger project that aimed to explore the effects of video-based lessons on EFL speaking through a combination of classroom observations, teacher interviews, and student beliefs. The following question drove the quantitative study:

What are the students' views of how video-based materials contribute to the development of their speaking skills?

2. Classroom video

Videos in the classroom fall under a broad heading of technology for language instruction (Levy, 2012). Maley (Word Powered, 2011) suggests that using technology in the classroom is a challenge for language teachers that has not been investigated enough yet or 'integrated in a meaningful way', indicating that questions remain about the effectiveness of the current use of such tools.

In practice, video has a history in the language classroom. An abundance of writing was produced in the 1980s on video for language instruction (e.g., McGovern, 1983; Lonergan, 1984). Stempleski and Tomalin (2001) provide numerous suggestions on how teachers can design lessons incorporating video into language lessons such as comparing movie trailers, analyzing and discussing commercials, and creating short videos. Coursebooks recently released such as *World Link*, *Pathways*, and *World in Focus* all contain video as focal points. Textbooks based on television news from large broadcasting networks like *ABC World News 14* have

been in print for more than two decades (Kathleen Yamane, personal communication, March, 2013). As the Internet becomes more readily available in language classrooms, teachers are turning to online videos for lesson material. One choice to find such material is YouTube™ where currently 100 hours of video are uploaded every minute (YouTube, 2013).

With the wealth of video material available to teachers today, what kind of research has been conducted on classroom video? Although a number of studies based on classroom videos exist in the area of *computer assisted language learning* (CALL) by and large the focus of this research falls on listening (e.g., Cross, 2009; Gruba, 2006). Despite the recent proliferation of multi-media and video-based materials being adopted by language teachers (Vanderplank, 2010), it appears there is a lack of current research into video use for the teaching of speaking. The present study aims to open an inquiry into video usage for language instruction with a particular focus on the teaching of speaking in EFL classrooms.

3. Project overview

The administrations from all three universities involved in the study granted consent for the research. Three instructors volunteered to teach video-based lessons in their required speaking classes for university freshmen and sophomores at universities located in the Kanto and Tokai regions of Japan. One teacher used the material with two classes, so learners from a total of four classrooms participated in the study.

Teachers delivered a total of ten lessons with an activity containing a video component as a part of a unit. One unit was taught in each lesson, and consisted of three segments:

1. Dialogue reading.
2. Brainstorming on provided topics prior to a peer-to-peer speaking activity.
3. Writing notes about the video while it played as preparation to a teacher-fronted speaking activity.

The videos depicted imagery of cities and sites from around the world in a montage format that resembled Hollywood movie trailers. Because the videos were originally created for broadcast on cable television in the United States, and not for teaching *per se* the imagery can be classified as authentic material (Gilmore, 2007). What makes the videos unique for language teaching is that the montages were set to instrumental music and contained no dialogue. In this type of instructional approach, value falls on students' ability to interpret the media (Warschauer, 2007). These *wordless videos* (WV) averaged approximately 5 minutes in duration. Teachers in two of the classes played the videos once per lesson and the third teacher played them twice in each lesson. This type of lesson could also be termed a *wordless video lesson* (WVL).

For the activity containing the video, teachers asked students to write notes in English related to or inspired by what they saw in the video during playback. Learners wrote the notes while the video played. Following video playback, instructors elicited responses from students about the contents of their notes. These responses triggered further teacher-fronted discussion with the entire class thus creating a dialogue with the whole group participating. This research project sought to better understand students' views about the speaking activities in the lessons.

4. Methods

A questionnaire containing 23 Likert-item statements was prepared in English and translated into Japanese adhering to design concepts from multimodality (Grandon, 2013). The questionnaire was pilot tested with an independent group of learners who were also using the same wordless video material in a speaking class. The pilot revealed several issues that were repaired before the final version was sent to the teacher participants. The three teachers administered, collected, and returned the questionnaires completed by the learners at the end of the course.

5. Results

A total of 88 questionnaires were collected from the four groups. Data from the Likert-item responses were then analyzed in *SPSS* (ver. 19.0.0). First, a table of descriptive statistics was created for each of the 23 Likert-item statements (Appendix A). Then, inferential statistics were generated through exploratory factor analysis. A reliability scale was calculated for all 23 of the Likert-item statements yielding a Cronbach Alpha of ($\alpha = .779$) indicating the instrument was reliable as a whole (Field, 2009). In addition, a Kaiser-Meyer-Olkin test to measure sample adequacy returned a value of .724, which exceeds the required minimum of .5 (Field, 2009). All of the variables were then run through a factor analysis using maximum likelihood and rotated with the oblique method (Dörnyei, 2007). For structural validation of the factors, an additional factor analysis was calculated utilizing the alternate procedure of principle component with varimax rotation, and these numbers resembled those found in original maximum-likelihood analysis, indicating validity (Dörnyei, 2007).

For final analysis, maximum-likelihood factor analysis yielded six factors or categories comprised of 66.9% of the total variance. A Scree Plot was generated to get a visual breakdown of the data and justified retaining the six factors (Field, 2009; Kootstra, 2004). Next, specific variables comprising each factor were studied and each factor given a name corresponding to its unique characteristics. Finally, reliability analyses and correlations were run on each factor. Based on the data analysis, factors were identified as shown in Table 1, and appear according to percentage of variance.

Table 1 *Factors Identified Using Maximum Likelihood With Oblique Rotation*

No.	Factor Name	% of Var.
1	Speaking Proficiency	27.7
2	Language-less Videos	11.0
3	Talkies	9.0
4	Stress	8.1
5	List Generation	6.4
6	Offshore	4.7

Note: Var. = variance.

These six factors represent areas where the data clustered together in a statistically significant way. The next section presents the details of each factor.

6. Analysis and discussion

Each factor was examined to flesh out the discussion and construct findings in a process where analysis overlaps with discussion backed by evidence. This process is a strategy used more often in qualitative studies (Duff, 2008; Dörnyei, 2007), and adopted here to discuss each of the six factors.

6.1. Speaking Proficiency factor

Factor analysis indicated that a reported improvement in speaking ability was by far the single most major component of the learner responses. Accounting for the Speaking Proficiency factor establishes significant links between a perceived increase in speaking ability, the development of the skill of organizing associated words into groups, and the amount of time that learners spoke in class. The individual components of the factor are summarized in Table 2 of this sub-section. Learners seemed to realize that when they used English they were being understood, yet they maintained a belief that English is *not easy* to use. Most learners did not recognize a change in their pronunciation even after all the practice of making themselves understood in class. This lack of recognition may be due to the fact that learners were not given explicit pronunciation activities or perhaps there was no real change in their pronunciation. Also, cultural elements may have some effect here where the learners may be too shy to admit to being good at English (Harumi, 2011). Thus, learners believe their overall speaking proficiency improved, but do not feel speaking is an easy task.

Table 2 *Items that Comprise the Speaking Proficiency Factor*

Items
Improved explaining themselves in English
Had ample class time to work on speaking
Learned the skill to organize groups of associated words
Speaking still not easy to do
Little perceived change in pronunciation

6.2. Language-less Video factor

The Language-less Video factor emerged as the second-largest factor in the study. The main part of this factor details how much students liked using videos in general and the wordless videos in particular for studying language. Students recognized the multimodal aspect of the video and felt the instrumental background music aided to make the experience more engaging. Not only did learners like the videos, but also reported the WVLs on the whole were a good way to study English. Furthermore, the data suggests that learners felt that working with the wordless videos assisted them in finding their own way of explaining themselves.

6.3. Talkies

The Talkies factor combines the notion of a preference of WVLs over prior English lessons with the perception that WVLs were a positive experience that helped learners to practice autonomous self-expression. In addition, learners seemed to expect something more out of the videos and would have preferred to have videos with some kind of dialogue. One reason students expect a dialogue or narrative to be included in the videos could be attributed to the unorthodox nature of the wordless videos or that learners imagined studying from 'normal' videos would be less demanding as educational material and simply resemble watching TV

shows or movies.

6.4. Stress factor

The Stress factor showed a significant correlation ($r = -.347$, $p < 0.001$) between students reporting that it was normally very stressful for them to speak in English in class, and that WVLS caused them very little stress. As a part of the lessons, teachers elicited responses based on lists generated during video playback. Learners seemed relieved to have been able to check their spelling against what teachers wrote on the board by themselves, which indicates that they noticed their spelling deficiencies.

Learners voiced an apprehension to speaking in general with 84% agreeing that speaking in English classes was stressful for them. However, 84% reported that WVLS did not cause them stress. The Pearson's Correlation of these two questions was measured as significant ($r = -.347$, $p < 0.001$) indicating a potential for this feeling to be applied across the general population. Thus, one possible interpretation is that wordless video lessons may be creating a space where students feel more comfortable with speaking tasks as compared to other types of speaking lessons.

6.5. List Generation factor

Students in the study appeared unfamiliar with the notion of brainstorming, a technique used in the speaking activity prior to video playback, but one that nevertheless warrants discussion. As shown in Figure 1, the questionnaire revealed that 75% of the students had never done brainstorming prior to taking this course. Of those who had tried brainstorming, just over half had done it less than three times in their entire lives. In other words, 88% of the learners had done brainstorming no more than three times. Not a single individual had done it in excess of ten times.

Once students learned brainstorming they appeared to like it and seemed to recognize value in the process with 92% agreeing that brainstorming was a useful activity for learning language and 76% agreeing that these lessons enlarged their vocabulary. The List Generation factor indicated this relationship to be a significant one with Pearson's Correlation measuring at the level of $r = .669$, $p < 0.001$. These data indicate learners believe a link exists between list creation and enhancement of their vocabulary. Such a link may tie into the area of meaning-focused output (Nation & Chung, 2009), which is regarded as an effective way to learn vocabulary.

Figure 1. Brainstorming Experience of the Learners

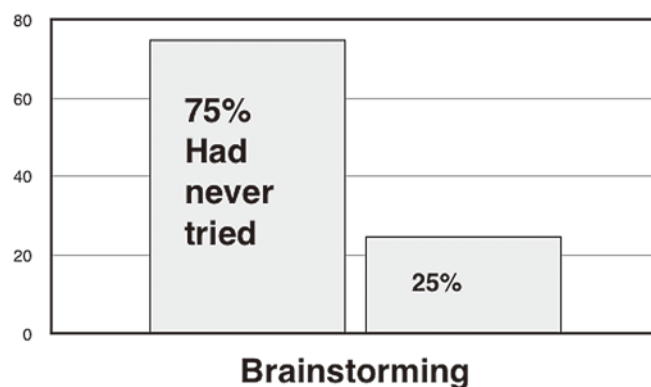


Figure 1. A high percentage of learners reported no experience with brainstorming before taking the course in this study.

6.6. Offshore factor

The Offshore factor reveals significant correlations ($r = .402$, $r = .306$, $r = .302$, $p < 0.001$) between the development of the skill of organizing words into associated groups with learning about world cultures and the reporting of a desire to travel abroad. To offer one possible explanation, perhaps the process of writing lists of thoughts about video imagery leads to a deeper level of reflection about the material on the screen, which fosters a greater sense of curiosity about the world. Widdowson (1978) states, "If he [a learner] can be shown, however, that the foreign language can be used to deal with topics which he is concerned with [. . .] then he is likely to be aware of its practical relevance as a means of communication." In the Offshore factor, learners may be hinting at an awareness of the practical nature of learning English for use in real-life situations while traveling abroad.

7. Conclusion

This present study represents an exploration into student beliefs on the classroom use of video for speaking lessons. In synthesizing the factors together, a picture emerges to show that students self-reported largely positive attitudes toward developing speaking skills with the unusual video format. The wordless videos seemed to aid in creating a supportive environment for language study while exposing learners to elements of world culture. In addition, the video-based lessons appeared to influence a self-perceived enhancement in speaking ability coupled with a wider worldview. At the same time, learners seemed to expect language input from the videos, and speaking remained a struggle for the participants.

From a practical standpoint, this small-scale project identifies several points for EFL teachers to consider in light of developing learners' speaking skills. First, learners in the study seem to be unaware of brainstorming. While it remains difficult to generalize, the students at three universities agreed that they had almost no experience with the technique. Speaking activities in many textbooks make the assumption that brainstorming is second nature to learners. Teachers could spend time insuring that learners understand this task better. Secondly, learners welcome video into the classroom. Designing lessons or choosing textbooks that include video could promote more interest in EFL classes, and has potential to raise learners' awareness of English as a tool for communication. Third, speaking activities related to video may help students alleviate some of the discomfort often associated with speaking tasks. Further investigation of the wordless-video format is required before more definitive conclusions can be reached.

Each of the factors uncovered in the data emerge as potential areas for a more fine-grained examination. Classroom research comparing data from video-based classrooms to those without video would be of interest. However, with the maturation of video for the language classroom and the ubiquity of media today in teaching materials, a more beneficial research paradigm would investigate how varieties of video genres affect speaking lessons, which agrees with other researchers studying video-based material (e.g., Herron, York, Corrie & Cole, 2006). Such research would contain valuable insights for both classroom teaching and online learning. Finally, to better understand how videos relate to classroom speaking activities, a qualitative design including audio or video recordings of classroom discourse could paint a more accurate picture of any influence of video on interaction.

Acknowledgements

The author would like to thank all of the learners, teachers, and institutions that participated in the study, thereby making the research possible.

Coursebooks referred to

Chase, B. & Johannsen, K. (2013). *Pathways listening, speaking and critical thinking 2A*. Boston: National Geographic Learning.

Moeller, R. (2013). *World in focus*. Boston: National Geographic Learning.

Stempleski, S., Douglas, N., & Morgan, J. (2011). *World link 1 developing English fluency*, (2nd Ed.). Boston: Heinle.

Yamane, K. & Yamane, S. (2012). *ABC world news 14*. Tokyo: Kinseido.

References

Cross, J. (2009). Effects of listening strategy instruction on news videotext comprehension. *Language Teaching Research*, 13(2), 151-176.

Dörnyei, Z. (2007). *Research methods in applied linguistics*. Oxford: Oxford University Press.

Duff, P. (2008). *Case study research in applied linguistics*. New York: Routledge.

Field, A. (2009). *Discovering statistics using SPSS*. 3rd Edition. London: Sage Publications.

Gilmore, A. (2007). Authentic materials and authenticity in foreign language learning. *Language Teaching*, 40(02), 97-118.

Grandon, M. (2013). Design choices and issues in Likert-item questionnaires. *Studies in International Relations*, 33(2), 55-59.

Gruba, P. (2006). Playing the videotext: A media literacy perspective on video-mediated L2 listening. *Language Learning and Technology*, 10(2), 77-92.

Harumi, S. (2011). Classroom silence: Voices from Japanese EFL learners. *ELT Journal*, 65(3), 260-269.

Herron, C., York, H., Corrie, C., & Cole, S. (2006). A comparison study of the effects of a story-based video instructional package versus a text-based instructional package in the intermediate-level foreign language classroom. *CALICO Journal*, 23(2), 281-307.

Kootstra, G. (2004). *Exploratory factor analysis*. Unpublished Paper. <http://www.let.rug.nl/nerbonne/teach/rema-stats-meth-seminar/Factor-Analysis-Kootstra-04.PDF>

Levy, M. (2012). Technology in the classroom. In A. Burns & J. Richards (Eds.), *The Cambridge guide to pedagogy and practice in second language teaching*, (pp. 279-286). New York: Cambridge University Press.

Lonergan, J. (1984). *Video in language teaching*. Cambridge: Cambridge University Press.

McGovern, J. (Ed.) (1983). *Video applications in English language teaching*. Oxford: Oxford University Press.

Stempleski, S., & Tomalin, B. (2001). *Film*. Oxford: Oxford University Press.

Vanderplank, R. (2010). *Déjà vu?* A decade of research on language laboratories, television, and video in language learning. *Language Teaching*, 43(1), 1-37.

Warschauer, M. (2007). The paradoxical future of digital learning. *Learning Inquiry*, 1, 41-49.

Widdowson, H. (1978). *Teaching language as communication*. Oxford: Oxford University Press.

Word Powered. (2011, May 9). Alan Maley at APPI [Video file]. Retrieved from <http://www.youtube.com/watch?v=BF4SCGGppy8>

YouTube (2013). *About*. <http://www.youtube.com/yt/press/statistics.html>

Appendix A – English version of questionnaire items with final responses in percentages

	SA	A	TA	TD	D	SD
1. I have used videos to learn English in the past in other classes.	21.6	23.9	6.8	5.7	11.4	30.6
2. I think watching videos is a useful activity for language learners.	21.6	47.7	22.7	5.7	0	2.3
3. I noticed a difference in the way the wordless video lessons were taught compared to language classes I have previously taken.	24.1	39.1	16.1	13.9	5.7	1.1
4. I preferred other language classes I have previously taken to wordless video classes.	2.3	11.5	12.6	48.3	17.2	8.1
5. I enjoy watching wordless videos in class.	28.7	36.8	27.6	4.7	1.1	1.1
6. I think using wordless video is a good way of learning English.	17.2	35.6	37.9	5.9	3.4	0
7. The music in the wordless videos made them more interesting to watch.	18.2	15.9	26.1	31.8	5.7	2.3
8. I would have preferred to watch videos for language learning that contained dialogue.	9.1	18.2	37.5	27.2	5.7	2.3
9. I would have preferred to watch real TV news programs to learn English.	5.7	13.6	28.4	39.8	6.8	5.7
10. Watching videos without language and dialogue was a good experience for me and let me find my own way to talk about them.	6.8	14.8	33	31.8	12.5	1.1
11. It is normally difficult or stressful for me to speak in English in class.	26.4	26.4	31.1	8.1	3.4	4.6
12. The wordless video lessons helped make it easier for me to speak in English.	0	8.1	35.2	42	10.2	4.5
13. Using the wordless video lessons caused me stress.	1.1	3.4	11.4	31.8	25	27.3
14. I would have liked the lessons to include different kinds of activities after watching the videos.	1.1	9.1	27.3	46.6	11.4	4.5
15. Brainstorming is a useful activity in language learning.	13.6	39.8	38.6	5.7	2.3	0
16. The wordless video lessons enlarged my vocabulary.	9.1	30.7	36.4	15.9	6.8	1.1
17. In my word lists written in class I noticed spelling mistakes after the teacher wrote the words on the chalkboard.	25.4	21.8	18.4	26.4	4.6	3.4
18. I'm better at explaining myself in English after taking wordless video lessons.	3.4	9.1	47.7	31.8	5.7	2.3
19. Wordless video lessons helped me to improve my English pronunciation.	1.1	8.1	31.7	45.5	9.1	4.5
20. I developed a skill of organizing words into associated groups.	4.7	24.7	35.3	24.7	8.2	2.4
21. During the wordless video lessons, I was given more time to speak English than in classes I have previously taken.	5.7	19.3	38.6	29.6	5.7	1.1
22. I learned about cultures of the world from the wordless video lessons.	20.5	48.9	29.5	1.1	0	0
23. I am more interested in visiting a foreign country after watching the wordless videos.	43.2	34.1	14.8	4.5	2.3	1.1

SA=Strongly agree, A=Agree, TA=Tend to agree, TD=Tend to disagree, D=Disagree, SD=Strongly disagree

1. Had you ever done brainstorming before this class? Yes = 25% No = 75%

2. If yes to number 1 above, how many times had you ever done brainstorming ?

A. 1-3 times = 13% B. 4-10 times = 12% C. 10-20 times = 0% D. 20+ times = 0%

明治期の強迫(民法96条)規定に関する学説・判例の展開

小野 健太郎

Kentaro ONO. Interpreting Duress in Article 96 in the Japanese Civil Code in the Meiji Era. *Studies in International Relations* Vol. 34, No. 2. February 2014. pp. 107 – 122.

This paper reviews the recent scholarship of Ume Kenjiro, Okamatsu Santaro, Tatsuo Kishimoto, Kawana Kennshiro, Tomii Masaakira, Hideo Hatoyama and Nakajima Tamakichi on the origins and interpretation of Article 96 in the 1896 Japanese Civil Code. The paper also examines the judicial precedents set for Article 96 in the Meiji era. Focusing on duress, it finds that the interpretation of the article changed from a French understanding of law to a German one. The key change being the transplantation of the German idea of *Rechtsgeschäft* or juristic act to Japanese law at the end of the Meiji era. My future research will investigate postwar judicial precedents for Article 96 in order to rethink the requirements of duress.

一. はじめに

1. 旧民法財産編第313条から第317条の強暴に関する規定は、第313条3項の規定のみが修正され現行民法96条の規定となったが、そのほかの規定は、すべて削除された。民法修正案理由書から、旧民法規定削除の理由を概観してみる。まず、新法(現行96条)において、強迫に因り危害をうくべき者が第三者たりうることから規定不要(財産編314条)であり、強迫が相手方の行為でなく第三者の行為でも成立することから特に明文規定の必要性がないこと(財産編315条)、被強迫者が取消権を行使せず、強迫者に対し損害賠償の請求のみを主張しうることは当然の原則でとくに条文で規定するまでもないこと、強迫により畏怖を生じたか否かは、当事者の性別、年齢、強弱、痴愚などを考慮して判断することは当然であること(財産編317条1項)などが削除理由として挙げられている。また、財産編313条1項で、「抵抗スベカラザル暴力ヲ身體ニ加ヘテ其意ニ非ザル合意ヲナサシメタル場合」は「承諾ヲ阻却」するとの規定は、合意の無効であることは「固ヨリ言フヲ俟タサル所」であることから、削除したとされる。同条2項の「不可抗力ニ出テタル急迫ノ災害」に際しての熟慮の機会なくしてなされた契約にかん

しても、「強迫ニ因ル」意思表示とは言えないとして削除した。

結局、「強迫ニ因り畏怖心ヲ生シタルコトヲ要スルノ一點ニ重ヲ置クノ意」で民法96条のような簡素な規定となったわけである¹。

そこで、本稿では、かかる経緯でわずか一條のみで規定された強迫規定に関して、その後どのような要件論が展開されたのか、特に強迫の性質を中心に、学説・判例の発展の過程を検討していく。その際、法律行為論との関連性も意識しながら、明治期の強迫の性質・要件に関する学説の展開を追っていく。第一に、民法典編纂直後の学説を中心に考察する。第二に、それ以降の明治期の代表的な学説をとりあげる。第三に、強迫に関する判例については、明治期にとどまらず、戦前までのものを検討対象にした。

二. 現行民法典制定直後の学説

1. 民法典制定直後には、起草者や起草補助委員、法典調査会委員などにより、新民法典に関する解説書が公刊された。そこで、これらの著書や講義案によって展開されている「強迫」に関する論述から、その意義・要件の変遷を明確化していく。

(1) 梅謙次郎『民法要義』²

梅博士は、強迫を「他人カ惑意思表示ヲ為ササレハ之ニ不利益ヲ興フヘキコトヲ示シ其者ヲシテ其欲セサル意思表示ヲ為サシムル場合」³と解し、意思と表示の合わざる場合のひとつとして位置づける。そして、強迫には「意思ノ欠缺」の場合と「自由ノ欠缺」の場合があるが、「意思ノ欠缺」の場合には、「全く意思ナキモノニシテ法律行為ハ成立スルコトヲ得ス」であり「言フヲ竣タサル所」であることから、民法ではこの場合を規定しなかったとされる。そうすると、民法の強迫は、「自由ノ欠缺」の場合である。甲が乙に対し白刃を向け、一定の意思表示をすべきことを迫った場合、「乙ハ其意思表示ノ自己ニ不利益ナル程度ト今甲ノ毒刃ノ下ニ斃ルルノ不利益トヲ比較シ寧ロ後者ヲ棄テテ前者ヲ取ルノ愈レルニ如カサルヲ思ヒ其不利益ナル意思表示ヲ爲スニ決意シタルトキハ是レ固ヨリ意思ナシト云フヘカラス然リト雖モ此意思タルヤ他ノ強迫ニ因リ已ムコトヲ得スシテ之ヲ決シタルモノニシテ所謂意思ノ自由ヲ缺ケルモノナリ此場合ニ於テハ前例ニ於ケルカ如ク法律行為全ク成立セサルニ非スト雖モ而モ法律ハ表意者ニ興フルニ其意思表示ヲ取消スノ權ヲ以テセリ是レ固ヨリ當然ノ事ニシテ何レノ國ニ於テモ皆同シキ所ナリ」⁴と説明している。被強迫者は意思の選択可能性を有して意思決定をしたものであるが、そもそも意思の自由が欠けている。そこで、法律行為は有効に成立しているが、表意者保護のため取消権を付与したものとする。

また、天災を利用してなされた意思表示に関する旧民法財産編313条2項を否定する理由として、強迫は新法では、「他人の不法行為」に因り、「自由の欠缺」が生じ、「意思表示」することを必要としており、「他人ノ不法行為ノ爲ニ意思ノ自由ヲ有セサシリヲ以テ意思表示ノ取消ヲ許ス」のであるから、「急迫ノ災害」の際になされた「義務ノ約束」または「譲渡」などを取消の原因とする制度、旧民法財産編313条2項は採用されないとした⁵。

取消権の主張は、強迫の場合には詐欺の場合と異なり、第三者にも主張しうる（96条3項）が、梅博士はこの理由を、「詐欺ノ場合ニ於テハ表意者ニ多少ノ過失アルコト多キモ強迫ノ場合ニ於テハ

毫モ表意者ニ過失アルコトナク殊ニ意思ノ不完全ナル程度モ亦大ニ異ナルヲ以テ強迫ハ何人カ之ヲ行フモ何人ニ對シテモ之ヲ援用スルコトヲ得ヘシ」としている⁶。梅博士が、強迫規定の趣旨を、意思の「自由の欠缺」と位置付けていることが注目される。他方、民法96条の強迫の要件に関しては詳細な議論の展開はなされていない。旧民法規定との相違点の説明に主眼が置かれている⁷。

なお、梅謙次郎博士の明治32年度和佛法律学校講義用『民法原理総則編』（国立国会図書館蔵）も検討したが、『民法要義』とほぼ同一内容であった。

(2) 岡松参太郎『民法理由総則編』⁸

民法96条を「意思表示カ自由ニ缺ク場合ナリ」として、その原因は詐欺及強迫とする。強迫の性質として、「強迫トハ他人ヲシテ畏怖ノ念ヲ生セシメ其畏怖ニ因リテ意思ヲ決定表示セシムルノ意思ヲ以テ不正ナル害悪ノ通知ヲ爲シ現ニ其締結ヲ生スルヲ云フ」⁹（同200頁）と解している。

このように、強迫につき明確な定義を掲げるとともに、強迫は①害悪の通知であること、②不正の害悪の通知であること、③他人に畏怖を生じせしめその畏怖により意思を決定表示せしむるの意思のあること、④強迫の結果を生じること、などが必要であることが整理されている¹⁰。ここでは、強迫者の故意として、二段の故意が必要であること。被強迫者が、強迫の結果、畏怖し、それにより意思表示をした、という因果関係を要件としており、現在の通説の原形が示されていることがわかる。そして、旧民法財産編の313条以下の諸規定が、不要規定であり、それゆえ現行法ではこれらを削除したことが論述されている¹¹。

また、岡松博士は、96条2項に関して、「凡ソ決意ノ自由ナルコトヲ以テ意思表示ノ有効ナル條件ノ一トナストキハ自由欠缺ノ原因カ何ヨリ來ルカヲ區別スルヲ得ス。然レトモ又或人ニ對スル意思表示ニ於テ相手方カ之ヲ知ラサルニ拘ハラス此原則ヲ適用スルハ第三者ノ所爲ノ結果ヲ相手方ニ負ハシムルモノニシテ酷ニ失ス然ルニ今（一）詐欺ニ對シテハ予防ノ方法アレトモ強迫ニ對シテハ之レ無ク（二）詐欺ノ場合ニハ何人カ詐欺ヲ爲シタルカヲ證明スルヲ得ルモ強迫ニ於テハ困難ナリ（三）強迫ハ詐欺ニ此シテ公益上一層重大ナリ即チ

強迫ニ因ル自由欠缺ハ詐欺ニ因ルモノヨリモ一層保護ヲ厚クス可キ理由ナルヲ以テ強迫ニハ其所ヲ問ハス詐欺ハ相手方ニ出ルヲ要スルト爲スモノナリ¹²と説明される。

さらに、96条3項に関して、「強迫ハ被強迫者ニ誤ナキヲ以テ第三者ヲ害スルモ已ムヲ得スト雖トモ詐欺ハ欺罔セラレタル者ニ多少ノ過失アルヲ以テ公平上之ヲ棄テテ善意ノ第三者ヲ保護セサル可カラス¹³」と述べている。『民法理由』では、詳細な立法資料の提示と、強迫に関する明確な要件の記述がなされているが、梅博士と同様に強迫を「自由の欠缺」と位置付けていることが指摘されよう。

なお、同時期の岡松参太郎博士のものとして、『民法総論完』（明治29年、東京法学院明治29年用講義、国立国会図書館蔵）がある。詐欺・強迫を「表示ノ自由」の問題として捉えている。「意思ヲ外形ニ表示シタル場合ニ於テ其表示ハ意思ト一致スルモ若シ其表示ノ原因ニシテ任意且自由ナラサルトキモ法律上ノ効果ヲ發生セス蓋シ法律ハ公益上不法ノ影響ヲ蒙ムリタル意思表示ニ効力ヲ興フルコト能ハサレハナリ而シテ意思表示ノ自由ヲ阻却スル場合ニニアリ詐欺及強迫即チ是ナリ」として、意思表示を取消しうべきものとした、と説明する。論述の内容・順序などは、講義用で簡易化されているが、『民法理由』と大きな変化はない。

（3） 松浪仁一郎＝仁保亀松＝仁井田益次郎

『帝国民法正解（第2巻総則）』¹⁴

強迫とは「被強迫者ヲシテ恐怖心ヲ抱カシメンカ為メ被強迫者又ハ第三者ニ害悪ヲ加ヘントスルノ意ヲ被強迫者ニ示スコトヲ」いう。そして、「強迫カ法律上ノ効果ヲ生スルニハ實際被強迫者ヲシテ恐怖心ヲ抱カシメタルコトヲ必要トスル¹⁵」。新民法は強迫者が強迫により財産上の利益を得たことを必要とせず、「決意ノ自由ニ重キヲ置キ表意者カ強迫ニ依リテ意思表示ヲ為スノ決意ヲ為シタルトキハ其強迫ハ毎ニ意思表示ニ影響ヲ及ホス可キモノト為シタ」とする¹⁶。強迫が「決意ノ自由」に影響を与えるものと位置づけられている。

96条2項に関して「詐欺ハ注意ヲ用キテ之ヲ避クルコトヲ得ヘシト雖モ強迫ハ之ヲ避クルノ道ナキヲ以テナリ¹⁷」、96条3項につき、「詐欺ニ陥リタル者ハ多少過失アリト雖モ強迫ニ遭ヒタル者ハ何

等ノ過失ナキヲ以テナリ¹⁸」と説明しており、梅博士、岡松博士の見解と同旨である。

（4） 仁保亀松＝伊藤悌治『民法総論完』¹⁹

強迫とは、「或危害ヲ加フコトヲ示シテ相手方ヲ畏怖セシメ以テ法律行為ヲ決意セシムル²⁰」ことをいう。「而シテ強迫ニ依テ意思表示取消ノ原因トナルハ強迫セラレタル害悪ヲ甘受スルカ若クハ趣サルル法律行為ニ應スルカノ二者ヲ選擇スルコトヲ得ル場合ニ於テ其害悪ヲ避ケテ行為ニ應スル場合ナリ²¹」とし、意思の欠缺の場合を除外すると、強迫は「表意者ニ於テ選擇ノ自由ヲ有スル範囲ニ限ラサル可カラサルナリ²²」と指摘している。本書での強迫に関する部分は少ない。

（5） 岸本辰夫『民法講義総則編巻ノ二』²³

民法96条は「意思表示ノ任意ニ出テサルモノ即チ自由ヲ缺キシモノニ付テノ規定ナリ、蓋シ詐欺又ハ強迫ニ因ル意思表示ハ必シモ其表示ト意思トノ符号ヲ缺クモノニ非ス、唯其意思ヲ決定セル心理的作用カ他ノ詐欺又ハ強迫ニ因ルモノニシテ本条ハ此レカ為ニ其意思表示ヲ取消シ得ヘキモノト為セリ²⁴」とする。「意思の自由」を欠くものとすると同時に、意思決定の「心理的作用」が他者の詐欺または強迫に因るものであることを指摘する点が興味深い。本書は、強迫の要件論の検討を旧民法の規定と比較しながら『民法理由』と同様に詳細に論じている。要約すると、①強迫は害悪の通知であること²⁵。②その通知は、故意（他人ニ畏怖ヲ生シ其畏懼ニ因リテ意思ヲ決定表示セシメントスルノ意思）をもってなされたものであること²⁶。③害悪は不正のものであること²⁷。④その害悪の通知によって結果が生じたこと²⁸。などが必要とされている。岡松博士の『民法理由』と同じといえる。強迫の構造に関しては、「此強迫ニ因ル意思表示タルヤ表意者ハ其害悪ト意思表示トヲ選ミテ後者ヲ採リシモノナレハ其表示タル意思ハ眞ノ意思ニ外ナラストシテ意思ト表示トハ全ク符号スルヲ以テ其意思表示ハ有効ニ成立セサルヲ得ス、唯其意思ノ決定タルヤ僅ニ害悪ト意思表示トノ二者ニ付テ其一ヲ選ハサルヲ得サルカ爲ニ已ムヲ得ス決定シタルモノナレハ其自由ヲ缺キタルモノニシテ、此ヨリ其意思表示ハ取消スルヲ得ルモノト爲セリ²⁹」と解しており、強迫を「自由ヲ缺

ク」意思表示とする点において、梅博士と同旨といえよう。ただ、詐欺・強迫を意思決定の「心理的作用」に影響を及ぼす行為であると位置づけ、表示行為と内心的効果意思との間には不一致がないことから、その意思表示は有効に成立しているものの、意思表示の形成過程に問題があったために、その意思表示に取消権を付与したとの説明方法は、現在の「意思理論」によるものと軌を一にしているといえよう。

(6) 民法典制定直後の学説の特色

民法起草直後の強迫の意義・要件に関する学説は、その意義を意思の「自由ノ欠缺」と位置付けていたといえる。もちろん、93条の心裡留保、94条の通謀虚偽表示、95条の錯誤と関連づけて、意思と表示の合致しない第4番目の類型として強迫規定が位置づけられていることから、法律行為に関する意思表示規定の相互の理論的関連性は、ある程度まで説明されているものの、体系的・統一的な理論の展開はなされていない。たとえば、錯誤と詐欺の関係について、梅博士は「理由の錯誤」論を展開する。これは、意思と表示の齟齬がない場合につき、表意者自身の粗忽により相手方の意思表示につき誤解をして承諾をした場合（梅博士のいう「単純ノ錯誤」でいわゆる「動機の錯誤」）には、表意者の法的救済手段はないが、他人の不法行為により錯誤に陥り、意思表示をなした場合は、意思と表示に齟齬がないものの、詐欺に基づく意思表示として、その意思表示を取り消すことができるとする³⁰。後者を瑕疵ある意思表示とするが、ここでは「意思表示」を中心要素として、強迫を含む法律行為論を体系的・統一的に処理する法理論は、まだ十分に成熟していなかったといえよう。また、強迫の要件に関しては、岡松博士、岸本博士の見解から明らかのように、旧民法規定との対比を通じて、その大きな枠組が形成されたものの、要件論の細かい部分では明確でない部分が残されていた。たとえば、強迫行為の「不法」をどのように判断するか、その判断基準などについては必ずしも十分に議論されていない。

三. その後の学説の展開（明治36年～明治45年）

1. その後、学説は、旧民法との比較検討から強迫の意義・要件を、明らかにするという叙述方法から、現行民法96条の規定それ自体の解釈論へと移行展開する。

(1) 川名兼四郎『民法総論完』³¹

強迫は、①害悪を表示すること、②相手方をして畏怖心を生ぜしめ、これによって法律行為上の意思を決定表示せしめんとする意思あること、③不正なること、④他人がその畏怖に基づき意思を決定表示すること、などが必要とされている³²。③の不正に関する叙述は、岡松博士の『民法理由』などと比較するとかなり詳細となっている³³。強迫の構造に関して、川名博士は「表意者ハ縦令強迫ヲ受ケタリト雖モ強迫者ノ要求ニ應スヘキカ將タ其表示サレタル害悪ヲ甘受スヘキカノ二者ヲ選擇シ其損害ノ程度ヲ比較シテ遂ニ其要求ニ應スルノ途ニ出テタルモノナリ果シテ然ラハ其意思表示ハ單ニ外見上ノモノニアラスシテ其決心シタル意思ノ表示タルコト明白ナルカ故ニ意思ト表示トノ間ニ一致ヲ缺クコトナケレハナリ去レトモ此意思表示タル畢竟不正ノ干渉ニ基因シタルモノナルカ故ニ之ヲシテ法律上完全ナル効力ヲ有セシムルハ一般ノ觀念ニ反スルモノナリ是ヲ以テ羅馬法ハ被強迫者ニ強迫ノ訴權及ヒ強迫ノ抗辯ヲ興ヘ獨逸民法ハ其意思表示ヲ取消スコトヲ得ルモノトセリ我民法モ亦之ニ倣ヒ強迫ニ因ル意思表示ハ取消シ得ヘキモノトセリ」と述べている³⁴。梅博士の説明と概要は一致しているものの、「自由の欠缺」ではなく、「不正の干渉」行為に基づいてなされた意思表示を放置しておくことは、一般の觀念に反することから、取消権を与えたものとしている。

(2) 平沼騏一郎『民法総論完』³⁵

強迫の要件は、(1)の川名博士と同旨といえる。多少異なる点もあるが①強迫と意思表示との間に因果の関係のあること、②前述の結果を生ずることについて強迫者に故意があること、③強迫行為は意思表示の相手方より生じるものでも第三者より生じるものでもよいこと、④強迫に因り意思表示を為さしむることが不法なること、などが意思

表示の取消のために必要な要件とする³⁶。このような要件論は、これまでの学説と比較して大きな変化はない。しかし、強迫の構造論に関して博士は、「強迫ノ取消原因ト為ス理由ヲ自由意思ノ欠缺ニ求ムルハ不當ナリトイハサルヘカラス」とする³⁷。平沼博士は、詐欺・強迫をして、意思表示の「任意ナルコトヲ妨クヘキ不正ノ干渉」と解する学説に対し、そもそも「任意不任意ナル文字ハ曖昧ナル文字ニシテ法律学ニ於テ之ヲ以テ法律的效果ヲ分別スルノ標準ト為シ得ルヤ否ヤニ付キ疑ナキ能ハス」と解するからである³⁸とする。すなわち、「錯誤ニ因テ法律行為的意思ト表示トノ間ニ重大ナル齟齬ヲ存スルトキハ意思欠缺ヲ由トシテ意思表示ヲ無効ト為シ意思ト表示トノ間ニ齟齬ヲ存スルモ其齟齬カ重大ナラサルトキ又ハ二者ノ間ニ全ク齟齬ヲ存セサルトキハ意思ヲ決定シ之ヲ表示スルニ至ラシメタル原因ノ如何ヲ問ハス意思表示ノ効力ニ影響ヲ及ホササルヲ原則トス此原則ニ對スル例外ハ詐欺ニ因リタル錯誤又ハ強迫ニ因ル畏怖カ法律行為的意思ヲ表白スルノ動機ト為リタル場合ナリ此場合ニ於テハ意思欠缺アリトイフヲ得サルモ意思表示ニ瑕疵アルモノトシ表意者ヲシテ之ヲ取消スコトヲ得セシム」と説明している³⁹。ここでは明確に「意思の欠缺」と「瑕疵ある意思表示」とが意識され、それぞれの説明がなされている。

（3） 富井政章『民法原論 第一巻總論』⁴⁰

現行民法典の起草者である富井博士の著書は、出版が明治37年と民法典成立時から時間を経ているが、強迫に関する叙述は、旧民法との比較の部分もあり、民法典制定直後の学説を反映したものともいえる。富井博士によれば、強迫とは、「他人ヲシテ或意思ヲ決定表示セシムル意思ヲ以テ不法ニ害悪ヲ表示シ以テ其人ニ畏怖ヲ生セシムルコトヲ謂フ而シテ現ニ其目的トセル結果ヲ生シタル場合ニ限り意思表示ノ効力ニ影響スルコト詐欺ト相異ナル所ナキモノトス」⁴¹としている。また、強迫の性質について、「強迫モ詐欺ニ同シク意思ノ欠缺ヲ来ス事由ニ非ス蓋表意者ハ縦令抗抵又ハ逃避スルコト能ハサリシモノトスルモ尚強要ニ應スルト害悪ヲ被ルトノ間ニ於テ其一ヲ選擇セルモノナルカ故ニ眞實ノ意思表示タルコトヲ失ハサルモノト

セリ唯其意思表示ハ強迫ノ爲メニ瑕疵ヲ帯ヒタルモノナルカ故ニ法律ハ被害者ヲ保護シ其取消ヲ爲スコトヲ得セシメタルナリ」⁴²とする。

意思の「欠缺」、 「瑕疵」ある意思表示などの言葉が意識的に記述されており、「意思の自由」に触れることもないことから、「意思表示」を核として、各種法律行為を体系的・理論的に処理しようとする法律行為論を意識した説明方法といえる。

なお、博士は、法典調査会での起草過程で、強迫の規定には、英国法の「不当威圧」の法理が導入されないことを明言されていたが、そのことに関し、富井博士は、英国法の「不当ノ威圧」の法理は「後見人等トノ関係ヨリシテ強迫アルモノト推定スヘキ場合ヲ認ムト雖モ我國民法ニハ一切此種ノ規定ヲ設ケス如何ナル場合ニ於テモ表意者ヨリ強迫即チ畏怖ニ因リテ意思ヲ決定表示シタルコトヲ證明スルノ必要アルモノト謂フヘシ」⁴³と説明されている。後見人という特別な地位に基づく強迫の推定をするような処理を現行民法の強迫規定では導入しないとする趣旨である。

また、大正11年版の『民法原論』（昭和60年、有斐閣）⁴⁴では、「強迫ハ不法ナルヘキコト」についての記述が、初版と異なったものとなっている。大正版では、「強迫ハ単ニ其手段ノ方面ヨリ觀察スヘキニ非ス尚之ニ依リテ達セントスル目的ノ如何ヲ究ムルコト必要ニシテ結局此両方面ヨリ觀察セル行為カ法律上許容スヘカラサルモノナルトキハ取消ノ原因ト為ルモノトス（鳩山氏183頁、以下参照）」とある⁴⁵。「結局」以下の文章がこの改訂版では鳩山説を参照して修正されている。この部分の変更は重要であり、強迫行為か否かは、①行為の手段の正当性と、②行為の目的の正当性を相関的に考慮し、さらに、表意者側の要素とを考察して、取消すべきものか否かが総合的に判断されることが示されたわけである。即ち、取消は、単に表意者の意思的要素だけで判断されるものではなく、相手方の態様、被強迫者の畏怖の程度、問題となる法律行為の内容、対価給付均衡性などの諸要素の複合的判断に基づくことを、起草者である富井博士も認容していたものといえる。

（4） 江木衷『現行民法論総則編』⁴⁶

強迫とは、「或ル不法ノ害悪ヲ加ヘンコトヲ通知

シ其被通知者ヲシテ現ニ恐怖ノ念ヲ生セシムルノ意ニシテ、之カ為シタル意思表示トシテ依然存在スルカ故ニ法律ハ只タ之ヲ取消スコトヲ得ヘキモノトス」という。強迫の具体例がわかりやすく叙述されているが、厳格な要件・効果論は展開されていない。

(5) 岡松参太郎『民法總則』⁴⁷

岡松博士の見解は、すでに『民法理由』を検討したが、本著書では、詐欺・強迫の説明方法が異なる。博士は「任意ノ縁由」という観念を用いて説明する。すなわち縁由は「私法上全ク効力ナキヲ原則トス是レ縁由カ任意ナラサル場合ニ於テモ亦同シ唯若シ其不任意ナルコトカ不法ノ原因ニ基ク場合ニハ法律ハ其意思表示ニ充分ナル効力ヲ与ヘス其意思表示ヲ取消シ得ヘキモノトス而シテ其不法ノ原因ニ出ツル場合トハ縁由カ強迫及詐欺ニ基ク場合即チ是等ノ場合ニ其意思表示ヲ取消シ得ヘキモノトスルハ縁由カ任意ナラサルカ為メニアラスシテ其不任意カ不法ノ原因ニ基クカ為メナリ」⁴⁸とする。意思の不任意性よりも不法の原因に基づく意思であることを重視する説明となっている。『民法理由』では、強迫を「自由の欠缺」と位置づけていたことから、明らかに説明方法は変化している。また、「強迫ニ因ル意思表示ト雖モ被強迫者ハ二ノ害悪ノ中其輕キモノヲ選ヒタルモノナルカ故ニ行為意思ハ確ニ存在シ且其意思ヲ表示セルモノナルカ故ニ法律行為ハ成立セサルヘカラス唯法律ハ不法ノ原因ニ基キタル意思表示ニ完全ナル効力ヲ認メ強迫ヲシテ其目的ヲ達セシムルコトヲ許スヘキニアラサルカ故ニ表意者ニ取消權ヲ与ヘ表意者之ヲ欲スルニ於テハ其法律行為ヲ取消スコトヲ得セシム」⁴⁹とも説明している。そのほかの要件論に関しては、本書でも詳細な要件論が展開されているが、『民法理由』と基本的に同旨である。

(6) 鳩山秀夫『法律行為及至時効』⁵⁰

鳩山博士は、法律行為を権利の得喪・変更の原因たる法律事実の一つとし、私法的効果を欲する私的意思表示を、その欠くべからざる要素であるものと位置づけている⁵¹。意思表示の主観的要素たる意思は、2個の分子から成り、一つは、法律行為により生ずる私的効果を欲する意思である行為意思または効果意思と、もう一つは、この意思

を外部に表示することにたいする意思である表示意思であるとする⁵²。ここにおいて、法律行為の主たる構成要素である意思表示が、行為意思（効果意思）⇒表示意思⇒表示行為から構成されることが整理されたわけである。

さて、法律行為の成立に行為意思（効果意思）が必要とされる理由を鳩山博士は、日本民法が法律行為制度を設けた全体の趣旨、すなわち、私的法律関係において「個人自ラ其法律關係ヲ支配セントスル意思ノカヲ認メタルコト」に由来するもので、「私法上ニ於ケル自治ハ行為意思ヲ以テ法律行為ノ要素トスルニ由リテ始メテ其目的ヲ達スルモノト謂ウヘシ」⁵³とする。このように博士は、個人の「意思の力」を尊重する思想、さらに広く「私的自治」が法律行為にあって行為意思（効果意思）をその構成要素とする主たる理由であると説明している。鳩山博士にあっても、「意思の力」が法律行為の核であると解していることは注目されよう。法律行為の要素として表示意思を要することに関しては、民法上の明文の根拠はないものの、民法が行為意思（効果意思）を必要とし、また、その表示を必要としていることからすると、両者の連絡を保つ欠くべからざる精神作用もまた必要となることから⁵⁴、外部に存在する身体の挙動が内部にある一定の行為意思（効果意思）の表示たることについての認識である表示意思が必要である⁵⁵と説明されている。

このように博士は、法律行為を法的効果の発生を欲する個人の意思を基本とする制度と解しながらも、その射程範囲を厳格に検討することにより、ある事実についての観念の表示とある効果を欲する表示とはその性質が異なること⁵⁶を示した。すなわち、観念通知、請求通知、感情通知などをいわゆる準法律行為として、法律行為と区別する立場である。これは、法律行為を広義に解し、観念通知などをも法律行為のカテゴリーと解していた起草者の富井博士⁵⁷、梅博士⁵⁸の見解と異なるところとなる。鳩山博士によれば、ドイツ普通法時代には意思表示をもって直ちに法律行為と解する多数説が存在していたが、意思表示は単に法律行為の欠くべからざる一要素にすぎない、との立場を妥当とし、法律行為は、「意思表示ヲ缺ク可ラサ

ル要素トスル事実」⁵⁹であると解したわけである。このように法律行為論は、前述の富井博士、岸本博士、平沼博士などを経て鳩山博士にいたりついに現在の通説的骨格が形成されたものと推測される。

ところで、鳩山博士は、民法の意思表示規定に関し、93条～95条は意思と表示の不一致について規定し、96条は他人の不法の干渉に基づく意思表示を規定したものと位置づける⁶⁰。もっとも、博士は、意思と表示の不一致の問題に関して、日本民法は、意思主義を採用したものの「我民法ノ意思主義ハ絶対ノ意思主義ニ非スシテ意思主義ヲ原則ニシタル折衷主義ナルコト及ヒ此折衷主義ハ理論ニ拠リタルモノニ非スシテ公平ニ基キタルモノ」⁶¹とも述べておられる。博士は、法律行為に関する諸規定を理論でなく「公平」の観点からする調整原理に由来する規定であると解しているのである。ときとして鳩山博士流の法律行為論がドグマテイクであると批判される場合もあるが、博士自身は法律行為の諸規定が法立法政策の産物であり、衡平原理から規定されたものであることを十分意識されていたわけである。

さて、博士は、民法96条を「他人ノ不法ナル干渉ニ基ク意思表示ナリ」⁶²とする。すなわち、詐欺・強迫の意思表示は、「行為意思決定ノ状態」に関する問題であるため本来法律行為は成立するが、「他人ノ不正ナル干渉ニ因リテ其自由ノ妨ケラレタル場合ニハ法律上之ヲ保護セサルヘカラス」⁶³そこで、保護手段として、表意者に不確定的な損害賠償請求権でなくして取消権を付与したと説明するのである。

また、強迫の成立要件として、①主観的要件として故意が必要であること（いわゆる二段の故意＝第1に自己の行為によりて被強迫者畏怖を生じめんとする意思を要し、第2にその畏怖に因りて法律行為意思を決定せしめんとする意思を要すること）⁶⁴、②客観的要件として強迫行為あること⁶⁵、③表意者に畏怖を生ずること⁶⁶、④強迫は不法であること⁶⁷、などを必要と解していた。①の二段の故意が必要とされる理由は、一つは、表意者に生じた畏怖のみを原因とするのでなくその畏怖が他人の有意の行為に基づくことを必要と解するか

らだとする⁶⁸。旧民法のような事態を含まないことを明確にするための要件といえよう。もう一つは、他人の不正なる干渉に因り行為意思決定の自由を害された場合のみを規定する趣旨で、英米法の不当威圧およびこれに類するプロイセン法の尊敬的畏怖のごとくの強迫的意思のない強迫を排除しようとしたもの⁶⁹と解している。後段の説明は富井博士もなされているものである。③の畏怖とは、判断力を失うということではなく、「二個ノ害悪ノ内最少ナルモノヲ選択スト云フ程度ニ於テ判断力ヲ有スル場合」⁷⁰であるとする。この限度で意思の選択可能性が存在し無効ではないというわけである。④の要件は、民法上明文規定はないが、これを必要と解するのが通説であるとする⁷¹。さらにここでいう不法とは、それまでの通説が目的の不法の場合のみをいうものと解していたのに対し、当該強迫をもって当該の意思表示を決定せしむることが客観的に不法であること⁷²、すなわち、当該の強迫をもって、当該の意思表示をなさしめることについて権利があるか、あるいは、取引上正当の手段とみとめられるものでなければ、その強迫は不法なものとする⁷³。そして、手段が違法であれば、たとえ目的について権利を有していても、強迫による意思決定は不法の干渉となるとするのである⁷⁴。

本書は、強迫規定の全体にわたり、様々な問題につき、詳細な検討がなされており、まさに当時の代表的注釈書といえる。

（7） 中島玉吉『民法釋義』⁷⁵

詐欺及強迫の意義につき「意思ト表示ノ間ニ不一致ヲ来スニ非ス、只意思ヲ生セシメタル原因カ不正ナルモノナリ、即チ意思其モノカ自由ニ決定セラレタルニ非スシテ他人ノ不正ノ干渉ニ出テタルモノナリ、縁由ノ瑕疵又ハ錯誤ハ意思表示ノ効力ニ影響ヲ及ホササルヲ以テ原則トナス、只本条規定スル二者ニ限リテ其効力ニ影響ス」⁷⁶として、意思表示の縁由の瑕疵と位置付けている。また、「強迫ニヨリ恐怖ヲ生スルモ全ク知覚精神ヲ失ハス、其危害ヲ避ケンカ為メニ意思表示ヲナス場合」⁷⁷が本条の規定するところであるとする。そして、「強迫ハ元来不法行為ナリ、人格権ニ對スル侵害ナリ、故ニ當然損害賠償ノ訴権ヲ生ス、本条ニヨリ

取消権ヲ与フルハ被害者ヲ一層厚ク保護センカ為メナリ、本条ノ保護ヲ与ヘテ不法行為ノ訴権ヲ奪フモノト解セハ誤ナリ」⁷⁸とも指摘する。不法行為訴権の關係から強迫規定を意味づけているが、かかる説明方法は被強迫者の意思の自由に着目するよりも、強迫者の行為の悪性に取消の根拠をもとめており、先の岡松博士の説明方法とも近く興味深い。96条3項に関しては、立法論として取引の安全を害することから反対することを明言している⁷⁹。強迫の要件論に関しては、この時期の他の学説と同様の、十分な展開がなされている。

(8) この期の学説の特色

強迫を「意思の自由の欠缺」とする説明方法は、この時期には明らかに後退する。これは、わが国での法律行為論の確立とその理論の浸透に由来するものであろう。強迫規定を意思の「自由な合意」を欠く場合とする説明方法は、フランス民法における通説的な説明方法であり⁸⁰、それがいわばこの時期において、ドイツ民法的な「瑕疵ある意思表示」を用いた説明方法へと転回したともいえる。

ところで、鳩山博士は、表示されていない意思は、本来法律行為上の効力を有すべきでなく、法律行為の縁由に遡り、表示そのものから離れて表示せられざる意思を探求することは許されるべきでない⁸¹、とする立場を基本とする。しかし、96条の如く「他人の不法なる干渉に基づく意思表示」に関しては、意思表示の不自由に加えて、強迫者の恨むべき行為つまり不法の意思を貫徹させるべきでない⁸²ことから、法は表意者を厚く保護すべきものとして表意者に取消権を付与したと解する⁸³のである。これは、強迫規定を単に意思的要素のみを考慮して立法されたものでなく、不当な干渉をした者がこの意思表示上の効果を楽しむことは正当でないという、いわば契約的正義の実現のための規定と位置づけ理解していたとも解しうるのである。

他方、強迫の要件論に眼をむけるならば、①強迫者において二段の故意が必要であること、②強迫行為が不法であること、などの要件が条文上の明文規定がないにも拘わらず通説化したことがわかる。①は、旧民法財産編313条2項のような「不

可抗力ニ出テタル急迫ノ災害」をさけるために熟考する暇なくしてなされた意思表示を強迫類型から除外することをひとつの立法理由とした現行強迫規定の趣旨を貫徹するために考案された要件であり、その後の判例の展開によりこの要件は確立する。また、②の「不法」が必要とされる理由を、鳩山博士は、「表意者ニ於テ強迫ヲ受ケテ意思表示ヲ決定スルモ之ヲ法律上正當ナリト認ムベキ場合ニハ敢エテ取引ノ安全ヲ犠牲トシテ表意者ヲ保護スルノ必要無キ」⁸⁴とし、ここでいう「不法」とは、「強迫受ケテ行為意思ヲ決定スルコトガ法律上客觀的ニ表意者ノ當然認容スベキ所ニ属ス可ラズ」⁸⁵という場合をいうとされている。取消権を付与するに値するような「不法」な行為が強迫行為ということになる。そうするとこの不法か否かの判断を抽象的になすことは難しく、民法全体の趣旨及び96条の趣旨、権利者の自救行為を許さない民法の趣旨から、強迫の手段と目的とを具体的に検討して、行為全体としての不法の有無を判定されることとなり⁸⁶、これも判例の集積によりその内容が具現化されていくことになる。

四. 強迫に関する戦前の判例の展開

強迫に関する判例は、戦前においては多くはない。しかし、強迫の要件形成について重要な大審院判決もあり検討していく。

1. 明治37年11月28日大審院（破棄差戻）⁸⁷

（事実） Yが、米の売買につき、詐欺取財ありと信じ、Xを告訴したところ、Xが畏怖の念を抱き、和解契約を締結した。のちに、Xがこの契約につき強迫による取消と証書の取戻を請求した。Xは、原判決は、YがXに詐欺取財の行為であると誤信し告訴したならば、「強迫者ニ強迫ノ意思アルニアラサレハ之ヲ以テ強迫ナリト云フヲ得スト判断」したのは、法律を不当に適用したものであると主張し上告した。

（判旨） 「原院ニ於テYハXニ詐欺取財ノ行為アリト信シテXニ對シ詐欺取財ノ告訴ヲ爲シタルモノトセハ詐欺取財ノ行為ナキコトヲ知りナカラ故意ヲ以テ告訴ヲ爲シXヲ強迫シ自己ヲ利セントシタ

ル者ニアラサルヲ以テ該告訴ニ依リXハ恐怖ノ念ヲ惹起シ爲メニ本件和解契約ヲ爲シタルモノトスルモYニ故意ナキヲ以テ強迫ニ因リ右和解契約ヲ爲シタルモノトスルヲ得スト判定シタルモノノ如シ果シテ然ラハ民法第九十六條ノ強迫ノ意義ヲ誤解シ原院ノ所謂故意即チ不法ナルコトヲ知りナカラ殊更ニ自己ヲ利センカ爲メ他人ヲ強制シ以テ恐怖ノ念ヲ生セシムルコトヲ以テノ要素ト爲シタルモノト云ハサルヲ得ス然レトモ右ノ如キ故意ヲ以テ要素ト爲スヲ得サルコトハ同條ノ法意ニ徴シテ明瞭ナリ同條ニ於テ強迫ニ因ル意思表示ヲ取消スコトヲ許シタルハ他ナシ表意者ハ強迫ニ因リ恐怖ノ念ヲ生シ意思ノ自由ヲ欠キ止ムコトヲ得シテ其真意ニ異ナリタル意思ヲ表示シタルモノナルカ故ナリ然リ而シテ表意者即チ被強迫者ノ恐怖ノ念ヲ生スルハ強迫者カ故意ヲ以テ強迫スルト又其過失ニ因リ強迫スルトニ依リ毫モ異ナル所ナキカ故ニ故意ヲ以テ強迫シタル場合ニ限り其強迫ニ因ル意思表示ヲ取消スコトヲ許シ過失ニ出テタルトキハ其強迫ニ因ル意思表示ヲ取消スコトヲ許ササル理由アルナシ之ヲ要スルニX所論ノ如ク原判決ハ法則ヲ不當ニ適用シタルモノニシテ破毀ノ原由アル不法ノ判決タルヲ免レス。

（コメント） 判旨を素直に読むならば、大審院判決は、「過失による強迫」による取消も認めるとする趣旨であると読める。しかし、むしろ、本判決は、目的の「不法」性に関し、その不法の認識を必要としないとしているのであり、不法性（違法性）に関し客観説をとるとの趣旨であろう。

2. 明治39年12月13日大審院（棄却）⁸⁸

（事実） YらはXに対し、「米を盗んだに相違ない。若し聞かなければ警察に出して監獄に入れる」などと恐喝し、Xに金1,500円を支払うことに同意させたうえ、Xの土地建物を抵当として借用証書を作らせ、さらにXの「心中畏怖ノ念去ラサルニ乗シ低當物ヲ千三百圓ト見積リ之ヲAニ売却トナシ不足額二百圓ニ對シテハ新タニ借用證書ヲ差入ルルコトヲ承諾セシメ、地所建物證書類ヲ騙収シタ」。その後、本件土地がAからBに譲渡され登記された。Xは、Yらを詐欺取得罪で告訴し、本件土地建物の返還、移転登記の抹消を求めA、Bに対し

附帯私訴を提起した。A、Bが上告。

（判旨） 強迫による意思表示は「ソノ取消ヲ善意ノ第三者ニ對抗シ得ヘカラサルモノ」との上告に対し、「詐欺ニ依ル意思表示ノ取消ニ付キテハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得サルハ民法第九十六條第三項ニ規定スル所ナルモ強迫ニ因ル意思表示ノ取消ニ付キテハ斯ル特別規定ヲ存セサルヲ以テ其効果ハ一般ノ原則ニ從ヒ第三者ニ對抗シ得ヘキモノトナサ、ルヲ得ス而シテ意思ノ表示カ相手方又ハ第三者ノ強迫ニ出テタル場合ニ表意者カ全ク意思ノ自由ヲ奪ハレタル場合ニ於テハ其意思表示ハ表意者ノ意思ヲ欠如スルモノナレハ唯タ形式的存在ヲ有スルニ止マリ實體上ニ於テハ全然無効ナルヲ以テ所謂取消ノ問題ヲ生スルコトナク表意者カ多少其意思ノ自由ヲ享有スル場合ニ於テ其意思表示ハ瑕疵アル意思表示トシテ取消ニ因リ初メテ之ヲ無効ナラシムルコトヲ得ルモノナリ民法第九十六條第一項ニ「強迫ニ因ル意思表示ハ之ヲ取消スコトヲ得」トアルハ即チ此種ノ意思表示ヲ指シタルモノニシテ所論ノ如ク絶対的ニ意思ノ自由ヲ欠缺スル場合ニ適用スヘキ法條ニアラス故ニ原院カ本件契約ノ取消ハ第三者タルBノ意思如何ニ拘ハラズ之ニ對抗シ得ヘキモノト判示シタルハ相當ニシテ上告論旨ハ理由ナシ」

（コメント） 強迫の取消の効果に関し、96条第3項の反対解釈を明言するものである。また、傍論ではあるが、表意者の意思が欠けている場合は、無効となるとしている。

3. 大正5年5月8日大審院（棄却）⁸⁹

（事実） 本件土地売買について、公簿坪数に不足したなどを理由に、買主Yは、売主Xを詐欺で告訴したところ、担当検事が好意的に当事者の紛争を解決するため、Xに示談をすすめ、和解契約が締結された。しかし、Xは、本件和解契約が検事を持ちいての強迫であるとして、Yに取消を主張した。上告理由第一点は、民法上の強迫は、「法律行為ノ表意者カ強迫アリトシテ畏怖ノ結果意思表示ヲ為シタル場合ニハ總テ其法律行為ノ取消ヲ許ス法意」であり、それゆえ、原判決がXの主張を排斥しようとするならば、まずXが本件和解契約につき強迫により意思表示をしたのでない事実を

Xの「主観的方面ヨリ説明セサルヘカラス然ルニ此點右ニ付何等説明スル所ナク漫然強迫者ノ方面ノミ觀察シ、Xノ表思ト畏怖ノ間ニ因果關係アリヤ否ヤXハ畏怖セルヤ否ヤヲ閑却セル原判決」は、理由不備の違法ありとする。また、第二点は、Xは、本件和解契約を決意した直接の原因は、検事の言動に対する畏怖に基づくものであり、Xが畏怖したかどうか、畏怖に基づく意思表示かどうか重要であるなどと主張した。

(判旨) 「民法第九十六條ニ所謂強迫ノ事実アルカ爲メニハ單ニ畏怖ノ結果意思表示ヲ爲シタル事実アルノミヲ以テ足レリトセス又脅迫行為ヲ爲シタリト主張セラルル者ニ於テ強迫スルノ意思アリタリコトヲ必要トス而シテ原審ハ本件ニ於ケルYノ告訴ハYノ強迫ノ意思ニ出テタルモノニ非サル旨ヲ判示シタル以上ハ右告訴ハ強迫行為ヲ成立スルモノニ非サルコト明カナレハXノ主観的方面ニ於テ畏怖ノ有無及畏怖ト表意トノ因果關係ノ有無等ニ付キ判断ヲ興フルノ要ナシ故ニ原判決ハ所論ノ如キ不法ナキヲ以テ論旨第一點ハ理由ナシ又原審ハ検事カXヲ強迫シテ和解契約ヲ締結セシメタリトノ事実ハ之ヲ認ムヘキ證據ナキ旨ヲ判示シタルカ故ニ検事ニ脅迫行為アリト謂フヲ得サルカ故ニXカ畏怖セルヤ否ヤ又畏怖ニ基ク表意アリヤ否ヤノ點モ前説明ト同一ノ理由ニ依リ之ヲ判断説明スルノ必要アルモノニ非ス故ニ論旨第二點モ理由ナシ」

4. 大審院大正6年9月20日(棄却)⁹⁰

(事実) 会社経営者のA(Xの前主)らの不実報告行為により、会社の財産状態を誤信したため、その会社の株式を購入したYが、Aに対し、Yの保有する株式を払込み金額で買い取ることを要求し、さもなければ、Aの不正行為を告発すると通告し、株式の買収契約を締結せしめた。Xは、かかる契約を強迫に基づくものと主張し、返金の請求をした。

(判旨) 「Yノ訴外Aニ對シテ爲シタル告發ノ通知ハ法律ノ付興シタル權利ノ實行ナリトスルモ之ニ依リテ不正ノ利益ヲ得ルコトヲ目的トスル場合ニ於テハ不法ナルモノト謂ハサルヲ得ス而シテ原院ノ認定スル所ニ依レハYハ右告發ノ通知ヲ爲シタ

ル結果當時殆ント價值ナキ大阪硫安肥料株式會社ノ株式三百株ヲ一株十三圓ニテAヲシテ買受ケシムルニ至リタルモノナレハ原院カ此本件賣買ヲ不法ノ強迫ニ因ル意思表示ヨリ成ルモノト認定シタルハ毫モ不法ニアラス」

5. 大正14年2月25日大阪控訴院(棄却)⁹¹

(事実) Y所有の山林が、X1との間で代金4,050円で売買契約が成立し、これがX2に転売され、さらに一部が転売された。Yはそもそも本件山林は約1万円の価格を有していたと主張して、訴外Bをして、X2らにYへ損害金を支払うことを要求させていた。後日、その交渉を進捗させる手段として、Bは警察にその事実を告げ取調べを求めたところ、刑事巡査はX1、X2に対し、正当な権限によらずに不法に兩人を警察署内に抑留したのみならず、刑事らはすみやかにYの要求する損害金を賠償するならば、直ちに釈放し帰宅を許すが、そうでなければ数日間でも警察署内に抑留する。また、兩人の行為は重罪に該当する犯罪であるから送検し重刑で処罰すると告げ、Yとの合意を要求したため、X2は、やむなく買受けた山林の26筆中9筆を返還し、X1、X2は損害金として2,000円を支払うことを約束した。X3は、X1、X2の当該消費貸借契約を引受け、三名連帯の借用書をYに交付した。X1、X2は強迫による取消を主張し、X3は、本件消費貸借契約の無効確認と借用證書の返還を求めた。

(判旨) 「X2及びX1ノ右損害金支払ノ契約並ニ之ヲ目的トスル本件消費貸借契約締結ノ意思表示ハXラノ主張ノ如ク孰レモ不法ナル強迫ニ因リ為サレタル意思表示ナリト認定スヘキモノトス」

(コメント) 第三者(警察の行為)の強迫が認定された事案である。

6. 大正14年11月9日大審院(棄却)⁹²

(事実) 5と同じ。

(判旨) 「原審カ該当法律行為ヲ取消シ得ヘキモノト判決シタルハ結局相当ニシテ本論旨ハ其ノ理由ナシ。」

7. 昭和3年5月24日東京控訴院（棄却）⁹³

（事実） 甲の子である乙が、新潟県の某村の収入役に在職中に、約束手形及び借用証書各一通を偽造し、丙から1万円を騙取した。甲は、乙の不法行為による損害賠償債務と他の債務とを併せて、丙との間に消費貸借契約を締結した。その際、丙は甲に対して当該契約をしなければ刑事訴追の手續きをとる旨の通告をしていた。甲は、本件消費貸借契約が丙の強迫により成立したものだとして無効確認と証書の返還を求めた。

（判旨） 「本件ノ如キ犯罪ニ因ル被害事件ヲ発覚シタル場合ニ於テ何人ヲ被害者ノ地位ニ置クモ一応ハ丙ノ採リタルト同様ノ手段ニ出ツヘク其処置毫モ不穩不当ノモノト認メ難キノミナラス其当時丙ハ甲ヲシテ其子乙ニ代テ実害ヲ模補セシメ事ヲ穩便ニ解決セントスルノ意思アリシコトハ推察スルニ余リアルヲ以テ丙ノ措置ハ寧ロ甲ノ家ノ家名ヲ顧慮シ父ナル甲ニ汚辱ナカラシメントシタル情誼アリ儀礼アル処置ナリト認ムヘク到底不法ニ害悪ヲ通告シテ甲ヲ強迫シタルモノト断スルヲ得ス」
（コメント） 丙の行為は、強迫に該当しないと判旨している。全体として給付の不均衡が生じてはいない。

8. 昭和4年1月23日大審院（棄却）⁹⁴

（事実） 7と同じ。（7の上告審）

（判旨） 「原裁判所カ強迫ノ抗弁ニ付キ云ワント欲スルトコロノ趣旨ハ要スルニ本件契約ヲ締結セサルコトニ因リテ上告人甲ノ恐ラク招致スルコトアルヘキ所謂害悪ヲ挙示シタル点ニ於テモ亦竟ニ本件契約ノ締結ニ帰到シタル点ニ於テモ共ニ違法ノ以テ認ムルニ足ルヘキモノ無シト云ウニアルコト之ヲ了スルニ難カラス是レ亦一ノ事実認定ニ基ク判断ニ外ナラス而シテ此ノ判断ハ正鵠ヲ失セリト云ウ可カラス所論ハ強迫ニ因ル意思表示ノ場合ハ常ニ表意者カ如クニ惶懼スルコトアリシヤ若ハ如何ナル負担ニ任スルニ至リシヤノ事実ノミヲ観テ以テ強迫ノ有無ヲ決セサル可カラスト云ウニ帰セサルヲ得スソレ自体採用スルニ由無キ立論ナルノミナラス抑又原判決ノ認定シタル事実ノモノニ即カサル攻撃ト云ウヘキナリ」

（コメント） 契約締結に際して、「本件契約を締結

しなければ告訴する」との行為があったとしても、強迫か否かはその行為の前後の事情を考慮して判断するものと解している。

9. 昭和4年2月20日大審院（破棄差戻）⁹⁵

（事実） Xは、訴外鈴木精八に大正11年3月14日4,200円を貸与し、鈴木精八所有の本件不動産に第一順位の抵当権を得て、登記手續をした。しかし、大正12年6月2日弁済を理由とする登記の抹消登記手續をしたが、これは訴外鈴木精八の強迫による、Xの上記債権及び抵当権の放棄の意思表示に起因していた。Xは、大正12年10月25日訴外鈴木精八に対し抹消登記回復の訴を提起し、勝訴の確定判決を得た。

そこでXは、抹消した登記の回復を申請しようとしたところ、Yは、上記抹消登記後の大正12年9月14日付で訴外鈴木精八に対する貸借債権について1番抵当権の設定およびその登記を得ていたAから譲渡を受けていた。また、同27日付でBは、2番抵当権の設定を得て、その2番抵当権は、それらの債権と共にXが先述の勝訴の確定判決を得たのちYに譲渡され、大正12年11月28日移転登記がされた。Xは、Yに、抵当権設定登記回復登記手續の承諾を求め、訴を提起した。原審判決が、強迫に因る意思表示に関しても、96条3項の第三者の範囲を取消前の第三者「取消行為アリタル日以前ニ己ニ利害関係ヲ設定シタル第三者ニ限ルヘク其ノ以後ノ第三者即取消行為当時未タ存在セサリシ第三者トノ関係ハ之ニヨリテ律セラルルモノニアラス云々」と解することに関して、「取消ノ意思表示ノ日以前ニ於テノミ其ノ効果ヲ有スト云フ如キ狭義ニ解スヘキ法文一モナキノミナラス斯ク解スルトキハ強迫ヲ蒙リタル被害者ヲ保護スルニ充分ナラサレバナリ即取消ノ意思表示アリタル日以後ノ取得者ニ対シテモ其ノ効果ハ及フヘキモノトセサルヘカラサル所以ナリ」としてXが上告した。

（判旨） 「然ラハX主張ノ如クXカ本件抹消登記ノ原因タル鈴木精八ニ対スル債権及抵当権ノ拋棄行為ヲ強迫ニ因ル意思表示トシテ適法ニ取消シタリトセハ其ノ効カトシテ拋棄行為ハ始メヨリ無効トナリ嘗テ拋棄行為ナカリシト同一ニ帰スル結果X

カ鈴木精八ニ対シテ有シタル債権及抵当権ハ始メヨリ消滅セサルコトナルヘク而モ上叙取消ノ効力ハ第三者ノ善意悪意ヲ問ハス之ニ対抗シ得ヘキヲ以テXハ本件抹消登記後抵当権ノ設定ヲ受ケ其ノ登記ヲ経タルYノ前主A及Bニ対シ第一順位ノ抵当権ヲ以テ対抗シ得ヘク其ノ特定承継人タルYカ前主ヨリ以上ノ権利ヲ有シ得サルコト勿論ナルヲ以テXカYニ対シテモ亦第一順位ノ抵当権ヲ以テ対抗シ得ヘクYカ登記上利害関係ヲ有スルニ至リシ日(抵当権譲渡登記アリタル日)カ前記取消アリタル日ノ前ナルト後ナルトニ依リ其ノ結果ヲ異ニセサルヘキハ前記取消ノ効力ヨリ観テ当然ノコトニ屬ス」

(コメント) 取消の効果に関する判例である。復帰的物権変動論肯定の立場(我妻博士)からの批判がある。効果論に関しては、別稿で検討したい。94条2項の類推適用論が問題となろうが、本件ケースでは難しいかもしれない。

10. 昭和8年9月25日東京控訴院⁹⁶

(事実) Xの父は、12歳の時から64歳で死亡するまで、Y家に雇われていた。その父の死後、Xは、午後8時頃、Y家に呼ばれ、2階奥座敷に案内され、Yほかの者から、Xの父は、Yに1万400円の債権を負担したまま死亡したので、「直チニ返済セハ金額ヲ7千円ニ減額シ其余ハ免除スヘケレハ右7千円ノ弁済トシテ本件土地三百五十坪ノ所有権ヲYニ移転スベシ」と要求した。Xが承諾しないであると、翌日午前3時頃に至るまで、執拗に要求を繰返し、Y自ら執筆した本件土地の売渡証を挙示して、これに署名捺印することを求め、債権の根拠計算関係などは少しも明示せず、Xが「今夜タケ考ヘサシテクレ」と申し出ても許容せず、Xが実印を持参するため帰宅したい旨を申し出ても拇印で可として許さず、ただ前記売渡証に署名捺印することを強要した。そして、もし承諾しなければ「方法」とるといい、あたかも何等か恐るべき謀計を廻らすべき企図あるが如く暗示し、遂に深夜に及んで性質柔和温順であり、父が一生涯を通じてY方で使用せられ之によって一定の生計を立てて果たした事、Yに対する屈從的盲從的の習慣を脱却できないXは、ついにその真意に反す

るにも拘わらず、「到底免ルルコト能ハスト觀念シテ前記売渡証ニ署名捺印スルニ至」った。

(判旨) 「斯クノ如キ売買ハ正ニ民法第九十六条規定スルトコロノ『強迫ニ因ル意思表示』ナリト認ムヘク之ヲ取消シ得ヘキヤ勿論ナリ」

11. 昭和11年11月21日大審院(破棄差戻)⁹⁷

(事実) Xは、訴外Aに2,000円を貸付け、その担保としてAの土地に抵当権を設定させ、かつ、Aの振出でY1の裏書のある2,000円の約束手形を受け取った。しかし、Xの内縁の夫甲が調べたところ、抵当地の該当地番が見当たらなかったため、Xは、その抵当地が実在しないものと思い甲を代理人として遣わして、Y1らの面前で、Aに対し実在しない土地を担保として借金したと難詰し、Aを告訴すると迫った。そうして、Y1は、前記手形に裏書し消費貸借に関係あることから、危険が自分らに及ぶことを恐れ、また、Y2はAとともに共同事業を営んでいたことから、Aが拘留されると共同事業の前途に支障をきたし、財産上損害を被ることを憂慮し、そこで、告訴をしない代償として、前記消費貸借上の債務を担保する意味で、Y1はY2を受取人として本件1,900円の自己宛為替手形を振出して即日引受をし、Y2は同日これをXに裏書譲渡したところ、Xは満期日に呈示したが支払いを拒絶されたことから、その支払いを求めためXは、Y1、Y2に対し、本訴請求をした。Y1、Y2は、本件手形行為は前示の如き事情のもとで為されたものであり、強迫によるものであるとして、これを取消す旨の抗弁を主張した。原審は、Xの内縁の夫である甲の意思如何を審理することなく、かかる抗弁を採用し、Xの請求を排除した。Xは、甲において、Yらに対して「畏怖ノ念ニヨリ手形行為ヲ爲サシメントスルノ故意」を有しなかったこと明瞭であり、「原判決ハXニ強迫ノ行為アルト速断シ以テ其ノ要件タル強迫ノ故意ニ付却テ之ヲ否定スヘキ資料存スルニ拘ラス何等顧ミルコトナクYノ仮定抗弁タル強迫行為ノ事実ヲ認容セラレタルモノニシテ審理不尽」として上告した。

(判旨) 「凡ソ強迫ニ因ル意思表示ハ強迫者カ相手方ヲシテ或ル意思表示ヲ為サシムル為不法ニ害悪

ヲ通知シ相手方カ之ニ畏怖シタル其ノ意思表示タルコトヲ要スルモノトスサレハ原判示ノ如ク甲カY等ノ面前ニ於テAニ対シ同人カ實在セサル不動産ヲ担保トシテ金借シタリト難詰シ同人ヲ告訴スヘキ旨告知シ之カ為原判示ノ如クY等カ危険ノ其ノ身ニ及ハントコト又ハ自ラ損害ヲ被ルニ至ルヘキコトヲ怖レ右ノ告訴ヲ為サシメサルノ代償トシテ本件各手形行為ヲ為シタルモノトスルモ甲カY等ヲ畏怖セシメテ意思表示ヲ為サシメンカ為右ノ告訴ヲ為スヘキ旨不法ニ告知シタルモノニシテ本件各手形行為カ甲ノ欲シタル右意思表示ノ範圍ニ属スル場合ニ非スハ右ノ手形行為ヲ以テ強迫ニ因ル意思表示ナリト云フヲ得サルニ拘ラス原審カ此等ノ点ヲ審理スルコトナク輒ク之ヲ強迫ニ因ル意思表示ナリト解シ其ノ強迫ニ因ル取消ノ抗弁ヲ採用シXノ本請求ヲ排斥シ去リタルハ審理不尽理由不備ノ違法アルモノト云フヘク論旨理由アリ原判決ハ破毀ヲ免レス」

12. 昭和12年12月21日大審院（棄却）⁹⁸

（事実） 11事件の差戻審（広島控訴審）の上告審判決である。

（判旨） 「民法第九十六条ニ所謂強迫ニ因ル意思表示タルニハ強迫者ニ於テ不法ノ害悪ヲ通知スルニ因リ相手方カ畏怖シ其ノ結果一定ノ意思表示ヲ為スニ至ルヘキコトヲ予見シナカラ不法ノ害悪ヲ通知シ之ニ因リテ為サレタル強迫者予見ノ意思表示ナルコトヲ要スルコト原審ハY等ノ全立証ヲ以テスルモXノ代理人甲カY等ノ面前ニ於テAヲ告訴スヘシト称シタルハY等ヲシテ本件手形行為ヲナサシムル目的ニ出テシコトヲ認め難ク云々」トテ前記Xノ代理人甲カAヲ告訴スヘキ旨Y等ニ告ケタル際同人ハ之ニ因リY等カ本件手形行為ヲ為スニ至ルコトヲ予見セサリシモノトノ事実ヲ確定シ依テ本件手形行為ハ強迫ニ因ル意思表示ニアラスト判示シタルモノナルコト原判文上明カナレハ原判示ハ正当ナリ」

13. 昭和13年4月12日東京控訴院（棄却）⁹⁹

（事実） Xらは、15万円のY銀行に対する私財提供の意思表示は、これをしなければ同銀行の営業許可を取消すとの大蔵省当局者の警告により、そ

の許可の取消を恐れてした意思表示であり、大蔵省当局者の強迫に因るものであるとして、昭和11年7月21日、XらはY銀行に対して取消の意思表示をしたとする。

（判旨） 「監督官庁タル大蔵省カ預金ノ払戻シ不能ニ陥リタル銀行ノ重役等ニ其ノ差戻シ資金トシテ私財ノ提供ヲ勧告スルカ如キ場合アリトセハ該銀行ハ最早之レカ提供ヲナスニアラサレハ銀行トシテノ使命ヲ全フスルコト能ハサル状態ニ立チ到リタルモノト観測シ得ヘク従ツテ営業ノ継続ヲ必要トセサルモノナレハ斯ル状況ノ下ニ於テ大蔵省当局者カ当該銀行ノ重役等ニ払戻シ資金ノ提供ヲ勧告シ之レヲ為スニアラサレハ営業許可ヲ取消スヘキ旨警告シタリトスルモ之レヲ以テ直チニ民法第九十六条ニ所謂強迫アリト為スニ足ラサルノミナラス其ノ他右意思表示カ大蔵省当局者ノ強迫ニ基キ為サレタルコトハ之レヲ認定スルニ足ル証拠ナキヲ以テXノ右抗弁ハ之レヲ採用スルニ由ナシ」

14. 昭和17年3月17日大審院（棄却）¹⁰⁰

（事実） 大正14年12月8日、Yは、Xに対し6,000円を貸付けたところ、その後、利息の一部を受けたのみであった。そこで、Xに対し訴を提起し勝訴し、昭和4年1月の確定判決に基づき、Xの動産百余点を差押えたところ、Xから競売の延期を懇願されたため、その後、5・6回にわたり相当の猶予を与えたものの、Xは何の解決方法も講じないのみならず、長女の結婚の際、差押の標示を破棄して道具を使用し、また、玄米三俵を消費するなどの行為があった。Yは、Xの誠意を疑い代理人Aを遣わし、Xに対し「差押標示ノ破棄ニ因ル刑事責任ヲ指摘シ斯克テハ愈々差押物件ノ競売ヲ実行スルノ外ナシトシテ其ノ決意ヲ示シタ」ところ、Xより更に穏便な解決法を乞いやまなかったため、Yもこれを容認しまた引き続き4・5回にわたり競売を延期し、相当の猶予を与え、その間の双方協議により、元金において、なお5,600円残存する計算となり、昭和4年11月21日、本件公正証書の準消費貸借契約を締結し、その返済を担保するため、本件不動産に抵当権を設定した。しかし、Xは、債権ならびに抵当権不存在確認等をYに求めた。

(判旨)「思フニY及其代理人ノ前記ノ行為ハ未タ権利実行ノ範圍ヲ逸脱シタルモノト認メ難ク而カモ右行為ノ前後ニ於テ屢々Xノ為ニ支払ヲ猶予シテ熟考善処ノ機會ヲ与ヘタルモノナレハXニ於テ幾分窮境ニ陥リタル事実アリトスルモ其意思決定ヲ自由ヲ妨ケラルル迄ニハ立ち至ラサリシモノニシテ從テ本件準消費貸借ヲ目シテ強迫ニ因ル意思表示ト為スニ由ナキモノト云ハサルヘカラス」

15. 強迫規定に関する戦前の判例

強迫に因る意思表示が認定されたものとしてNo.10の判例がある。そのほか上記判例を、強迫の要件論との関係から整理するならば、次のようになる¹⁰¹。

強迫者は、①故意により、②不法な強迫行為をしたことが必要であると解されているが、そこで必要とされる強迫者の故意とは、③他人に畏怖を生じさせようとする故意と、④その畏怖によって一定の意思表示をさせようとする故意、すなわち二段の故意が必要とされている。この二段の故意の必要性を明確にしたものがNo.11とNo.12の判例である。また、②不法な強迫行為か否かは、その行為の目的と手段の相当性から総合的に判断される。民法96条の明文上の根拠がないものの当然の要件と解されているが、その具体的な判断基準の確定には判例の集積が不可欠であった。たとえば、告訴、告発は、それ自体としては正当な行為であることから、社会上許容されうる程度の行為は、たとえ、相手方がある程度の恐怖心を感じたとしても、違法とはならないとされた(No.14)。身元保証人に告訴すると告げて、損害賠償義務を認めさせ、準消費貸借証書を差入れさせた場合も同様である(No.7, No.8)。他方、正当な行為であっても、手段が不当であるときは、違法な強迫となる。たとえば、警官に詐欺の事実を密告し、不当に尋問・威嚇させ、民事上の問題を有利に解決しようと、準消費貸借証書を差入させたりする行為は、違法性を帯び強迫となる(No.5, No.6)(No.4も手段の不法性が問題となった事案といえよう)。なお、告訴・告発が誤信による場合は、違法な強迫となる場合がある(No.1)。また、そもそも強迫の故意を欠く場合には、強迫に因る意思

表示とならない(No.3, No.13)。

畏怖が表意者の自由意思を全く失わせる場合は無効となる(No.2)。

強迫の効果に関して、強迫に因る取消は善意の第三者に対抗しうる(No.2)(なお、No.9)。

五. むすびにかえて

強迫規定にかんする明治期における学説、判例の展開を検討した。民法編纂当初は強迫を「自由の欠缺」として位置づけていたものが、徐々に「瑕疵ある意思表示」とおきかわっていったことがわかる。明治40年代の岡松博士、川名博士などを先頭に被強迫者の意思を中心に強迫制度を説明するのではなく、強迫者の不法性や強迫者への利益帰属を否定するがゆえに取消権付与を基礎づける説明方法が有力化し、続いて鳩山博士、中島博士などが同様の説明方法をとられることによりこの傾向は通説化した。ただ、法が被強迫者に取消権を付与した趣旨は、表意者にかかる意思がなかったことを重視して取消権の付与を基礎づけるのか、それとも、不当な干渉をした者が、かかる意思表示上の効果を受けることが契約の等価性に欠け正義に反すると解されることから強迫行為に取消権を付与したものであると解するかは、明治民法編纂直後の「強迫規定の意義」に関する学説の顕著な変化であるといえようが、かかる変化が強迫の要件論に決定的な相異をもたらしたものとは言えないようである。また、このような変化と法律行為論との論理的な牽連性についてもさらに検討を加えていきたい¹⁰²。

本稿は、強迫規定の民法典編纂後の学説の展開を明治期に限定して検討したに過ぎない。強迫の要件を再検討するにあたり、今後さらに戦後の強迫判例の検討、その後の学説の展開、強迫規定の効果論、比較法的考察など、多面的に検討を続けていきたい。今後の研究課題としたい。

¹ 『民法修正案(前三篇)の理由書』廣中俊雄編 有斐閣、(1987年)149頁。なお、すでに柳沢秀吉「登記の公信力と民法94条2項、96条3項の意味」法学志林70巻1号71頁、松尾弘「権利移転原因の失効と第三者の対抗

- 要件」一橋102巻1号78頁，中舎寛樹「民法96条3項の意義」南山法学15巻3-4号15頁，田中教雄「日本民法96条（詐欺・強迫）の立法過程」香川法学13巻4号77頁，武川幸嗣「法律行為の取消における第三者保護の法律構成序説—民法96条3項の意義と法理を中心に」慶応法研69巻1号513頁，拙稿「詐欺・強迫規定の起草過程」国際関係研究34巻1号1頁などがある。
- ² 梅謙次郎『民法要義総則編』（明治29年，有斐閣）。
- ³ 前掲註2 210頁。
- ⁴ 前掲註2 238頁。
- ⁵ 前掲註2 241頁。
- ⁶ 前掲註2 238頁。
- ⁷ 梅謙次郎『民法原理総則編卷之一卷之二合本』（明治37年，和佛法律学校（平成3年復刻版），信山社出版）409頁。
- ⁸ 岡松参太郎『民法理由総則編』（明治29年，有斐閣）。
- ⁹ 前掲註8 200頁。
- ¹⁰ 前掲註8 200～202頁。
- ¹¹ 前掲註8 200～202頁。
- ¹² 前掲註8 206頁。
- ¹³ 前掲註8 207頁。
- ¹⁴ 松浪仁一郎＝仁保亀松＝仁井田益次郎『帝国民法正解（第2巻総則）』（明治29年，日本法律学校〔信山社，平成9年復刻版〕）日本立法資料全集別巻96。
- ¹⁵ 前掲註14 598頁。
- ¹⁶ 前掲註14 599頁。
- ¹⁷ 前掲註14 601頁。
- ¹⁸ 前掲註14 603頁。
- ¹⁹ 仁保亀松＝伊藤悌治『民法総論完』（明治31年，東京法学院講義用，国立国会図書館蔵）。
- ²⁰ 前掲註19 183頁。
- ²¹ 前掲註19 184頁。
- ²² 前掲註19 184頁。
- ²³ 岸本辰夫『民法講義総則編卷ノ二』（明治32年，明治法律学校講法會出版）。
- ²⁴ 前掲註23 44頁。
- ²⁵ 前掲註23 52頁。
- ²⁶ 前掲註23 53頁。
- ²⁷ 前掲註23 54頁。
- ²⁸ 前掲註23 57頁。
- ²⁹ 前掲註23 58頁。
- ³⁰ 前掲註7 396頁。
- ³¹ 川名兼四郎『民法総論完』（明治36年，東京法学院大学講義録 国立国会図書館蔵）。
- ³² 前掲註31 363～367頁。
- ³³ 前掲註31 365頁。
- ³⁴ 前掲註31 368頁。
- ³⁵ 平沼騏一郎『民法総論完』（明治38年，日本大学講義録，国立国会図書館蔵）。
- ³⁶ 前掲註35 517頁。
- ³⁷ 前掲註35 516頁。
- ³⁸ 前掲註35 502頁。
- ³⁹ 前掲註35 503頁。
- ⁴⁰ 富井政章『民法原論 第一巻總論』（明治37年，有斐閣）。
- ⁴¹ 前掲註40 381頁。
- ⁴² 前掲註40 382頁。
- ⁴³ 前掲註40 383頁。
- ⁴⁴ 富井政章『民法原論 第一巻總論』（大正11年（昭和60年復刻版），有斐閣）。
- ⁴⁵ 前掲註44 461頁。
- ⁴⁶ 江木衷『現行民法論総則編』（明治39年，有斐閣）。
- ⁴⁷ 岡松参太郎『民法總則』（明治41年，中央大学講義録，国立国会図書館蔵）。
- ⁴⁸ 前掲註47 202頁。
- ⁴⁹ 前掲註47 207頁。
- ⁵⁰ 鳩山秀夫『法律行為及至時効』（明治43年，巖松堂）。
- ⁵¹ 前掲註50 5頁。
- ⁵² 前掲註50 15頁。
- ⁵³ 前掲註50 17頁。
- ⁵⁴ 前掲註50 29頁。
- ⁵⁵ 前掲註50 28頁。
- ⁵⁶ 前掲註50 22頁。
- ⁵⁷ 前掲註40 315頁。
- ⁵⁸ 前掲註30 297頁。
- ⁵⁹ 前掲註50 33頁。
- ⁶⁰ 前掲註50 91頁。
- ⁶¹ 前掲註50 93頁。
- ⁶² 前掲註50 183頁。
- ⁶³ 前掲註50 95頁。
- ⁶⁴ 前掲註50 177頁。
- ⁶⁵ 前掲註50 178頁。
- ⁶⁶ 前掲註50 183頁。
- ⁶⁷ 前掲註50 183頁。
- ⁶⁸ 前掲註50 177頁。
- ⁶⁹ 前掲註50 178頁。
- ⁷⁰ 前掲註50 182頁。
- ⁷¹ 前掲註50 183頁。
- ⁷² 前掲註50 184頁。
- ⁷³ 前掲註50 184頁。
- ⁷⁴ 前掲註50 187頁。
- ⁷⁵ 中島玉吉『民法釋義』（明治45年，金刺芳流堂）。
- ⁷⁶ 前掲註75 514頁。
- ⁷⁷ 前掲註75 527頁。
- ⁷⁸ 前掲註75 528頁。
- ⁷⁹ 前掲註75 528頁。
- ⁸⁰ 後藤卷則『消費者契約の法理論』82頁（弘文堂 平成14年）。
- ⁸¹ 前掲註50 98頁。
- ⁸² 鳩山秀夫「強迫ノ不法」2037頁，法学協会雑誌28巻（下）（明治43年）。
- ⁸³ 前掲註82 2033頁。
- ⁸⁴ 前掲註82 2038頁。
- ⁸⁵ 前掲註82 2038頁。

-
- ⁸⁶ 前掲註50 184頁。
- ⁸⁷ 民録10輯1529頁。
- ⁸⁸ 大審院刑事判決録12号1360頁。
- ⁸⁹ 大審院民事判決録22号931頁。
- ⁹⁰ 民録23輯1360頁。
- ⁹¹ 法律新聞2392号16頁。
- ⁹² 大審院民事判例集4巻545頁。
- ⁹³ 大審院民事判例集4巻545頁。
- ⁹⁴ 法律新聞2945号14頁。
- ⁹⁵ 大審院民事判例集8巻59頁。
- ⁹⁶ 法律新聞3662号14頁。
- ⁹⁷ 大審院民事判例集15巻2072頁。
- ⁹⁸ 大審院判決全集5輯3号4頁。
- ⁹⁹ 法律新報511号10頁。
- ¹⁰⁰ 大審院判決全集9輯23号2頁。
- ¹⁰¹ 下森定 新版注釈民法(3)467頁(有斐閣 平成15年), 松尾弘『詐欺・強迫』(一粒社 2000年)。
- ¹⁰² 法律行為論については, 岡松参太郎『法律行為論』(有斐閣 大正3年, 平成10年信山社復刻版), 平井宜雄注釈民法(3)2~44頁(有斐閣 昭和48年), 野村豊弘「法律行為の解釈」291頁『民法講座 1民法総則』(有斐閣 昭和59年)。なお, 星野英一「現代における契約」1頁(初出, 岩波講座『現代法』8)『民法論集第3巻』(有斐閣 昭和47年)。

日本大学国際関係学部国際関係研究に関する内規

平成21年3月18日制定
平成21年4月1日施行
平成24年3月7日改正
平成24年4月1日施行

(趣 旨)

第1条 この内規は、日本大学国際関係学部国際関係研究所（以下研究所という）が発行する国際関係研究に関する必要事項を定める。

(発 行)

第2条 国際関係研究の発行者は、国際関係研究所長とする。

2 国際関係研究は、毎年2回10月及び2月に発行するものとする。ただし、国際関係研究所運営委員会（以下委員会という）が必要と認めたときは、この限りでない。

(編集委員会)

第3条 日本大学国際関係学部国際関係研究所規程第14条に基づき、研究所に編集委員会を置く。

2 編集委員会は、国際関係研究の編集・発行業務を行う。

3 編集委員会は、国際関係研究所運営委員会をもって構成する。

4 編集委員会委員長は、国際関係研究所運営委員会委員長とし、編集委員会副委員長は、国際関係研究所運営委員会副委員長とする。

(投稿資格)

第4条 国際関係研究に投稿することのできる者は、次のとおりとする。

① 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の専任教員（客員教授を含む）

② 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）が受け入れた各種研究員及び研究協力者（名誉教授を含む）

③ 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の非常勤講師

④ その他委員会が適当と認めた者

(原稿の種別)

第5条 国際関係研究に掲載する原稿は、国際関係及び学際研究に関する研究成果等とし、原稿の種別は、論文、研究ノート、資料、学会動向、その他編集委員会が認めたものとする。

(投稿数)

第6条 投稿は1号につき1人1編とする。ただし第4条第3号及び第4号の者は年1回限りとする。

(使用言語)

第7条 使用言語は次のとおりとする。

① 日本語

② 英語

③ 英語以外の外国語で編集委員会が認めたもの

(字数の制限)

第8条 原稿は字数16,000字以内（A4で10頁程度）とする。

2 前項の制限を超える原稿は、編集委員会が認めた場合に限り採択する。

(原稿の作成)

第9条 原稿の作成は、別に定める「国際関係研究執筆要項」による。

2 原稿はパソコンで作成したものとする。

(禁止事項)

第10条 原稿は未発表のものとし、他誌への二重投稿をしてはならない。

(原稿の提出)

第11条 投稿者は、印字原稿(図表、写真を含む)と当該原稿のデジタルデータ(原則として図表、写真を含む)を保存した電子媒体及び所定の「国際関係研究掲載論文提出票」を添付し、研究事務課に提出する。

(提出期限)

第12条 原稿の提出期限は、毎年6月30日及び10月31日とする。

2 前項の提出日が祝日又は日曜日に当たる場合は、その翌日に繰り下げる。

(審査)

第13条 投稿原稿は、別に定める審査要項に基づき編集委員会において審査するものとする。

2 論文の審査は、受理した原稿1本につき、編集委員会委員のうちから選任された審査員2名が審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、学部内又は学部外から審査員を選任し、審査を委託することができる。

3 研究ノート、資料、学会動向、その他の審査は、編集委員会委員のうちから選任された審査員1名が、審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、編集委員会委員以外の審査員1名を選出し、審査を委託することができる。

4 審査員は、自ら投稿した論文等について審査することができない。

5 審査員は、当該審査結果について、所定の「審査結果報告書」を作成し、編集委員会に報告する。

6 編集委員会は、前項の報告に基づき、投稿原稿掲載の可否について審議し、決定するものとする。

(校正)

第14条 掲載が決定した投稿原稿の執筆者校正は、二校までとし、内容、文章の訂正はできない。

(別刷の贈呈)

第15条 国際関係研究の別刷は、1原稿につき30部を投稿者に贈呈する。

2 前項の部数を超えて別刷を希望する場合の経費は、投稿者の負担とする。

(著作権)

第16条 国際関係研究に掲載された論文等の著作権は、各執筆者に帰属する。ただし、論文等を出版又は転載するときは、編集委員長に届け出るとともに、日本大学国際関係学部国際関係研究からの転載であることを付記しなければならない。

(電子化及び公開)

第17条 国際関係研究に掲載された論文等は原則として電子化(PDF化)し、本学部のホームページを通じてWEB上で公開する。

附 則

1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

2 従前の『国際関係研究』寄稿要項は廃止する。

国際関係研究執筆要項

平成21年3月18日制定
平成21年4月1日施行
平成24年3月7日改正
平成24年4月1日施行

- 1 原稿は完全原稿とし、締切日を厳守してください。また、翻訳原稿については、必ず原著者の許可を得てください。
- 2 原稿の種別は次のとおりとします。
 - ① (1) 論文 (2) 研究ノート (3) 資料 (4) 学会動向
 - ② (1)～(4)以外のもので編集委員会が認めたもの
- 3 本文は常用漢字、現代かなづかいとし、学術上で必要な場合においては、その分野で標準とされている漢字を用いてください。数字はアラビア数字を用い、外来語はカタカナ書きとしてください。
- 4 原稿は、字数16,000字以内(A4で10頁程度)とし、次の書式で作成してください。
 - ① 日本文 22字×42行×2段
 - ② 英文 50字×42行×1段
- 5 原稿はパソコンを使用し、A4の印字原稿(図表、写真を含む)及びデジタル原稿(図表、写真を含む)に別紙「国際関係研究論文提出票」を添付し、研究事務課に提出してください。
- 6 図、表、写真は、パソコンを使用して作成しデジタル原稿に含めて提出してください。
 - ① 図、表、写真は著者がオリジナルに作成したものを使用してください。
 - ② 図、表、写真は本文中の該当箇所に挿入・添付してください。
 - ③ 図、表、写真にはそれぞれ、図—1、表—1、写真—1などのように通し番号をつけ、タイトルをつけてください。
 - ④ タイトルは、表の場合は表の上に、図・写真の場合は下につけてください。
 - ⑤ 図、表、写真は原則として1色とします。カラーページが必要であれば使用できるものとしますが、費用は著者の実費負担とします。
- 7 英語の表題とアブストラクト(約200語)を添付してください。本文が英文の場合は、日本語アブストラクト(約400字)を添付してください。
- 8 引用文献は、本文中に番号を当該箇所の右肩につけ、本文の終りの引用文献の項に番号順に、以下の形式に従って記述してください。ただし、特別の専門分野によっては、その専門誌の記述方法に従ってください。
 - ① 原著論文を雑誌から引用する場合
番号、著書名、論文表題、掲載雑誌名、巻数、号数(号数は括弧に入れる)、頁数(始頁、終頁)、発行年(西暦)の順に記述してください。
 - ② 単行本から引用する場合
番号、著書または編者名、書名、版次、章名、引用頁、発行所、その他所在地、発行年(西暦)の順に記述してください。
 - ③ 文章を他の文献から引用する場合
原典とそれを引用した文献および引用頁を明らかにして〔 〕に入れて〔・・・より引用〕と明記してください。
- 9 参考文献は文末にまとめてください。表記については、8の引用文献の表記を参照してください。

具体的な引用方法については、それぞれの国や学問分野によって違いもありますが、以下の例示をひとつの基準として参考にしてください。

(1) 日本語文献引用の例示

四宮和夫『民法総則』（昭和61年）125頁

末弘厳太郎「物権的請求権の理論の再検討」法律時報〔または法時〕11巻5号（昭和14年1頁）

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

四宮・前掲書123頁または四宮・前掲『総則』123頁

末弘・前掲論文15頁または末弘・前掲「再検討」15頁

(2) 英語等文献引用の例示

Charles Alan Wright, *Law of Federal Courts*, 306 (2d ed. 1970)

Dieter Medicus, *Bürgerliches Recht*, 15. Aufl., 1991

Georges Vedel, *Droit administratif*, 5e ed., 1969

Harlan Morse Brake, “Conglomerate Mergers and the Antitrust Laws”, *73 Columbia Law Review*〔または *Colum. L. Rev.*〕555 (1973)

Alexander Hollerbach, “Zu Leben und Werk Heinrich Triepels”, *Archiv des öffentlichen Rechts*〔または *AoR*〕91 (1966), S. 537 ff.

Michel Villey, “Préface historique à l’étude des notions de contrat”, *Archives de Philosophie du Droit*〔または *APD*〕13 (1968), p.10.

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

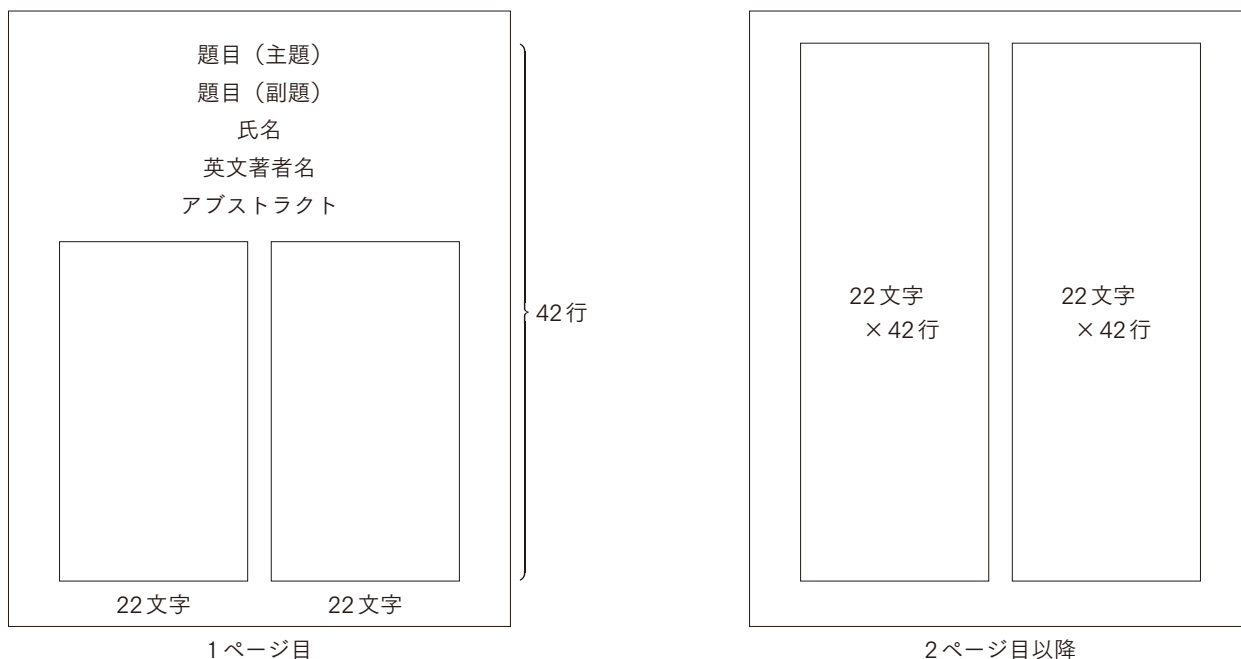
Wright, *op. cit.*, pp.226-228.

Medicus, a. a. O., a. 150.

Vedel, *op. cit.*, p.202.

ただし、直前の注に掲げた文献の同一箇所を引用するときは、*Ibid.* 他の頁を引用するときは、*Ibid.*, p.36

日本文 刷り上り後のイメージ



以上

STUDIES IN
INTERNATIONAL RELATIONS
VoL.34 No.2 February 2014
CONTENTS

ARTICLES

- Comparison Study of ICT Industries in China and Japan Kazuharu TOYOKAWA ... 1
- Disinflation in the Developed Countries and China's Price Development Mitsuo HOSEN ... 17
- William Petty's *Verbum Sapienti* and Taxation Theory in Wartime Katsumi YOSHIDA ... 25
- A Study on Service Industrial Development in China Wenju CHEN ... 33
- Establishment of Energy Cooperation System in the East Asia Hiroyuki OKAMOTO ... 45
- A New Orleans Friendship:
Lafcadio Hearn, George Washington Cable and Creole Literature Junko UMEMOTO ... 57
- One Hundred Years Later:
Formation and Transformation of the *Nikkeijin* Society in Latin America Chizu FUKUI ... 67
- “Εἶδος (Absolute reality)” and “Shadow”:
The desirable way of looking at our own shadows Toshiyasu ISHIWATARI ... 77
- Haruki Murakami's Reception of Raymond Chandler
– fictional morals in Murakami's works Yoshiaki OKADA ... 87
- Exploring student attitudes toward video-based lessons Marcus GRANDON ... 97

RESEARCH NOTE

- Interpreting Duress in Article 96 in the Japanese Civil Code in the Meiji Era Kentaro ONO ... 107

『国際関係研究』総目次

創刊号(第1巻第1号) 1980年10月1日

創刊のことば

—あわせて国際関係学部設立の
経過を彙報することについて—

……………高梨 公之

論 文

アフガニスタン問題の重大性

(特別寄稿)……………寺沢 一

ソ連の戦後アジア政策と国際関係

……………松本 博一

「北欧審議会」(Norðurlandaráð)の

国際法人格性について……………石渡 利康

1913年の連邦準備法について……………関 正一

アメリカのNational Market System I

……………三浦 寛也

メキシコの現地的経営組織文化の構造分析

—日本型組織理論のメキシコ

経営文化への移転性—

……………大泉 光一

インドネシアの農村社会構成に関する一考察

—ジャワとスマトラ

移住村開発を対比して—

……………奥 源造

試論中国广播语言

—从新闻传播法谈起—

(放送中国語試論)

……………山本 賢二

“The Killing of a Parent” in Seneca and

further discussions of the three Greek

tragedians and Shakespeare

…………… Saburo SATO

M. I. CHAPLAN

日本ファシズムとロマン主義

—ドイツ・ロマン主義との

比較における「日本浪漫派」

試論—

……………松本 鶴雄

The Study of Japanese and American

Comparative Literature

…………… Yukinori IWAKI

書 評

A. J. Ryder, *Twentieth-Century**Germany: From Bismarck to Brandt.*

……………高橋 通敏

Stephan A. Schuker, *The End of**French Predominance in Europe: The Financial Crisis**of 1924 and the Adoption of the Daves Plan*

……………濱口 學

M・ヤコブソン著

『フィンランドの外交政策』……………塚本 哲也

荒居英次編『日本史の問題』……………所 理喜夫

『日本思想大系』……………藏並 省自

岩城之徳氏ほか編

『石川啄木全集』全八巻完結に寄せて

……………松井 利彦

秋山正幸著

『ヘンリー・ジェイムズ作品研究』

……………亀井 俊介

第2号(第2巻第1号) 1981年11月1日

論 文

国際関係論へのアプローチ……………高橋 通敏

賃金構造の国際比較について

—特に日本と欧米との間の

職業間賃金格差を中心として—

……………石原 孝一

アメリカのNational Market System II

—証券市場の機関化現象と

四つの文書—

……………三浦 寛也

日台貿易共存の可能性……………林 俊男

国際関係の国内税制への影響

—ガット第16条と輸出所得

控除制度の廃止問題—

……………吉牟田 勲

E C構成国におけるloyalty抵触問題

……………石渡 利康

メキシコ人従業員のモチベーション

管理の研究

—Maslowの「欲求階層理論」を

適用したロヘリオ・ディアス・

ゲレロの「メキシコ人従業員の

モチベーション誘因仮説」の

考察を中心として—

……………大泉 光一

朝鮮の親等計算方法……………李 丙洙

中国共产党对台湾的宣传广播

—中国人民解放军福建前线

广播电台《新闻与时事》

节目之分析—

……………山本 賢二

The Vicious Circle in Euripides'

Revenge Plays: Mainly on *Orestes*

…………… Saburo SATO

M. I. CHAPLAN

書 評

秋山正幸著『ヘンリー・ジェイムズ

作品研究』について

…………… A. Owen ALDERIDGE

馬場伸也著『アイデンティティの

国際政治学』……………青木 一能

W. M. Scammel, *The International**Economy since 1945~1980*

……………石原 孝一

大泉光一著『ラテン・アメリカの

資源と経済』……………梅津 和郎

S. Ginea & M. S. Archer (eds.), *Contemporary Europe: Social Structures and Cultural Patterns* 八幡 康貞

M. K. Dziwanowski, *Poland in the 20th Century* 松本 博一

第3号(第3巻第1号) 1982年6月30日

論 文

日本における能の研究の近況 西 一祥

The Modern Family in Ionesco's *Jacques*, Albee's *The American Dream*, and Betsuyaku's *Idō* John T. DORSEY

北朝鮮の言語政策
——漢字語彙の整理を中心に——
..... 李 丙洙
朴 鎔暉

技術移転と人的資源 石原 孝一
モーラの石とエーリックスガータ(全国巡回)
——スウェーデン「地方」時代における
国王選出過程——
..... 石渡 利康

研究ノート

国際関係研究の共通課題 中村 昌介

書 評

湯浅泰雄著『和辻哲郎—
近代日本哲学の運命』
..... 小坂 国継

石原孝一著『アメリカ労働市場論』
..... 関谷 耕一

ILOと最低賃金制(Minimum Wage
Fixing: An international review of
practices and problems)
..... 石原 孝一

核拡散は危険ではない
(The Spread of Nuclear Weapons:
More May Be Better)
..... 高橋 通敏

第4号(第3巻第2号) 1982年11月30日

論 文

経済の国際的相互依存性と貿易
偏向について 柴田 裕

発展途上国におけるインフォーマル・
セクターの役割 石原 孝一
韓国の새마을運動と農村社会 李 丙洙
アメリカの1975年証券諸法改正法について
..... 三浦 寛也

国際経営環境の評価とリスク対応策
——Haner, F. T.の経営環境の評価・
予測の論理的展開およびラテン・
アメリカ諸国の経営環境評価の
考察——
..... 大泉 光一

ヨーロッパ統合の思想的源流
——サン・シモンに関する一考察——

..... 藤原 孝
Meth logh skal land bvgiaes
——ユーラン法(Jyske Lov)にみる
法治主義——
..... 石渡 利康

生活科学の原論的研究
——生活様式と行動様式——
..... 山本 椿一

ヘンリー・ジェイムズの
『国際エピソード』論
——異文化の衝撃——
..... 秋山 正幸

超自然現象を通じての父と子
——『ハムレット』と島崎藤村
『破戒』を中心に——
..... 佐藤三武朗

The Use of the Grotesque in
Betsuyaku's Zō J. T. DORSEY
書 評

Y. H. Kim編『韓国の経済発展と
地域住民運動』 石原 孝一
丸谷オ一著『裏声で歌へ君が代』
..... 松本 鶴雄

James J. Y. Liu,
Chinese Theory of Literature
..... 林 俊男
国際関係学部の出自(II) 権田 隆富

第5号(第4巻第1号) 1983年6月30日

論 文

IMFの為替相場政策監視と
国際経済の相互依存 柴田 裕
統一労働者党と「連帯」
——1980~83年ポーランド危機の一考察——
..... 松本 博一

「北欧非核地帯」構想
——その歴史的展開と法的構造——
..... 石渡 利康

ラテンアメリカNICsの工業製品輸出戦略
——産油国NICsベネズエラの経済
構造の特徴と輸出代替的工業化
政策——
..... 大泉 光一

CHUSHINGURA: The Vendetta
by the Royal Ronin(一)
..... 佐藤三武朗

Burk's *Female Patriotism*:
Jeanne D'Arc and the American Republic
..... J. T. DORSEY

学会動向

民族集団の持続性と変貌
——民族関係論の最近の文献について——
..... 八幡 康貞

書 評

世界の中の能：法政大学能楽研究所編
..... 西 一祥

第6号(第4巻第2号) 1983年11月30日

論 文

- 為替相場不安定の原因とコスト
.....柴田 裕
- 国際労働市場の形成と多国籍企業の役割
.....石原 孝一
- アメリカのNational Market System III
——NMS開発の推移——
.....三浦 寛也
- 石川啄木とロシア
——女性革命家ソフィア・ペロフスカヤをめぐる——
.....岩城 之徳
- ジェイムズと南北と円朝(Ⅱ)
——東西の亡霊物語の比較考察——
.....秋山 正幸
- 中米紛争と米国の政策.....坂本 博
- 海外融資にかかわるカントリー・リスク評価の研究法論.....大泉 光一
- 『破戒』と『ハムレット』における父子関係
——父の戒と逆説を中心に——
.....佐藤三武朗
- 中華人民共和国中央人民放送局の
日中両国首相相互訪問に関する
報道内容分析.....山本 賢二

日本大学学術研究助成

〈総合研究〉中間報告

- '80年代転換期、北欧福祉諸国家の動向
——日本への示唆と日本の対応——
小 序(研究代表者).....高橋 通敏
1. 日本・北欧交流の史的推移.....藏並 省自
2. 統合と北欧諸国
——政治的統合を中心として——
.....高橋 通敏
3. 北欧諸国の経済とその教訓.....福田 雅一
4. 福祉国家比較の前提
——それぞれの国の近代化の性格——
.....高須 裕三
5. 北欧諸国の財政政策の諸問題とその動向
.....田中 啓一
6. スウェーデンにおける小売業の
構造変化とバイインググループ、
イーカ.....内藤 英憲
7. スウェーデンにおける法文化
デモクラシー
——その発現としての新姓名法——
.....石渡 利康

第7号(第4巻第3号) 1984年3月25日

論 文

- 労働基準の国際化について
——法定最低賃金の決定基準をめぐる——
.....石原 孝一
- IMFの融資条件(1).....柴田 裕
- 「200カイリ」と日本の漁業
——米国およびソ連の対日
漁獲割当を中心にして——

.....青木 久尚
ノルウェー法における「国家秘密」の概念
——Gleditsche-Wikles事件を
めぐって——

.....石渡 利康
ピルグリム・ファーザーズと島崎藤村
.....佐藤三武朗
「真理の基準」キャンペーンの解析
“真理標準”運動分析.....山本 賢二

研究動向

アメリカにおける最低賃金制の
経済効果の研究動向.....石原 孝一

A Comparative Study of New Defini-
tions of Masculinity in the U.S.A.
and Japan: Ages 19 to 20 —— Summary
of the Papers Presented
in Unanimous Co-operation at
The 6th World Congress of Sexology
in Washington, D.C., U.S.A., May 22-27, 1983 ——
.....Shere D. HITE
Toshiyasu ISHIWATARI

書 評

本渡諒一・南啓栄著
『韓国商標法の解説』.....李 丙洙

第8号(第5巻第1号) 1984年7月10日

献呈のことば
——高橋通敏博士古稀記念号
発刊に際して——
.....高梨 公之

論 文

平和への模索
——大国の集団行動の提唱——
.....高橋 通敏

米中関係と台湾問題.....松本 博一

IMF「監視」の新しい解釈.....柴田 裕

労働基準の国際化とILO条約.....石原 孝一

1900年—1945年間に於ける日独政治経済関係
.....E・パウアー

北欧国際関係におけるオーランド島
——オーランド島の自治と独立化——
.....石渡 利康

日中対訳石川啄木秀歌鑑賞.....岩城 之徳
林 丕雄

明治文化史とシェイクスピア.....佐藤三武朗

The Theme of Survival in John Her-
sey's *Hiroshima* and Ibuse Masuji's
Black Rain.....J. T. DORSEY

精神汚染除去キャンペーンの解析
.....山本 賢二

書 評

Prof. Dr. Chin Kim, *Selected
Writing on Asian Law*
.....李 丙洙

新華出版社『毛沢東新聞工作文選』
.....山本 賢二

高橋通敏博士略歴及び主たる業績

第9号(第5巻第2号) 1984年12月20日

論文

国際技術協力の現状と課題

—ILOのTechnical Cooperationを中心として—

石原 孝一

アメリカNASDAQ市場の最近の動向

三浦 寛也

Knowledge and Action in Environmental Politics: Effects of Knowledgeability Upon Public Policy Attitudes in Post-Industrial Japan and the U.S.

Nicholas P. LOVRICH, Jr.

Takematsu ABE

John C. PIERCE

Taketsugu TSURUTANI

北欧協力の史的背景

石渡 利康

日中対訳石川啄木秀歌鑑賞(二)

岩城 之徳

林 丕雄

明治期精神史における

シェイクスピア(その一)

—ポロニアス受容を通して—

佐藤三武朗

“Human Rights and the Theatre of the Absurd:

Beckett's *Waiting for Godot* and Ionesco's *Rhinoceros*”

J. T. DORSEY

書評

Angelos Th. Angeloulous,

*Global Plan for Employment:**A New Marshall Plan.*

石原 孝一

大泉光一, 今井圭子, 小池祥一著

『ラテンアメリカ中進国の資源と工業化』

堀坂浩太郎

中国社会科学出版社『中国新聞年鑑』

山本 賢二

第10号(第5巻第3号) 1985年3月25日

論文

多国籍企業研究における学際性と専門性

石原 孝一

IMF改正協定における融資条件

柴田 裕

食糧資源と飢餓の構造

—アフリカの食糧危機を

中心にして—

青木 久尚

北欧協力の機能的法構造

—北欧審議会と北欧閣僚審議会—

石渡 利康

胡耀邦書記訪日報道の分析

山本 賢二

日中対訳石川啄木秀歌鑑賞(三)

岩城 之徳

林 丕雄

『新体詩抄』と「第三の独自」受容

—明治精神史における

シェイクスピア(その二)—

佐藤三武朗

Small Graft Warnings:

The World and How to View It

(From a Bar in Southern California)

J. T. DORSEY

書評

安藤勝美他著『世界の議会10アフリカ』

青木 一能

復旦大学出版社『中国文化研究集刊』

山本 賢二

第6巻第1号 1985年7月

論文

国際移民労働の類型と移動パターンについて

石原 孝一

IMFの融資条件のガイドライン

柴田 裕

共同社会と市民社会

—国際関係論の構築—

森本 義輝

北欧協力の諸相

—1. 北欧文化協力—

石渡 利康

中曽根首相訪中報道の分析

—中曽根首相訪華新聞分析—

山本 賢二

「オフェリアの歌」の

浪漫主義的受容と変容

—新声社同人から

『文学界』同人へ—佐藤三武朗

朝鮮における近代法思想の顕現(上)

—「刑法大全」の頒示を中心に—

李 丙洙

第6巻第2号 1985年11月

論文

第三世界における貧困と所得構造

石原 孝一

わが国外国為替制度の問題点と改善の方向

大塚順次郎

金融・資本市場の自由化

—現状と問題点—

三浦 寛也

シェイクスピア受容とゲーテ座

西 一祥

ヘンリー・ジェイムズの

『黄金の盃』における

マギーの苦悩と成長

秋山 正幸

中村敬宇と英国近代精神

—英国留学と『西国立志編』

訳出との関係において—

佐藤三武朗

Literature Related to the Atomic Bomb

From Hiroshima to the End of the World

John T. DORSEY

北欧国際関係における

フェルヤル島(Føroyar)

石渡 利康

アメリカ連邦政府の財政援助と産業規制
阿部 竹松

朝鮮における近代法思想の顕現(下)
 ——「刑法大全」の頒布を中心に——
李 丙洙

書 評

岩城之徳著『石川啄木伝』
 (1985年筑摩書房)
 ——比較文化論的書評——
千栄子・ムルハーン

Gerhard Brirkmann. Oekonomik der Arbeit, Band I, Grundlagen. Klett-Cotta, Stuttgart 1981, S. 344
石原 孝一

国際関係学部学術研究業績一覧

第6巻第3号 1986年3月

論 文

IMF融資政策の動揺：1981-82
柴田 裕

朝鮮の姓
 ——由来と韓国・北朝鮮の
 現行制度を中心に——
李 丙洙

世界史の現代的考察 森本 義輝
 サーマの土地(Samiid ædnan)における権利
石渡 利康

島崎藤村と沙翁「悲曲 琵琶法師」の
 構造分析 佐藤三武朗

Saint Joan's Story: Visions and
 Revisions J. T. DORSEY

研究ノート

北欧における内政自治法 石渡 利康

第7巻第1号 1986年7月

論 文

第三世界における貧困と人口・雇用
石原 孝一

朝鮮民事令の二元性(上) 李 丙洙
 アイスランドにおける基本法上の緊急権
石渡 利康

島崎藤村と沙翁(その二)
 ——ドラマへの挑戦：
 『悲曲 茶のけぶり』の「自序」
 及び五小作品を手がかりに——
佐藤三武朗

米国における海外適応訓練の歴史と
 タイポロジーについて 西田 司

Enzensberger's *Das Verhör von
 Habana*: Lessons from the
 Bay of Pigs J. T. DORSEY

研究ノート

アイスランド議会資料 石渡 利康

第7巻第2号 1986年11月

論 文

現代に生きる「戦争と平和の法」
 (グロティウス)
 ——国際関係思想と歴史的現実——
松本 博一

レバノン紛争の国際政治環境
 ——オスマン時代から1958年内戦まで——
山下 高明

アメリカ連邦政府の雇用安定政策と
 企業の新しい動向 阿部 竹松
 北欧諸国における安全保障政策決定
 要素としての「ノーディク・バランス」

概念 石渡 利康
 日本の漁業をめぐる国際環境 青木 久尚
 第三世界における経済開発と所得配分
石原 孝一

アメリカにおける銀行・証券業務の分離
三浦 寛也

日本的経営のブラジル移転
 ——NECブラジルのケースに見る——
大泉 光一
 朝鮮民事令の二元性(下) 李 丙洙

ペルー社会問題に関する一考察
 ——共同体とインディヘニスモ——
坂本 博
 日印尼対訳石川啄木秀歌鑑賞 岩城 之徳
 舟田 京子

島崎藤村と沙翁(その三) 佐藤三武朗
 「悲曲 茶のけぶり」の主題と構造

Sam Shepard's *Old Man in Fool for Love*
 J. T. DORSEY

比較法による日本の家族の
 社会化と凝集性 寺田 篤弘
 不確実性減少理論に関する個人的
 及び文化的影響 西田 司

W. B. GUDYKUNST

研究ノート

開発経済学の可能性 森本 義輝

第7巻第3号 1987年3月

論 文

現代シリアの宗教構造と政治権力
山下 高明
 発展途上国における福祉政策と最低賃金制
石原 孝一

現行韓国民法に刻まれた律令の残滓
 ——「異性不養制」を中心に——
李 丙洙

サーメの内政自治権 石渡 利康
 「参考消息」の歴史について
 関於“参考消息”の歴史 山本 賢二
 日印尼対訳石川啄木秀歌鑑賞(二) 岩城 之徳
 舟田 京子

島崎藤村と沙翁(その五)
 ——「朱門のうれひ」の主題と構想——
佐藤三武朗

The Mother-Figures in *Long Day's
Journey into Night* J. T. DORSEY
コミュニケーションの概念とモデル

研究ノート

外国立法資料・ノルウェーの選挙法
.....石渡 利康

書評

高島善哉『時代に挑む社会科学
——なぜ市民制社会か』.....森本 義輝

第8巻第1号 1987年7月

論文

現代トルコの世俗主義とイスラーム
.....山下 高明

続現行韓国民法に刻まれた律令の残滓
——「同姓不婚制」を中心に——
.....李 丙洙

ノルウェーのサーメ議会創設法案
.....石渡 利康

日印尼対訳石川啄木秀歌鑑賞(三)
——歌集「悲しき玩具」を中心に——
.....岩城 之徳
舟田 京子

藤村における自我の追求
——「破戒」における懺悔と
告白を中心に——
.....佐藤三武朗

Man and Machine in *Die Weber,
Die Maschinesstürmer* and
the *Gas Trilogy* J. T. DORSEY

Assessing Sanskrit Literature
Part 1: The Sanskrit Language
.....D. J. BISGAARD

異文化教育のための
ビデオ教材の研究及び開発.....西田 司

明治初期のイギリス文化撰取二例
——馬場辰猪と小野梓(その一)——
.....高橋 公雄

研究ノート

ウップサラ法哲学派、過去と現在
.....石渡 利康

海外立法資料

デンマークの議会選挙法.....石渡 利康

第8巻第2号 1987年11月

論文

ハロルド・ラスキの国家論と国際関係思想
.....松本 博一

ヌメイリー治下スーダンのイスラームと政治
.....山下 高明

日米経済摩擦の構造的要因
——アメリカのハイテク産業と
国際競争力——
.....石原 孝一

金融先物取引の現状.....三浦 寛也

李氏朝鮮王朝の法典編纂事業(上)

.....李 丙洙
シングヴェドリル(Pingvellir)石渡 利康

法の動態における3位相と国家平等
.....渡部 茂巳

米国人と日本人のダイアドにおける
不確実性の減少.....西田 司

W. E. グディカンスト
E. チュア
日韓対訳石川啄木秀歌鑑賞(一).....岩城 之徳
黄 聖圭

ヘンリー・ジェイムズの
「アメリカ人」について
——アメリカのアダムのイメージ——
.....秋山 正幸

島崎藤村：告白と自白の位相
——丑松と近代精神——
.....佐藤三武朗

Hiroshima in World Literature:
Foreground./ Background.
Past/ Present/ Future
..... J. T. DORSEY

Assessing Sanskrit Literature: Part II,
The Sanskrit Lexicon D. J. BISGAARD

日本大学三島図書館における
ラフカディオ・ハーン文献解題(Ⅰ)
.....萩原 順子

研究ノート

Production Bases for Exports of the
USA and Multinational Enterprises in
the Pan-pacific Age
.....大泉 光一

第8巻第3号 1988年3月

論文

李氏朝鮮王朝の法典編纂事業(下)
.....李 丙洙

パキスタンの政治変動とイスラーム
.....山下 高明

日本の漁業をめぐる国際環境(Ⅱ)
.....青木 久尚

ガムリ・サウトマウリ(Gamli Sáttmáil)
——アイスランド自由国の終焉——
.....石渡 利康

「連合国経済会議」と日本政府
.....佐々木久信

戦時のヒステリー
——日系人排撃を加熱されたアメリカ・
マスコミの役割と責任——
.....佐藤三武朗

中国共産党の言論規律.....山本 賢二

日本人大学生のコミュニケーション不安
.....西田 司

日韓対訳石川啄木秀歌鑑賞(二)
.....岩城 之徳
黄 聖圭

明治初期のイギリス文化撰取二例

——馬場辰猪と小野梓(その二)——
高橋 公雄

Assessing Sanskrit Literature Part III:
 A Brief Outline of the Literature
D. J. BISGAARD

The Vietnam War in American Drama:
 Berrigan's *The Trial of the
 Catonsville Nine* John T. DORSEY

研究資料

日本大学三島図書館における
 ラフカディオ・ハーン文献解題(II)
萩原 順子

国際化時代における望ましき韓国交流の道
黄 聖圭

第9巻第1号 1988年7月

論 文

18世紀ヨーロッパの国際平和思想
 ——サン・ピエールとルソーを
 中心として——
松本 博一

リビアの政治とパーソナリティ要素
山下 高明

アイスランドにおけるノルウェー・
 デンマーク法の受容石渡 利康

日韓対訳 石川啄木秀歌鑑賞(三)
岩城 之徳
 黄 聖圭

島崎藤村
 ——「旧主人」における視点の錯綜
 「家」との関係で——
佐藤三武朗

日本人と米国人の相互ステレオタイプ
西田 司

War Crimes Trials in American Drama:
 Saul Levitts *The Andersonville Trial*
 John T. DORSEY

ハンス・ヴェルフガング・ブラウン評伝
 Andreas H. BAUMANN

研究資料

日本大学三島図書館における
 ラフカディオ・ハーン文献解題(III)
萩原 順子

第9巻第2号 1988年12月

論 文

スウェーデン中立政策の分析
石渡 利康

食糧資源戦略
 ——食糧戦略の概念と発動——
青木 久尚

アメリカのインサイダー取引(1)
三浦 寛也

TRANSFERABILIDAD DEL
 SISTEMA ADMINISTRATIVO
 JAPONES A MEXICO
 ——日本型経営システムの

メキシコへの移転——
大泉 光一

日本人のコミュニケーション
 不安と使用言語西田 司

中国の「新聞法」論議考山本 賢二

国際機構意思決定手続きとしての
 全会一致と多数決
 ——コンセンサス位置付けのための
 予備的考察——
渡部 茂己

ヘンリー・ジェイムスの
 『ある婦人の肖像』における自由と金
秋山 正幸

ボードレールの宗教
 ——象徴主義と宗教的なるもの——
中澤 俊郎

島崎藤村のパッションと
 シェイクスピアのPASSION
 ——『新生』を中心に——
佐藤三武朗

Without a Trace: *Ashita*
 John. T. DORSEY
 松岡 直美

小泉八雲と服部一三
 ——万国工業兼綿百年期
 博覧会での邂逅——
萩原 順子

第9巻第3号 平成元年3月

論 文

北欧の安全保障政策石渡 利康

Toward Stronger Two-Party
 Competition in U. S. Presidential
 Elections: Proposals Based on 1988
 Results 武田 節男
 John R. Rink

TEORIA DE LA ORGANIZACION
 ——COMPARACION DEL
 SISTEMA JAPONES Y
 MEXICANO——
 (組織論一日墨比較)大泉 光一

アメリカのインサイダー取引(2)
 ——歴史的背景(続)——
三浦 寛也

E C域内市場統合の完成とその影響(一)
小林 通

国際会計の課題(1)北川 道男

日本人と米国人の対人関係における
 テーマと親密度
西田 司
 S. SUDWEEKS
 W. B. GUDYKUNST
 S. TING-TOOMEY
 吉沢 豊子

Image and Vision in Shepard's
 Family Trilogy John. T. DORSEY

島崎藤村:『葦草履』における自我の拡充
 ——恋愛との袂別——

.....	佐藤三武朗
研究資料	
中華人民共和国国家秘密保護法.....	山本 賢二

第10巻第1号 平成元年10月

〈国際関係編〉	
論 文	
ベンサムの国際政治思想とその時代
.....	松本 博一
多様化する多国籍企業の為替資金対策
.....	大塚順次郎
フェルヤル島内政自治の一環としての
フェルヤル大学.....	石渡 利康
天皇逝去報道内容分析
——中国語放送について——
.....	山本 賢二
異性・異文化の対人関係に現れる話題
.....	西田 司
ホップズの租税論の特質.....	吉田 克己
研究資料	
ラオウル・ヴァレンベルイ失踪の謎
.....	石渡 利康
研究ノート	
海外民間政策研究機関(シンクタンク)
における研究動向分析.....	渡部 茂己

第10巻第1号 平成元年10月

〈国際文化編〉	
論 文	
シェイクスピアと島崎藤村
——「与作の馬」と『ヴィーナスと
アドニス』との関連で——
.....	佐藤三武朗
小泉八雲と西田千太郎
——「神々の国」との邂逅——
.....	萩原 順子
Narrative Strategies in <i>Black Rain</i>
as a Film and Novel
.....	John. T. DORSEY
Assessing Sanskrit Literature
Part IV: Criticism	D. J. BISGAARD
帰国子女の教育問題に対する提言
.....	大塚順次郎

第10巻第2号 平成2年1月

〈総合編〉	
序文.....	大塚順次郎
論 文	
21世紀の世界経済と日本.....	大塚順次郎
東西関係の今後と日本.....	松本 博一
日米貿易摩擦構造とその是正策.....	小林 通
資源確保と我が国の対策
——世界の食糧資源と比較して——
.....	青木 久尚
金融自由化と国際摩擦(1).....	三浦 寛也
わが国税制と国際化.....	吉牟田 勲

国際化と文化の問題
——日米構造協議の問題点——
.....	濱屋 正男
異文化教育の視点
——文化的変数——
.....	西田 司
国際化時代における英語教育.....	佐藤三武朗
異民族間の交流
——ドイツ国内における日本人
派遣社員を例に——
.....	A. H. BAUMANN

第10巻第3号 平成2年2月

〈国際関係編〉	
論 文	
中国の民主化運動と言論の自由(1)
.....	山本 賢二
韓国の農村人口と都市産業
——1963~1986——.....	川口 智彦
イスラエルの宗教と政治の
ダイナミックス
——「ゲーシュ・エムニーム」を
生んだもの——
.....	山下 高明
国連投票行動にみる外交のパターンと
日本外交の態様.....	浦野 起央
国際機構の起源
——中世末期から19世紀に至る
国際社会組織化の諸相——
.....	渡部 茂己
米国輸出管理法の変遷(1)
——49年輸出統制法と62年修正——
.....	安原 洋子
Tax Incentive in Japan
.....	吉牟田 勲
アメリカのインサイダー取引(3)
——インサイダー取引の規制——
.....	三浦 寛也
サケ・マス漁業をめぐる国際環境
.....	青木 久尚
北欧諸国における自己言語使用権
.....	石渡 利康
対人関係理論の異文化的検証
.....	西田 司
読書ノート	
民主論.....	山本 賢二

第10巻第3号 平成2年2月

〈国際文化編〉	
論 文	
フランス象徴主義と禅思想
.....	中澤 俊郎
ドイツ人の日中戦争観.....	金森 誠也
ニュルンベルク謝肉祭劇と
狂言の比較研究	Ekkehard MAY
.....	西 一祥
.....	Gisela DOI

自由の幻影 ——ジェイムズの『使者たち』再考——	秋山 正幸
『水彩画家』に見るディストピア ——島崎藤村：詩(ロマン)の終焉——	佐藤三武朗
コミュニティ・アプローチについて ——国際化時代に向けての英語教育——	高橋 公雄
Assessing Sanskrit Literature: Part V, Modern Indian Criticism	Daniel J. BISGAARD

第11巻第1号 平成2年10月

〈国際関係編〉	
論 文	
世界構造論と世界市場の再編 ——グローバリズムとナショナリズムの 相克と調和の中で——	石原 孝一
市民社会の成熟と国際関係 ——再生産表式をどう読むか——	森本 義輝
占領下日本の最恵国待遇問題とガット	安原 洋子
Tax Incentive in Japan(2) 吉牟田 勲 アメリカのインサイダー取引(4)	三浦 寛也
スヴァールバルの再発見と主権問題	石渡 利康
A Comparison of Individual and Political Action Committee Contributions in the 1988 U.S. Congressional Elections: Some Implications for 1990	Setsuo TAKEDA John R. RINK
国際化トレーニングの「適用」問題	西田 司
田口卯吉の自由貿易..... 小林 通 ホップズ消費税論の社会的立場	吉田 克己
穂積陳重の民法思想..... 東 和敏 国際経済と国際機構 ——通貨・金融・貿易の 国際的組織の展望——	渡部 茂己
討袁革命と北一輝 ——『支那革命外史』成立の背景——	浅川 道夫
研究資料	
中華人民共和国集会行進示威法	山本 賢二
研究ノート	
米軍パナマ侵攻をめぐる国際法上の諸論点	則武 輝幸

第11巻第1号 平成2年10月

〈国際文化編〉	
論 文	
ルカ伝17, 20~21における 神の国の到来について(前編)	大沼 栄穂
戦後ドイツ文学に見るゾルゲ事件	金森 誠也
モンテニユ, 神父マルドナ, 聖ジャンヌ・ド・レストナック	菅波 和子
島崎藤村とシェイクスピア ——『朱門のうれひ』に見る 悲劇の諸相——	佐藤三武朗
ラフカディオ・ハーンと医師マタス	萩原 順子
The Concept of Reunification in the Patañjalu System of Philosophy	Daniel J. BISGAARD
超絶主義とフランク・ロイド・ライト	粕谷千由紀
What is <i>Hamlet to The Broken</i> Commandment	Saburo SATO

第11巻第2号 平成3年1月

〈総合編〉	
論 文	
国際通貨制度の現状と将来 ——第3極基軸通貨制度——	大塚順次郎
エネルギー資源の供給と確保 ——特に世界と日本を比較して——	青木 久尚
海外における日本企業の課題..... 濱屋 正男 金融自由化と国際摩擦(2)..... 三浦 寛也 わが国企業の海外進出と貿易構造の変容	小林 通
国際政治の地殻変動と 日米安保条約の再検討..... 武田 節男 日本人強制収容とアメリカの見識	佐藤三武朗
バファ・バファ実習の試み..... 西田 司 集団安全保障, 平和維持活動, 集团的自衛と日本..... 則武 輝幸	
研究資料	
北極圏国際協力と日本 ——スヴァールバル関係主要法規——	石渡 利康
研究ノート	
日本と国際機構 ——21世紀に向けて——	渡部 茂己
書 評	
『NOと言える日本』 盛田昭夫・石原慎太郎共著 光文社刊	

『それでもNOといえる日本』

石原慎太郎・渡辺昇一・小川和公共著
光文社刊

『歴史の法則・私はなぜアメリカにイエスというか』

竹村健一著 イースト・プレス刊

.....大塚順次郎

第11巻第3号 平成3年2月

〈国際関係編〉

論 文

日米経済関係におけるナショナリズムと

グローバリズム.....石原 孝一

年金資金運用自由化とリスク対策

.....大塚順次郎

アジア・太平洋地域の台頭と

その協力の展望及び検証.....浦野 起央

市民社会とは何か ——Q & A——

.....森本 義輝

日米貿易摩擦の実証分析.....小原 堯

ドイツ社会主義統一党(SED)の発足と

連合国の対独政策.....小林 正文

田口卯吉の自由貿易論(2)

——明治期の自由貿易論と

保護政策論争——

.....小林 通

中国の民主化運動と言論の自由(2)

.....山本 賢二

Communicative Responses to Problematic
Situations in Japanese Organizations

.....西田 司

Lea P. STEWART

Stella Ting TOOMEY

William B. GUDYKUNST

離婚事由に関する日英比較の試み

.....東 和敏

スヴァールバル条約.....石渡 利康

環境の国際的保護と国際機構.....渡部 茂己

韓国の穀物政策の変遷

——50年代から70年代の

価格政策を中心に——

.....川口 智彦

国際連合と米州機構の協力による

中米紛争の解決

——国際連合と地域的機関の

関係に関する一考察——

.....則武 輝幸

抗日戦争と中国革命

——新民主主義的革命段階の検討——

.....浅川 道夫

研究ノート

神田孝平の自由主義財政経済論.....吉田 克己

第11巻第3号 平成3年2月

〈国際文化編〉

論 文

ミリー・シールの熱情

——ジェイムズの『鳩の翼』の考察——

.....秋山 正幸

島崎藤村：『春』

——春に死す生命と新たな生の構築——

.....佐藤三武郎

『廷臣と町人の対話』

——パリの〈リーグ〉、〈16区総代会〉についての一考察——

(1)

.....菅波 和子

金井美恵子と西欧の文学理論.....吉田 三陸

泉鏡花の小説とドイツ的気分.....金森 誠也

教育の機会均等と

質的向上との関係について

——現代アメリカにおける教育改革——

.....河原美耶子

UN ESTUDIO SOBRE EL

COLECTIVISMO JAPONES

.....Bernardo VILLASANZ

第12巻第1号 平成3年10月

〈国際関係編5〉

特別寄稿

中国の新国際秩序外交の考案.....梁 守徳

論 文

外国為替の理解を容易にするための提案

.....大塚順次郎

北欧諸国とバルト諸国

——1990年1月—1991年3月間の関係——

.....石渡 利康

メスティサへ(Mestizaje)に関する一考察

.....坂本 博

日米製造業における経済構造の変化

.....小原 堯

イギリス重商主義の公債論(1)

——W・ペティを中心として——

.....吉田 克己

中国の民主化運動と言論の自由(3)

.....山本 賢二

イギリスの離婚制度における

Undefended Divorceについて

.....東 和敏

CRENCIAS Y VALORES DE

LOS ESKAÑOLES B. VILLASANZ

反清革命運動における

初期三民主義の位相

.....浅川 道夫

研究ノート

国際法の法的性格に関する史的考察

——現代国際法と前近代国内法の

類似点と相違点——

.....則武 輝幸

第12巻第1号 平成3年10月

〈国際文化編5〉

論 文

ドイツにおける日本学の歴史と現状

.....西 一祥

シェイクスピアと島崎藤村

『春』と青春の自画像 —愛の破綻を通して— ……………佐藤三武朗	
『サチール・メニッペ』研究(1) —同書「第三章」の訳と注解— ……………菅波 和子	
ルカ伝17, 20～21における 神の国の到来について(後編) ……………大沼 栄穂	
フェルヤル島伝承 「スネアピョドウン」と「外界」概念 ……………石渡 利康	
社会体制と国家 —市民社会論における諸問題— ……………森本 義輝	
胡績偉ジャーナリズム論の生成……………山本 賢二	
研究ノート	
明治期の英語教育 —英語教師の日記から— ……………萩原 順子	
研究資料	
日本大学国際関係学部図書館における 幕末期西洋兵学書文献解題……………浅川 道夫	

第12巻第2号 平成3年12月

〈総合編3〉	
論文	
対外摩擦と日本の選択……………大塚順次郎	
東南アジア地域の経済発展と わが国の貿易への影響……………小林 通	
コメの市場開放と食糧安全保障……………青木 久尚	
国際貢献と日本の責務……………佐藤三武朗	
日本における金融自由化……………三浦 寛也	
異文化差異としての対外紛争の解決と 地域研究の役割……………石渡 利康	
貿易摩擦と国際機構による紛争解決の枠組 ……………渡部 茂己	
GATTウルグアイラウンド農産物 交渉とEC共通政策(CAP)の改革 ……………安江 則子	
研究ノート	
国際機構を通じた国際公益利益の実現と 海外摩擦の解消……………則武 輝幸	
年表	
主要な通商問題の推移……………三浦 寛也 小林 通	

第12巻第3号 平成4年2月

〈国際関係編6〉	
論文	
1986—1990年における 国連総会投票行動の分析……………浦野 起央	
国際関係の地殻変動と南北問題 —対比多国間援助構想の評価— ……………武田 節男	
ココム規制と戦後日本……………加藤 洋子	
北欧協力の新段階……………石渡 利康	

Foward, Future and Fuward……………大塚順次郎	
アメリカのインサイダー取引(5) —学説と法の変遷— ……………三浦 寛也	
日米製造業における経済構造の変化 ……………小原 堯	
国際会計の課題(2)……………北川 道男	
インド憲法におけるマイノリティ問題 ……………李 素玲	

研究ノート

社会問題への国際的対応 —国際社会問題の解決および 文化的協力を担う国際機構と機能— ……………渡部 茂己	
--	--

研究資料

国連イラク・クウェート監視団 (UNIKOM) —関連文書(仮訳)および解説— ……………則武 輝幸	
---	--

第12巻第3号 平成4年2月

〈国際文化編6〉	
論文	
The Animal Image from Shakespeare to Shimazaki Toson……………佐藤三武朗	
胡績偉ジャーナリズム論の位相……………山本 賢二	
Sequence Patterns of Self-Disclosure among Japanese and North American Students ……………西田 司	
『サチール・メニッペ』研究(2) —同書「第1章」の訳と注解— ……………菅波 和子	
Hiroshima: A New raison d'être ……………吉田 三陸	
W.ゾンバルトの見解に基づく 日本の資本主義と戦争の分析……………金森 誠也	
ラフカディオ・ハーンの見た浦島 —『夏の日』を中心に— ……………萩原 順子	
日本アジア協会成立の諸問題……………楠家 重敏	
毛沢東思想にみる革命戦略と軍事工作 ……………浅川 道夫	
研究ノート	
「拍」について —言語のリズムに関する考察— ……………戸田 和子	

第13巻第1号 平成4年7月

〈国際関係編7〉	
論文	
フィンランドの中立政策概念の変容 ……………石渡 利康	
国際行動分析のための 理論的パースペクティヴ……………西田 司	
わが国金融制度改革関連法案の内容 ……………三浦 寛也	

金融制度改革案の誤りと善後策……………大塚順次郎
証券不祥事と証券市場改革問題……………三浦 寛也
西條 信弘

国際会計の課題

—EC会社法第8次指令
「決算監査人の資格」—

……………北川 道男

西欧における租税思想の変革と

日本の租税思想……………大淵 三洋

J.ヴェンダーリントの公債論……………吉田 克己

研究ノート

「大中華経済圏」考

—「中華経済連携システム
国際シンポジウム」をめぐる—

……………山本 賢二

第13巻第1号 平成4年7月

〈国際文化編7〉

論文

人類の最後の使命

—カント平和論の人間存在論的基礎—

……………大沼 栄穂

アメリカにおけるローマ・カトリック教会の

形成と反カトリック主義

—ウルスラ会修道院学校事件
(1834年)を中心に—

……………北野 秋男

Passion in *Hamlet* and Shimazaki

Toson's *New Life*……………佐藤三武朗

Finding Out the Truth: The Ordeal

by Arranged Marriage……………松岡 直美

ゲルハル・ハウプトマンの変貌と

日本の作家たち……………金森 誠也

『サチール・メニッペ』研究(3)

—同書「第V章」の訳と注解—

……………菅波 和子

国際音声記号による発音表記に関する

対照言語学的考察

—発音記号[ε]の必要性—

……………戸田 和子

研究ノート

19世紀の極東をめぐる外圧と抵抗

—日中比較政治思想史への試み—

……………浅川 道夫

海外文化事情

「エリナ」(ELINA)

—二つの内的世界の対峙—

……………石渡 利康

第13巻第2号 平成4年12月

〈国際関係編8〉

論文

韓国政治のダイナミクス

—憲法改正を中心として—

……………慎 斗範

人間活動と地球環境の持続可能性

……………青木 久尚

アメリカ財務省の金融制度改革案

……………三浦 寛也

EFTA裁判所の創設……………石渡 利康

EC会計制度の課題と展望……………北川 道男

Global Cooperation and Cross Cultural

Perceptions in Japan-U. S. Bilateral

Relations in the Post-Cold War Era

……………武田 節男

第13巻第2号 平成4年12月

〈国際文化編8〉

論文

異文化コミュニケーション分析の試み

……………西田 司

北欧協力と「北欧言語共同体」……………石渡 利康

中国ナショナリズムの

形成過程に関する一考察……………浅川 道夫

島崎藤村の「家」

—比較文学研究の試み—

……………佐藤三武朗

白隠「坐禅和讃」における

蓮華国について……………大沼 栄穂

『サチール・メニッペ』研究(4)

—同書「第VIII章」の訳と注解—

……………菅波 和子

明治期の英語教育

—英語学者 佐久間信恭—

……………梅本(菫原)順子

第13巻第3号 平成5年2月

〈特集編〉

論文

諸民族共生の理念

—変革期に求められる

国家と民族の思想—

……………松本 博一

北欧統合の新展開とバルト協力……………石渡 利康

ECの金融市場統合(1)

—英独仏の金融制度改革を

中心として—

……………三浦 寛也

CSCEとヨーロッパの拡大……………森本 義輝

秩序と無秩序

—人間の悲劇:「リア王」に学ぶ—

……………佐藤三武朗

On Freedom of Mobility of Labour

within the European Community

……………A. バウマン

「韓国政治のダイナミクス」への補論

……………慎 斗範

特別講演要旨

(1)東南アジア文化の重層性……………石井 米雄

(2)最近の欧米事情と日本経済……………浜野 崇好

第14巻第1号 平成5年7月

〈国際関係編9〉

論 文

- 日本漁業の持続可能性 I
——北太平洋公海上の流し網
漁業の混獲を中心にして——
……………青木 久尚
- The Northern Territories Reconsidered
……………石渡 利康
- 韓国における選挙制度と投票行動
……………慎 斗範
- アルジェリアにおけるイスラーム
原理主義運動の史的発展……………山下 高明
- 「緑の革命」と所得配分：理論の批判的検討
……………岩崎 輝行
- ペルーにおけるアイデンティティの
形成過程……………坂本 博
- ヨーロッパ市民社会の新しい地平
……………森本 義輝
- ダウナント財政論の物質
——重商主義的国家間対立と
財政的対応策——
……………吉田 克己
- D・ヒュームの国際経済論的視点(1)
……………小林 通
- 日米安全保障問題における
政策決定機構の役割……………武田 節男

研究ノート

- 第45回国際捕鯨委員会年次総会について
……………青木 久尚

第14巻第1号 平成5年7月

〈国際文化編9〉

論 文

- Japanese Communication Studies
……………西田 司
- 近代思想の源流としての佐久間象山
——対外認識の形成過程を中心に——
……………河原美耶子
- プラトン『国家』473C-Dにおける
哲人統治について……………大沼 栄穂
- 島崎藤村における「旅」：自我の確立を
目ざして
——『春』を中心に——
……………佐藤三武朗
- 一つの翻訳考
——ハムレットの場合——
……………氏家 文昭
- ヴェルナー・ゾンバルトと貝原益軒
——保健(とくに性生活、食生活)と
経済に関する両者の見解の類似——
……………金森 誠也
- 『サチール・メニッペ』研究(5)
——同書「第X章」の訳と注解——
……………菅波 和子
- 清末洋務運動にみる富強政策の位相
……………浅川 道夫

研究ノート

- 途上国とラテンアメリカにおける人口問題
……………坂本 博

第14巻第2号 平成5年12月

〈国際関係編10〉

論 文

- ECの金融市場統治(2)
——英独仏の金融制度改革を
中心として——
……………三浦 寛也
- 相対先物システムの創設と活用……………大塚順次郎
- 日豪関係の新たな局面
——経済偏重から政治協力へ——
……………高木 暢之
- 「一国両制」と新聞の自由……………山本 賢二
- D・ヒュームの国際経済論的視点(2)
……………小林 通
- 海外学界動向
北欧における2つの国際会議……………石渡 利康
- 研究資料
中華人民共和国国家安全法……………山本 賢二

第14巻第2号 平成5年12月

〈国際文化編10〉

論 文

- The Japanese Perspective of the
Communication Process……………西田 司
- 島崎藤村とイブセン(1)
——比較文学研究の諸相——
……………佐藤三武朗
- 『サチール・メニッペ』研究(6)
——同書「第七章」の訳と注解——
……………菅波 和子
- 日本語の時制
——西洋伝統文法からの脱却——
……………戸田 和子
- 「詩経」美学三題……………景 凱旋
- 国際情報
ノーベル平和賞とその周辺……………石渡 利康
- 研究ノート
一輪の野花——「女書」——……………王 敏
- 書 評
中村理平著「洋楽導入者の軌跡」(刀水書房)
……………西村 満男

第14巻第3号 平成6年2月

〈特集編〉

論 文

- 国民統合原理としてのセキュラリズム
——インドにおける
コミュニズムとの相克——
……………山下 高明
- 新欧州における欧州極地バレンツ地域統合
……………石渡 利康
- ヨーロッパ経済の全体像……………森本 義輝

Russia Loses Control of Eastern Europe
 J. C. クラーク III
 相互依存に向けて
 ——日本の課題——
佐藤三武朗

J. アダムズの国家統合と国民思想形成
 ——独立期における共和主義
 思想と公教育普及——
北野 秋男

研究ノート

アジア・太平洋地域の動向.....高木 暢之

海外文化情報

ノーベル平和賞授賞式.....石渡 利康

海外芸術情報

アリウス・サッリネンのフィンランド・
 オペラ「クッレルヴォ」.....石渡 利康

学術講演要旨

The Collapse of Communism
 in Eastern Europe J. C. クラーク III

アジアの安全保障と日本
 ——国際情報と戦略の視点から——
岩島 久夫

Western Perspectives on Japan's
 Economic Success R. C. トレビルコック

第15巻第1号 平成6年7月

〈国際関係編11〉

論文

The Rehnquist Court:
 The American politics of
 Constitutional Interpretation
 in Religion, Speech, and
 Privacy cases
武田 節男

Income, Consumption, and Causality:
 The Japanese Case
小原 堯

チャールズ・ダヴナントの公債論
吉田 克己

バルト協力の新動向.....石渡 利康

研究ノート

アジア・太平洋地域がはらむ緊張
高木 暢之

第15巻第1号 平成6年7月

〈国際文化編11〉

論文

社会的視点から見たハワイの日系人
寺田 篤弘

『サチール・メニッペ』研究(7)
 ——同書「第IX章」の訳と注解(前)——
菅波 和子

A Study on Shimazaki Toson's
 "The Family" 佐藤三武朗
 ドイツ詩人マックス・ダウテンダイの
 ジャワ体験.....金森 誠也

海外文化情報

古代北欧の箴言.....石渡 利康

第15巻第2号 平成6年12月

〈国際関係12〉

論文

ヨーロッパの拡大と分裂.....森本 義輝

EUの金融市場統合(3)
 ——英独仏の金融制度改革を
 中心として——
三浦 寛也

The Japanese Understanding
 of Scandinavian Culture
 and Nordic Cooperation:
 the Summary of the Lecture given
 to THE SEMINAR ON THE
 FOREIGN POLICY OF JAPAN,
 Tuesday September 6, 1994 in Oslo
石渡 利康

わが国企業の国際財務戦略
 ——良い戦略と危険な戦略——
大塚順次郎

日本国憲法における外国人の人権
杉山 嘉尚

韓・日労使関係政策に関する比較研究
慎 斗範

クリントン大統領と日米安全保障
 ——大統領の力量が問われる試金石——
武田 節男

Trade Structure Change in Asian
 NIES and ASEAN.....小林 通

アボリジニの土地権と「マボ判決」
 ——オーストラリア社会の一断面——
高木 暢之

研究資料

中華人民共和国国家安全法実施細則
山本 賢二

.....

.....

第15巻第2号 平成6年12月

〈国際文化編12〉

論文

言論の意義と限界
 ——平和哲学としてのミル『自由論』——
大沼 栄穂

『サチール・メニッペ』研究(8)
 ——同書「第IX章」の訳と注解(後)——
菅波 和子

文化の変異性.....西田 司

米国の移民と移民法
 ——植民地時代から1812戦争まで——
加藤 洋子

.....

Composition Feedback in Japanese
 University Writing Classes
アンジェロ・M・ピティロ

言語習得における双方向
 コミュニケーションの重要性.....戸田 和子

海外研究動向

“ハワイの沖縄人”研究の動向……………佐藤三武朗

第15巻第3号 平成7年2月

〈特集編〉
論 文

南アジアにおける分離主義運動

……………山下 高明

EU加盟と北欧協力……………石渡 利康

日系ハワイ移民史

——日米関係の一側面——

……………佐藤三武朗

The Father of Okinawan Immigration:

Kyuzo Toyama……………崎原 貢

1991～1993年における国連総会投票行動の

分析……………浦野 起央

Teaching The New World Order in the

English Language Classroom: An Experiment in

Content-Based Education

……………D. J. ビスガード

学術講演要旨

European Immigration and Refugee

Policies An Introductory Overview

……………O. F. クヌッセン

くにづくりへの協力

——ODAの再点検——

……………二神 重成

米ノーベル賞作家トニ・モリスンの世界

……………大社 淑子

第16巻第1号 平成7年8月

〈国際関係編13〉
論 文

サーメ民族の自治問題……………石渡 利康

欧州連合(EU)の拡大と市民社会論

……………森本 義輝

デリバティブとそのリスク……………大塚順次郎

デイヴィッド・リカードの経済学と

租税論に関する一考察(1)

——『経済学および課税の原理』および

「公債制度論」を中心にして——

……………大淵 三洋

Toward an Integrated Model of

American Supreme Court Decision

Making in Search and Seizure Cases

……………武田 節男

Mass Employment and Economics

……………M. I. チャブレン

研究ノート

インドシナ戦争20周年とASEAN

……………高木 暢之

第16巻第1号 平成7年8月

〈国際文化編13〉
論 文

『大学』における修身の概念について

……………大沼 栄徳

島崎藤村：『桜の実の熟する時』における

「オフエリアの歌」の比較研究

……………佐藤三武朗

ラフカディオ・ハーンの翻訳と再話

——「孟沂の話」と「伊藤則資の話」を

比較して——

……………梅本 順子

Ezra Pounds Beziehungen zu

ostasiatischer Dichtung und Kunst

……………サン・キョン・リー

ブレヒトにおける回り舞台の象徴的使用

……………田中 徳一

『サチール・メニッペ』研究(9)

——「出版屋の第1の辞」及び

「第2の辞」(前)の訳と注解——

……………菅波 和子

コミュニケーション行動の予期……………西田 司

The Role of Stereotypes in

Intercultural Communication

……………中川ジェーン

“government of the people”再考

……………西村 満男

Adapting Communicative Language

Teaching to the Needs of

Japanese University Students

……………M. S. ジナング

義務感を表す英語の助動詞に関する

日英対照言語学的考察……………戸田 和子

〈お詫びと訂正〉第16巻第1号

「国際関係研究」〈文化編〉に掲載されました戸田和子氏(日本大学非常勤講師)の論文タイトルに誤りがありましたので、ここに訂正しお詫び申し上げます。

・誤) 〈研究ノート〉義務感を表す英語の助動詞に関する日英対照言語学的考察

・正) 義務感を表す英語の助動詞に関する日英対照言語学的考察

第16巻第2号 平成7年12月

〈国際関係編14〉

論 文

主要国における政治と行政の関係に関する

比較研究……………慎 斗範

歩み出す「東南アジア共同体」

——拡大ASEANの分析から探る——

……………高木 暢之

経済自由化政策と市場：

東南アジアの事例(I)……………岩崎 輝行

台湾、韓国の輸出競争力の比較分析

……………小林 通

通貨デリバティブの会計と問題点

……………大塚順次郎

有価証券概念の拡大……………三浦 寛也

監査証拠の分類

——国際監査ガイドラインに

関連して——

.....北川 道男	
ペティ財政経済論の評価	
——国際的展開の中で——	
.....吉田 克己	
デイヴィッド・リカードの	
経済学と租税論に関する国際的再評価	
——『経済学および課税の原理』と	
「公債制度論」を中心にして——	
.....大淵 三洋	
海外事情	
バルト地域統合の新状況	
——第4回バルト会議からの短信——	
.....石渡 利康	

第16巻第2号 平成7年12月

〈国際文化編14〉

論 文

死の救済の二類型.....寺田 篤弘	
——仏教とキリスト教——	
島崎藤村：『桜の実の熟する時』の比較分析	
——主人公の自我確立と、	
西洋の作家と詩人——	
.....佐藤三武朗	
A study of Fredric Ives Carpenter's	
<i>Emerson and Asia</i> D. J. ビスガード	
『サチール・メニッペ』研究(10)	
——「出版屋の第2の辞」(後)の	
訳と注解——	
.....菅波 和子	
ロシア・クロンシュタットのマカロフ	
提督像の国際的視点からの碑文考証	
——石川啄木詩ロシア語訳詩説を	
めぐって——	
.....戸塚 隆子	
英語の「ライティング」の教育	
——異文化のレトリックをめぐって——	
.....梅本 順子	
Teacher Questions and Student-Initiated	
Behavior in ESL Classrooms	
.....A. C. ケサダ	
Sociocultural Dimensions of Stereotypes	
.....中川ジェーン	
Adapting English-Language Word Games	
for Japanese Students	
.....M. S. ジナング	
汉语語法研究的历史特点及所受国外語法	
学的影响	
——《文通》以后至三十年代中期——	
.....吴 淮南	
日本語の行為を表す動詞	
——外国人に対する日本語教育のための	
基礎的研究として——	
.....佐藤 琢三	

第16巻第3号 平成8年2月

〈総合編〉

論 文

主要国における政府形態に関する比較研究	
——大統領制と議院内閣制を中心に——	
.....慎 斗範	
戦域ミサイル防衛(TMD)と	
アジア太平洋地域における軍事的危機の回避	
.....武田 節男	
Structural Change in American	
Economy:	
An Econometric Analysis	
.....小原 堯	
アメリカの金融制度改革	
——銀行・証券業務の自由化——	
.....三浦 寛也	
イギリスにおける児童関係法と子の保護	
.....東 和敏	
異文化コミュニケーション能力の測定	
.....西田 司	
Emerson's "Hamatreya": A Hindu	
World View Translated into a New	
England Context D. J. ビスガード	
『夜明け前』執筆の一つの動機：父への回帰	
——『新生』と『桜の実の熟する時』に	
おける父親像を通して——	
.....佐藤三武朗	
Development of the Japan Study	
Program in US:	
An Interdisciplinary Approach to	
Japanese Language and Cultural	
Studies 植山 剛行	
E. マグラム	
Considering Politeness as a Factor	
in Teaching Oral English to	
Japanese Students M. S. ジナング	
Multiculturalism's Role in Peace Education	
.....中川ジェーン	
海外事情	
バルト大学の発展近況.....石渡 利康	
学術講演会要旨	
新しい国際関係の枠組み.....前田 正裕	
Europe after the Cold War:	
Problems and Prospects	
.....D. J. レイノルズ	
カナダを通して見たアメリカ	
——暴力と妥協——	
.....鶴田 欣也	
国連新時代と日本の役割.....功刀 達朗	
第17巻第1号 平成8年7月	
〈国際関係編15〉	
論 文	
A New Concept of Security and Role	
of the Altruistic Regional Cooperation	
for the Nordic Countries.....石渡 利康	
我が国の政府開発援助(ODA)政策	

.....小野 純男	
EUの環境監査の構図.....北川 道男	
イギリス児童法における親の責任の概念と その法律効果.....東 和敏	
台湾における「統一」と「独立」を めぐる民意 ——大統領選挙を中心にして——山本 賢二	
海外事情	
Recent Movement of the Barents Regional Cooperation.....石渡 利康	

第17巻第1号 平成8年7月

〈国際文化編15〉	
論 文	
島村藤村の『新生』：岸本のフランス体験佐藤三武朗	
The Cultural Origins of Classroom Behavior: a Comparative Profile of Japanese and American StudentsM. S. ジナング	
Professional English Education in Japan: An Economic Rationale for ChangeC. A. ボーエン	
研究ノート	
「共生」を哲学する ——現代思想研究の意義と方法——大沼 栄穂	
海外事情	
Increasing Attention to Interests of the Indigenous Peoples in the Arctic Region.....石渡 利康	

第17巻第2号 平成8年12月

〈国際関係編16〉	
論 文	
欧州通貨統合の政治経済学 ——イギリスの論争——稲葉 守満	
わが国の金融再編のゆくえ.....大塚順次郎	
わが国企業の国際化とアジア諸国との 産業内貿易.....小林 通	
主要国における中央政府と地方政府の關係に 関する比較研究.....慎 斗範	
「ASEAN 10」形成過程の検証高木 暢之	
American Foreign Policy and the Problem of Nuclear Nonproliferation in Asia.....武田 節男	
J. タッカーの租税論 ——18世紀の国際關係に関連して——吉田 克己	
海外国際情報	
第5回バルト会議からの短信.....石渡 利康	

第17巻第2号 平成8年12月

〈国際文化編16〉	
論 文	
異文化の中の女神たち ——ラフカディオ・ハーンの 描いた女性像(I)——梅本 順子	
性差と文化 ——1. 知的機能における性差——岡本 健	
『サチール・メニッペ』研究(II) ——同書「第II章」及び 「第IV章」の訳と注解——菅波 和子	
初対面30分間の話題にみる日米の自己開示西田 司	
多民族社会における民俗医療 ——北スマトラ・ジャワ人の疾病行動——吉田 正紀	
Approaching the Study of Balinese Mythology.....D. J. ビスガード	
A Professional English Curriculum Model: Meeting the Needs of Students and SocietyC. A. ボーエン	
Some Linguistic Strategies Employed by Japanese and American-English Native Speakers and Second-Language Learners: a Culturally-Based Analysis.....M. S. ジナング	
研究動向	
国際交流の一概念：移民と多元的文化 ——ハワイの沖縄人を中心に——佐藤三武朗	
海外文化事情	
ラトヴィア・ナショナル・オペラ 「炎と闇夜」.....石渡 利康	
インドネシアの種族別文化.....舟田 京子	

第17巻第3号 平成9年2月

〈三島キャンパス開設50周年記念 特集号〉	
論 文	
「新しいパラダイムを求めて」 ～戦後、半世紀を経過して～ Internationella miljökonventioner: Tanken om altruistisk miljösäkerhet石渡 利康	
開発援助のパラダイムの転換.....稲葉 守満	
Relating Krashen's Monitor Model to the Japanese University Classroom: A New Paradigm for Facilitating English-Language AcquisitionM. S. ジナング	
平成8年度学術講演会要旨	
The U. S. and Japan in the 21st CenturyG. G. パッカード	
「ウチ」と「ソト」の日米比較言語文化学	

.....	牧野 成一
Europe at the End of the Twentieth Century: The Search for a European Cultural Identity	R. T. セガーズ
Women's Role in International Cooperation	J. L. ハーバート
香港返還に関する諸問題	
国際関係学部長指定研究	
「香港返還に関する諸問題」について	秋山 正幸
香港略図	
香港年表	
中国から見た香港返還	
香港問題と中国の「一国両制」.....	梁 守徳
内地と香港の経済関係の分析.....	潘 国華
上海から見た香港返還	
上海と香港のマスメディア比較研究	張 国良
上海と香港の経済協力に関する考察	劉 紅
世紀の転換期における再考と観察	
——現代中国の上海・香港、両地域の都市文学における市民主義叙事伝統の復活と刷新——	丁 国生
日本から見た香港返還	
香港の法的地位.....	石渡 利康
香港新空港建設問題	
——新空港建設計画をめぐる英中の確執——	宇佐美 滋
香港新空港の建設に伴う島嶼地域の変容	加藤 雅功
文化アイデンティティとコミュニケーション	
行動に関する意識調査	
——香港、日本、アメリカの比較——	西田 司
席揚事件と香港における新聞の自由	山本 賢二
資料	
中華人民共和国香港特別行政区基本法 (1990年4月4日 中華人民共和国第7期全国人民代表大会第3回会議採択) 『北京週報』別冊付録文献	
	1990年5月1日より転載

第18巻第1号 平成9年7月

〈国際関係編17〉

論文

The U. S.-Russian Summit in Helsinki and Baltic States'Concerns	石渡 利康
The Political Economy of Regulation in LDCs: A Critical Review of Prof. Laffont's New Economics of Regulation	稲葉 守満
The Baltic States: On the East-West Faultline in Northern Europe	

.....	A. レインシュ
我が国とパラグアイとの関係	
——政府開発援助(ODA)政策を中心として——	小野 純男
主要国における行政統制に関する比較研究	慎 斗範
支出税の系譜	
——戦後税制改革の世界的展開に関連して——	吉田 克己
資料	
情報活動をより一層強化することに関する	
中共中央弁公庁の意見(試行).....	山本 賢二

第18巻第1号 平成9年7月

〈国際文化編17〉

論文

性差と文化	
——2. 行動における性差——	岡本 健
異文化の中の女神たち	
——ラフカディオ・ハーンの描いた女性像(Ⅱ)——	梅本 順子
シアトル市における日系人社会の形成過程とその変質.....	加藤 雅功
道化の位相: 他者と自者の狭間	
——『人間失格』と『リア王』を中心に(一)——	佐藤三武朗
Education And The Mind-set of Japanese University Oral English Students	M. S. ジナング
Balinese and Indian Elements in the Barong and Rangda Ritual Dance: A Study in Comparative Mythology	D. J. ビスガード
研究ノート	
意志としてのオプティミズム	
——アランにおける平和教育の原理について——	大沼 栄穂
学会動向	
中国と世界—21世紀に向けてのコミュニケーションと文化.....	山本 賢二

第18巻第2号 平成9年12月

〈国際関係編18〉

論文

欧州・バルト安全保障の新展開	
——「社会的脅威排除」概念構築の必要性——	石渡 利康
途上国債務の政治経済学(1)	
——累積債務問題の再考——	稲葉 守満

リチャード・カンティロン <small>の</small> 外国貿易論	小林 通
国際私法における任意的抵触法の理論	杉山 嘉尚
ASEANの安全保障観 ——創始期における特徴を 生んだ背景——	高木 暢之
The Problem of Financing the Campaign of American Presidential Elections	武田 節男
イギリス家族法における子の権利 ——子の医療における自律権の本質——	東 和敏

第18巻第2号 平成9年12月

〈国際文化編18〉

論 文

コロケーションにおける「心」のイメージ ——『こゝろ』における「心」の 中国語訳を通して——	呉 川
太宰治『人間失格』と道化 ——自画像としての文学——	佐藤三武朗
Group Orientation as A Factor in Teaching Oral English to Japanese University Students	M. S. ジナング
『サチール・メニッペ』研究(12) ——同書「第VI章」の訳と注解——	菅波 和子
類義語の意味について.....	藤井 誠
井上靖と英文学 ——短編「ある女の死」の場合——	藤沢 全
北スマトラの民俗治療者ドゥクンの専門化 ——東南アジアの民俗医療システムの 理解に向けて——	吉田 正紀

講演要旨

カズオ・イシグロ：英語で語る日本の声	ホセ＝マリア・ルイス
-----------------------------	------------

第18巻第3号 平成10年3月

〈総合編〉

特集論文：国際関係の中のエスニシティ問題

Nationalism and Chinese National Policy	唐 士其
島崎藤村：『破戒』をエスニシティの視点 から読む ——トランスナショナルリズムへ 向けた自己の解放——	佐藤三武朗
Zen Buddhism and Western Esotericism in Yeats' "The Statues"	M. S. ジナング
新疆ウイグル自治区における	

民族分離独立運動の動向 ——『新疆日報』の分析を中心にして——	山本 賢二
---	-------

非領域的マイノリティ ——欧州におけるロマ(Roma)——	石渡 利康
---	-------

一般論文

異文化の女神たち ——ラフカディオ・ハーン <small>の</small> 女性像(Ⅲ)——	梅本 順子
An Analysis of Affective Variables Involved in SLA among Native-Arabic Speakers	L. ギルナー
Cultural Factors Affecting Second Language Learning: The Imporoance of Acculturation	M. クレイブ
国際交流の問題点.....	黒岩 徹
The Making of American Foreign Policy and Asia	武田 節男
19世紀前半のニューヨーク市教育委員会 制度導入とカトリック.....	永塚 史孝
On Motivating Students to Learn English for Today's World	D. J. ビスガード

学術講演要旨

Lessons From the Northern Territories Dispute: Can a Resolution Achieved by Practioners be a Puzzle for Theorists?	T. フォーシュベルイ
Finnish Security Policy in the European Context	T. ヴァーハトランク

第19巻第1号 平成10年7月

〈国際関係編〉

論 文

当前中国外交政策の新思路.....	梁 守徳
国際関係法の役割.....	杉山 嘉尚
オーランド島法文化の形成基礎.....	石渡 利康
State and Society in China.....	唐 士其
途上国債務の政治経済学(2) ——対外債務と通貨危機——	稲葉 守満
中国人民公社体制下における農業技術発展	羅 歆鎮

子の病気治療に関する親の意思と “子の最善の利益”基準 ——イギリス家族法を中心として——	東 和敏
--	------

海外事情

ウーアスン海峡地域の形成.....	石渡 利康
書 評	
浦野起央著『南海諸島国際紛争史』 (刀水書房, 1997年, 1230頁)	張 植榮

第19巻第1号 平成10年7月

〈国際文化編〉

論 文

- Communicating Values in Everyday
Life: Methodology……………西田 司
- Does Learning a Language Mean
Losing a Culture?…………… M. クレイブ
パーソナリティに関する歴史的考察
——2. 条件づけ法による
Eysenck一派の研究——
……………岡本 健
- Feasibility of Content-Based
Instruction in Japanese Foreign
Language Courses: Some Questions
to Ask…………… A. S. ウイリス
- Thoughts on Acoustic Phonetic
Variance…………… F. モラレス
L. ギルナー
- 英語の旧情報と新情報について……………藤井 誠
島崎藤村『夜明け前』：東の間の安寧
……………佐藤三武朗
- 現代社会と第二次世界大戦
——大江健三郎とトーマス・
ピンチョンのパラノイア小説——
……………松岡 直美
- ロシアに於ける日本研究
——日本文学研究を中心に——
……………戸塚 隆子

第19巻第2号 平成10年12月

〈国際関係編〉

論 文

- 韓国における国家権力構造の
変遷に関する研究……………慎 斗範
- 台湾向け防衛兵器に関する米中共同
コミュニケ
——その交渉過程と問題点(上)——
……………宇佐美 滋
- 大統領選挙の一要素としての
アメリカ外交政策……………武田 節男
- 国際金融資本の流動化と通貨危機
……………稲葉 守満
- アジア地域の経済危機と貿易……………小林 通
- J. スチュアートの公債観
——その近代性と評価をめぐって——
……………吉田 克己
- イギリス家族法における子の
至高利益基準の適用範囲……………東 和敏
- 学会報告
- Trans-Pacific Relations……………石渡 利康
- 書 評
- マーク・ホワイト編
『ケネディーニューフロンティア再訪—』
(London: Macmillan, 1998)
……………平田 雅己

第19巻第2号 平成10年12月

〈国際文化編〉

論 文

- 国際交流与中国传统文化……………山本 賢二
- 円地文子とフェミニズム：「二世の縁拾遺」は
外国でいかに読まれたか……………梅本 順子
- Snow Falling on Cedars*
——多文化社会への移行——
……………松岡 直美
- インドネシア・北スマトラにおける
複数医療システム
——近代医療システムと
民間医療システム——
……………吉田 正紀
- ヤスパース「永遠の哲学」再考
——異文化間コミュニケーションへの
哲学的アプローチ——
……………平野 明彦
- Academic Success and Content-Based
Language Instruction…………… A. S. ウイリス
- An Analysis of the Motivational
Tendencies of University Students
of Chinese, Spanish, French, and
English…………… F. モラレス
L. ギルナー
- 漢語複音詞産生的原因……………余 寧
- Developing Reading Skills with Japanese
Students: Component Processes
…………… R. B. マクマーン
- 島崎藤村：『夜明け前』第一部上に見る
悲劇の構想(一)
——黒船の来航——
……………佐藤三武朗
- 19世紀転換期のオリエンタリズム
——*Madam Butterfly*と原作者
John Lutter Longについて——
……………宗形 賢二
- ジャック・タユローの『対話』
……………菅波 和子
- 啄木の短歌におけるオノマトペ
——中国語訳と比較して——
……………呉 川

第19巻第3号 平成11年3月

〈総合編〉

第3回(平成10年度)学部長指定研究

- 「東南アジアの通貨危機と政治不安」
「東南アジアの通貨危機と政治不安」に
ついて……………秋山 正幸
- タイと東南アジアの通貨危機
——危機の構図——
……………稲葉 守満
- 金融危機と経済成長
——インドネシアの事例——
……………岩崎 輝行
- アジア危機の本質と国際資本移動の
政策課題……………円居 総一

アジア通貨危機の計量経済学的分析小原 堯	
東南アジアの経済危機と政治不安 ——スハルト政権崩壊にみる 相互連関——高木 暢之	
東アジアの通貨危機をめぐる世界銀行・ IMFの動向及び今後の課題福井 博夫	
アジア通貨危機と「複合危機循環」の 世界経済.....前田 利光	
一般論文	
How can the English Language Teacher Education Program Assist Japanese Students In Becoming Transformative Intellectuals?植山 剛行	
台湾向け防衛兵器に関する米中共同 コミュニケ ——その交渉過程と問題点(下)——宇佐美 滋	
In Her Place: Writers Define “Hatakeyama Yuko” 梅本 順子	
A Contrastive Acoustic Analysis of the Spanish and Japanese Vowel Sets..... F. モラレス L. ギルナー	
韓国の財閥企業に関する研究.....慎 斗範	
異文化のコミュニケーション価値と行動西田 司	
ケネディ外交の原動力 ——国家安全保障会議及び 国務省改革を中心に——平田 雅己	
研究動向	
「沖縄系アメリカ人研究」の動向.....佐藤三武朗	
第20巻第1号 平成11年7月	
〈国際関係論〉 論文	
克林顿访华与中美关系.....潘 国華	
情報化と金融の国際競争構造の変化 ——構造変化と我が国金融業 再生への課題——円居 総一	
バルト地域協力とロシアの関心事石渡 利康	
A Study on Social Policy: Toward New Conceptualizations in Historical Perspective慎 斗範	
日英同盟と黄禍論.....松村 正義	
The Income Tax in the United Kingdom: A History of Income Tax Since William Pitt introduced in 1799大淵 三洋	
学術講演会要旨	
Japón, la Crisis del Sistema de Empleo	

Vitalicio 大泉 光一	
面向未来, 用新智慧解决老问题 ——江泽民访日与中日关系——李 揚帆	
Some Characteristics of the Icelandic —and Nordic—Legal System, Compared with Far·Eastern Legal Tradition..... パットル・シーグルズソン	
What Happnes with the European Nations in the Process of Europe’s Integration?ヘルムート・ワグナー	
第20巻第1号 平成11年7月	
〈国際文化編〉 論文	
文化と文化アイデンティティの強さの 個人的価値観に与える影響 ——日米の大学生——西田 司	
W. B. グディカンスト	
移住したドゥクン：民族と宗教の 境界を守る民俗治療者 ——インドネシア・北スマトラの 事例から——吉田 正紀	
A Note on Sociocultural Anthropology of Japan and Buddhism: Etic and Emic Perspectives渡辺武一郎	
ラウエルの日本国憲法制定過程における影響濱屋 雅軌	
Japanese Newspaper Journalism on Recent Archeological Discoveries: The Ethno-Historical Narrative Reconsidered..... A. J. レボヴィッツ	
Assessment of Motivational Orientations and Observations about the Development of Motivational Modds L. ギルナー F. モラレス	
テキストを比較文学の視点から読む ——藤村とシェイクスピアとの関連——佐藤三武朗	
ルイーズ・ラベ『作品集』の 「献呈の辞」について.....菅波 和子	
第20巻第2号 平成11年12月	
〈国際関係編〉 論文	
日本内外政治の分析と日中関係青木 一能	
主要国における社会保障政策に関する比較研究 ——イギリスの場合——慎 斗範	
国際社会の変容と「性権」概念石渡 利康	
朱容基与中国政府机构改革.....潘 国華	
一体化进程下的21世纪：中国与世界	

.....李 揚帆
 ダニエル・デフォアの貿易論.....小林 通

第20巻第2号 平成11年12月

〈国際文化編〉

論 文

ラフカディオ・ハーンの日本文学の
 語り直し作品に見る中国文化の受容
梅本 順子

筒井徳二郎一座の欧米巡業旅程
田中 徳一

ニーチェの道徳批判について.....平野 明彦
 自己の特性と他者の特性についての
 認知に対する日米文化の影響
守崎 誠一

The Portrayal of Women in Japanese
 Animation: A Glimpse into Japanese
 Culture from a Foreign Perspective
 J. R. エマソン

Variations in Motivation
 For Second Language Acquisition:
 An Investigation of The Positive Effects
 of Experience Abroad.....A. ライマン

井上靖におけるヴァレリーの詩論受容
 ——若き日の文業を視座として——
藤沢 全

ルイーズ・ラベの散文物語
 『痴愚女神と愛の神の諍い』.....菅波 和子

『唐鏡』における漢籍受容の一考察
 ——中世日本の歴史叙述と漢文世界——
小田切文洋

島崎藤村『夜明け前』：悲劇の予兆
 ——国学者宮川寛齋の退廃——
佐藤三武朗

学術講演要旨

Naturalistic Theories of Religious
 Experience: Dewey and Early Buddhism
 J. J. ホルダー

第20巻第2号 平成11年12月

〈国際交流学科開設記念号〉

国際交流学科の開設にあたって

.....学部長 秋山 正幸

国際交流学科開設の趣旨

論 文

在日外国人をめぐる諸問題.....寺田 篤弘
 地域開発型国際協力における国際交流の展望
 ——インドネシア国における住民参加型
 地域開発プロジェクトの事例——
金谷 尚知

ジェンダーの視点からの生活再考
青木千賀子

文化表象とオリエンタリズム
 ——Saidから“Madame Butterfly”へ——
宗形 賢二

福祉国家の基本理念に関する研究
慎 斗範

Pilgrimage at Mount Koya:
 Three Dimensional
 Mandala in Practice
渡辺武一郎

Teaching English Composition:
 Topic and Subject
安藤 栄子

石川啄木詩歌のロシア語翻訳考
 ——V. H. Маркова & В. Н. Ерёмин
 の翻訳比較を通して——
戸塚 隆子

異文化の交流
 ——共生の条件を探るための
 フレームワークとアプローチの
 提案——
佐藤三武朗

.....吉田 正紀
植山 剛行

研究ノート

多様性を持つインターンシップ
 プログラムの開発.....植山 剛行
佐藤 琢三

国際交流学科授業科目一覧

第20巻第2号 平成11年12月

〈国際ビジネス情報学科開設記念号〉

国際ビジネス情報学科の開設にあたって

.....学部長 秋山 正幸

国際ビジネス情報学科開設の趣旨

論 文

第一次世界大戦下での日本経済の国際化
 対応についての一考察.....佐々木久信

多国籍企業における情報技術の展開
 ——ナレッジマネジメントを中心に——
岡本 博之

過剰経済：中国経済の新たな局面
羅 歆鎮

日米会社のトップ組織の変遷
 ——オフィサー制(米)と
 執行役員制(日本)の比較
 分析を通して——
笈 正治

ウィリアム・ペティの戦時財政論
 ——『賢者には一言をもって足る』を
 中心として——
吉田 克己

英国のコポレート・ガバナンスと監査制度
北川 道男

神戸棧橋会社の成立過程と外国棧橋
 ——五代友厚の事業を中心に——
安彦 正一

消費社会の進展とマーケティング批判
 ——消費生活様式の展開に
 対するマーケティング
 批判からの教訓——
菅原 昭義

.....菅原 昭義

国際ビジネス情報学科授業科目一覧

第20巻第3号 平成12年3月

〈総合編〉

特集：異文化とコミュニケーション

不安と不確実感と知覚された

コミュニケーションの有効性

.....西田 司

W. B. グディカンスト

多民族地域における民俗医療の交流

——インドネシア・北スマトラの

民俗治療者の事例から——

.....吉田 正紀

Speculations on the Role of Culture in

Group Decision-Making Discussions

.....D. S. ガウラン

A Layered Construction of "Race"

.....J. R. ボールドウィン

M. L. ヘクト

論 文

主要国における社会保障政策に関する比較研究

——アメリカの場合——

.....慎 斗範

The 1998 U. S. Congressional District

Elections and Party Realignment

.....武田 節男

女子教育の社会開発における

広範囲にわたる役割

——国際開発機関の実践を通じて——

.....森 茂子

前田河広一部“The Hangman”発掘

——*The COMING NATION*

所載作品——

.....藤沢 全

Studies on the Rural Development

in a Hilled Rural Area: The Case for

Utilization of the Unused and Waste

Lands in the Dewa Highland Area

.....金谷 尚知

The Horology of Augustine: Time, God,

and Creation from a Western

Perspective.....J. R. エマソン

Interlanguage Development: Phonological

Processes and Complexity

.....L. ギルナー

F. モラレス

中国現代化問題の思索.....李 揚帆

第21巻第1号 平成12年7月

論 文

国際企業提携を通ずる業界標準の戦略的構築

——日本企業の現状分析を中心に——

.....竹田 志郎

売買春行為と女性の性的自己決定権

.....石渡 利康

Some Questions of Language Pedagogy

and Occidentalism

.....Esta Tina OTTMAN

中国大陸におけるマフィアの犯罪の分析

.....李 威

比較人間文化学を試み

——19世紀日欧の「心霊科学」等を

例として——

.....稲垣 直樹

仕事や授業の終わった後の

コミュニケーション行動

——マレーシア・フィリピン・日本——

.....西田 司

Methodological Issues in Comparative

Philosophy and their Influence

on the Study of Japanese Philosophy

.....Daniel J. BISGAARD

Life History of Kukai and Bodily

Enlightenment.....Buichiro WATANABE

セルフ・モニタリングに対する文化の影響

——セルフ・モニタリング理論再考——

.....守崎 誠一

Pronunciation and Liaison

.....Michael Ian CHAPLAN

研究ノート

Theories of the State in the American

Disciplines of Political Science and

Sociology: A Critical Overview

.....Yasuyuki MATSUNAGA

第21巻第2号 平成12年9月

論 文

中国のAPEC政策と

東アジア国際関係への影響.....梁 雲祥

浦野 起央

The Australian System of Higher

Education: Impact of Reforms, Current

Issue and Policy Directions

.....David GAMAGE

異文化間コミュニケーションの

研究手法の問題.....西田 司

The Engaged Intellectual at One Hundred

.....Tom CONNER

日本文化史論の錯覚(1)

——東西日本の社会と民俗——

.....田村 貞雄

国際交流論における新カテゴリー

「動植物との交流」の創設と位置づけ

.....松村 正義

セルフ・モニタリングに対する文化の影響

——自己呈示行動と相互独立的／

相互協調的自己観——

.....守崎 誠一

Takuboku Ishikawa and Christianity

.....Akira TAKAHASHI

第21巻第3号 平成12年12月

論 文

American Expansionism and Mexico's

Response: Focusing on the Controversy

about Characters of the Mexican-

American War, 1846-1848	Takashi USHIJIMA
Seasonal Analysis of American Economic Time Series	Takashi OBARA
国際経営学の概念領域に関する諸問題	岡本 博之
在外日系子会社従業員の動機付け ——マレーシア日系企業2社の 調査分析を通じて——	笈 正治
A Review of the Sri Lankan System of Higher Education: Developments, Current Issues And Policy Directions	David GAMAGE
国際交流史理論の構築.....	濱屋 雅軌
イチャリバチョウデーと文化融合 ——ハワイ在住の沖縄出身者を例に——	佐藤三武朗
異文化間コミュニケーション研究 ——その歴史と課題——	守崎 誠一
集団主義は日本人の国民性か?	櫻坂 英子

第21巻第4号 平成13年2月

論 文

中国の西部開発と民族問題 ——新疆ウイグル自治区を中心にして——	山本 賢二
再考：日本のココム加入とチンコム設立	加藤 洋子
The Impact of U. S. Congress on National Security Policy toward East Asia	Setsuo TAKEDA
Orientalism & Far-Eastern Thought	Daniel J. BISGAARD
Arishima Takeo and Christianity	Akira TAKAHASHI
The Religious Practice of a Shingon Monk: Pedagogy and Practice	Buichiro WATANABE
コミュニケーションにおける不確実性	西田 司
Cross-cultural Influence on the Use of Silence: Young Japanese Women in the United State	Melissa A. WILLIAMSON
社会科学としての異文化間 コミュニケーション研究 ——「日本文化論」の影響とその問題点——	守崎 誠一
日本文化史論の錯覚(2) ——明治維新後における 日本文化の編成替——	田村 貞雄
筒井徳二郎一座海外巡業の レパトリーについて.....	田中 徳一
ラフカディオ・ハーンの	

伝記執筆を巡る問題に関する一考察(Ⅰ) ——『生涯と書簡』対 『鴉からの手紙』——	梅本 順子
The American System of Higher Education: Current Issues, Challenges and Trends	David GAMEGE Takayuki UHEYAMA
19世紀初期ニューヨーク市における カトリックの教育とオートノミー	永塚 史孝
Antecedentes históricos de la Enseñaza de Idiomas en Japón: el caso del español	Pilar GARCÉS
Research in Bilingualism	Andrew REIMANN
The Cultural Politics of Multiculturalism in ESL Textbooks in the United States	John E. KATUNICH
研究ノート	
ヨーロッパ左派の政治戦略としての ラディカル・デモクラシー.....	山田 竜作
学会動向	
Guantei Yusa's <i>Aterui</i> : Saga of a Japanese Geronimo	Adam Jon LEBOWITZ

第22巻第1号 平成13年7月

論 文

カリニングラード再考.....	石渡 利康
全球化と単一思想的危険.....	許 振洲
ケネディ政権のベトナム介入と中国の対応	許 奕雷
The Econometric Analysis of Korean GDP	Takashi OBARA
School-based Governance: An Australian Experience 1974-2000	David GAMAGE
A Layered Perspective on Prejudice	Michael HECHT Jennifer JONES-CORLEY
Methodological Issues in Intercultural Communication Studies	Tsukasa NISHIDA
国際結婚にみる異文化の交流と実践(1) ——インドネシアに嫁いだ 日本女性の事例から——	吉田 正紀
自己・他者・状況に対する意識への 日米文化の影響.....	守崎 誠一
Shingon Religious Practices and Bodily Enlightenment	Buichiro WATANABE
The Information Age and Ethics	Akira TAKAHASHI
ラフカディオ・ハーンの伝記執筆をめぐる 問題に関する一考察(Ⅱ) ——『ラフカディオ・ハーンについて』の	

出版を巡って——
梅本 順子
 百年前、張魯眼中的日本.....王 長发
 岩倉使節団と情報技術
 ——アメリカにおける電信と新聞報道——
佐藤 聡彦
 Japanese versus English:
 Interference When Teaching
 Past Tense.....Michael Ian CHAPLAN
研究ノート
 投票価値の平等とゲリマンダー
 ——カリフォルニア州の事例研究——
葉山 明
研究資料
 中国科学院・中国工程院院士とマスメディア
山本 賢二

第22巻第2号 平成13年9月

論 文

米国における内部統制報告書.....北川 道男
 British Reforms in School Management:
 A Decade of Experience with LMS
 David GAMAGE
 グローバリゼーションと世界倫理の可能性
 ——ヤスパースの「世界哲学」の
 理念を手がかりにして——
平野 明彦
 Raphael Koeber and Christianity:
 Christian Orthodox and Koeber's
 Understanding Akira TAKAHASHI
 Murakami Haruki's Underground:
 The Non-fiction Dimension
Naomi MATSUOKA
 中国の核兵器開発
 ——初の原爆実験までの開発過程——
許 奕雷

第22巻第3号 平成13年12月

論 文

On Problems of Identity
 among Cultures and Civilizations
Daniel J. BISGAARD
 内部統制報告書を巡る諸問題
 D. R. Carmichaelの
 疑問は払拭されたか
北川 道男
 Anthropology of the Body
 and Shingon Bodily Enlightenment
Buichiro WATANABE
 人種とセクシャリテイの表象
 ——Miss Saigon の「アジア性」再考——
宗形 賢二
 自己と身体
 ビンスワンガーの「夢と実存」と
 ハイデガー
 ——現象学・比較精神病理学研究(1)——
村上 靖彦

近代中国人女性の見た
 日本・朝鮮・ロシア・中国
 ——銭単士厘『癸卯旅行記』を通して——
谷川 栄子
 Influence of the Culture and Globalization
 on Teacher Preparation Programs
 in the United States and Japan:
 Phase I Mary Ann C. GAINES
 Takeyuki UEYAMA
 Robert L. MARSHALL
 Fumitaka NAGATSUKA
 中国广西“语言岛”分布及其形成的历史文化
 背景.....谢 建猷
 Returning The Last Kaiser from Exile
 Andrew REIMANN
研究ノート
 内生的経済成長理論の現在.....清水 隆雄

第22巻第4号 平成14年2月

論 文

National Missile Defense (NMD) Policy
 in the U. S. Congress
 Setsuo TAKEDA
 米国の世論外交
 ——ツインメルマン電報事件——
松村 正義
 日本社会の国際化.....濱屋 雅軌
 The Concept of Islamic Law
Fathima Azmiah BARY
 情報化と企業・産業組織の構造変化
 ——グローバルスタンダード化の
 本質と政策課題——
円居 総一
 中国経済におけるパラドクス.....羅 歆鎮
 英国の内部統制とリスク・マネージメント
 ——Nigel Turnbull報告書の検討——
北川 道男
 Spatial Production for Tourism
 in the British Context
Meiko MURAYAMA
 アメリカのニュース映画に見る
 筒井徳二郎一座.....田中 徳一
 Sin and Punishment Expressed in
 Nathaniel Hawthorne's
 “The Scarlet Letter”
 Akira TAKAHASHI
 『癸卯旅行記』に見られる銭単士厘の女性観
谷川 栄子
 Are These Really University Students?
 Exploring Culture Clash
 in Japanese Universities
Michael MATHIS
 Meeting the Challenges of
 Teaching EFL in Japan
 Mihoko Takahashi MATHIS

第23巻第1号 平成14年7月

論文

- 中国の反テロリズムと
「東トルキスタン」分離独立運動
.....山本 賢二
- 第二次世界大戦・冷戦の遺産と
21世紀の日米関係研究
——日米の非対称性を中心に——
.....加藤 洋子
- 日欧外交関係の展開
——冷戦終結までの
経済摩擦を中心に——
.....三露 久男
- ケネディ政権と中国の核兵器開発
.....許 奕雷
- UNESCO, 国際NGOs相互の
パーセプション.....植山 剛行
- 株式投資ガイダンスシステム:
INSIGHTSによるビジネス情報教育の試み
.....豊川 和治
- 日本人, タイ人, マレーシア人の
組織行動意欲の比較.....筑 正治
- 英国人の異文化理解
——オールコックの富士登山と
熱海温泉訪問の旅をめぐって——
.....梅本 順子
- Dazai Osamu and Christianity
..... Akira TAKAHASHI
- The Status of Women in the
Pre-Islamic Period (*Jahiliya*)
.....Fathima Azmiah BARY
- 精神病理学の終わりと未来
——脆弱性と治癒の現象学へ向けての
研究計画——.....村上 靖彦
- 温室効果ガスの統計学的分析
.....酒井孝次郎
安彦 正一
小原 堯

第23巻第2号 平成14年10月

論文

- 日本の対中国ODAの規模と構造
.....羅 歆鎮
- Comparative Thoughts on Indigenous Rights between
Japan, Australia and Canada 玉井 昇
- 2000年メキシコ連邦選挙における選挙監視活動
.....渡辺 暁
- フランス・ベイコンの財政経済思想(1)
——『随筆集』を中心に——
.....吉田 克己
- 製薬企業の情報化戦略に関する一考察
.....楠本 眞司
- コミュニケーション行動と内集団
.....西田 司
- 外傷的な出来事の現象学的分析
.....村上 靖彦
- Bilingual First Language Acquisition Pros, Cons and

Processes

- Andrew REIMANN
《戦国楚竹書・孔子論語》疑難字隸讀舉要(上)
.....周 同科

研究ノート

- 中国国务院新聞弁公室論文
『東トルキスタン』テロ勢力は罪の責任を
逃れられない」の新聞報道について
.....山本 賢二

第23巻第3号 平成14年12月

論文

- 冷戦の終焉と米国の移民法:
輸出管理法との対比において
.....加藤 洋子
- 日露戦争後の高橋是清とヤコブ・シフ
.....松村 正義
- ケネディ政権と台湾の大陸反攻
.....許 奕雷
- 選挙監視と民主化
.....渡辺 暁
- ジェームズ・スチュアートの貿易論
.....小林 通
- アジア通貨危機以降の対ASEAN直接投資の動向
.....岡本 博之
- アメリカ就業者数の統計学的分析
.....小原 堯
- 21世紀の社会におけるジェンダーとエスニシティ
.....青木千賀子
- 筒井徳二郎一座の米国への招聘とその経緯
.....田中 徳一
- ラフカディオ・ハーンと『新アタラ』
——宣教師ルーケットとの交流を中心に——
.....梅本 順子
- 外傷体験における身体
——フッサルとメヌ・ド・ピラン
を導きとして——
.....村上 靖彦

特別講演

- The State of the Union
.....Peter NORMAN

第23巻第4号 平成15年2月

論文

- 江戸時代における伊豆国の国際関係
.....濱屋 雅軌
- 後期資本主義・国家・市民社会
——ジョン・キーンの市民社会論——
.....山田 竜作
- The Rights and Status of Women in Islamic Law: Mar-
riage, Divorce and Inheritance in Several Arab
Countries
.....Fathima Azmiah BARY
- フランス・ベイコンの財政経済思想(2)
——『随筆集』を中心に——
.....吉田 克己
- A Note on Application of Just-in-Time Inventory Con-

trol (JIT) Method to Service Management Hirokazu TOMA	国際結婚と異文化の交流 ——在日インドネシア人女性とその家族の事例から—— 吉田 正紀
Uchiyama Kanzo and Ralph Emerson Akira TAKAHASHI	(ナント勅令)の歴史的意義 菅波 和子
Combating Apathy Among Japanese University Students Michael MATHIS Mihoko Takahashi MATHIS	サルバドール・ダリと腐敗 ——その傾倒への背景—— 内田千重子
Motivating Students: The Media Topic Discussion Todd RUCYNSKI	Assessing Second Language Speech Patterns through In- terviews: Strategic Competence in Discourse John PELOGHITIS
An EFL Learner Needs Analysis for Technical Trainers Working for a Japanese Automobile Manufacturing Company Jason HOLLOWELL	Practical Content Based Teaching Authentic Materials/Authentic Responses: A model for using Canadian Content in the Classroom Andrew REIMANN
研究ノート 啓発活動とは何か ——日本の選挙における選挙管理委員会の 活動についての考察—— 葉山 明	

第24巻第1号 平成15年7月

論 文 The Rights and Status of Women in Islamic Law: Mar- riage and Divorce in Several Islamic and Non-Islamic Countries in Asia Fathima Azmiah BARY	農業労働生産性、農民収入と内陸部農村地域経済発展 ——中国山西省県データによる 実証分析—— 陳 文挙
自己開示と不確実性減少理論の再考 西田 司	近代日本の文学 思想に影響を与えたキリスト教 高橋 章
「ええじゃないか」序曲 ——長州征伐高札の撤去と祝祭の高揚—— 田村 貞雄	Content Based Language Teaching: Observations on Theory and Practice Jason HOLLOWELL
Form Preference of the Genitive: A Grammar Usage Study	

..... John PELOGHITIS	汉语方言中[r]音的发觉及端(知)组声母与儿化音源考 凌 德祥
-----------------------	--

第24巻第2号 平成15年10月

論 文 Exchange Rate Interaction: Yen and Won Takashi OBARA	White Anglo-Saxon Mythology and Intersection of Race, Class, and Gender in the <i>Titanic</i> Saburo SATO Isao TAKEI Jon P. ALSTON
エドマンド・ブランデンとラフカディオ・ハーン ——ブランデンのハーン観を中心に—— 梅本 順子	Educating Immigrant Children: Learning from America's Mistakes Michael MATHIS
Current Debates in Second Language Acquisition Andrew REIMANN	研究ノート OECD環境報告と現代日本の環境問題 ——生活騒音をめぐる一論争の考察—— 葉山 明

第24巻第3号 平成15年12月

論 文 发展中印关系的障碍和解决的可能性 张 敏 秋	India -Japan Relations An Agenda for Convergence Rahul TRIPATHI
ニクソン政権の在韓米軍撤退政策 ——韓国における「ニクソン・ドクトリン」 の適用を事例として—— 鄭 勳 燮	The Rights and Status of Women in Several Industrialised/Western Countries Fathima Azmiah BARY
ITと企業の組織形態 岡本 博之	ITの進化と多国籍企業の競争行動の変質 ——日本企業の標準化志向の 検出を通して—— 竹田 志郎
マーケティングにおける顧客との相互信頼関係に関する認 識上の乖離 ——6社の聴取調査の分析結果—— 菅原 昭義	市民社会の変化とe-ポリティクス ——韓国におけるインターネットと 政治の変化—— 鄭 俊 坤
祝祭とマス・ヒステリア ——山口吉一・太田明 『阿波え、ぢゃないか』考——	

.....田 村 貞 雄

第24巻第4号 平成16年2月

論 文

中印经贸关系

— 潜在与制约 —

.....张 敏 秋

知的所有権をめぐる国際紛争

— 新たな情報時代がもたらす光と影 —

.....宇 佐 美 滋

アジアの砂漠化・土壌流出と国際協力に
関する研究

— 中国新疆ウイグル、タイ国、マレーシア国
における事例からの考察 —

.....金 谷 尚 知

東アジアにおけるエミリー＝ハーンの
国際交流(1)

— 日本滞在から
第二次上海事変まで —

.....濱 屋 雅 軌

大豊作・大政奉還と御札降りの発生

— 「ええじゃないか」第3段階 —

.....田 村 貞 雄

レヴィナスと心的外傷

— 情動性の現象学のための草案 —

.....村 上 靖 彦

语感训练与第二语言教学法

.....凌 德 祥

第25巻第1号 平成16年7月

論 文

トリナクリア(Trinacria)とトリスキール(Triskele)

— シンボルの域際関係に関する断章 —

.....石 渡 利 康

民主主義、経済成長、不平等

— 反民主主義的経済成長論の
論理とその帰結 —

.....清 水 隆 雄

対人コミュニケーションの回避

— 東アジアの大学生を中心に —

.....西 田 司

エドモンド・ブランデンの日本観：

ラフカディオ・ハーンと比較して

.....梅 本 順 子

自閉症者のシェルターと安心感の起源としての間身体性

.....村 上 靖 彦

東アジアにおけるエミリー＝ハーンの国際交流(2)

— 第二次上海事変から
1940年の重慶空襲まで —

.....濱 屋 雅 軌

「ええじゃないか」のクライマックス(大坂以西)

— 大政奉還・王政復古と民衆の動向 —

.....田 村 貞 雄

The Misconceptions of Muslim Women by the West

.....Fathima Azmiah BARY

Predicted and Observed Difficulties of a Japanese Learner
of North American English Pronunciation

..... George HARRISON
Teachers Learning From Each Other in Japan Through
Jugyou Kenkyu. An Alternative Approach to Teachers'
Professional Development

.....Mohammad Reza Sarkar ARANI

研究ノート

「伊豆学」の確立をめざして

— 伊豆地域の地誌・民俗誌の事例研究 —

.....加 藤 雅 功

高 山 茂

吉 田 正 紀

日本における中国語能力検定試験

— 大学における検定試験対策講座の
実施に向けて —

.....谷 川 栄 子

研究資料

スウェーデンの君主制問題

.....石 渡 利 康

第25巻第2号 平成16年9月

論 文

韓米同盟50年の考察

— 在韓米軍の再調整と

韓米同盟の未来 —

.....鄭 勳 勉

サーベンズ・オクスリー法(SO法)の分析と展望

— エンロン以降の

アカウンタビリティ改革 —

.....北 川 道 男

ヨーロッパ文化の基層

— 黒いマドンナ —

.....石 渡 利 康

The Understanding of Nitobe Inazo's "Bushido"

..... Akira TAKAHASHI

A Comparison of the Rights and Status of Women in Islamic and Western Societies

.....Fathima Azmiah BARY

駿河・伊豆・相模における廃藩置県

— とくに韮山県・足柄県 —

.....田 村 貞 雄

効果的な英語教育プログラムを目指して

— カリキュラム・デザインと

ニーズ分析 —

.....菊 地 恵 太

第25巻第3号 平成16年12月

論 文

The "Human Rights Issue" in China's Diplomacy

..... Yanhua LUO

経済発展のための地域統合

.....小 林 通

親密度の高い人間関係における

コミュニケーション行動

— 中国の社会人を中心に —

.....西 田 司

心象風景としてのリリス(Lilith)

—— イメージの域際変容 ——
石 渡 利 康
 Kazuo Ishiguro and Shanghai: Orphans in the Foreign
 Enclave
 Naomi MATSUOKA
 地理教育への文化的アプローチ
 —— 日本の小学校国際理解教育の
 事例分析 ——
 サルカール アラニ・モハメッド レザ
 Needs analysis for a writing course for
 graduate international students
 Keita KIKUCHI

第25巻第4号 平成17年2月

論 文

The American President and Congress in Making Mis-
 sile Defense Policy
 Setsuo TAKEDA
 バブル経済社会の特質について
 牧 澤 司 朗
 変貌するアメリカの監査委員会
 北 川 道 男
 中・美・日企业经营理念比較
 笈 正 治
 Problems of Culture and Civilization in the Age of
 Globalization
 Akira TAKAHASHI
 Daniel J. BISGAARD
 Buichiro WATANABE
 Exploring Learner Meta-Cultural Awareness
 Andrew REIMANN
 井上靖の『壺』と老舎の悲劇
 藤 澤 全
 「ええじゃないか」のクライマックス(大坂周辺・北陸)
 —— 大政奉還・王政復古と民衆の動向 ——
 田 村 貞 雄
 The Cultural Influences on Pre-Service Teacher Educa-
 tion Programs at Four-Year Colleges/ Universities in
 Japan
 Takeyuki UYAMA
 Fumitaka NAGATSUKA
 The Role of Identity for Interpreters
 Jason HOLLOWELL
 近代に見る実業教育の導入から展開へ
 —— 二つの事例を通して ——
 松 井 洋 子
 安 彦 正 一
 Eliciting dialectical inquiry through examples of
 self-critique and use of irony
 George M. HARRISON
 Forbidden Japanese: A Study of English-Only
 Classrooms
 Jean-Paul Duquette

第26巻第1号 平成17年7月

論 文

中国人民元問題試論

—— 実物経済的観点から ——
 清 水 隆 雄
 「箱根」と外国人(第1部)
 A.H.バウマン
 グローバル化時代の異文化結婚:
 インドネシアに嫁いだ若き日本人女性
 吉 田 正 紀
 IBMのパソコン事業売却に見られるIT産業の事業モデ
 ルの変貌
 千 谷 基 雄
 Goal Setting Theories: Implications
 from a study in a university in Korea
 Keita KIKUCHI and Kang Min Yi

中日関係
 从象征性国家利益对立走向实质性国家利益对立
 许 奕 雷
 個人向け銀行インターネットバンキング・サービス
 —— アジア諸国間比較 ——
 岩 崎 輝 行
 「桐野利秋談話」(一名「桐陰仙譚」)について
 田 村 貞 雄

研究ノート

ウクライナ大統領選挙に対する選挙監視
 黒 川 祐 次
 グローバル化時代の大学教育
 —— 敵対的買収劇を念頭に ——
 安 井 昭
 佐 藤 三武朗

第26巻第2号 平成17年9月

論 文

神田孝平の経済学と財政学への貢献
 大 淵 三 洋
 欧州系石油企業の経営戦略
 岡 本 博 之
 東アジアFTAの計量分析
 —— マクロ経済効果 ——
 清 水 隆 雄
 中国の貧困削減政策と制度的障害
 陳 文 挙
 不確実性減少における否定的傾向
 西 田 司
 「箱根」と外国人(第2部)
 A. H. バウマン
 ドイツにおける「異文化間哲学」の
 基本理念と課題
 平 野 明 彦
 共同体倫理の創設と視線
 アクタイオン神話をめぐる
 現象学的人間学
 村 上 靖 彦
 Toward a Task-Based Approach:
 Overview of Syllabus Types in
 Language Teaching
 Keita KIKUCHI

研究ノート

筒井徳二郎一座欧州巡業の経路と日程

——バルト沿岸・東欧諸国を 中心として田 中 徳 一三 露 久 男 五代友厚と東京馬車鉄道会社成立の一考察安 彦 正 一 CEO及びCFOの宣誓書北 川 道 男 公共トラックターミナルにおける 廃棄物パレット Study of Disposing Pallet in the Public Truck Terminal若 林 敬 造 中国企業の経営思想笈 正 治 井上靖の『おろしや国酔夢譚』： 異文化理解と語学教育を中心に梅 本 順 子 The Significance of Water in Arabian Culture—the Phenomena and Manifes- tations of Water through <i>Qurān</i> and <i>Hadith</i>Masahiro TSUBAKI 各地の祝祭の伝統と「ええじゃないか」田 村 貞 雄 『エッセー』への マリ・ドゥ・グルネーの〈序文〉 —— 1595年と1635年の〈序文〉の比較 ——菅 波 和 子 井上靖の詩編のスカイライン —— 映画 <i>LA ROUE</i> 他との 関わりの中で ——藤 澤 全 ダリのロルカ時代に関する一考察 —— 書簡を中心に ——内 田 千 重 子 The Structure of Alain Resnais' Film <i>La Vie Est un Roman</i> Part 1Michael Ian CHAPLAN 効果的な外国語学習に向けて： 自身の学習体験に基づく考察稲 子 あゆみ Using Tasks in Instructed Language Learning: Exploring Task-Based Language TeachingKeita KIKUCHI
第26巻第3号 平成17年12月	
論 文	
「冷戦」の終焉？ 米国の輸出管理に 見られる変化と連続性加 藤 洋 子 政教分離の研究：薪能における市長の 玉串奉奠等への関与をめぐる葉 山 明 石井＝ランシング協定締結前における 外務省の海外情報(1) —— 1917年1月から3月まで ——濱 屋 雅 軌 少子化と子育て支援政策に関する国際比較青 木 千 賀 子 ラフカディオ・ハーンと エドガー・アラン・ポー： ポーの作品の受容を中心にして梅 本 順 子 認識の発見 ソポクレス『オイディプス王』における フロネシスとグノメ 共同体倫理の現象学的人間学村 上 靖 彦 Interaction-based Approach and Instructed Language LearningKeita KIKUCHI Teaching Comparative Religion through EFLJean-Paul DuQuette USING PROFESSIONAL DEVELOPMENT TO IN- CREASE TEACHERS' CONTENT KNOWL- EDGE OF MATHEMATICSMaryAnn GAINES	
第26巻第4号 平成18年3月	
ユーモアと人生 —— 石渡利康教授の定年に想う ——佐 藤 三 武 朗	
論 文	
研究の偏流 —— 北欧協力、価値ニヒリズム、セクソロジー、北 欧国際関係、プロレスリング、バルト地域、北 極圏地域、ジェンダー・イシュー、シチリア、 欧州文化の基層 ——石 渡 利 康 ジョン・キーンにおける 「Civil Society」と「Uncivil Society」(1) —— グローバルな市民社会と 暴力の問題をめぐる ——山 田 竜 作 新しい日米欧三極構造の建設へ向けて —— ポスト・イラク戦争の教訓 ——	研究ノート カトリック教会とアメリカ政治社会葉 山 明 研究資料 日本人大学生の異文化の対人関係 —— 同性間の親密度による検討 ——内 藤 伊 都 子 研究報告 A Study of Learner Output in Jigsaw and Role Play TasksGregory FRIEDMAN 石渡利康博士略歴及び主たる業績石 渡 利 康

第27巻第1号 平成18年7月

論 文

- 国際化社会の内外人平等と国民主権
— 平成17年最高裁大法廷「東京都
管理職試験国籍条項」合憲判決 —
……………杉山 嘉尚
- The Kennedy Administration and the Sino-Indian
Border War: A Study on the U.S. Government
Documents
……………Yilei XU
- 白い女神の目覚め
……………石渡 利康
- 「箱根」と外国人(第3部)
……………A.H. バウマン
- 詩人たちの満洲
— 北原白秋と室生犀星の満洲体験 —
……………安元 隆子
- 「ええじゃないか」の東日本への展開(1)
— 東海・関東地方 —
……………田村 貞雄
- 同性の二者間における非言語行動の
返報性とその総量
— 親密度と文化の影響 —
……………内藤 伊都子
- The Structure of Alain Resnais' film
La Vie Est un Roman Part 2
……………Michael Ian CHAPLAN
- Virtual Schools: New Visions of
Education in a Digital Environment
……………MaryAnn C. GAINES
- English education in
Japanese high schools: Contrasts with other
countries in Asia
……………Keita KIKUCHI
- 絵画史料をもとにした歴史評価の問題点
— 田中英道著『支倉六右衛門と西欧使節』
に対する批判 —
……………大泉 光一
- 参加型開発における国際協力,
国際交流の研究
— 地球型社会における環境復元に
NGO/NPOが担う役割 —
……………金谷 尚知
- Linguistics In British Columbia
……………Allan A EVANS
- 研究報告
- From the residential classroom to the virtual class-
room: Results from a survey of Internet English
students at Nihon University's College of Interna-
tional Relations
……………Dean D. SCHIMPF
- 書 評
- 林語堂『支那に於ける言論の発達』再読
……………山本 賢二

第27巻第2号 平成18年9月

論 文

- 国家による規制と人の移動
— スペイン領アメリカと
英領アメリカの場合 —
……………加藤 洋子
- U.S. Security Policy: Focusing
on Analysis of Missile Defense
Policymaking Process
……………Setsuo TAKEDA
- 石油企業の経営戦略と国際関係
— オイルメジャーと
政府政策との対立と協調 —
……………岡本 博之
- 中国山東省李営鎮苗木生産経営研究
……………陳 文 拳
- 石井=ランシング協定締結前における
外務省の海外情報(2)
— 1917年3月から —
……………濱屋 雅軌
- 対人コミュニケーション行動の特徴
……………西田 司
- On the Persistence of a Myth From
Ancient India to Modern Indonesia
……………Daniel J. BISGAARD
- 「箱根」と外国人(第4部)
— 保養地芦ノ湖:
釣り・水泳・漕艇 —
……………A. H. バウマン
- ラビリンスのシンボリズム
— その中央存在 —
……………石渡 利康
- 「ええじゃないか」の東日本への展開(2)
— 甲信地方 —
……………田村 貞雄
- 静岡県の人観光客誘致戦略
……………許 奕 雷
- Schismogenesis:
Vicious Circles in Intercultural
Misunderstanding
……………Jean-Paul Duquette
- Higher Education in the Ancient World
and Its Impact on the Medieval
Universities
……………David GAMAGE
- REINVENTING PREPARATION OF
EDUCATIONAL LEADERS:
A PARTICIPANT PERSPECTIVE
……………MaryAnn C. GAINES
- 学会動向
- オーランド・プロセス
……………大西 富士夫
- 第27巻第3号 平成18年12月
- 論 文
- 統合監査のフレームワーク
— SOAを巡る2つの統合監査概念 —

.....北 川 道 男	多国籍企業の内部化理論 再考 — Ethierモデルを中心として —
.....清 水 隆 雄	朝鮮戦争に関する一考察 — 米国の戦争制限政策の 決定過程を中心に —
.....鄭 勳 燮	IED en la industria del automóvil en México — El caso de las empresas japonesas —
.....Yoichi OIZUMI	マリー・ストーブスと日本文化
.....梅 本 順 子	グディカントのコミュニケーションモデル
.....西 田 司	マイノリティの人種表象 — アメリカにおける異人種間混交と 映画表象をめぐって —
.....宗 形 賢 二	アーレントとヤスパース — 『人間の条件』における「活動」の 領域を手がかりにして —
.....平 野 明 彦	日本における洋紙産業の定着と お雇い外国人の貢献
.....安 彦 正 一松 井 洋 子永 塚 史 孝	The Importance of Water in the Perspective of Islam The Cultural Value through the Symbol of Water
.....Masahiro TSUBAKI	「ええじゃないか」の東西南北
.....田 村 貞 雄	Attitudes Towards ALTs
.....Jean-Paul DuQuette	MEDIEVAL UNIVERSITIES AND THEIR IMPACT ON MODERN UNIVERSITIES
.....David GAMAGE	THE NO CHILD LEFT BEHIND (NCLB) AND INDIVIDUALS WITH DISABILITIES EDUCATION IMPROVEMENT ACT of 2004 (IDEIA)
.....MaryAnn C. GAINES	学習ストラテジートレーニング としての教室活動 ニュース教材を使った クラスルームリサーチ
.....稲 子 あゆみ	Applying the Theory of Cultural Intelligence to Foreign Language Teaching: Some Practicalities and Challenges
.....George M. HARRISON	黒いサラ

.....石 渡 利 康	— ロマの守護女神 —
.....佐 藤 三武朗	研究ノート 世界遺産の保護と保全に見る利他主義
.....Fujio OHNISHI	学会動向 The Autonomy of Åland and the Six Guarantees of the League of Nations
.....Gregory L. FRIEDMAN	研究報告 The Effect of Task Type Upon Fluency, Accuracy, and Complexity of Output
.....杉 山 嘉 尚	第27巻第4号 平成19年2月 論 文 国際交流関係の法制 — その目的と内容 —
.....葉 山 明	政教分離と神奈川県伊勢原市： 観光協会による宗教団体への 支出をめぐって
.....吉 田 克 己北 川 道 男大 淵 三 洋	日本経済のグローバル化と その方向性について — 国際観光・国際会計・ 国際課税の視点から —
.....Yoichi OIZUMI	Transición de la Economía Planificada a la Economía de Mercado en China — El éxito de la transición Progresiva China —
.....大 西 富 士 夫	フィンマルク法における自然共生
.....Jean-Paul DuQuette	Teaching International Politics Through EFL
.....西 田 司	不安不確実感制御理論
.....呉 川	『源氏物語』のオノマトペに関する 日中対照言語研究(上)
.....四之宮 玲 子	アメリカにおける チャイルド・マルトリートメントの 現状と研究の方向性
.....石 渡 利 康	シーラ・ナ・ギグ(Síla-na-Géige) — ヴァルヴァ・ ディスプレイの象徴性 —
.....内 田 千 重 子	ロールカのダリ時代に関する一考察
.....内 田 千 重 子	障害のある人との 相互作用に影響する社会的環境

— 日本における障害のある人の
きょうだいに関する
文献研究より —
……………河村 真千子
御札降りの仕掛け人たち
— 「ええじゃないか」の真相 —
……………田村 貞雄
GOVERNANCE AND
ADMINISTRATION OF
AUSTRALIAN UNIVERSITIES
…………… David GAMAGE
『本朝神社考』と『神社考詳節』
……………矢崎 浩之

第28巻第1号 平成19年7月

論 文

天野為之の経済学に関する若干の考察
— 『経済原論』を中心にして —
……………大淵 三洋
Diffusion of Exchange Rate Fluctuation
…………… Takashi OBARA
開発途上国多国籍企業論
— 海外直接投資決定因としての
spillover効果 —
……………清水 隆雄
Japan's Civil War and American
Diplomatic Activities in 1868
……………Masaki HAMAYA
How a long established branded
product can be successfully
revitalized for a new sales growth
without changing the basic product
attributes.
— Analysis of a marketing success
of Polaroid camera —
……………Keinosuke KOSEKI
「B7バルト海島嶼ネットワーク」の形成：
島嶼域際関係の強化
……………大西 富士夫
『源氏物語』のオノマトベに関する
日中対照言語研究(下)
……………呉 川
Religion and the American
National Character
……………Daniel J. BISGAARD
室生犀星『大陸の琴』論
……………安元 隆子
The Study of Ethnicity
and Urban Food Behavior:
A Case Study of the Minangkabau
of Medan, Indonesia.
……………Masanori YOSHIDA
Koji AKINO
古典的西部劇『シェーン』に見る
ロマンチック義侠心とその周辺
— ウェスタンオロロジー文化論 —
……………石渡 利康
幕末江戸における御用盗の横行と御札降り

……………田村 貞雄
宮城春意の神道思想
……………矢崎 浩之
THE BRITISH UNIVERSITY
SYSTEM: SECOND WORLD WAR
TO THE 21ST CENTURY
…………… David GAMAGE
Learner Motivation in
Second Language Acquisition
…………… Allan A. EVANS
「箱根」と外国人(第5部)
— 箱根地域における
交通手段の進化 —
…………… A. H. バウマン

第28巻第2号 平成19年9月

論 文

田口卯吉の経済思想と財政思想
— イギリス正統派経済学との関係を
中心にして —
……………大淵 三洋
『破戒』：ディアスポラ文学の先駆的役割
……………佐藤 三武朗
不確実性減少における内集団の行動
……………西田 司
古典的西部劇「ワーロック」における
自滅的義侠心と精神ホモ構造
— ウェスタンオロロジー文化論 —
……………石渡 利康
大学生の友人関係
— 親密度による検討 —
……………内藤 伊都子
研究ノート
Australia and Nuclear Power:
the Jekyll and Hyde nature of
Australia's nuclear ambitions
…………… Gregory O'DOWD
研究資料
史料翻刻 宮城春意著『神道大意演義』
……………矢崎 浩之

第28巻第3号 平成19年12月

論 文

福澤諭吉の経済思想と財政思想に関する
若干の考察(1)
……………大淵 三洋
ポスト・ポスト冷戦期は始まったのか？
— 米露関係とプーチンの戦略 —
……………石郷岡 建
ローバリゼーションと国際関係の政治経済
(そのI)
……………前田 利光
若き日の田村直臣
— 築地での体験とアメリカ留学 —
……………梅本 順子
北欧古代の神々の夜明け
— アイスランドのアウトトルー

- (Ásatrú) —
石 渡 利 康
 「ええじゃないか」の諸段階と伝播地図
田 村 貞 雄
 米国の利他的個人主義の発展とその教育
 — エマソンの利他的個人主義から
 デューイのプラグマティズムへ —
岡 田 善 明

研究ノート

- Lafcadio Hearn's Views on the rise
 of nationalism in Meiji Japan and
 their relevance today.
Gregory V. G. O'DOWD

研究報告

- Learner-Created Online Lexical Databases
 Gregory L. FRIEDMAN

第28巻第4号 平成20年2月

論 文

- 世界経済の構造変化と広域共同体の形成
 — EU統合への内的発展と世界経済の
 構造変化の中での今後の発展、
 そのアジア共同体化への政策示唆 —
円 居 総 一

- 福澤諭吉の経済思想と財政思想に関する
 若干の考察(2)
大 淵 三 洋

- American Problems over the Execution
 of the Treaty of Amity and Commerce
 between the United States and Japan
 -- The First Half of 1860s
Masaki HAMAYA

- 中国都市貧困の拡大と対策
陳 文 挙

- Common challenges and converging
 Approaches: security cooperation
 between China and EU
 Baoyun YANG

- 北朝鮮の核問題と韓日協力
権 萬 學

- ロシアの北極点国旗設置に対する
 ノルウェー外交の動向
大 西 富士夫

- グローバリゼーションと国際関係の政治経済
 (そのII)
前 田 利 光

- The Study of Nitobe Inazo and
 Uchimura Kanzo
 Akira TAKAHASHI

- 筒井徳二郎一座のロサンゼルス公演について
田 中 徳 一

- 「ルイ・ランジャール」と
 『最初の人間』の間の往復運動
 — アルベール・カミュの
 円環的行程と母親への告白 —
高 塚 浩由樹

- 「箱根」と外国人(第6部)
 — 旅行者, 人足, そして女性旅行者 —

- A. H. バウマン

- 古典的西部劇『荒野の決闘』に見る
 友情的義侠心とその周辺
 — ウェスタンオロジー文化論 —
石 渡 利 康

- 「ええじゃないか」の東進
 — 遠江・駿河・伊豆 —
田 村 貞 雄

- 現代の大学生の英語学習時間と英語学習方法
上 原 義 正

- The Research Issues of Student Services
 in Higher Education in Japan
Takeyuki UEYAMA

第29巻第1号 平成20年7月

論 文

- 津田真道の経済学に関する若干の考察
大 淵 三 洋

- 国際石油企業の戦略経営
岡 本 博 之

- ブッシュ政権の在韓米軍撤退政策
鄭 勳 燮

- ラトヴィアの『マーラは少女に命を与えた』
 (Davāja Māriņa meitiņai mūžiņū) と
 ロシアの『百万本のバラ』(Million alih roz)
 — 歌詞とメロディーの
 音楽学的国際変容に関する試論 —

-石 渡 利 康

- 自然観の変遷とエコクリティシズム
 — ロマン主義の自然観再生の意義 —
岡 田 善 明

- 海外直接投資と経済成長
 — 実証研究における方法の問題 —
清 水 隆 雄

- Using Writing Assessments
 to Improve Second Language Writing
 Jason MYRICK

- 大量破壊兵器拡散阻止の課題：
 反テロと不拡散の結合がもたらすもの
六 辻 彰 二

研究ノート

- バルト大学の活動展開
大 西 富士夫

- Creating an Education Culture of
 Lifelong Learning
Gregory V. G. O'DOWD

-

-

第29巻第2号 平成20年9月

論 文

- 企業の合併・買収による経営文化の変容
岡 本 博 之

- 新しい国際私法
 — 「法の適用に関する通則法」の解釈論 —
 New Act on General Rules
 on Application of Laws
杉 山 嘉 尚

-

- イギリス親子法における父権の効力と子の利益

— エクイティの介入とその法理論 —
東 和 敏
 田村直臣と花嫁事件：米人宣教師の報告を中心にして
梅 本 順 子
 人種・エスニシティの多様化が進む米国
 — 2000年の国勢調査(センサス)と
 複合人種を中心に —
加 藤 洋 子
 『黒いアテナ』論争と「長いprepuce」
 — M・バナールの仮説への単純な疑問 —
石 渡 利 康
 Structural Difference in the Ways of Expression
 in Translation between Japanese and English (1)
 Expressions with Intransitive Verbs
 and Transitive Verbs
Yoshiaki OKADA
 最初の御札降り地域(三河国吉田宿附近)の諸信仰
 — 御鋏様と牛頭天王 —
田 村 貞 雄
 The Structure of Alain Resnais' film
La Vie Est un Roman Part 3
 Michael Ian CHAPLAN
研究資料
 『何物語』— 解題と翻刻 — (一)
矢 崎 浩 之

第29巻第3号 平成20年12月

論 文
 イギリス正統派経済学の
 受容過程におけるお雇い外国人の貢献
大 淵 三 洋
 無形資産の総合的研究
豊川和治・雨宮史卓
 寛 正治・北川道男
 海外直接投資と国際技術伝播
 — 途上国経済へのspillover効果を中心に —
清 水 隆 雄
 ガーナにおける民主化と市民社会：
 政治参加の類型と機能
六 辻 彰 二
 田村直臣と児童文学：児童書の発行を中心にして
梅 本 順 子
 不確実性減少理論と集団
西 田 司
 Mrs. Robert C. Morris and Yokohama
 — Her Understanding about Japan's Society
Masaki HAMAYA
 Ethnicity and Folk Medicine
 — Ethnic Interaction of Folk Healers in the
 Multi-ethnic Settings in North Sumatra, Indonesia
 Masanori YOSHIDA
 ユーヘメリズムと北欧神話の主神オーディン実在説
 — ヘイエルダールの仮説と古代欧州における
 神話的域際関係 —
石 渡 利 康
 Structural Difference in the Ways of Expression
 in Translation between Japanese and English (2)
 — Subjective Language

and Objective Language —
Yoshiaki OKADA
 Sharing Behaviors of Saudi Students in
 an Intensive English Environment (Part One)
 Jason E. TACKER
 Teaching Second Language Writing
 Jason MYRICK
研究ノート
 The rise, decline and future
 of the Australian rice industry
 in the Age of the World Food Crisis
Gregory V. G. O'DOWD
研究資料
 『何物語』— 解題と翻刻 — (2)
矢 崎 浩 之
学会動向
 2008年度ボーダーランド学会の欧州大会
大 西 富士夫

第29巻第4号 平成21年2月

論 文
 アダム・スミスの受容過程に関する若干の考察
 — 『諸国民の富』を中心に —
大 淵 三 洋
 直接民主主義の事例研究：
 露店の道路占用をめぐる論争
葉 山 明
 変革する国際援助の枠組み
秋 山 孝 允
 東アジア地域経済統合と日台経済協力
陳 文 挙
 郭 国 興
 田村直臣と足尾鉍毒問題
梅 本 順 子
 Study of the Japanese
 and Foreign Culture in Japan
 — In the Case of Yoshihiko Yoshimitsu —
 Akira TAKAHASHI
 移住後半世紀が過ぎたボリビア
 日本人移住地の様相と問題点の究明
福 井 千 鶴
 「ゲルマンの夕食会」における絵画の挿話の生成過程
荒 原 邦 博
 古典的西部劇
 『リバティー・バランスを射った男』に見る
 「不条理的義侠心」とその周辺
 — ウェスタンオロロジー文化論 —
石 渡 利 康
 「サルバドール・ダリに捧げるオード」に関する一考察
内 田 千 重 子
 戊辰戦争期における落書・落首・張札
 — 「長防珍説風聞記」を中心に —
田 村 貞 雄
 異文化の対人関係とセルフ・モニタリング
内 藤 伊 都 子
 徳川義直と堀杏庵
 — 神儒一致論に注目して —
矢 崎 浩 之

「19世紀の静岡県御厨地方とフランス
ペリー地方における伝統的な食事の比較」
……………渡辺 洋子
英語学習の態度と言語環境への意識との関連要因の研究
— 大学生の場合 —
……………上原 義正
Re-evaluating Work Skills in the EFL
Curriculum in Japanese Universities
……………Nathan DUCKER
A CURRICULUM FOR JAPANESE
AS A SECOND LANGUAGE DESIGNED
FOR ENGLISH-SPEAKING
DYSLEXIC LEARNERS
……………Sean Thomas McCOLLUM
研究ノート
国際貿易, 海外直接投資と企業の異質性
……………清水 隆雄
学会動向
第3回トルヴァール・ストルテンベルグ・シンポジウム
……………大西 富士夫
研究報告
Cooperative Learning (CL):
A Possible Solution for Heterogeneous Classes
……………Natsuko IMAOKA

第30巻第1号 平成21年10月

論 文
欧州連合の深化と拡大に関する若干の考察
— 経済的側面を中心にして —
……………大淵 三洋
国籍法違憲判決と国際私法
……………杉山 嘉尚
ヨーロッパにおける地域的規範としての文化権の形成:
オーランド諸島の事例
……………大西 富士夫
The American shopping in Japan
of the latter nineteenth century
……………Masaki HAMAYA
Process of transition through the life course:
the identification of the developmental stages
in the Javanese life cycle
……………Masanori YOSHIDA
Mi votu e mi rivotuとNinna Nanna malandrineddu
— 南イカラブリアにおける「仁」と「義」 —
……………石渡 利康
遠江への秋葉信仰の伝来と分岐
……………田村 貞雄
Sharing Behaviors of
Saudi Students in an Intensive
English Environment (Part two)
……………Jason TACKER
The Necessary Cultural Component of
English Language Education in Japan
……………Nathan DUCKER
研究ノート
The Structure of Alain Resnais' Film
La Vie Est un Roman Addendum
……………Michael Ian CHAPLAN

第30巻第2号 平成22年2月

論 文
天野為之の『米国税論』と『公債論』に関する若干の考察
……………大淵 三洋
A.マーシャルの貿易論
……………小林 通
1827年ウェルズレイ対ボーフォート (Wellesley v. Beaufort)
訴訟における子の利益原則の法理論的構造
……………東 和敏
海賊行為に対する普遍的管轄権
— その理論的根拠に関する学説整理を中心に —
……………安藤 貴世
The Japanese Communist Party and
MacArthur's General Headquarters
……………Ruriko KUMANO
団体課税における基礎理論と法人課税～みなし個人課税
……………鶴藤 俊英
現代ガーナにおける女性の権利保護:
人権, 慣習, 政治の交差点
……………六辻 彰二
1893年シカゴ万博における「大衆的民族学」
— パットナムとブルームの比較 —
……………宗形 賢二
Healing Power and Healing Ritual:
Three Different Approaches to the Healing Rituals.
……………Masanori YOSHIDA
Jack Palance: The Forest of Love.
A Love Story in Blank Verse に見る「人樹共生」思想
……………石渡 利康
友人関係におけるサポートと期待の分析
— 日本人と異文化の友人のケース —
……………内藤 伊都子
「羅生門的接近」を活用した授業改革のプロセス
— 観光を媒体とする「インターネット英語」を
実践事例として —
……………上原 義正
The Impact of Globalization in Education
……………Allan A. EVANS
戦後のコメ政策の歴史の変遷と課題について
……………山中 康資
研究ノート
Teaching L2 Speaking: Its History and A Recent View
……………Natsuko IMAOKA
研究報告
A System for Effective Vocabulary Learning and
Teaching Using Text in the EFL Classroom
……………Jeffrey Scott SINDING

第31巻第1号 平成22年10月

論 文
ナノ材料のリスク評価のためのコンセンサス形成と
化学物質の規制政策立案プロセスの新潮流
……………堅尾 和夫
国家安全保障, 情報技術革命と米国の留学生政策
— 科学技術分野のヴィザ規制と輸出規制を切り口に —
……………加藤 洋子
1725年アイア氏 (Mr. Eyre) 対シャフテスバリ伯爵夫人

(Countess of Shaftesbury) 訴訟における 後見人の権限と子の利益原則との関係東 和 敏	明治の日本陸軍における近代戦略論の受容浅 川 道 夫
Prospects and Challenges of an East Asian Regional Security Framework: Veto Players and Winsets Alexander C. TAN and Takayo ANDO	メドヴェージェフ大統領とプーチン首相による タンデム（2人乗り）政権の分析石郷岡 建
Economic Lessons Not Yet Learnt: Why Another Financial Crisis Will Soon Follow Gregory V. G. O'Dowd	インドネシア・北スマトラにおける 残留日本人の異文化結婚： 一世配偶者とその家族の事例から（その2）吉 田 正 紀
Protestant Missionaries in Late Nineteenth-Century Ch'ing China Ruriko KUMANO	南イタリアに見る「生」と「死」の原風景 —名誉，恥，復讐—石 渡 利 康
Modern Testing Issues: Shifting from Paper-based to Computer-based Tests Jason MYRICK	Investigating Applications of the Lexical Approach for East Asian University Students, Focussing on English Academic Vocabulary Elcome CARY
Higher Education L2 Learner Motivation in an Asian Context Garth BRENNAN	

研究ノート

「内国植民地としての北海道」補論 —「内地」と「外地」、そして「固有の領土」—田 村 貞 雄	今次（2008年～2010年）の金融大収縮 —その原因と問題点—安 井 昭
--	---

第31巻第2号 平成23年2月

論 文

内部監査人報告書の開示と コーポレート・ガバナンスの透明性北 川 道 男	イデオロギーの幻想「恋の逃避行」西 鋭 夫
情報公開の事例研究 公安委員会の処分取り消し請求にかかわる 判決書をめぐって葉 山 明	ドイツ第三帝国における政軍関係 —1941年・東部戦線の場合—吉 本 隆 昭
近年の先進国から途上国への資金の流れ —開発援助への影響—	

.....秋 山 孝 允	国際テロリズムに対する法的規制の構造 —“aut dedere aut iudicare”原則の解釈をめぐる 学説整理を中心に—安 藤 貴 世
支那事変前における 日本陸海軍の航空連携についての一研究佐々木 久 信	ニーチェの近代文化批判とそのアクチュアリティ平 野 明 彦
アジア系アメリカ人と白人との 賃金格差を考察する上での生計費の重要性武 井 勲	異文化受容の諸相 —牡丹と鷓鴣をめぐる考察—池 間 里 代 子
「注視」の様態 — <i>The Book and the Brotherhood</i> に描かれた 三種の視力—村 井 和 子	英語e-Learningコースにおける学習過程と結果の考察豊 川 和 治
『亜細亜言語集』中のアル化語彙 —明治期における中国語教材の探求—林 怡 州	

研究ノート

スウェーデン日刊紙『アフトンプラデーット』・ イスラエル間の報道論争 —報道の自由とその周辺—石 渡 利 康	
---	--

第32巻第1号 平成23年10月

論 文

2010年の米国の国勢調査（センサス）と代議制民主主義 —スペイン領アメリカの遺産—加 藤 洋 子	フランシス・バイコンの租税観吉 田 克 己
中国山東省経済発展と産業構造調整について陳 文 拳	テロリズム防止関連条約における 「引き渡すか訴追するか」原則の成立 —「航空機の不法奪取の防止に関するハーグ条約」の 管轄権規定の起草過程をめぐって—安 藤 貴 世
ユラン法（Jyske Lov）前文の法諺 Meth logh skal land bvgiaes —法治主義と道治思想—石 渡 利 康	中国の資本主義 —中国の改革開放による資本主義への移行—蔡 飞
アイゼンハワー政権期における米国の安全保障と宇宙開発 —U-2型偵察機計画との関連で—永 井 雄 一 郎	日本国土が狙われる（第1部） 駐日領事プラントの蝦夷地（北海道）植民地化の概略と それにかかわったゲルトナー兄弟の出自

..... アンドレアス H. バウマン 杜 震
アジア系アメリカ人男性の地域移動, 居住地域と所得の関連性	ネパールの社会開発における マイクロファイナンスの活動と ソーシャル・キャピタル
..... 武 井 勲 青 木 千賀子
フロベール『ヘロディア』と ワイルド『サロメ』の比較研究 —二人のサロメをめぐる感覚表現—	歌詞の域際変容とその背景 — <i>Vitti na crozza supra nu cannuni</i> (シチリア), <i>Dāvāja Māriṇa meitiṇai mūžiṇu</i> (ラトヴィア), <i>Дорогой Длинною</i> (ロシア) の3つの事例分析と 歌詞域際変容の典型的成功例としての イタリア語の <i>Quelli erano giorni</i> (過ぎ去った日々) —
..... 橋 本 由紀子 石 渡 利 康
荷風と『紅楼夢』	Native Speaker Myths: What Pre-School Students' Parents Think about English Education in Japan
..... 池 間 里代子 Hideyuki KUMAKI
ミルトンと自然 —正しき理性の観点から自然法へ—	研究ノート Students Perception of a Content-Learning Tasked Based Activity that Uses Authentic Material to Promote Meaningful Conversation
..... 岡 田 善 明 Garth BRENNAN
The Importance of Teaching Critical Thinking and Content Based Programs in an EAP Setting	
..... Garth BRENNAN	
研究ノート 小泉政権下での日中関係基本構造の変化	
..... 黒 川 祐 次	
“Otherness” in <i>The Cheat</i> (Part 1)	
..... Michael CHAPLAN and Miyako HADA	

第32巻第2号 平成24年2月

論 文

産業移転と河南省の経済発展 陳 文 挙
オレンジ革命の終焉とウクライナの東西対立 —2010年ウクライナ大統領選挙の分析を中心に— 石 郷 岡 建
田村直臣の留学再考：オーバーン神学校時代を中心に 梅 本 順 子
アーレントの「公的領域」に関する一考察 —ヤスパースの「コミュニケーション」論をめぐって— 平 野 明 彦
古典的西部劇に見る「去りゆく男」の情景 —ウエスタンオロジー文化論— 石 渡 利 康
白居易の共感覚表現について 中 元 雅 昭
研究ノート 19世紀転換期アメリカの検閲 (1): コムストック法とYMCAの時代 宗 形 賢 二
Interviewing EFL Teachers Marcus GRANDON

第33巻第1号 平成24年10月

論 文

アリゾナ州移民法 (S.B.1070) とアメリカの不法移民規制 —その歴史的背景— 加 藤 洋 子
「国家代表等に対する犯罪防止処罰条約」における 裁判管轄権規定 (1) 安 藤 貴 世
—絶対的普遍的管轄権の設定をめぐる起草過程の検討—	
..... 安 藤 貴 世	
中国の食品安全問題と食品特別供給制度 —「構造的暴力」の視点から—	

..... 杜 震 杜 震
ネパールの社会開発における マイクロファイナンスの活動と ソーシャル・キャピタル 青 木 千賀子
..... 青 木 千賀子	
歌詞の域際変容とその背景 — <i>Vitti na crozza supra nu cannuni</i> (シチリア), <i>Dāvāja Māriṇa meitiṇai mūžiṇu</i> (ラトヴィア), <i>Дорогой Длинною</i> (ロシア) の3つの事例分析と 歌詞域際変容の典型的成功例としての イタリア語の <i>Quelli erano giorni</i> (過ぎ去った日々) — 石 渡 利 康
..... 石 渡 利 康	
Native Speaker Myths: What Pre-School Students' Parents Think about English Education in Japan Hideyuki KUMAKI
..... Hideyuki KUMAKI	
研究ノート Students Perception of a Content-Learning Tasked Based Activity that Uses Authentic Material to Promote Meaningful Conversation Garth BRENNAN
..... Garth BRENNAN	

第33巻第2号 平成25年2月

論 文

ナノテクノロジー規制政策の立案構造と 科学的知識基盤としての学界の役割 —バイオテクノロジー規制政策を例として— 堅 尾 和 夫
..... 堅 尾 和 夫	
「国家代表等に対する犯罪防止処罰条約」 における裁判管轄権規定 (2・完) 安 藤 貴 世
—絶対的普遍的管轄権の設定をめぐる起草過程の検討—	
..... 安 藤 貴 世	
IL CODICE BARBARICINO と S'IMBIATU —サルディニア法の国法外性と土着性— 石 渡 利 康
..... 石 渡 利 康	
欧米女性が見た明治期の日本：日本女性観を中心に 梅 本 順 子
..... 梅 本 順 子	
ミレニアム目標達成に向けた貧困改善手法の考察 福 井 千 鶴
..... 福 井 千 鶴	
研究ノート Simplifying the teaching of articles (a, an, the) to the Japanese English Language Learner Paul A. R. ROWAN
..... Paul A. R. ROWAN	
Design choices and issues in Likert-item questionnaires Marcus GRANDON
..... Marcus GRANDON	

第34巻第1号 平成25年10月

論 文

詐欺・強迫規定の起草過程 小 野 健太郎
..... 小 野 健太郎	
人の移動規制と州権 —南北戦争前のアメリカを中心に— 加 藤 洋 子
..... 加 藤 洋 子	
ペティ租税論の実践的性格 —国富の増進— 吉 田 克 己
..... 吉 田 克 己	
古典派の貿易論	

-小林 通
『北極環境保護戦略（AEPS）』と
フィンランドの外交イニシアティブ
.....大西 富士夫
黄興と宮崎滔天の関係
—辛亥革命における宮崎滔天と家族の役割—
.....井上 桂子
ネイティブ・アメリカンと貧困
.....武井 勲
サルヴァートル・アダモの“Tombe la neige”
—アダモ私論1：「白と黒の心象詩」に関する考察—
.....石渡 利康
Motivational Differences for Students Learning Languages
..... Hideyuki KUMAKI
資 料
Anthropological Study of Folk Medical Practices
in the Multi-ethnic Settings of North Sumatra, Indonesia
..... Masanori YOSHIDA

第34巻第2号 平成26年2月

論 文

- 日中のICT産業の比較研究
.....豊川 和治
先進国のディスインフレと中国の物価動向
.....法専 充男
ペティの『賢者一言』と戦時租税論
.....吉田 克己
中国のサービス産業の発展に対する一考察
.....陳 文 挙
東アジアにおけるエネルギー協力体制の確立
.....岡本 博之
ラフカディオ・ハーンとジョージ・ワシントン・ケイブル：
「クレオール」の文学という視点から
.....梅本 順子
100年が経過する南米日系社会の形成と変容
.....福井 千鶴
「エイδος」(Εἶδος) と「影」
—影の見方に関する小考—
.....石渡 利康
レイモンド・チャンドラーから村上春樹へ
—仮説のモラルの構築—
.....岡田 善明
Exploring student attitudes toward video-based lessons
..... Marcus GRANDON
研究ノート
明治期の強迫（民法96条）規定に関する学説・判例の展開
.....小野 健太郎

執筆者一覧

〈掲載順〉

豊川 和治	日本大学国際関係学部	教授
法専 充男	日本大学国際関係学部	教授
吉田 克己	日本大学国際関係学部	教授
陳 文挙	日本大学国際関係学部	准教授
岡本 博之	日本大学国際関係学部	非常勤講師
梅本 順子	日本大学国際関係学部	教授
福井 千鶴	日本大学国際関係学部	教授
石渡 利康	日本大学国際関係学部	名誉教授
岡田 善明	日本大学国際関係学部	非常勤講師
Marcus GRANDON	日本大学国際関係学部	非常勤講師
小野健太郎	日本大学国際関係学部	教授

国際関係研究

第34巻 第2号

平成26年2月28日 発行

編集者 佐藤 三武朗
発行者 日本大学国際関係学部
発行所 国際関係研究所
〒411-8555 静岡県三島市文教町2丁目31番145号
電話 055-980-0808
FAX 055-980-0879
印刷所 みどり美術印刷株式会社
〒410-0058 静岡県沼津市沼北町2丁目16番19号

ISSN 1345—7861

STUDIES IN
INTERNATIONAL RELATIONS

VoL.34 No.2 February 2014

Institute of International Relations

College of International Relations

Nihon University

Mishima, Japan

<http://www.ir.nihon-u.ac.jp/>